

投資信託説明書  
(請求目論見書)

使用開始日 2022.12.10

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド  
2030／2035／2040／2045／2050  
／2055／2060／2065  
(確定拠出年金)  
〈愛称:あすへのそなえ〉

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030(確定拠出年金)、同 2035(確定拠出年金)、同 2040(確定拠出年金)、同 2045(確定拠出年金)、同 2050(確定拠出年金)、同 2055(確定拠出年金)、同 2060(確定拠出年金)、同 2065(確定拠出年金)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年12月9日に関東財務局長に提出しており、2022年12月10日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## ◆◆◆ファンドの設定にあたって◆◆◆

退職後の資産形成に一層の自助努力が求められるなか、確定拠出年金の活用も進んできています。長寿化が進行するなかで、退職後に資金不足に陥らないためにも、現役時における資産運用の必要性が高まっています。

一方で、多忙な現役世代の方々にとって、自力でポートフォリオを構築し、管理することは難しいと感じることもあると思います。

そこで、投資家のみなさまの退職時期などの目標年次をターゲット・イヤーとし、その年まで資産配分の変更をファンド側で計画的に実施するソリューションをご提供いたします。

当ファンドは日本を含む先進国の株式・債券に分散投資を行いますが、基本資産配分の設計においては、個人のライフサイクル等を勘案し、ターゲット・イヤーに向けて、資産配分の推移を設定しています。ファンドの設定当初は、より大きな値上がり期待を享受するために、値動きの大きい株式などの組み入れ比率を高めた運用を行います。しかしながら、値動きの大きい資産は、不意の大幅な下落の影響も受けやすいため、ターゲット・イヤーが近づくにつれ、不意の値下がりを避けるための運用がより重要になってきます。そこで、ターゲット・イヤーが近づくにつれて株式の組み入れ比率を徐々に引き下げ、値動きの小さな資産である債券の組み入れ比率を引き上げていく運用を行います。

また、長期間の運用ではコスト抑制のメリットが大きくなります。当ファンドは日本を含む世界の株式、公社債への投資にあたり、インデックスファンドを活用することにより運用コストの抑制を図っております。

投資家のみなさまのゆとりある老後に向けた資産形成に貢献すべく、当ファンドを設定・運用いたします。

2015年12月

三菱UFJ国際投信

## 目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	79
第3【ファンドの経理状況】	85
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	332
第三部【委託会社等の情報】	333
第1【委託会社等の概況】	333
約款	363

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2030」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2035」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2040」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2045」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2050」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2055」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2060」とします。)

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金) (ファンドの愛称を「あすへのそなえ 2065」とします。)

(上記8ファンドの愛称を「あすへのそなえ」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

(7) 【申込期間】

2022年12月10日から2023年12月8日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに関し取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ( )	E T F	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX  その他 ( )	条件付運用型  ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券	(隔月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	エマージング				その他 ( )
不動産投信						
その他資産 (投資信託証 券(資産複合 (株式、債 券、短期金融 資産)資産配 分変更型))						

資産複合 ( )						
-------------	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

	大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資



		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

### 投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。

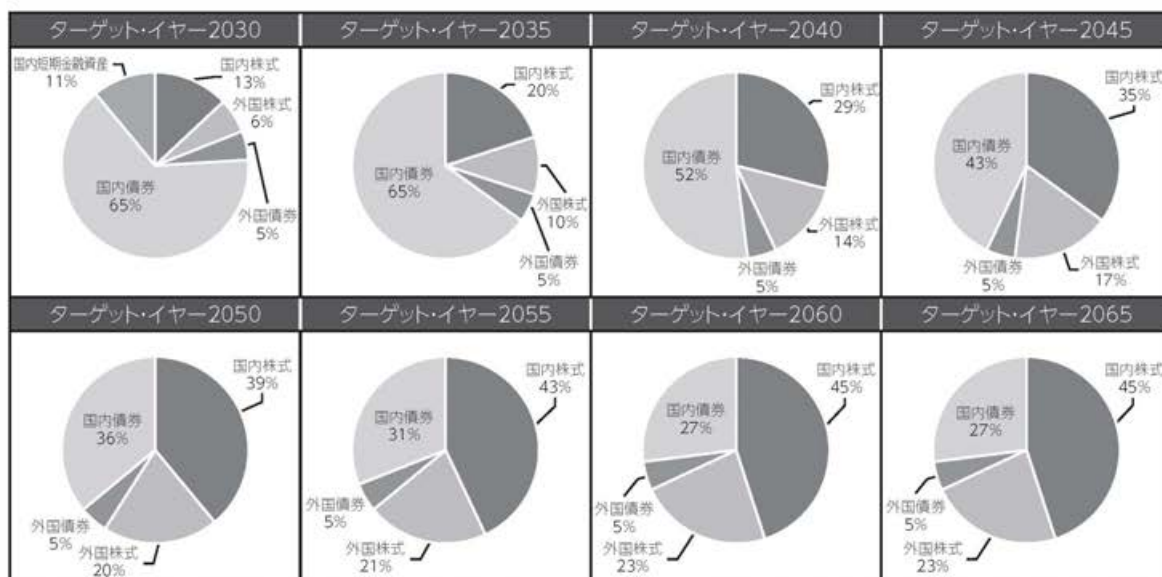
- マザーファンドへの投資を通じて各資産に実質的な投資を行います。

### <マザーファンドの主要投資対象と運用目標>

	主要投資対象	運用目標
TOPIXマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国株式インデックスマザーファンド	外国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
日本債券インデックスマザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
外国債券インデックスマザーファンド	外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
マネー・マーケット・マザーファンド	国内短期公社債等	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

### 運用方法 運用プロセス

投資家のみなさまの退職時期等の目標年次を「ターゲット・イヤー」とし、2030年、2035年、2040年、2045年、2050年、2055年、2060年、2065年をターゲット・イヤーとする8つのファンドからお選びいただけます。



1 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)、三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)をそれぞれ「ターゲット・イヤー2030」、「ターゲット・イヤー2035」、「ターゲット・イヤー2040」、「ターゲット・イヤー2045」、「ターゲット・イヤー2050」、「ターゲット・イヤー2055」、「ターゲット・イヤー2060」、「ターゲット・イヤー2065」といいます。

2 四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。

3 2022年9月末現在の基本資産配分です。



ターゲット・イヤーが近づくにしたがいリスクを漸減させ、ターゲット・イヤー到達後は投資比率を一定にすることを基本とします。

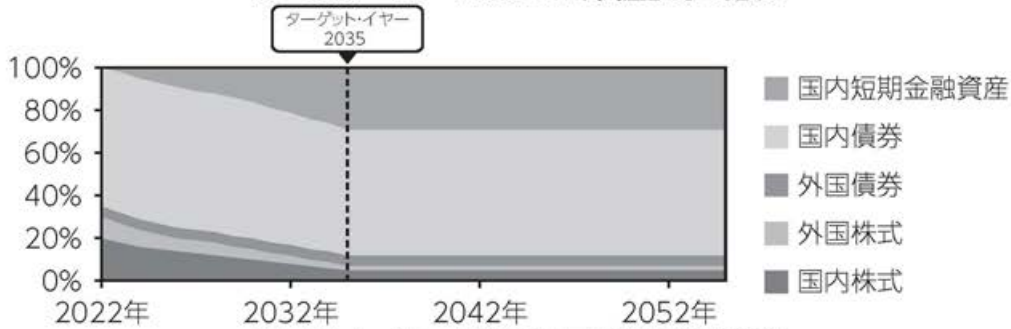
- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤーに接近する(運用期間が経過する)にしたがい安定性資産の比率を引き上げてリスクを漸減させます。
- 各ファンドにおいて、ターゲット・イヤー到達後は、安定性資産等を中心に各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

1 安定性資産とは、国内債券および国内短期金融資産をいいます。

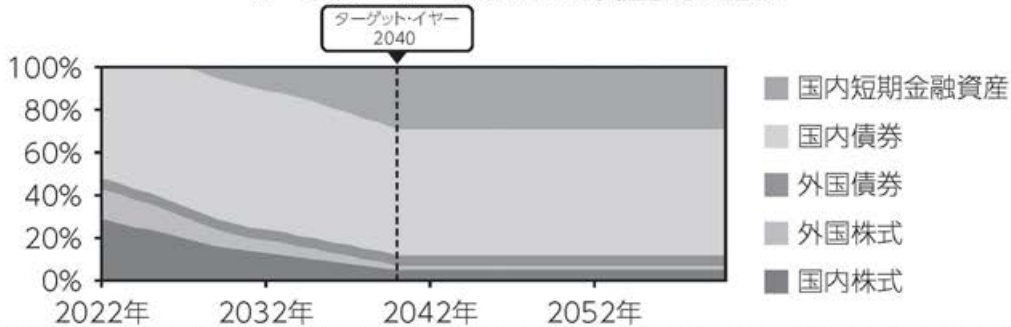
<ターゲット・イヤー2030の基本資産配分の推移>



<ターゲット・イヤー2035の基本資産配分の推移>

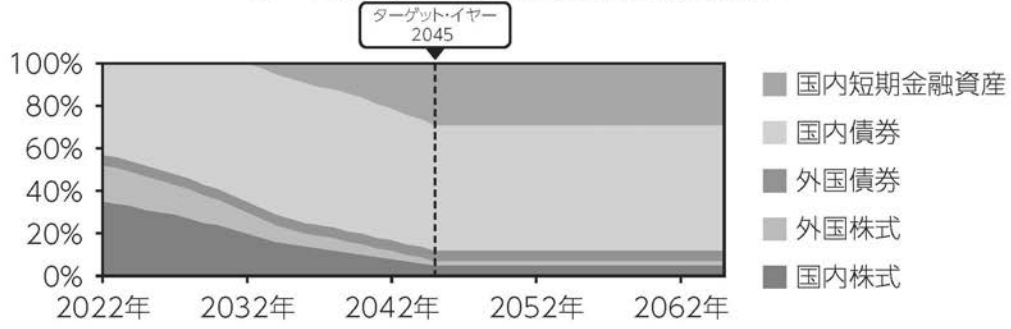


<ターゲット・イヤー2040の基本資産配分の推移>

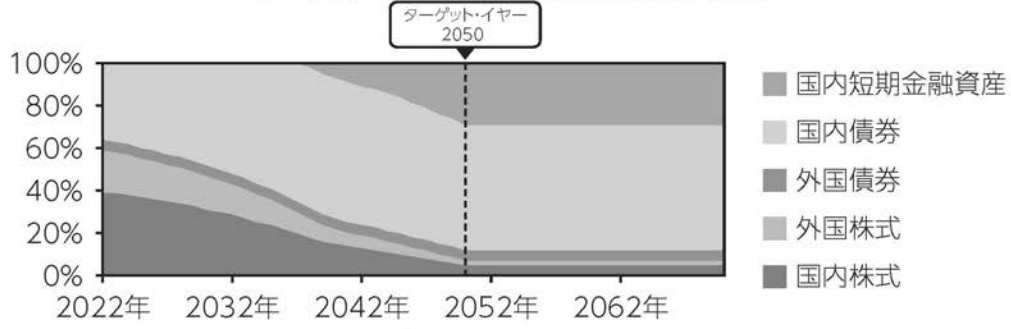


1 2022年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

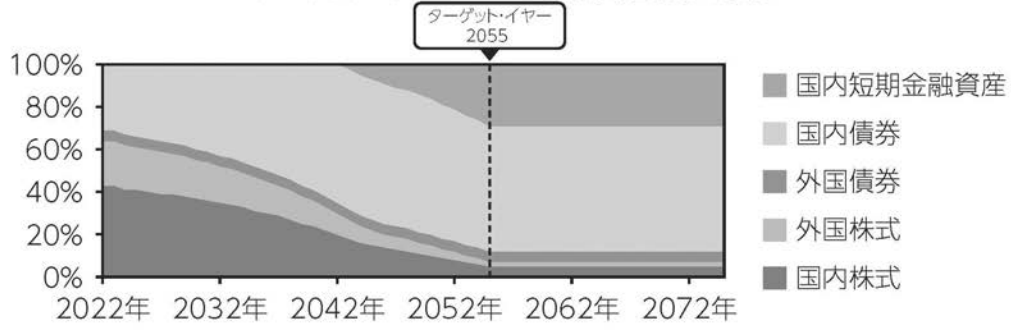
<ターゲット・イヤー2045の基本資産配分の推移>



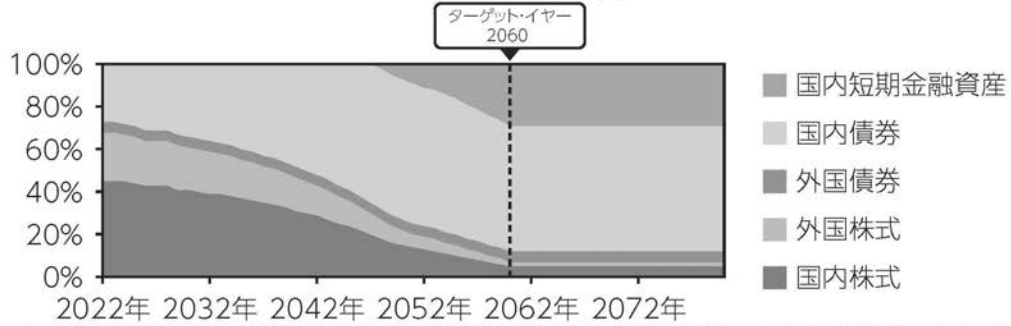
<ターゲット・イヤー2050の基本資産配分の推移>



<ターゲット・イヤー2055の基本資産配分の推移>

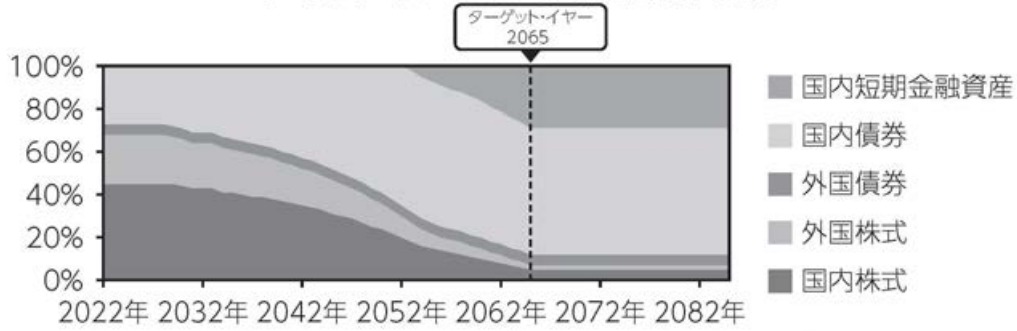


<ターゲット・イヤー2060の基本資産配分の推移>



❗ 2022年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

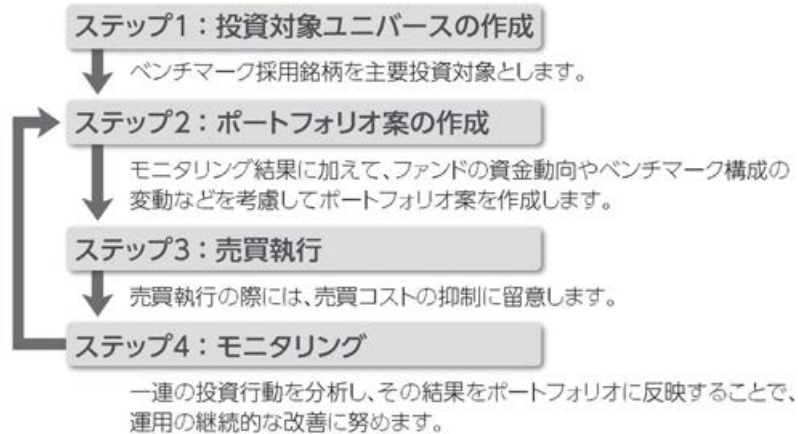
<ターゲット・イヤー2065の基本資産配分の推移>



❗ 2022年9月末現在に計画している基本資産配分の推移であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

<マザーファンドの運用プロセス>

(マネー・マーケット・マザーファンドを除きます。)



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

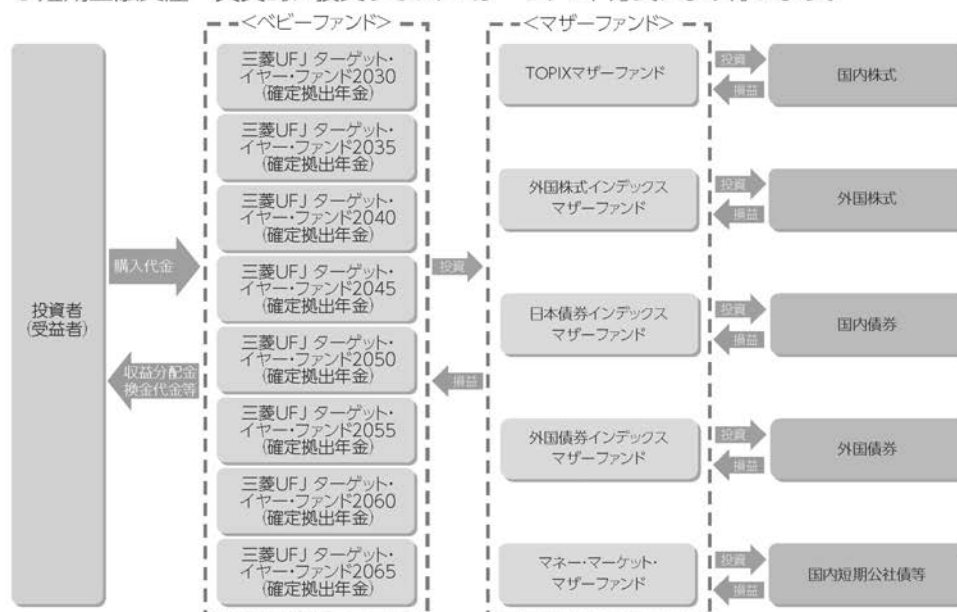
📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。



実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❶ 確定拠出年金プランによっては、取り扱わないファンドがある場合があります。

## ■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## ■分配方針

- ・年1回の決算時(9月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。





## 指数について

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【ファンドの沿革】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金)」  
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)」  
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)」  
 2015年12月18日 設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金)」  
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)」  
 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)」  
 2017年12月11日 設定日、信託契約締結、運用開始

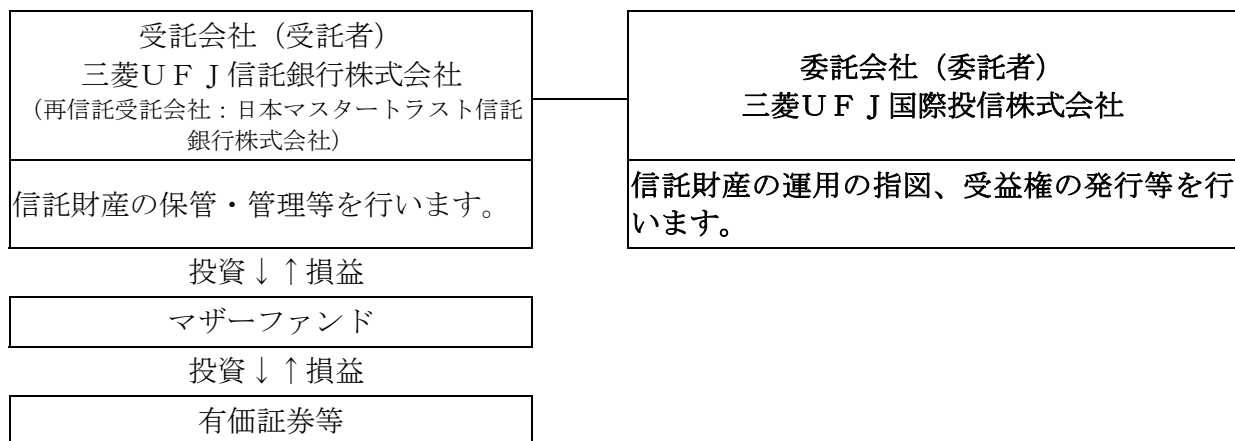
「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金)」  
 2018年12月11日 設定日、信託契約締結、運用開始

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金)」  
 2020年9月30日 設定日、信託契約締結、運用開始

### (3)【ファンドの仕組み】

#### ①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家 (受益者)	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	



## ②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## ③委託会社の概況（2022年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。



TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

2030年の決算日（第15計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式24%、外国株式12%、国内債券59%および外国債券5%とします。

2030年の決算日の翌日（第16計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）」

2035年の決算日（第18計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式29%、外国株式14%、国内債券52%および外国債券5%とします。

2035年の決算日の翌日（第19計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）」

2040年の決算日（第25計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式37%、外国株式18%、国内債券40%および外国債券5%とします。

2040年の決算日の翌日（第26計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」

2045年の決算日（第28計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式39%、外国株式20%、国内債券36%および外国債券5%とします。

2045年の決算日の翌日（第29計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）」

2050年の決算日（第35計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式44%、外国株式22%、国内債券29%および外国債券5%と

します。

2050年の決算日の翌日（第36計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）」

2055年の決算日（第38計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることにによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2055年の決算日の翌日（第39計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」

2060年の決算日（第42計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることにによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2060年の決算日の翌日（第43計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」

2065年の決算日（第45計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることにによりリスクを漸減させる運用をめざします。

当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

2065年の決算日の翌日（第46計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下 16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## ③金融商品の指図範囲

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060（確定拠出年金）」

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065（確定拠出年金）」

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの

#### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <マザーファンドの概要>

### TOPIXマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

##### ①投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

##### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### 外国株式インデックスマザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

##### (運用方法)

###### ①投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

###### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 日本債券インデックスマザーファンド

### (基本方針)

この投資信託は、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引を行うことができます。

⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 外国債券インデックスマザーファンド

### (基本方針)

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連

動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

マネー・マーケット・マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

②投資態度

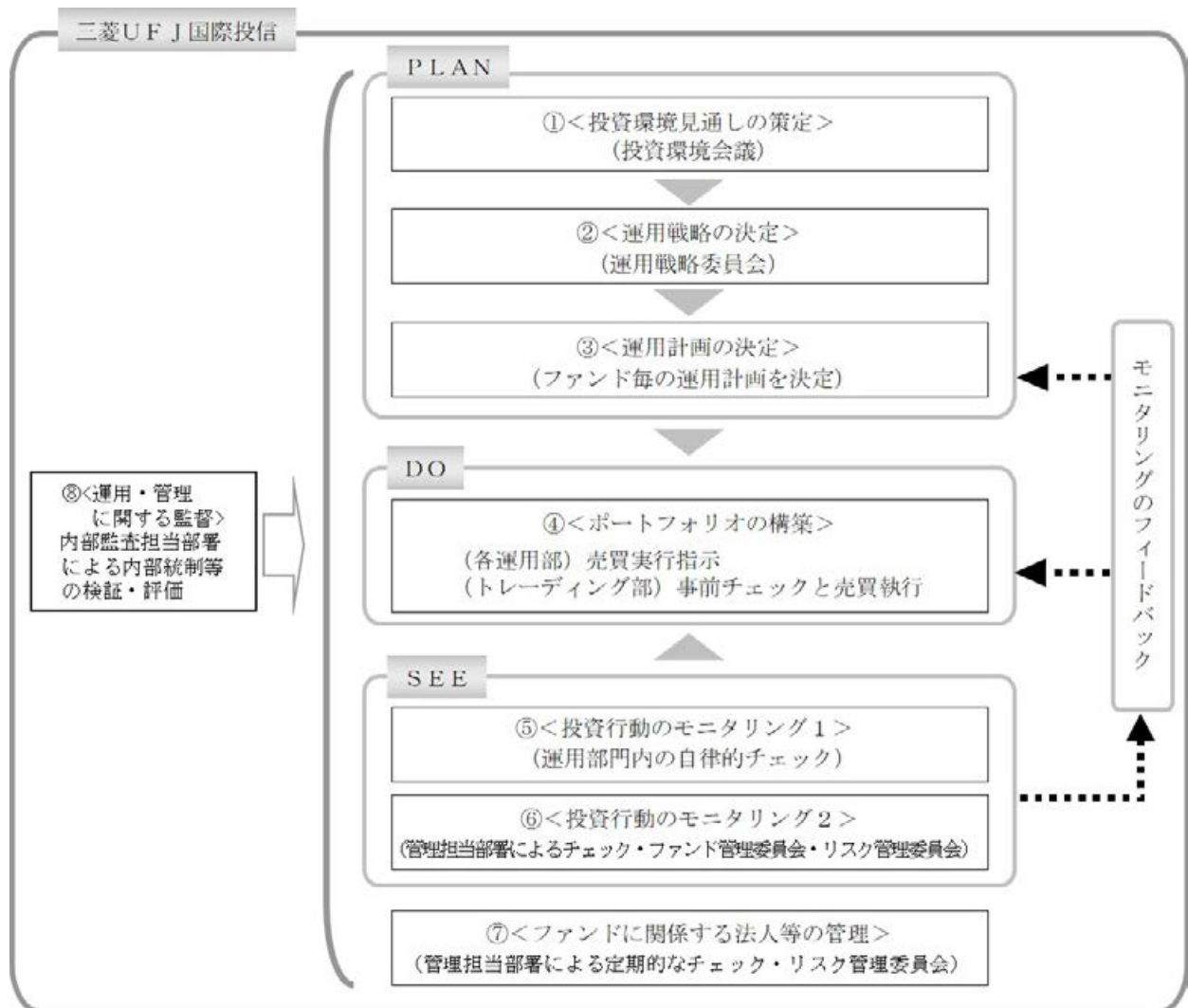
わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資は行いません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③有価証券先物取引等を行うことができます。
- ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

### (3)【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に關係する監督



内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

##### ①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取

引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### ⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑩金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に

100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

<b>価格変動 リスク</b>	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
<b>為替変動 リスク</b>	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
<b>信用リスク</b>	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
<b>流動性 リスク</b>	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

#### ※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### ②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### ④内部監査担当部署

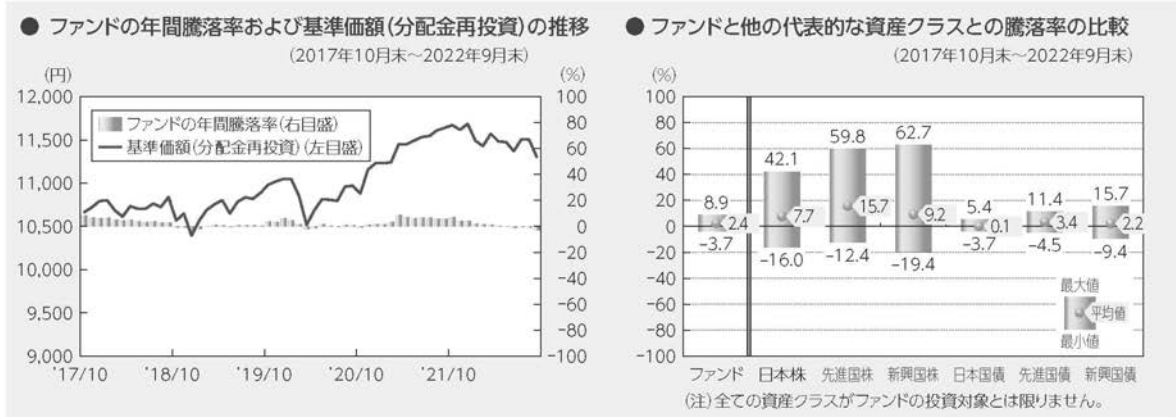
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

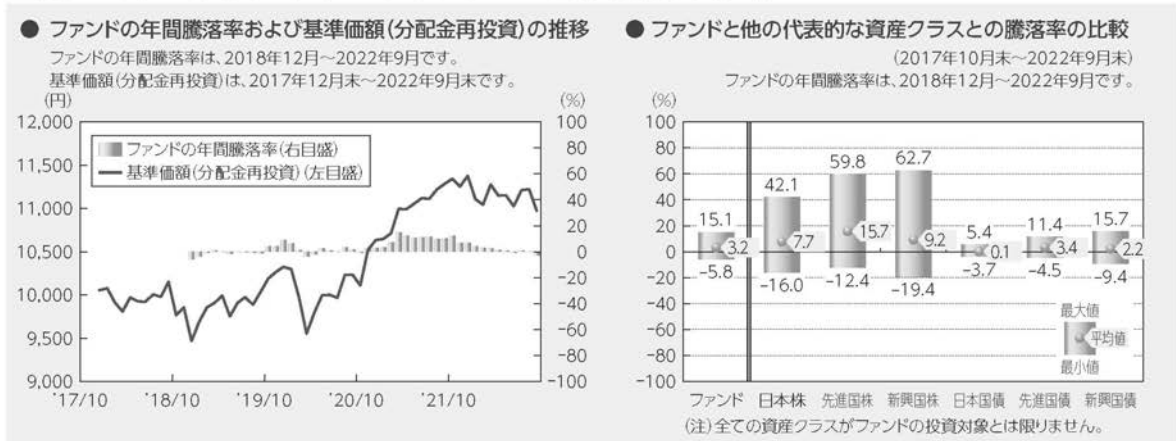
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)

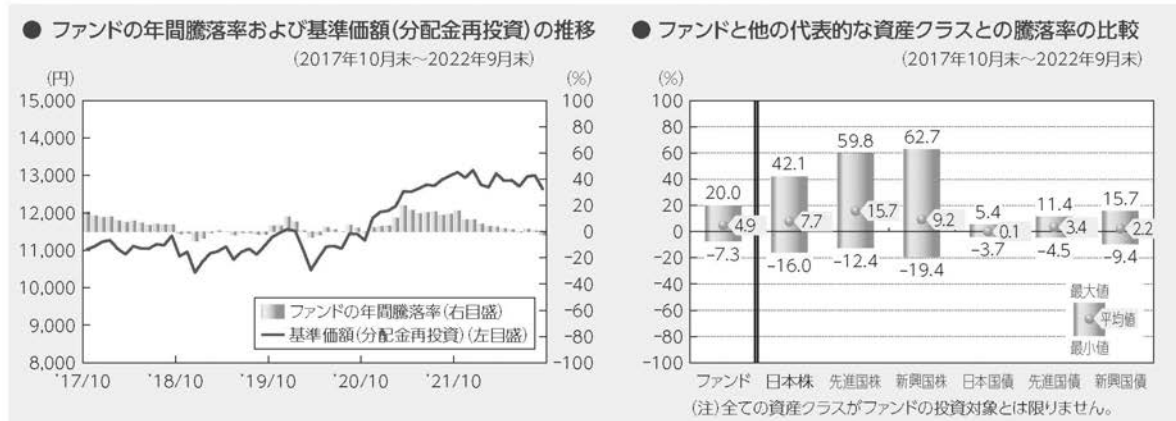


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

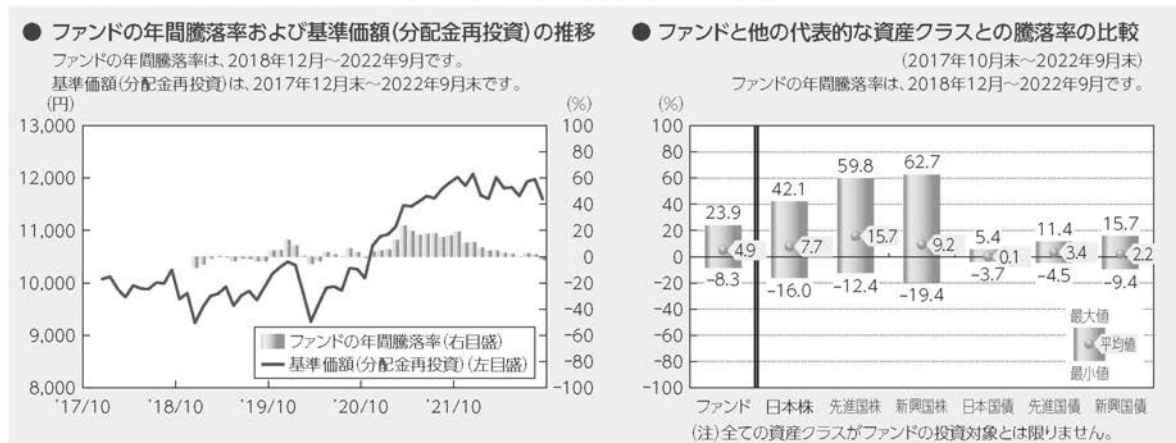


## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

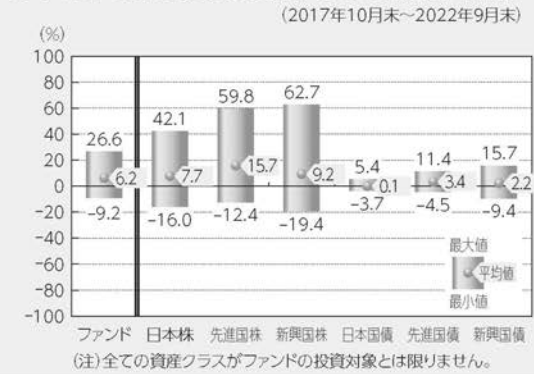
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2022年9月です。

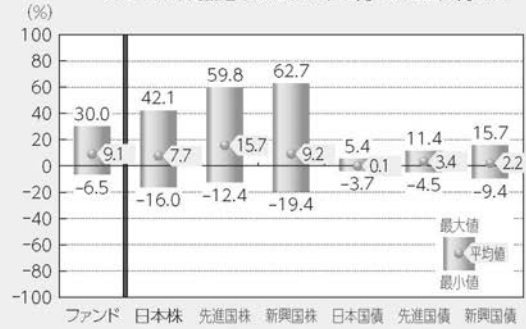
基準価額(分配金再投資)は、2018年12月末～2022年9月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)

ファンドの年間騰落率は、2019年12月～2022年9月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2022年9月です。

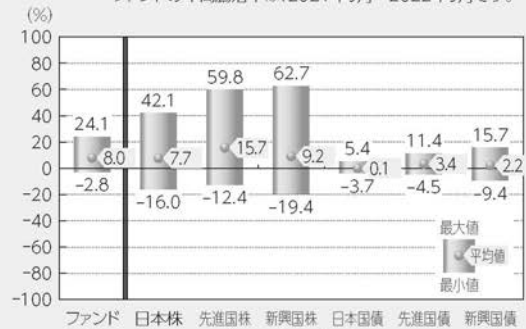
基準価額(分配金再投資)は、2020年9月末～2022年9月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末～2022年9月末)

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2022年9月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

##### (3) 【信託報酬等】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2025年9月10日までの場合	年0.374% (税抜 年0.34%)
2025年9月11日から2030年9月10日の場合	年0.308% (税抜 年0.28%)
2030年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜 年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2025年9月10日までの場合	0.15%	0.15%	0.04%
2025年9月11日から 2030年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2030年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035（確定拠出年金）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2020年9月11日から2030年9月10日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2030年9月11日から2035年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2035年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2020年9月11日から 2030年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2030年9月11日から 2035年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2035年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040（確定拠出年金）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2025年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2025年9月11日から2035年9月10日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2035年9月11日から2040年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2040年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2025年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2025年9月11日から 2035年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2035年9月11日から 2040年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2040年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2030年9月10日までの場合	年0.396% (税抜 年0.36%)
2030年9月11日から2040年9月10日の場合	年0.374% (税抜 年0.34%)
2040年9月11日から2045年9月11日の場合	年0.308% (税抜 年0.28%)
2045年9月12日以降の場合	年0.242% (税抜 年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2030年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2030年9月11日から 2040年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%

2040年9月11日から 2045年9月11日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2045年9月12日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2035年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2035年9月11日から2045年9月11日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2045年9月12日から2050年9月12日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2050年9月13日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2035年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2035年9月11日から 2045年9月11日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2045年9月12日から 2050年9月12日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2050年9月13日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等

販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2040年9月10日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2040年9月11日から2050年9月12日の場合	年0.374% (税抜年0.34%)
2050年9月13日から2055年9月10日の場合	年0.308% (税抜年0.28%)
2055年9月11日以降の場合	年0.242% (税抜年0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2040年9月10日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2040年9月11日から 2050年9月12日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2050年9月13日から 2055年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2055年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2045年9月11日までの場合	年0.396% (税抜年0.36%)
2045年9月12日から2055年9月10日の場合	年0.374%

	(税抜 年 0.34%)
2055年9月11日から2060年9月10日の場合	年 0.308% (税抜 年 0.28%)
2060年9月11日以降の場合	年 0.242% (税抜 年 0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2045年9月11日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2045年9月12日から 2055年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2055年9月11日から 2060年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2060年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

計算期間 <sup>(注)</sup>	信託報酬率
2050年9月12日までの場合	年 0.396% (税抜 年 0.36%)
2050年9月13日から2060年9月10日の場合	年 0.374% (税抜 年 0.34%)
2060年9月11日から2065年9月10日の場合	年 0.308% (税抜 年 0.28%)
2065年9月11日以降の場合	年 0.242% (税抜 年 0.22%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。



- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

計算期間 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
2050年9月12日までの場合	0.16%	0.16%	0.04%
2050年9月13日から 2060年9月10日の場合	0.15%	0.15%	0.04%
2060年9月11日から 2065年9月10日の場合	0.12%	0.12%	0.04%
2065年9月11日以降の場合	0.09%	0.09%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(注) 休日に変更となった場合は、日付が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンドおよび外国債券インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

## ①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## ◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 9 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）】

#### (1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	14,812,363,269	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	148,809,001	0.99
純資産総額		14,961,172,270	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	7,478,682,566	1.3065	9,771,584,047	1.3000	9,722,287,335	64.98
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	892,865,999	2.2998	2,053,466,454	2.1682	1,935,912,059	12.94
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,474,959,330	1.0181	1,501,656,094	1.0182	1,501,803,589	10.04
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	200,171,303	4.8698	974,796,003	4.4706	894,885,827	5.98
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	324,219,689	2.3969	777,127,207	2.3363	757,474,459	5.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

###### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年9月12日)	3,163,282	3,163,282	9,680	9,680
第2計算期間末日 (平成29年9月11日)	147,711,428	147,711,428	10,395	10,395
第3計算期間末日 (平成30年9月10日)	222,991,141	222,991,141	10,638	10,638
第4計算期間末日 (令和1年9月10日)	490,650,770	490,650,770	10,851	10,851
第5計算期間末日 (令和2年9月10日)	2,093,920,696	2,093,920,696	10,965	10,965
第6計算期間末日 (令和3年9月10日)	4,325,256,541	4,325,256,541	11,706	11,706
第7計算期間末日 (令和4年9月12日)	11,034,738,990	11,034,738,990	11,518	11,518
令和3年9月末日	6,494,592,886	—	11,640	—
10月末日	6,759,571,392	—	11,670	—
11月末日	6,967,439,170	—	11,617	—
12月末日	7,601,357,051	—	11,685	—
令和4年1月末日	7,774,672,073	—	11,490	—
2月末日	8,035,356,907	—	11,429	—
3月末日	8,724,953,324	—	11,571	—
4月末日	9,190,176,536	—	11,482	—
5月末日	9,464,561,191	—	11,475	—
6月末日	9,598,280,829	—	11,370	—
7月末日	10,695,022,395	—	11,506	—
8月末日	10,871,063,551	—	11,503	—
9月末日	14,961,172,270	—	11,303	—

② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1 計算期間	△3.20
第2 計算期間	7.38
第3 計算期間	2.33
第4 計算期間	2.00
第5 計算期間	1.05
第6 計算期間	6.75
第7 計算期間	△1.60

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1 計算期間	3,267,919	—	3,267,919
第2 計算期間	154,321,239	15,489,854	142,099,304
第3 計算期間	106,482,794	38,973,089	209,609,009
第4 計算期間	279,403,656	36,857,847	452,154,818
第5 計算期間	1,576,441,133	118,989,891	1,909,606,060
第6 計算期間	2,064,865,967	279,640,003	3,694,832,024
第7 計算期間	6,582,833,915	697,472,199	9,580,193,740

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

(1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,304,301,964	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	73,367,111	0.99
純資産総額		7,377,669,075	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受	日本債券インデックスマザーファン	3,638,786,918	1.3067	4,754,879,359	1.3000	4,730,422,993	64.12

	益証券	ド						
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	675,989,256	2.3019	1,556,059,780	2.1682	1,465,679,904	19.87
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	164,585,242	4.8744	802,269,326	4.4706	735,794,782	9.97
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	159,399,172	2.3974	382,146,072	2.3363	372,404,285	5.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 9 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 30 年 9 月 10 日)	23,478,202	23,478,202	9,865	9,865
第 2 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 10 日)	159,571,075	159,571,075	9,970	9,970
第 3 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 10 日)	992,543,936	992,543,936	10,232	10,232
第 4 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 10 日)	2,107,539,807	2,107,539,807	11,376	11,376
第 5 計算期間末日 (令和 4 年 9 月 12 日)	5,695,674,755	5,695,674,755	11,276	11,276
令和 3 年 9 月末日	3,191,474,779	—	11,285	—
10 月末日	3,321,889,529	—	11,342	—
11 月末日	3,404,914,773	—	11,254	—
12 月末日	3,817,069,264	—	11,376	—
令和 4 年 1 月末日	3,904,587,109	—	11,107	—
2 月末日	4,026,418,996	—	11,044	—
3 月末日	4,398,919,393	—	11,277	—

4 月末日	4,571,424,488	—	11,148	—
5 月末日	4,751,050,775	—	11,150	—
6 月末日	4,895,142,753	—	11,025	—
7 月末日	5,459,651,482	—	11,210	—
8 月末日	5,611,839,188	—	11,223	—
9 月末日	7,377,669,075	—	10,973	—

## ②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△1.35
第 2 計算期間	1.06
第 3 計算期間	2.62
第 4 計算期間	11.18
第 5 計算期間	△0.87

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	24,925,133	1,126,259	23,798,874
第 2 計算期間	150,328,384	14,074,610	160,052,648
第 3 計算期間	892,830,669	82,870,310	970,013,007
第 4 計算期間	997,597,903	114,979,045	1,852,631,865
第 5 計算期間	3,473,234,760	274,626,465	5,051,240,160

## 【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

### (1)【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,401,370,405	99.01

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	74,341,679	0.99
純資産総額		7,475,712,084	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本債券インデックスマザーファン ド	2,954,401,013	1.3067	3,860,515,804	1.3000	3,840,721,316	51.38
日本	親投資信託受 益証券	TOPIXマザーファンド	990,878,124	2.3030	2,282,070,716	2.1682	2,148,421,948	28.74
日本	親投資信託受 益証券	外国株式インデックスマザーファン ド	231,802,696	4.8811	1,131,453,100	4.4706	1,036,297,132	13.86
日本	親投資信託受 益証券	外国債券インデックスマザーファン ド	160,908,278	2.3983	385,911,917	2.3363	375,930,009	5.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年9月12日)	1,689,104	1,689,104	9,342	9,342
第2計算期間末日 (平成29年9月11日)	120,459,324	120,459,324	10,519	10,519



第3計算期間末日	(平成30年9月10日)	211,100,530	211,100,530	10,984	10,984
第4計算期間末日	(令和1年9月10日)	485,276,001	485,276,001	11,020	11,020
第5計算期間末日	(令和2年9月10日)	1,551,166,416	1,551,166,416	11,439	11,439
第6計算期間末日	(令和3年9月10日)	2,964,237,261	2,964,237,261	13,127	13,127
第7計算期間末日	(令和4年9月12日)	5,968,772,026	5,968,772,026	13,107	13,107
	令和3年9月末日	3,662,748,791	—	12,993	—
	10月末日	3,825,481,872	—	13,085	—
	11月末日	3,909,578,662	—	12,940	—
	12月末日	4,231,640,690	—	13,141	—
	令和4年1月末日	4,263,532,882	—	12,754	—
	2月末日	4,355,693,674	—	12,682	—
	3月末日	4,785,364,852	—	13,052	—
	4月末日	4,922,601,196	—	12,860	—
	5月末日	5,115,288,468	—	12,871	—
	6月末日	5,205,697,218	—	12,709	—
	7月末日	5,730,844,538	—	12,969	—
	8月末日	5,867,404,674	—	13,004	—
	9月末日	7,475,712,084	—	12,641	—

## ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△6.58
第2計算期間	12.59
第3計算期間	4.42
第4計算期間	0.32
第5計算期間	3.80
第6計算期間	14.75
第7計算期間	△0.15

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,808,058	—	1,808,058
第2計算期間	116,582,341	3,871,416	114,518,983
第3計算期間	102,928,864	25,265,473	192,182,374
第4計算期間	273,481,532	25,316,670	440,347,236
第5計算期間	987,113,947	71,382,507	1,356,078,676
第6計算期間	1,030,313,262	128,197,385	2,258,194,553
第7計算期間	2,595,476,935	299,959,924	4,553,711,564

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）】

(1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,489,842,100	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	45,121,074	0.99
純資産総額		4,534,963,174	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,477,274,120	1.3067	1,930,354,093	1.3000	1,920,456,356	42.35
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	726,894,895	2.2984	1,670,695,952	2.1682	1,576,053,511	34.75
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	171,096,048	4.8679	832,879,150	4.4706	764,901,992	16.87
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	97,774,362	2.3976	234,432,873	2.3363	228,430,241	5.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成30年9月10日)	15,108,774	15,108,774	9,837	9,837
第2計算期間末日 (令和1年9月10日)	77,621,673	77,621,673	9,816	9,816
第3計算期間末日 (令和2年9月10日)	550,251,454	550,251,454	10,269	10,269
第4計算期間末日 (令和3年9月10日)	1,295,870,947	1,295,870,947	12,057	12,057
第5計算期間末日 (令和4年9月12日)	2,974,637,281	2,974,637,281	12,104	12,104
令和3年9月末日	1,679,713,735	—	11,917	—
10月末日	1,761,401,037	—	12,017	—
11月末日	1,797,673,377	—	11,854	—
12月末日	1,940,208,295	—	12,079	—
令和4年1月末日	1,960,974,573	—	11,671	—
2月末日	2,019,481,443	—	11,605	—
3月末日	2,266,388,194	—	12,015	—
4月末日	2,326,734,176	—	11,809	—
5月末日	2,434,117,330	—	11,824	—
6月末日	2,523,149,448	—	11,661	—
7月末日	2,822,012,209	—	11,933	—
8月末日	2,924,759,796	—	11,979	—
9月末日	4,534,963,174	—	11,599	—

② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第1 計算期間	0 円
第2 計算期間	0 円
第3 計算期間	0 円
第4 計算期間	0 円
第5 計算期間	0 円

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1 計算期間	△1.63
第2 計算期間	△0.21
第3 計算期間	4.61
第4 計算期間	17.41
第5 計算期間	0.38

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1 計算期間	15,849,641	491,195	15,358,446
第2 計算期間	77,368,247	13,652,892	79,073,801
第3 計算期間	480,167,932	23,415,332	535,826,401
第4 計算期間	610,955,955	72,024,430	1,074,757,926
第5 計算期間	1,528,725,272	145,872,001	2,457,611,197

### 【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）】

#### (1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,605,066,136	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	46,275,807	0.99
純資産総額		4,651,341,943	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	830,537,395	2.3008	1,910,974,941	2.1682	1,800,771,179	38.72
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	1,266,492,162	1.3068	1,655,051,958	1.3000	1,646,439,810	35.40
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	206,548,978	4.8755	1,007,032,466	4.4706	923,397,861	19.85
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	100,354,101	2.3982	240,672,497	2.3363	234,457,286	5.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

### ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年9月12日)	2,174,386	2,174,386	9,145	9,145
第2計算期間末日 (平成29年9月11日)	68,939,089	68,939,089	10,530	10,530
第3計算期間末日 (平成30年9月10日)	139,517,902	139,517,902	11,113	11,113
第4計算期間末日 (令和1年9月10日)	279,142,420	279,142,420	11,040	11,040
第5計算期間末日 (令和2年9月10日)	850,896,790	850,896,790	11,608	11,608
第6計算期間末日 (令和3年9月10日)	1,767,070,146	1,767,070,146	13,863	13,863
第7計算期間末日 (令和4年9月12日)	3,374,627,164	3,374,627,164	13,965	13,965
令和3年9月末日	2,078,275,838	—	13,687	—
10月末日	2,163,151,096	—	13,815	—
11月末日	2,197,648,120	—	13,605	—

12 月末日	2,336,713,140	—	13,896	—
令和 4 年 1 月末日	2,370,070,492	—	13,386	—
2 月末日	2,410,036,178	—	13,310	—
3 月末日	2,692,710,039	—	13,833	—
4 月末日	2,768,085,382	—	13,572	—
5 月末日	2,879,741,739	—	13,595	—
6 月末日	2,944,062,266	—	13,399	—
7 月末日	3,207,462,567	—	13,736	—
8 月末日	3,306,782,681	—	13,799	—
9 月末日	4,651,341,943	—	13,312	—

## ② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円

## ③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△8.55
第 2 計算期間	15.14
第 3 計算期間	5.53
第 4 計算期間	△0.65
第 5 計算期間	5.14
第 6 計算期間	19.42
第 7 計算期間	0.73

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	2,377,795	—	2,377,795
第 2 計算期間	67,846,488	4,753,439	65,470,844
第 3 計算期間	89,621,216	29,550,834	125,541,226
第 4 計算期間	152,123,052	24,819,648	252,844,630

第5計算期間	531,772,622	51,604,031	733,013,221
第6計算期間	654,011,397	112,385,606	1,274,639,012
第7計算期間	1,332,368,887	190,514,733	2,416,493,166

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）】

(1) 【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,202,975,600	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	22,138,891	0.99
純資産総額		2,225,114,491	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	438,575,466	2.2989	1,008,279,895	2.1682	950,919,325	42.74
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	517,000,831	1.3067	675,564,986	1.3000	672,101,080	30.21
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	104,515,435	4.8660	508,579,431	4.4706	467,246,703	21.00
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	48,242,303	2.3969	115,634,530	2.3363	112,708,492	5.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成30年9月10日)	15,351,502	15,351,502	9,816	9,816
第2計算期間末日 (令和1年9月10日)	64,536,551	64,536,551	9,725	9,725
第3計算期間末日 (令和2年9月10日)	228,684,116	228,684,116	10,265	10,265
第4計算期間末日 (令和3年9月10日)	636,036,250	636,036,250	12,441	12,441
第5計算期間末日 (令和4年9月12日)	1,508,952,369	1,508,952,369	12,546	12,546
令和3年9月末日	783,938,236	—	12,273	—
10月末日	826,140,032	—	12,391	—
11月末日	850,774,791	—	12,186	—
12月末日	907,500,368	—	12,465	—
令和4年1月末日	937,168,306	—	11,983	—
2月末日	954,284,969	—	11,914	—
3月末日	1,108,435,653	—	12,411	—
4月末日	1,143,684,501	—	12,164	—
5月末日	1,217,390,594	—	12,188	—
6月末日	1,271,130,591	—	12,005	—
7月末日	1,412,909,257	—	12,321	—
8月末日	1,472,123,904	—	12,385	—
9月末日	2,225,114,491	—	11,919	—

#### ② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

#### ③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△1.84



第2計算期間	△0.92
第3計算期間	5.55
第4計算期間	21.19
第5計算期間	0.84

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額)を控除した額を当該基準価額(分配の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	15,807,601	167,683	15,639,918
第2計算期間	59,246,242	8,521,526	66,364,634
第3計算期間	199,107,241	42,682,941	222,788,934
第4計算期間	358,434,404	69,973,636	511,249,702
第5計算期間	814,434,627	122,952,012	1,202,732,317

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)】

(1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,695,159,129	99.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	17,018,958	0.99
純資産総額		1,712,178,087	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	353,794,915	2.3065	816,028,243	2.1682	767,098,134	44.80
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	344,442,772	1.3066	450,048,926	1.3000	447,775,603	26.15
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	88,023,862	4.8914	430,563,911	4.4706	393,519,477	22.98
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	37,138,174	2.3982	89,066,679	2.3363	86,765,915	5.07

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 9 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 10 日)	22,238,624	22,238,624	10,270	10,270
第 2 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 10 日)	230,757,139	230,757,139	10,857	10,857
第 3 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 10 日)	707,449,557	707,449,557	13,237	13,237
第 4 計算期間末日 (令和 4 年 9 月 12 日)	1,574,416,271	1,574,416,271	13,400	13,400
令和 3 年 9 月末日	761,095,443	—	13,050	—
10 月末日	828,694,780	—	13,191	—
11 月末日	856,924,072	—	12,961	—
12 月末日	915,045,786	—	13,280	—
令和 4 年 1 月末日	974,702,220	—	12,739	—
2 月末日	995,423,227	—	12,667	—
3 月末日	1,147,420,878	—	13,233	—
4 月末日	1,181,971,952	—	12,954	—
5 月末日	1,261,489,531	—	12,982	—
6 月末日	1,329,768,755	—	12,781	—
7 月末日	1,435,558,285	—	13,135	—
8 月末日	1,501,291,247	—	13,209	—
9 月末日	1,712,178,087	—	12,692	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	2.70
第 2 計算期間	5.71
第 3 計算期間	21.92
第 4 計算期間	1.23

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	22,173,546	519,382	21,654,164
第 2 計算期間	268,459,553	77,568,532	212,545,185
第 3 計算期間	498,496,575	176,601,883	534,439,877
第 4 計算期間	919,249,973	278,728,272	1,174,961,578

### 【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）】

#### (1)【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	639,265,318	99.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6,426,926	1.00
純資産総額		645,692,244	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
------	----	-----	----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	133,486,020	2.3088	308,199,045	2.1682	289,424,388	44.82
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	129,885,340	1.3066	169,714,845	1.3000	168,850,942	26.15
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	33,156,855	4.8994	162,451,388	4.4706	148,231,035	22.96
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	14,021,724	2.3986	33,633,095	2.3363	32,758,953	5.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

### ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (令和3年9月10日)	111,124,543	111,124,543	12,098	12,098
第2計算期間末日 (令和4年9月12日)	631,651,379	631,651,379	12,247	12,247
令和3年9月末日	135,778,582	—	11,928	—
10月末日	157,044,801	—	12,055	—
11月末日	172,749,375	—	11,846	—
12月末日	180,908,673	—	12,138	—
令和4年1月末日	193,193,855	—	11,644	—
2月末日	233,637,634	—	11,578	—
3月末日	325,633,949	—	12,096	—
4月末日	379,597,857	—	11,840	—
5月末日	428,122,176	—	11,867	—

6月末日	455,677,640	—	11,681	—
7月末日	554,914,084	—	12,004	—
8月末日	597,853,499	—	12,072	—
9月末日	645,692,244	—	11,599	—

## ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	20.98
第2計算期間	1.23

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前の額）を控除した額を当該基準価額（分配前の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	129,136,747	37,284,043	91,852,704
第2計算期間	529,051,503	105,126,812	515,777,395

(参考)

TOPIXマザーファンド

投資状況

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	760,493,247,860	98.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	9,584,983,888	1.24
純資産総額		770,078,231,748	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	11,346,480,000	1.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	14,776,000	2,173.24	32,111,833,339	1,876.00	27,719,776,000	3.60
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,030,400	12,497.27	25,374,471,219	9,286.00	18,854,294,400	2.45
日本	株式	キーエンス	電気機器	293,700	55,228.72	16,220,675,390	47,900.00	14,068,230,000	1.83
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,564,900	3,679.20	13,115,980,461	3,906.00	13,924,499,400	1.81
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	18,712,000	782.20	14,636,638,000	651.50	12,190,868,000	1.58
日本	株式	任天堂	その他製品	1,829,600	6,412.94	11,733,123,500	5,854.00	10,710,478,400	1.39
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,318,700	4,154.61	9,633,314,270	4,243.00	9,838,244,100	1.28
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,547,600	3,650.73	9,300,601,593	3,767.00	9,596,809,200	1.25
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,558,900	6,265.49	9,767,286,536	6,114.00	9,531,114,600	1.24
日本	株式	第一三共	医薬品	2,351,200	2,870.05	6,748,079,719	4,042.00	9,503,550,400	1.23
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,907,200	5,397.13	10,293,418,954	4,900.00	9,345,280,000	1.21
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2,218,600	5,322.39	11,808,274,989	4,161.00	9,231,594,600	1.20
日本	株式	HOYA	精密機器	617,700	13,974.16	8,631,842,394	13,880.00	8,573,676,000	1.11
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,074,500	4,149.38	8,607,899,766	4,024.00	8,347,788,000	1.08
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,093,100	4,606.67	9,642,226,524	3,968.00	8,305,420,800	1.08
日本	株式	ダイキン工業	機械	354,000	22,882.19	8,100,298,796	22,295.00	7,892,430,000	1.02
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,369,700	3,444.98	8,163,591,892	3,137.00	7,433,748,900	0.97
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	205,700	60,185.15	12,380,087,064	35,700.00	7,343,490,000	0.95
日本	株式	信越化学工業	化学	503,100	18,733.90	9,425,025,100	14,330.00	7,209,423,000	0.94
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4,817,300	1,508.14	7,265,170,020	1,446.50	6,968,224,450	0.90
日本	株式	三井物産	卸売業	2,243,500	3,350.03	7,515,807,870	3,089.00	6,930,171,500	0.90
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,668,700	2,452.82	6,545,848,139	2,565.00	6,845,215,500	0.89
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,913,900	4,135.64	7,915,203,172	3,501.00	6,700,563,900	0.87
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	329,400	23,147.43	7,624,766,452	19,705.00	6,490,827,000	0.84
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,070,400	5,468.71	5,853,715,680	5,806.00	6,214,742,400	0.81
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,832,900	1,624.08	6,224,942,046	1,562.50	5,988,906,250	0.78
日本	株式	村田製作所	電気機器	884,100	8,302.94	7,340,630,533	6,632.00	5,863,351,200	0.76
日本	株式	日本電産	電気機器	720,000	9,677.11	6,967,522,304	8,130.00	5,853,600,000	0.76
日本	株式	ファナック	電気機器	284,500	21,942.73	6,242,709,382	20,260.00	5,763,970,000	0.75

日本	株式	SMC	機械	94,900	68,555.58	6,505,924,727	58,220.00	5,525,078,000	0.72
----	----	-----	----	--------	-----------	---------------	-----------	---------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	0.29
	建設業	2.24
	食料品	3.54
	繊維製品	0.47
	パルプ・紙	0.19
	化学	6.08
	医薬品	5.65
	石油・石炭製品	0.51
	ゴム製品	0.69
	ガラス・土石製品	0.72
	鉄鋼	0.80
	非鉄金属	0.74
	金属製品	0.57
	機械	5.15
	電気機器	16.36
	輸送用機器	7.51
	精密機器	2.81
	その他製品	2.53
	電気・ガス業	1.24
	陸運業	3.31
	海運業	0.51
	空運業	0.48
	倉庫・運輸関連業	0.16
	情報・通信業	9.15
	卸売業	5.58
	小売業	4.64
	銀行業	5.28
	証券、商品先物取引業	0.73
	保険業	2.24
その他金融業	1.13	
不動産業	2.01	
サービス業	5.40	
	小計	98.76
合計		98.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 22年12月限	買建	618	円	11,659,989,900	11,346,480,000	1.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

#### 外国株式インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位: 円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,236,522,059,903	70.64
	イギリス	73,774,091,710	4.21
	カナダ	63,480,963,506	3.63
	スイス	51,218,721,877	2.93
	フランス	49,141,089,512	2.81
	オーストラリア	37,229,089,155	2.13
	ドイツ	35,508,335,013	2.03
	オランダ	25,622,313,476	1.46
	スウェーデン	15,974,405,761	0.91
	香港	13,333,401,074	0.76
	デンマーク	12,555,444,252	0.72
	スペイン	11,519,640,654	0.66
	イタリア	7,886,208,811	0.45
	シンガポール	5,971,100,632	0.34
	フィンランド	4,761,019,743	0.27
	ベルギー	3,787,712,920	0.22
	ノルウェー	3,768,542,837	0.22
	アイルランド	2,777,388,931	0.16
	イスラエル	2,686,907,918	0.15
	ルクセンブルグ	1,105,127,544	0.06
ポルトガル	898,968,162	0.05	
ニュージーランド	826,095,061	0.05	
オーストリア	814,546,210	0.05	



	小計	1,661,163,174,662	94.89
投資証券	アメリカ	34,655,850,854	1.98
	オーストラリア	1,959,629,936	0.11
	シンガポール	758,616,712	0.04
	イギリス	663,392,884	0.04
	香港	545,297,130	0.03
	フランス	510,357,519	0.03
	カナダ	159,270,367	0.01
	ベルギー	119,622,052	0.01
	小計	39,372,037,454	2.25
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	49,994,815,540	2.86
純資産総額		1,750,530,027,656	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	40,825,615,363	2.33
	買建	カナダ	1,868,392,028	0.11
	買建	ドイツ	5,883,537,264	0.34
	買建	オーストラリア	1,587,567,299	0.09
	買建	イギリス	2,213,175,395	0.13
	買建	スイス	1,609,837,555	0.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,374,412	21,228.47	92,862,115,241	20,632.52	90,255,181,573	5.16
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,920,081	37,649.31	72,289,725,039	34,392.37	66,036,145,782	3.77
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,475,063	15,476.26	38,304,741,651	16,624.18	41,145,912,624	2.35
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	714,015	35,693.88	25,485,968,126	38,839.49	27,731,978,524	1.58

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,627,720	16,280.98	26,500,890,275	14,107.39	22,962,881,176	1.31
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1,524,080	15,916.50	24,258,030,797	14,204.41	21,648,661,613	1.24
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	253,439	70,879.50	17,963,630,465	73,683.67	18,674,316,224	1.07
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	710,783	25,456.18	18,093,824,828	23,825.58	16,934,823,839	0.97
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,138,168	12,630.83	14,376,007,167	12,841.75	14,616,069,825	0.83
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	347,384	44,527.80	15,468,248,044	39,037.87	13,561,134,836	0.77
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	619,709	26,814.46	16,617,166,102	19,753.53	12,241,441,624	0.70
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	794,671	17,069.70	13,564,801,724	15,373.02	12,216,500,805	0.70
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	648,076	21,872.27	14,174,895,011	18,637.04	12,078,222,872	0.69
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	759,778	17,899.83	13,599,900,562	15,832.68	12,029,325,592	0.69
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	677,019	23,967.61	16,226,534,074	17,695.78	11,980,380,634	0.68
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	444,838	28,589.30	12,717,610,707	26,074.48	11,598,923,360	0.66
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	278,021	41,044.21	11,411,154,496	40,304.96	11,205,627,314	0.64
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	504,063	23,401.56	11,795,862,104	20,964.14	10,567,249,166	0.60
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	218,266	42,170.38	9,204,362,027	47,788.74	10,430,658,893	0.60
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	478,263	21,908.89	10,478,215,234	20,667.28	9,884,396,865	0.56
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	234,874	47,211.43	11,088,738,984	41,527.16	9,753,651,047	0.56
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,516,084	7,186.01	10,894,607,033	6,394.80	9,695,068,518	0.55
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,113,669	9,250.64	10,302,157,251	8,191.90	9,123,066,974	0.52
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	373,159	24,651.68	9,198,997,176	24,126.79	9,003,130,360	0.51
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライ	189,027	48,576.63	9,182,295,452	47,582.74	8,994,423,539	0.51

			フサイエ ンス						
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,962,918	5,093.95	9,999,018,576	4,439.87	8,715,109,770	0.50
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	683,716	12,938.09	8,845,981,843	12,546.33	8,578,132,306	0.49
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生 活必需品 小売り	119,403	70,750.21	8,447,788,339	69,361.09	8,281,922,683	0.47
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	105,732	75,822.65	8,016,880,840	74,810.29	7,909,842,016	0.45
アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生 活必需品 小売り	408,448	20,930.25	8,548,919,807	19,151.12	7,822,237,683	0.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	5.30
	素材	3.99
	資本財	5.79
	商業・専門サービス	1.20
	運輸	1.86
	自動車・自動車部品	2.35
	耐久消費財・アパレル	1.52
	消費者サービス	1.81
	メディア・娯楽	5.32
	小売	4.89
	食品・生活必需品小売り	1.56
	食品・飲料・タバコ	4.31
	家庭用品・パーソナル用品	1.76
	ヘルスケア機器・サービス	4.83
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ サイエンス	9.01
	銀行	5.67
	各種金融	4.54
	保険	3.10
	不動産	0.33
	ソフトウェア・サービス	10.64
テクノロジー・ハードウェアおよび機 器	6.55	
電気通信サービス	1.44	

	公益事業	3.19
	半導体・半導体製造装置	3.95
	小計	94.89
投資証券	—	2.25
合計		97.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和4年9月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2212	買建	1,543	アメリカドル	307,292,439.79	44,499,018,205	281,925,387.5	40,825,615,363	2.33
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602212	買建	79	カナダドル	18,610,293.25	1,968,969,026	17,659,660	1,868,392,028	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2212	買建	1,265	ユーロ	44,818,881	6,378,623,144	41,340,200	5,883,537,264	0.34
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2212	買建	103	オーストラリアドル	17,680,458.25	1,664,968,753	16,858,525	1,587,567,299	0.09
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2212	買建	199	イギリスポンド	14,564,358.75	2,355,348,096	13,685,230	2,213,175,395	0.13
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2212	買建	107	スイスフラン	11,497,387.95	1,708,281,901	10,834,820	1,609,837,555	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

#### 日本債券インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	581,961,144,390	82.99
地方債証券	日本	38,821,662,458	5.54
特殊債券	日本	34,801,282,772	4.96
社債券	日本	40,381,107,000	5.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,294,760,239	0.75
純資産総額		701,259,956,859	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	593,200,000	0.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 3 6 3 回利付国債 (10 年)	14,790,000,000	98.86	14,621,407,000	98.46	14,563,565,100	0.100000	2031/6/20	2.08
日本	国債証券	第 1 4 4 回利付国債 (5 年)	8,360,000,000	100.43	8,396,666,000	100.39	8,392,854,800	0.100000	2025/6/20	1.20
日本	国債証券	第 3 4 6 回利付国債 (10 年)	8,330,000,000	100.46	8,368,429,300	100.28	8,354,073,700	0.100000	2027/3/20	1.19
日本	国債証券	第 3 6 7 回利付国債 (10 年)	8,270,000,000	99.84	8,257,107,700	99.57	8,234,687,100	0.200000	2032/6/20	1.17
日本	国債証券	第 3 5 9 回利付国債 (10 年)	7,370,000,000	99.21	7,312,017,400	98.82	7,283,549,900	0.100000	2030/6/20	1.04
日本	国債証券	第 1 4 9 回利付国債 (5 年)	7,130,000,000	100.03	7,132,817,800	100.00	7,130,000,000	0.005000	2026/9/20	1.02
日本	国債証券	第 1 4 6 回利付国債 (5 年)	7,060,000,000	100.45	7,092,084,400	100.43	7,090,640,400	0.100000	2025/12/20	1.01
日本	国債証券	第 3 4 9 回利付国債 (10 年)	6,940,000,000	100.24	6,957,187,600	100.05	6,943,539,400	0.100000	2027/12/20	0.99
日本	国債証券	第 4 3 3 回利付国債 (2 年)	6,750,000,000	100.16	6,761,384,000	100.11	6,758,032,500	0.005000	2024/2/1	0.96
日本	国債証券	第 1 5 0 回利付国債 (5 年)	6,700,000,000	100.02	6,701,746,800	99.93	6,695,712,000	0.005000	2026/12/20	0.95
日本	国債証券	第 3 5 0 回利付国債 (10 年)	6,640,000,000	100.21	6,654,234,000	99.97	6,638,140,800	0.100000	2028/3/20	0.95
日本	国債証券	第 3 6 2 回利付国債 (10 年)	6,710,000,000	98.47	6,607,679,200	98.55	6,612,906,300	0.100000	2031/3/20	0.94
日本	国債証券	第 3 5 6 回利付国債 (10 年)	6,630,000,000	99.56	6,601,090,900	99.38	6,588,960,300	0.100000	2029/9/20	0.94
日本	国債証券	第 3 5 8 回利付国債 (10 年)	6,650,000,000	99.31	6,604,659,000	98.97	6,581,704,500	0.100000	2030/3/20	0.94
日本	国債証券	第 1 4 3 回利付国債 (5 年)	6,460,000,000	100.42	6,487,232,400	100.36	6,483,837,400	0.100000	2025/3/20	0.92
日本	国債証券	第 3 4 5 回利付国債 (10 年)	6,340,000,000	100.46	6,369,164,000	100.33	6,361,302,400	0.100000	2026/12/20	0.91
日本	国債証券	第 1 3 7 回利付国債 (20 年)	5,542,000,000	114.28	6,333,896,380	113.48	6,289,061,600	1.700000	2032/6/20	0.90
日本	国債証券	第 1 3 8 回利付国債 (5 年)	6,250,000,000	100.27	6,267,062,500	100.24	6,265,187,500	0.100000	2023/12/20	0.89
日本	国債証券	第 4 3 4 回利付国債 (2 年)	6,100,000,000	100.13	6,107,934,000	100.11	6,106,832,000	0.005000	2024/3/1	0.87
日本	国債証券	第 3 6 1 回利付国債	6,050,000,000	98.97	5,988,151,400	98.63	5,967,296,500	0.100000	2030/12/20	0.85

		債(10年)								
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	6,010,000,000	99.16	5,960,050,000	99.18	5,960,898,300	0.100000	2029/12/20	0.85
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	5,800,000,000	99.94	5,796,632,000	99.72	5,783,876,000	0.100000	2028/12/20	0.82
日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	5,700,000,000	100.40	5,723,199,000	100.18	5,710,659,000	0.100000	2027/6/20	0.81
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	5,770,000,000	99.16	5,721,918,500	98.75	5,697,932,700	0.100000	2030/9/20	0.81
日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	5,630,000,000	100.15	5,638,522,300	99.88	5,623,581,800	0.100000	2028/6/20	0.80
日本	国債証券	第153回利付国債(5年)	5,410,000,000	99.98	5,409,243,500	99.71	5,394,743,800	0.005000	2027/6/20	0.77
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	5,380,000,000	99.79	5,368,824,500	99.61	5,359,340,800	0.100000	2029/3/20	0.76
日本	国債証券	第141回利付国債(5年)	5,240,000,000	100.34	5,257,836,800	100.29	5,255,405,600	0.100000	2024/9/20	0.75
日本	国債証券	第134回利付国債(20年)	4,545,000,000	114.82	5,218,794,050	114.16	5,188,844,700	1.800000	2032/3/20	0.74
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	5,180,000,000	99.75	5,167,436,000	99.50	5,154,203,600	0.100000	2029/6/20	0.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	82.99
地方債証券	5.54
特殊債券	4.96
社債券	5.76
合計	99.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和4年9月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物22年12月限	買建	4	円	595,244,400	593,200,000	0.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

#### 外国債券インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和4年9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
-------	------	------	---------

国債証券	アメリカ	169,281,968,675	52.18
	フランス	26,779,749,526	8.25
	イタリア	23,713,782,829	7.31
	ドイツ	19,694,135,491	6.07
	スペイン	15,903,164,350	4.90
	イギリス	13,403,679,863	4.13
	中国	9,018,283,707	2.78
	カナダ	6,549,710,778	2.02
	ベルギー	6,023,128,813	1.86
	オランダ	5,120,432,393	1.58
	オーストラリア	4,824,826,100	1.49
	オーストリア	4,102,395,759	1.26
	メキシコ	2,631,315,575	0.81
	アイルランド	2,014,070,678	0.62
	フィンランド	1,752,933,365	0.54
	マレーシア	1,622,657,548	0.50
	シンガポール	1,391,078,068	0.43
	ポーランド	1,289,485,832	0.40
	イスラエル	1,196,746,773	0.37
	デンマーク	1,083,776,909	0.33
スウェーデン	776,599,978	0.24	
ノルウェー	643,877,249	0.20	
小計	318,817,800,259	98.27	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,624,335,254	1.73
純資産総額		324,442,135,513	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	14,600,000	13,355.82	1,949,950,640	12,882.43	1,880,835,270	0.750000	2026/3/31	0.58
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	13,040,000	14,547.74	1,897,026,386	14,241.72	1,857,120,821	2.750000	2023/11/15	0.57
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	14,130,000	12,539.44	1,771,823,757	11,759.59	1,661,630,092	1.250000	2031/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	13,900,000	12,610.29	1,752,831,051	11,820.11	1,642,996,159	1.375000	2031/11/15	0.51
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	11,730,000	14,293.19	1,676,592,305	13,956.06	1,637,046,278	2.000000	2024/5/31	0.50

アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	11,510,000	14,417.64	1,659,471,011	13,643.25	1,570,338,248	2.875000	2028/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	11,580,000	14,523.88	1,681,866,058	13,447.53	1,557,224,170	2.875000	2032/5/15	0.48
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	12,300,000	13,194.58	1,622,934,315	12,325.25	1,516,006,272	1.875000	2032/2/15	0.47
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	12,350,000	13,013.15	1,607,124,549	12,212.68	1,508,266,857	1.625000	2031/5/15	0.46
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	12,980,000	12,277.73	1,593,650,453	11,585.93	1,503,853,886	0.875000	2030/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	12,380,000	12,504.86	1,548,102,114	11,766.94	1,456,747,645	1.125000	2031/2/15	0.45
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 240331	10,160,000	14,357.68	1,458,740,820	14,031.86	1,425,637,254	2.125000	2024/3/31	0.44
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	12,260,000	12,061.08	1,478,689,528	11,394.17	1,396,925,388	0.625000	2030/8/15	0.43
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 240915	10,000,000	13,709.43	1,370,943,422	13,451.49	1,345,149,141	0.375000	2024/9/15	0.41
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 251130	10,150,000	13,273.30	1,347,240,680	12,863.20	1,305,614,878	0.375000	2025/11/30	0.40
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	9,100,000	14,443.66	1,314,373,621	14,079.37	1,281,223,444	2.500000	2024/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 260930	10,000,000	13,284.62	1,328,462,050	12,773.82	1,277,382,586	0.875000	2026/9/30	0.39
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231015	9,200,000	14,021.68	1,289,994,632	13,874.60	1,276,463,948	0.125000	2023/10/15	0.39
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 240115	9,100,000	13,917.59	1,266,501,472	13,724.14	1,248,896,875	0.125000	2024/1/15	0.38
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280331	9,950,000	13,160.74	1,309,493,637	12,532.28	1,246,962,585	1.250000	2028/3/31	0.38
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 240131	8,750,000	14,405.20	1,260,455,088	14,114.44	1,235,014,347	2.250000	2024/1/31	0.38
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 240815	8,390,000	14,306.18	1,200,288,910	13,999.05	1,174,520,648	2.375000	2024/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 271231	9,630,000	12,764.77	1,229,247,855	12,174.22	1,172,377,574	0.625000	2027/12/31	0.36
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231215	8,500,000	13,949.27	1,185,688,440	13,788.06	1,171,985,228	0.125000	2023/12/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	8,260,000	14,521.72	1,199,494,718	14,183.46	1,171,553,854	2.750000	2024/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	3 T-NOTE 251031	8,300,000	14,559.06	1,208,402,115	13,992.26	1,161,358,099	3.000000	2025/10/31	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	8,490,000	14,344.87	1,217,880,193	13,601.95	1,154,806,237	2.750000	2028/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 250831	8,250,000	14,434.61	1,190,855,782	13,906.28	1,147,268,538	2.750000	2025/8/31	0.35
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250215	8,110,000	14,178.93	1,149,911,659	13,763.73	1,116,239,149	2.000000	2025/2/15	0.34
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 250615	7,800,000	14,436.58	1,126,053,949	13,985.47	1,090,867,306	2.875000	2025/6/15	0.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.27
合計	98.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。



#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### マネー・マーケット・マザーファンド

#### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,584,032,631	100.00
純資産総額		3,584,032,631	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

##### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 《参考情報》

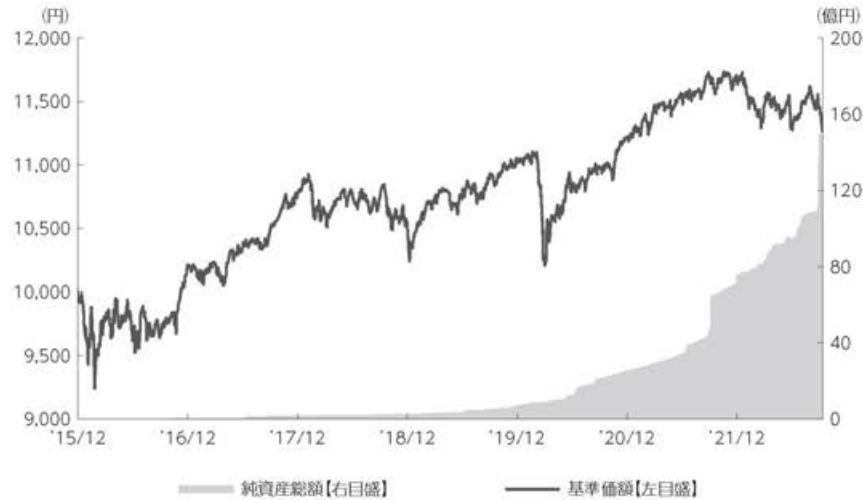


# 運用実績

2022年9月30日現在

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	11,303円
純資産総額	149.6億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
2018年9月	0円
2017年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	12.8%
国内債券	64.5%
外国株式	5.8%
外国債券	5.0%
コールローン他 (負債控除後)	11.9%
合計	100.0%

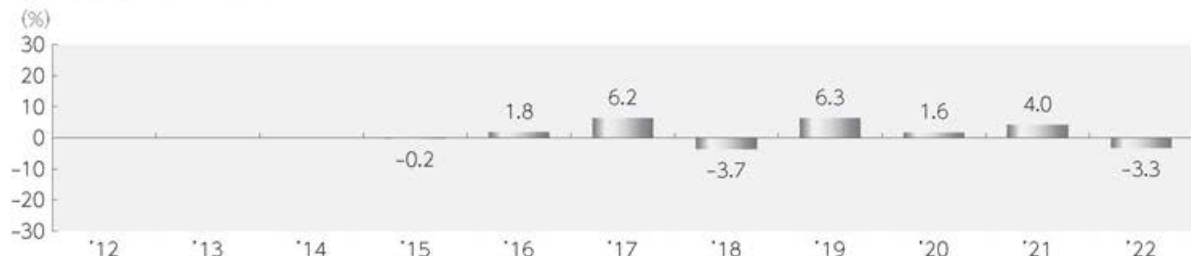
組入上位通貨	比率
1 円	88.9%
2 アメリカドル	7.2%
3 ユーロ	2.2%
4 イギリスポンド	0.5%
5 カナダドル	0.3%
6 オーストラリアドル	0.2%
7 スイスフラン	0.2%
8 中国元	0.1%
9 スウェーデンクローネ	0.1%
10 デンマーククローネ	0.1%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.5%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.3%
APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.3%
キーエンス	株式	電気機器	日本	0.2%
日本電信電話	株式	情報・通信業	日本	0.2%
第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.3%
第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.8%
第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.4%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

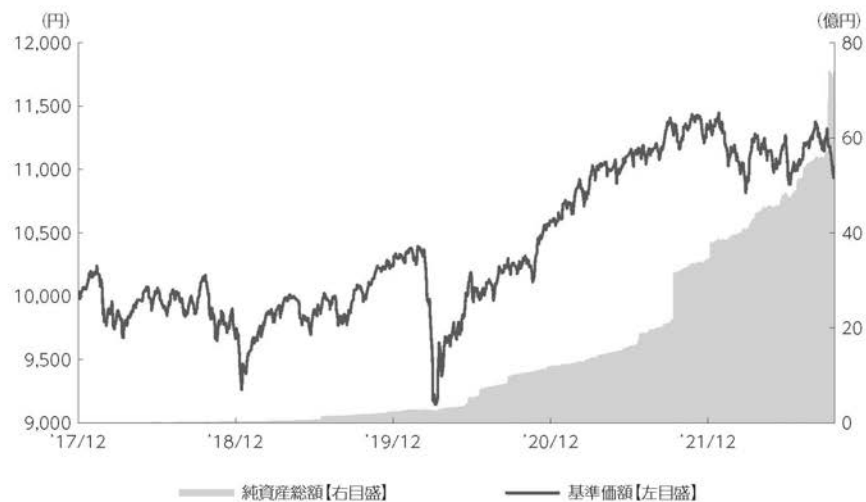


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,973円
純資産総額	73.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
2018年9月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	19.6%
国内債券	63.6%
外国株式	9.7%
外国債券	5.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.1%
合計	100.0%

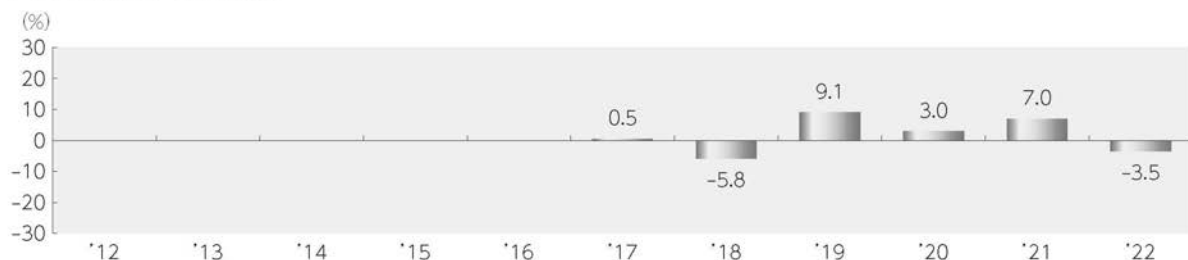
組入上位通貨	比率
1 円	85.0%
2 アメリカドル	10.1%
3 ユーロ	2.5%
4 イギリスポンド	0.6%
5 カナダドル	0.5%
6 オーストラリアドル	0.3%
7 スイスフラン	0.3%
8 中国元	0.1%
9 スウェーデンクローネ	0.1%
10 デンマーククローネ	0.1%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.7%
APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.5%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.5%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.4%
キーエンス	株式	電気機器	日本	0.4%
第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.3%
第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.8%
第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.6%
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- [国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

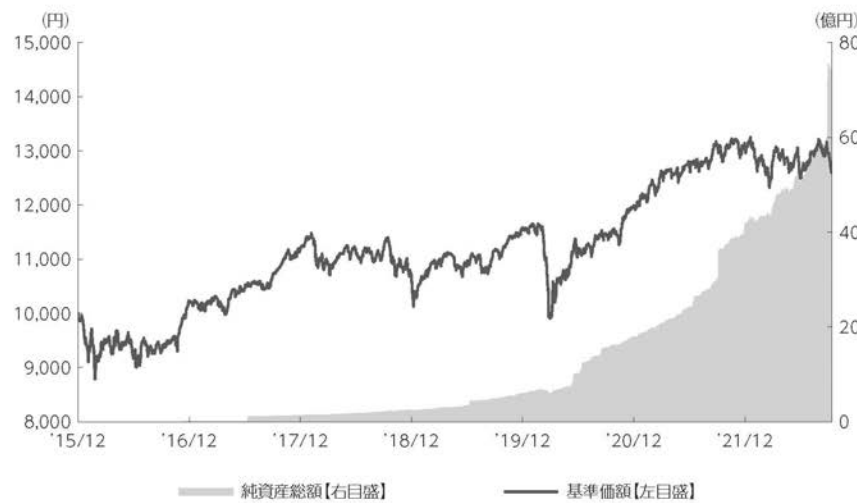


- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)

### ■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	12,641円
純資産総額	74.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年 9月	0円
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
2018年 9月	0円
2017年 9月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

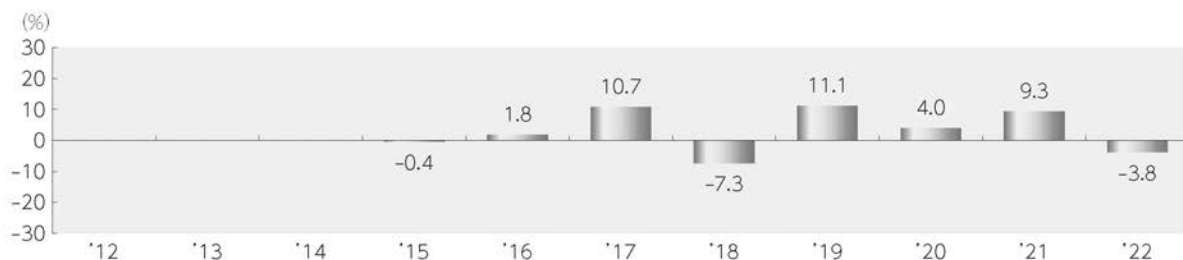
### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	28.4%	1 円	81.1%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.0%
国内債券	51.0%	2 アメリカドル	13.0%	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.7%
外国株式	13.5%	3 ユーロ	2.8%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.7%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	0.8%	キーエンス	株式	電気機器	日本	0.5%
		5 カナダドル	0.6%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.5%
		6 スイスフラン	0.4%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.1%
		7 オーストラリアドル	0.4%	第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.6%
		8 中国元	0.1%	第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
		9 スウェーデンクローネ	0.1%	第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
		10 デンマーククローネ	0.1%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.2%							
合計	100.0%							

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	0.9%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移

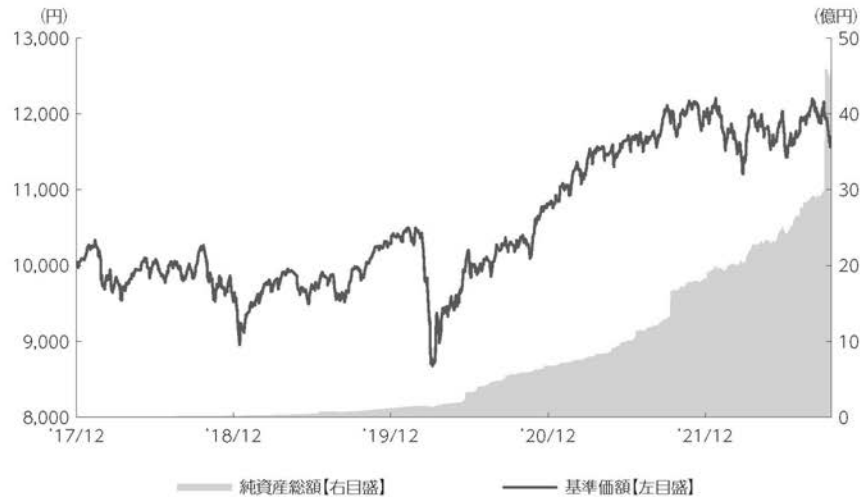


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)

## ■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)~2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	11,599円
純資産総額	45.3億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
2018年9月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万円当たり、税引前

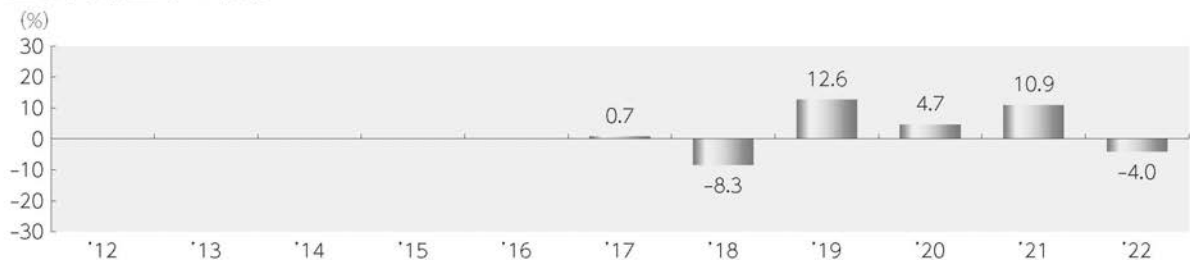
## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	34.3%	1 円	78.1%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.3%
国内債券	42.0%	2 アメリカドル	15.3%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	0.9%
外国株式	16.4%	3 ユーロ	3.1%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.9%
外国債券	4.9%	4 イギリスポンド	1.0%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.6%
		5 カナダドル	0.7%	キーエンス	株式	電気機器	日本	0.6%
		6 スイスフラン	0.5%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.9%
		7 オーストラリアドル	0.5%	第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.5%
		8 スウェーデンクローネ	0.2%	第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%	9 中国元	0.1%	第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
合計	100.0%	10 デンマーククローネ	0.1%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.0%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移

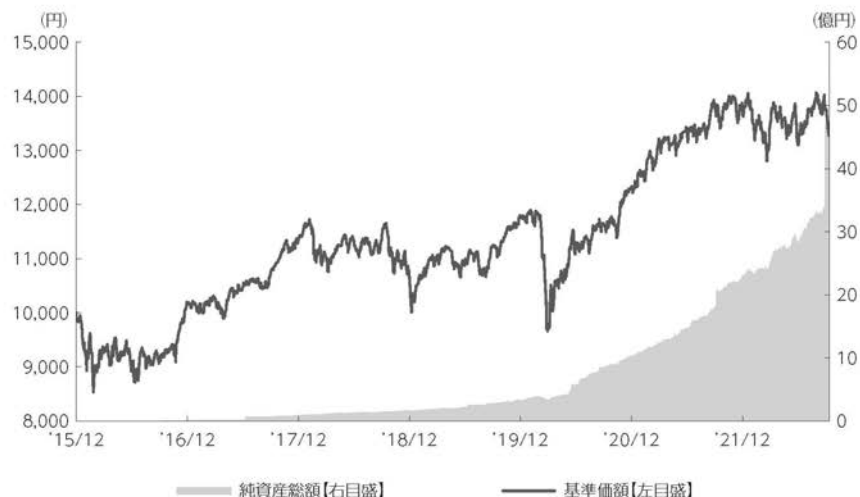


- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2015年12月18日(設定日)~2022年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	13,312円
純資産総額	46.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
2018年9月	0円
2017年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	38.2%
国内債券	35.1%
外国株式	19.3%
外国債券	5.0%

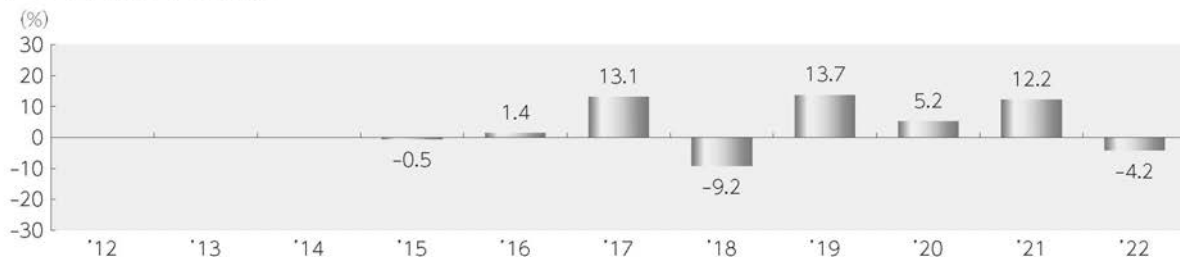
組入上位通貨	比率
1 円	75.1%
2 アメリカドル	17.5%
3 ユーロ	3.4%
4 イギリスポンド	1.1%
5 カナダドル	0.9%
6 スイスフラン	0.6%
7 オーストラリアドル	0.5%
8 スウェーデンクローネ	0.2%
9 デンマーククローネ	0.2%
10 香港ドル	0.2%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.4%
APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.0%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.9%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.7%
キーエンス	株式	電気機器	日本	0.7%
第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.4%
第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.2%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移

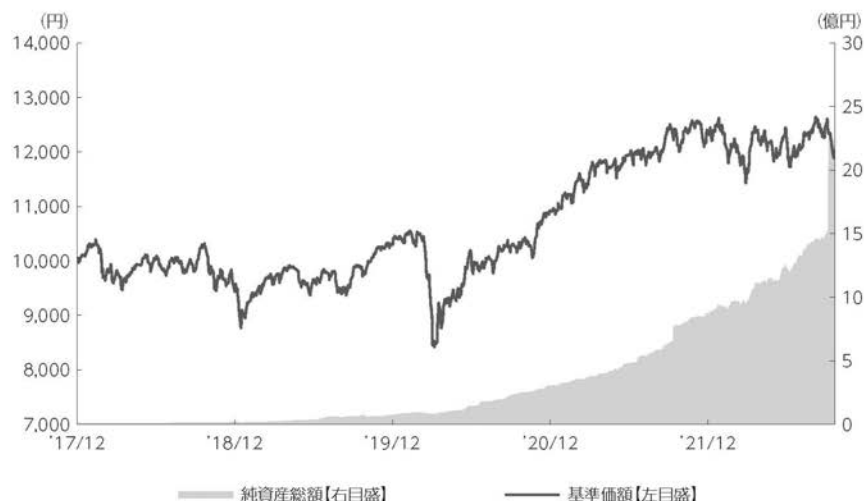


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2017年12月11日(設定日)～2022年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	11,919円
純資産総額	22.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
2018年9月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

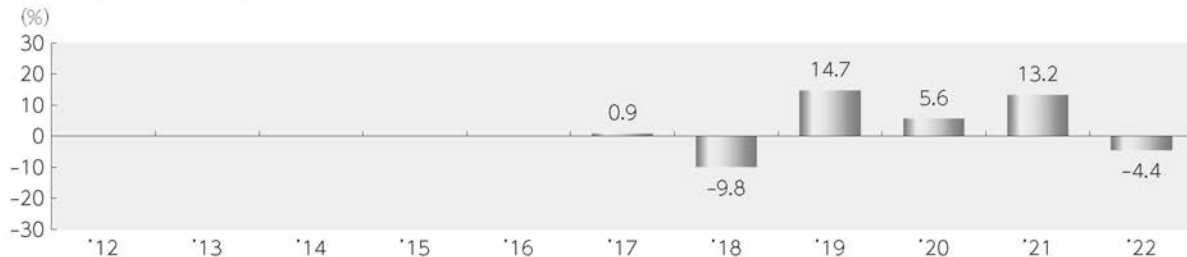
## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	42.2%	1 円	73.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.5%
国内債券	30.0%	2 アメリカドル	18.4%	APPLE INC	株式	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.1%
外国株式	20.4%	3 ユーロ	3.5%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
外国債券	5.0%	4 イギリスポンド	1.1%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.8%
		5 カナダドル	0.9%	キーエンス	株式	電気機器	日本	0.8%
		6 スイスフラン	0.6%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.6%
		7 オーストラリアドル	0.6%	第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.4%
コールローン他		8 スウェーデンクローネ	0.2%	第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
(負債控除後)	2.4%	9 デンマーククローネ	0.2%	第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.4%
合計	100.0%	10 香港ドル	0.2%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.3%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



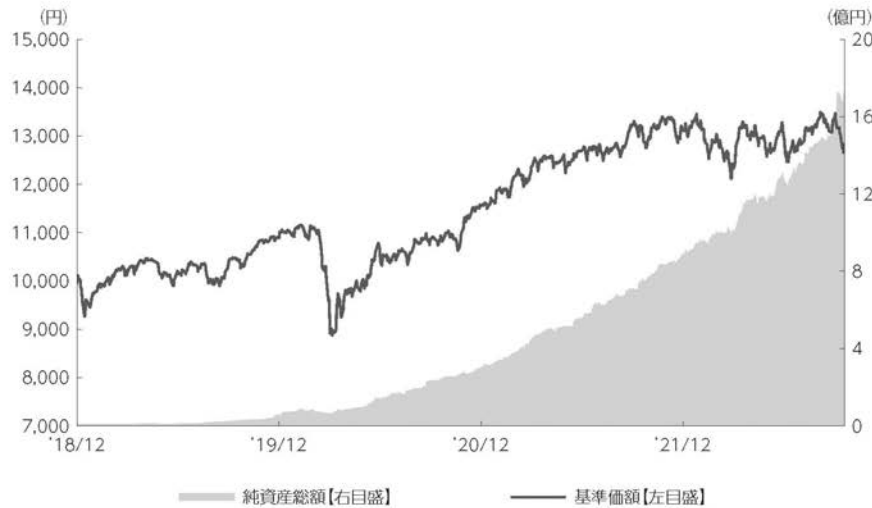
- ・収益率は基準価額で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2018年12月11日(設定日)～2022年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	12,692円
純資産総額	17.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
2020年9月	0円
2019年9月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	44.2%
国内債券	26.0%
外国株式	22.3%
外国債券	5.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%
合計	100.0%

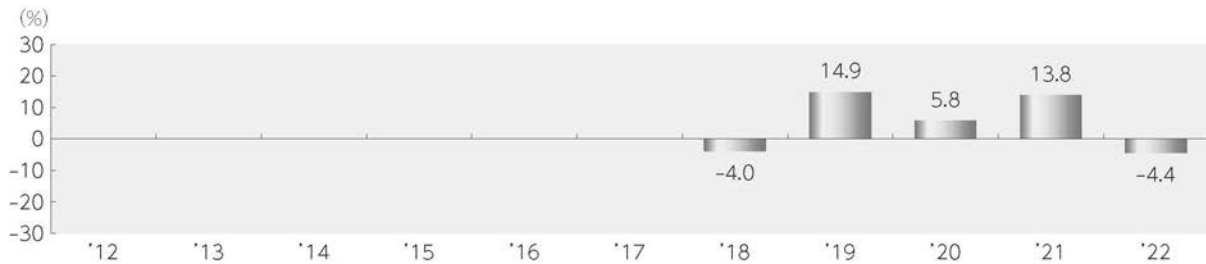
組入上位通貨	比率
1 円	71.9%
2 アメリカドル	19.9%
3 ユーロ	3.6%
4 イギリスポンド	1.2%
5 カナダドル	1.0%
6 スイスフラン	0.7%
7 オーストラリアドル	0.6%
8 スウェーデンクローネ	0.2%
9 デンマーククローネ	0.2%
10 香港ドル	0.2%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.2%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.9%
キーエンス	株式	電気機器	日本	0.8%
第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.4%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・[国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



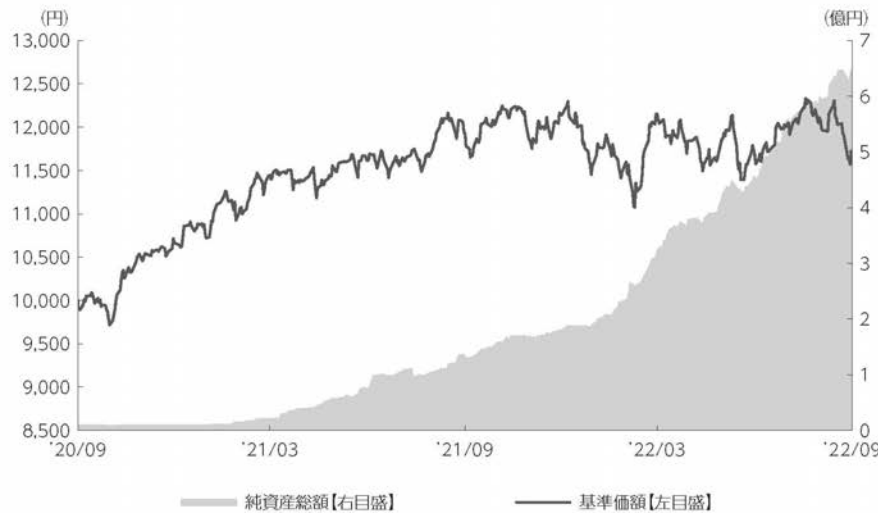
- ・収益率は基準価額で計算
- ・2018年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)

■基準価額・純資産の推移 2020年9月30日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,599円
純資産総額	6.4億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年9月	0円
2021年9月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

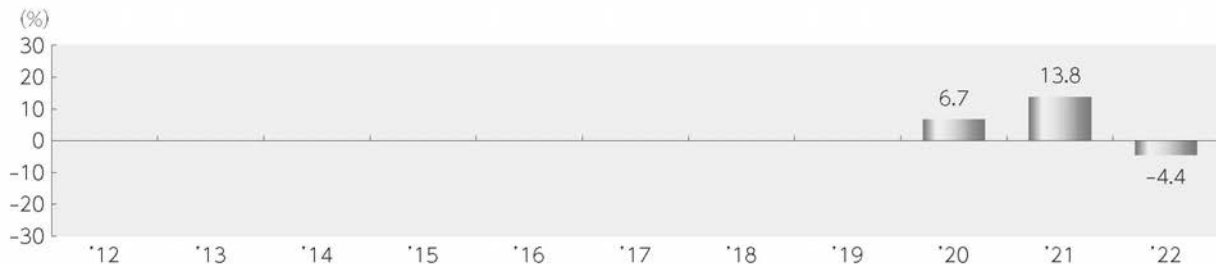
## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	44.3%	1 円	71.9%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
国内債券	26.0%	2 アメリカドル	19.9%	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.2%
外国株式	22.3%	3 ユーロ	3.6%	ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.1%
外国債券	5.0%	4 イギリスポンド	1.2%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.9%
		5 カナダドル	1.0%	キーエンス	株式	電気機器	日本	0.8%
		6 スイスフラン	0.7%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.5%
		7 オーストラリアドル	0.6%	第144回利付国債(5年)	債券	国債	日本	0.3%
		8 スウェーデンクローネ	0.2%	第346回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%	9 デンマーククローネ	0.2%	第367回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%
合計	100.0%	10 香港ドル	0.2%	第359回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.3%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.4%
債券先物取引 (買建)	0.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### ②申込単位

1円以上1円単位

#### ③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### ⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### ⑥申込手数料

ありません。

#### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

#### ⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

#### ⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### ①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。  
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

### ②解約単位

1口単位

### ③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

### ④信託財産留保額

ありません。

### ⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。  
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### ⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

### ⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。  
解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

### ⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

##### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

##### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

##### ②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

##### ③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金)」  
2050年9月9日まで (2015年12月18日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金)」  
2055年9月10日まで (2017年12月11日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)」  
2060年9月10日まで (2015年12月18日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)」  
2065年9月10日まで (2017年12月11日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)」  
2070年9月10日まで (2015年12月18日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)」  
2075年9月10日まで (2017年12月11日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金)」  
2080年9月10日まで (2018年12月11日設定)

「三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2065 (確定拠出年金)」  
2085年9月10日まで (2020年9月30日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年9月11日から翌年9月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。) が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還 (信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により

同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### ④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

#### ⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### ⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### ⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告

は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 9 月 11 日から令和 4 年 9 月 12 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第7期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	56,481,902	131,449,684
親投資信託受益証券	4,282,098,986	10,925,047,866
未収入金	1,346,206	-
流動資産合計	4,339,927,094	11,056,497,550
資産合計	4,339,927,094	11,056,497,550
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,995,326	3,161,954
未払受託者報酬	777,106	2,164,913
未払委託者報酬	5,828,242	16,236,780
未払利息	6	135
その他未払費用	69,873	194,778
流動負債合計	14,670,553	21,758,560
負債合計	14,670,553	21,758,560
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,694,832,024	9,580,193,740
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	630,424,517	1,454,545,250
（分配準備積立金）	213,303,695	246,128,852
元本等合計	4,325,256,541	11,034,738,990
純資産合計	4,325,256,541	11,034,738,990
負債純資産合計	4,339,927,094	11,056,497,550

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	104	171
有価証券売買等損益	207,421,731	△61,404,959
営業収益合計	207,421,835	△61,404,788
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,430	19,082
受託者報酬	1,316,168	3,711,942

委託者報酬	9,871,153	27,839,423
その他費用	118,325	333,950
営業費用合計	11,312,076	31,904,397
営業利益又は営業損失(△)	196,109,759	△93,309,185
経常利益又は経常損失(△)	196,109,759	△93,309,185
当期純利益又は当期純損失(△)	196,109,759	△93,309,185
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	9,345,742	△10,962,943
期首剰余金又は期首欠損金(△)	184,314,636	630,424,517
剰余金増加額又は欠損金減少額	289,059,823	1,021,713,693
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	289,059,823	1,021,713,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,713,959	115,246,718
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,713,959	115,246,718
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	630,424,517	1,454,545,250

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	1,909,606,060円	3,694,832,024円
期中追加設定元本額	2,064,865,967円	6,582,833,915円
期中一部解約元本額	279,640,003円	697,472,199円
2. 受益権の総数	3,694,832,024口	9,580,193,740口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,845,617円	費用控除後の配当等収益額	A	51,956,351円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	157,918,400円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	417,120,822円	収益調整金額	C	1,208,416,398円
分配準備積立金額	D	26,539,678円	分配準備積立金額	D	194,172,501円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	630,424,517円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,454,545,250円
当ファンドの期末残存口数	F	3,694,832,024口	当ファンドの期末残存口数	F	9,580,193,740口

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,706 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,518 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 6 期 自 令和 2 年 9 月 11 日 至 令和 3 年 9 月 10 日	第 7 期 自 令和 3 年 9 月 11 日 至 令和 4 年 9 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 6 期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第 7 期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	197,937,268	△61,972,604
合計	197,937,268	△61,972,604

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1口当たり純資産額	1.1706円	1.1518円
(1万口当たり純資産額)	(11,706円)	(11,518円)

#### (4)【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1)株式

該当事項はありません。

###### (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	681,071,355	1,576,067,222	
	外国株式インデックスマザーファンド	139,524,655	687,717,024	
	日本債券インデックスマザーファンド	5,531,099,242	7,226,934,269	
	外国債券インデックスマザーファンド	232,349,995	557,942,042	
	マネー・マーケット・マザーファンド	860,722,166	876,387,309	
	合計	7,444,767,413	10,925,047,866	

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第5期 [ 令和4年9月12日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,512,722	40,832,645
親投資信託受益証券	2,088,516,725	5,639,140,799
未収入金	6,172,061	26,056,385
流動資産合計	2,111,201,508	5,706,029,829
資産合計	2,111,201,508	5,706,029,829
負債の部		
流動負債		
未払解約金	474,299	950,812
未払受託者報酬	371,069	1,094,798
未払委託者報酬	2,782,996	8,210,951
未払利息	1	41
その他未払費用	33,336	98,472
流動負債合計	3,661,701	10,355,074
負債合計	3,661,701	10,355,074
純資産の部		
元本等		
元本	1,852,631,865	5,051,240,160
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	254,907,942	644,434,595
(分配準備積立金)	162,427,493	186,848,092
元本等合計	2,107,539,807	5,695,674,755
純資産合計	2,107,539,807	5,695,674,755
負債純資産合計	2,111,201,508	5,706,029,829

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
営業収益		
受取利息	50	83
有価証券売買等損益	155,307,970	18,269,892
営業収益合計	155,308,020	18,269,975
営業費用		
支払利息	2,891	8,645
受託者報酬	624,356	1,860,662
委託者報酬	4,682,614	13,954,872
その他費用	56,076	167,345

営業費用合計	5,365,937	15,991,524
営業利益又は営業損失(△)	149,942,083	2,278,451
経常利益又は経常損失(△)	149,942,083	2,278,451
当期純利益又は当期純損失(△)	149,942,083	2,278,451
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5,759,139	△3,908,747
期首剰余金又は期首欠損金(△)	22,530,929	254,907,942
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,546,971	419,328,981
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	92,546,971	419,328,981
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,352,902	35,989,526
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,352,902	35,989,526
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	254,907,942	644,434,595

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	970,013,007円	1,852,631,865円
期中追加設定元本額	997,597,903円	3,473,234,760円
期中一部解約元本額	114,979,045円	274,626,465円
2. 受益権の総数	1,852,631,865口	5,051,240,160口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,633,245円	費用控除後の配当等収益額	A	35,844,452円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	127,549,699円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	92,480,449円	収益調整金額	C	457,586,503円
分配準備積立金額	D	18,244,549円	分配準備積立金額	D	151,003,640円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	254,907,942円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	644,434,595円
当ファンドの期末残存口数	F	1,852,631,865口	当ファンドの期末残存口数	F	5,051,240,160口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,375円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,275円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期	第5期

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	143,443,436	15,035,074
合計	143,443,436	15,035,074

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第5期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1376円 (11,376円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	545,932,568	1,263,342,555	
	外国株式インデックスマザーファンド	128,417,302	632,968,881	
	日本債券インデックスマザーファンド	2,650,147,929	3,462,683,284	
	外国債券インデックスマザーファンド	116,664,340	280,146,079	
合計		3,441,162,139	5,639,140,799	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第7期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	27,800,931	47,791,863
親投資信託受益証券	2,934,659,104	5,909,628,343
未収入金	8,509,873	22,429,488
流動資産合計	2,970,969,908	5,979,849,694
資産合計	2,970,969,908	5,979,849,694
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,824,341	496,055
未払受託者報酬	539,980	1,164,097
未払委託者報酬	4,319,788	9,312,763
未払利息	3	49
その他未払費用	48,535	104,704
流動負債合計	6,732,647	11,077,668
負債合計	6,732,647	11,077,668
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,258,194,553	4,553,711,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	706,042,708	1,415,060,462
(分配準備積立金)	322,532,539	342,639,980
元本等合計	2,964,237,261	5,968,772,026
純資産合計	2,964,237,261	5,968,772,026
負債純資産合計	2,970,969,908	5,979,849,694

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	71	92
有価証券売買等損益	296,797,247	57,125,108
営業収益合計	296,797,318	57,125,200
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,167	9,356
受託者報酬	925,812	2,031,395
委託者報酬	7,406,339	16,251,045
その他費用	83,198	182,703

営業費用合計	8,419,516	18,474,499
営業利益又は営業損失(△)	288,377,802	38,650,701
経常利益又は経常損失(△)	288,377,802	38,650,701
当期純利益又は当期純損失(△)	288,377,802	38,650,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	9,468,020	△4,935,504
期首剰余金又は期首欠損金(△)	195,087,740	706,042,708
剰余金増加額又は欠損金減少額	252,507,611	757,188,626
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	252,507,611	757,188,626
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,462,425	91,757,077
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,462,425	91,757,077
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	706,042,708	1,415,060,462

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	1,356,078,676円	2,258,194,553円
期中追加設定元本額	1,030,313,262円	2,595,476,935円
期中一部解約元本額	128,197,385円	299,959,924円
2. 受益権の総数	2,258,194,553口	4,553,711,564口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,345,690円	費用控除後の配当等収益額	A	45,831,054円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	251,564,092円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	383,510,169円	収益調整金額	C	1,072,420,482円
分配準備積立金額	D	43,622,757円	分配準備積立金額	D	296,808,926円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	706,042,708円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,415,060,462円
当ファンドの期末残存口数	F	2,258,194,553口	当ファンドの期末残存口数	F	4,553,711,564口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,126円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,107円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円



収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----	---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
----	-----	-----

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	277,092,657	58,060,218
合計	277,092,657	58,060,218

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第7期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3127円 (13,127円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	776,799,720	1,797,592,232	
	外国株式インデックスマザーファンド	183,890,197	906,394,781	
	日本債券インデックスマザーファンド	2,227,628,913	2,910,619,937	
	外国債券インデックスマザーファンド	122,859,032	295,021,393	
合計		3,311,177,862	5,909,628,343	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第5期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	14,607,178	31,387,387
親投資信託受益証券	1,282,939,838	2,945,194,827
未収入金	3,002,962	6,462,483
流動資産合計	1,300,549,978	2,983,044,697
資産合計	1,300,549,978	2,983,044,697
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,652,019	3,300,671
未払受託者報酬	223,012	561,806
未払委託者報酬	1,783,997	4,494,406
未払利息	1	32
その他未払費用	20,002	50,501
流動負債合計	4,679,031	8,407,416
負債合計	4,679,031	8,407,416
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,074,757,926	2,457,611,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	221,113,021	517,026,084
(分配準備積立金)	143,073,894	174,629,909
元本等合計	1,295,870,947	2,974,637,281
純資産合計	1,295,870,947	2,974,637,281
負債純資産合計	1,300,549,978	2,983,044,697

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	30	42
有価証券売買等損益	136,541,662	49,395,998
営業収益合計	136,541,692	49,396,040
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,601	4,450
受託者報酬	366,886	959,945
委託者報酬	2,934,949	7,679,454
その他費用	32,884	86,272

営業費用合計	3,336,320	8,730,121
営業利益又は営業損失(△)	133,205,372	40,665,919
経常利益又は経常損失(△)	133,205,372	40,665,919
当期純利益又は当期純損失(△)	133,205,372	40,665,919
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5,610,744	△1,623,532
期首剰余金又は期首欠損金(△)	14,425,053	221,113,021
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,865,810	282,462,202
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,865,810	282,462,202
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,772,470	28,838,590
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,772,470	28,838,590
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	221,113,021	517,026,084

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	535,826,401円	1,074,757,926円
期中追加設定元本額	610,955,955円	1,528,725,272円
期中一部解約元本額	72,024,430円	145,872,001円
2. 受益権の総数	1,074,757,926口	2,457,611,197口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,414,231円	費用控除後の配当等収益額	A	27,430,856円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	116,180,397円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,858,595円
収益調整金額	C	78,039,127円	収益調整金額	C	342,396,175円
分配準備積立金額	D	15,479,266円	分配準備積立金額	D	132,340,458円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	221,113,021円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	517,026,084円
当ファンドの期末残存口数	F	1,074,757,926口	当ファンドの期末残存口数	F	2,457,611,197口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,057円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,103円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期	第5期
----	-----	-----

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	128,411,278	48,501,834
合計	128,411,278	48,501,834

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第5期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2057円 (12,057円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	464,712,623	1,075,391,480	
	外国株式インデックスマザーファンド	110,797,325	546,120,014	
	日本債券インデックスマザーファンド	899,004,603	1,174,639,414	
	外国債券インデックスマザーファンド	62,068,013	149,043,919	
合計		1,536,582,564	2,945,194,827	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第7期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,110,210	43,035,570
親投資信託受益証券	1,749,428,089	3,341,253,035
未収入金	6,223,157	-
流動資産合計	1,776,761,456	3,384,288,605
資産合計	1,776,761,456	3,384,288,605
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	6,743,569	3,719,377
未払受託者報酬	324,295	653,701
未払委託者報酬	2,594,318	5,229,550
未払利息	2	44
その他未払費用	29,126	58,769
流動負債合計	9,691,310	9,661,441
負債合計	9,691,310	9,661,441
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,274,639,012	2,416,493,166
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	492,431,134	958,133,998
(分配準備積立金)	235,869,009	269,254,150
元本等合計	1,767,070,146	3,374,627,164
純資産合計	1,767,070,146	3,374,627,164
負債純資産合計	1,776,761,456	3,384,288,605

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	48	51
有価証券売買等損益	223,279,660	62,205,258
営業収益合計	223,279,708	62,205,309
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,464	5,286
受託者報酬	545,132	1,140,134
委託者報酬	4,360,971	9,120,950
その他費用	48,942	102,487

営業費用合計	4,957,509	10,368,857
営業利益又は営業損失(△)	218,322,199	51,836,452
経常利益又は経常損失(△)	218,322,199	51,836,452
当期純利益又は当期純損失(△)	218,322,199	51,836,452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,378,610	△3,658,835
期首剰余金又は期首欠損金(△)	117,883,569	492,431,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	188,775,907	482,252,810
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	188,775,907	482,252,810
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,171,931	72,045,233
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,171,931	72,045,233
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	492,431,134	958,133,998

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	733,013,221円	1,274,639,012円
期中追加設定元本額	654,011,397円	1,332,368,887円
期中一部解約元本額	112,385,606円	190,514,733円
2. 受益権の総数	1,274,639,012口	2,416,493,166口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,964,368円	費用控除後の配当等収益額	A	35,068,862円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	188,979,221円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,426,425円
収益調整金額	C	256,562,125円	収益調整金額	C	688,879,848円
分配準備積立金額	D	28,925,420円	分配準備積立金額	D	213,758,863円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	492,431,134円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	958,133,998円
当ファンドの期末残存口数	F	1,274,639,012口	当ファンドの期末残存口数	F	2,416,493,166口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,863円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,964円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----	---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第6期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第7期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [令和3年9月10日現在]	第7期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
----	-----	-----

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	213,899,667	63,613,362
合計	213,899,667	63,613,362

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第7期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3863円 (13,863円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	583,867,195	1,351,127,075	
	外国株式インデックスマザーファンド	139,705,733	688,609,557	
	日本債券インデックスマザーファンド	864,973,327	1,130,174,149	
	外国債券インデックスマザーファンド	71,353,956	171,342,254	
合計		1,659,900,211	3,341,253,035	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第5期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,943,204	13,689,197
親投資信託受益証券	629,687,619	1,494,035,916
未収入金	-	4,345,308
流動資産合計	637,630,823	1,512,070,421
資産合計	637,630,823	1,512,070,421
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	623,700	588,957
未払受託者報酬	106,821	278,242
未払委託者報酬	854,503	2,225,863
未払利息	-	14
その他未払費用	9,549	24,976
流動負債合計	1,594,573	3,118,052
負債合計	1,594,573	3,118,052
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	511,249,702	1,202,732,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	124,786,548	306,220,052
(分配準備積立金)	75,199,315	96,365,389
元本等合計	636,036,250	1,508,952,369
純資産合計	636,036,250	1,508,952,369
負債純資産合計	637,630,823	1,512,070,421

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	13	20
有価証券売買等損益	76,462,882	33,748,183
営業収益合計	76,462,895	33,748,203
<b>営業費用</b>		
支払利息	703	2,194
受託者報酬	171,544	466,520
委託者報酬	1,372,242	3,732,024
その他費用	15,313	41,862

営業費用合計	1,559,802	4,242,600
営業利益又は営業損失(△)	74,903,093	29,505,603
経常利益又は経常損失(△)	74,903,093	29,505,603
当期純利益又は当期純損失(△)	74,903,093	29,505,603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,668,638	△1,849,331
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,895,182	124,786,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,072,088	178,963,760
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,072,088	178,963,760
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,415,177	28,885,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,415,177	28,885,190
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	124,786,548	306,220,052

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	222,788,934円	511,249,702円
期中追加設定元本額	358,434,404円	814,434,627円
期中一部解約元本額	69,973,636円	122,952,012円
2. 受益権の総数	511,249,702口	1,202,732,317口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,759,562円	費用控除後の配当等収益額	A	15,444,808円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	62,474,893円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	15,910,126円
収益調整金額	C	49,587,233円	収益調整金額	C	209,854,663円
分配準備積立金額	D	6,964,860円	分配準備積立金額	D	65,010,455円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,786,548円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	306,220,052円
当ファンドの期末残存口数	F	511,249,702口	当ファンドの期末残存口数	F	1,202,732,317口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,440円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,546円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第5期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [令和3年9月10日現在]	第5期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期	第5期

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	71,897,251	33,815,296
合計	71,897,251	33,815,296

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第5期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2441 円 (12,441 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	280,657,077	649,468,541	
	外国株式インデックスマザーファンド	65,005,277	320,411,010	
	日本債券インデックスマザーファンド	343,998,371	449,468,271	
	外国債券インデックスマザーファンド	31,103,192	74,688,094	
合計		720,763,917	1,494,035,916	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第4期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	11,168,300	18,429,494
親投資信託受益証券	700,380,478	1,558,859,567
未収入金	6,087,862	-
流動資産合計	717,636,640	1,577,289,061
資産合計	717,636,640	1,577,289,061
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	9,039,334	259,817
未払受託者報酬	126,277	287,466
未払委託者報酬	1,010,163	2,299,679
未払利息	1	18
その他未払費用	11,308	25,810
流動負債合計	10,187,083	2,872,790
負債合計	10,187,083	2,872,790
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	534,439,877	1,174,961,578
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	173,009,680	399,454,693
(分配準備積立金)	74,979,276	91,449,362
元本等合計	707,449,557	1,574,416,271
純資産合計	707,449,557	1,574,416,271
負債純資産合計	717,636,640	1,577,289,061

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第4期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	16	23
有価証券売買等損益	86,150,460	38,171,996
営業収益合計	86,150,476	38,172,019
<b>営業費用</b>		
支払利息	919	2,414
受託者報酬	193,256	478,845
委託者報酬	1,545,946	3,830,678
その他費用	17,279	42,968

営業費用合計	1,757,400	4,354,905
営業利益又は営業損失(△)	84,393,076	33,817,114
経常利益又は経常損失(△)	84,393,076	33,817,114
当期純利益又は当期純損失(△)	84,393,076	33,817,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	14,937,662	△4,268,605
期首剰余金又は期首欠損金(△)	18,211,954	173,009,680
剰余金増加額又は欠損金減少額	110,568,935	275,658,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	110,568,935	275,658,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,226,623	87,298,898
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,226,623	87,298,898
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	173,009,680	399,454,693

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 [令和3年9月10日現在]	第4期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	212,545,185円	534,439,877円
期中追加設定元本額	498,496,575円	919,249,973円
期中一部解約元本額	176,601,883円	278,728,272円
2. 受益権の総数	534,439,877口	1,174,961,578口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日			第4期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,580,622円	費用控除後の配当等収益額	A	16,584,899円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	62,874,792円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	21,500,820円
収益調整金額	C	98,030,404円	収益調整金額	C	308,005,331円
分配準備積立金額	D	5,523,862円	分配準備積立金額	D	53,363,643円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	173,009,680円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,454,693円
当ファンドの期末残存口数	F	534,439,877口	当ファンドの期末残存口数	F	1,174,961,578口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,237円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,399円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円



収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 令和2年9月11日 至 令和3年9月10日	第4期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [令和3年9月10日現在]	第4期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期	第4期
----	-----	-----

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	78,866,298	39,732,022
合計	78,866,298	39,732,022

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第4期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3237円 (13,237円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	306,564,563	709,421,055	
	外国株式インデックスマザーファンド	74,836,053	368,866,905	
	日本債券インデックスマザーファンド	308,205,551	402,701,372	
	外国債券インデックスマザーファンド	32,428,366	77,870,235	
合計		722,034,533	1,558,859,567	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）の令和3年9月11日から令和4年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）の令和4年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 [ 令和3年9月10日現在 ]	第2期 [ 令和4年9月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,316,534	7,283,086
親投資信託受益証券	110,015,581	625,409,931
未収入金	3,192,272	-
流動資産合計	115,524,387	632,693,017
資産合計	115,524,387	632,693,017
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,271,829	136,930
未払受託者報酬	14,094	99,544
未払委託者報酬	112,709	796,265
未払利息	-	7
その他未払費用	1,212	8,892
流動負債合計	4,399,844	1,041,638
負債合計	4,399,844	1,041,638
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	91,852,704	515,777,395
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,271,839	115,873,984
(分配準備積立金)	5,671,341	22,349,355
元本等合計	111,124,543	631,651,379
純資産合計	111,124,543	631,651,379
負債純資産合計	115,524,387	632,693,017

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 令和2年9月30日 至 令和3年9月10日	第2期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2	5
有価証券売買等損益	7,199,074	18,985,232
営業収益合計	7,199,076	18,985,237
<b>営業費用</b>		
支払利息	61	652
受託者報酬	16,700	137,617
委託者報酬	133,518	1,100,772
その他費用	1,414	12,266

営業費用合計	151,693	1,251,307
営業利益又は営業損失(△)	7,047,383	17,733,930
経常利益又は経常損失(△)	7,047,383	17,733,930
当期純利益又は当期純損失(△)	7,047,383	17,733,930
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,376,042	△1,177,589
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-	19,271,839
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,573,616	98,085,411
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,573,616	98,085,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,973,118	20,394,785
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,973,118	20,394,785
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,271,839	115,873,984

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年9月10日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年9月11日から令和4年9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [令和3年9月10日現在]	第2期 [令和4年9月12日現在]
1. 期首元本額	10,000,000円	91,852,704円
期中追加設定元本額	119,136,747円	529,051,503円
期中一部解約元本額	37,284,043円	105,126,812円
2. 受益権の総数	91,852,704口	515,777,395口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 令和2年9月30日 至 令和3年9月10日			第2期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	469,019円	費用控除後の配当等収益額	A	4,804,124円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,202,322円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,107,395円
収益調整金額	C	13,600,498円	収益調整金額	C	93,524,629円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	3,437,836円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,271,839円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,873,984円
当ファンドの期末残存口数	F	91,852,704口	当ファンドの期末残存口数	F	515,777,395口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,098円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,246円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----	---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 令和2年9月30日 至 令和3年9月10日	第2期 自 令和3年9月11日 至 令和4年9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [令和3年9月10日現在]	第2期 [令和4年9月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期	第2期
----	-----	-----

	[令和 3 年 9 月 10 日現在]	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,066,634	19,508,453
合計	6,066,634	19,508,453

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期 [令和 3 年 9 月 10 日現在]	第2期 [令和 4 年 9 月 12 日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2098 円 (12,098 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	123,198,928	285,094,639	
	外国株式インデックスマザーファンド	29,827,273	147,018,628	
	日本債券インデックスマザーファンド	124,201,086	162,281,138	
	外国債券インデックスマザーファンド	12,916,140	31,015,526	
合計		290,143,427	625,409,931	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。



TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月12日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	71,123,703,810
株式	848,156,558,800
派生商品評価勘定	251,988,350
未収配当金	401,777,011
未収利息	757,613
その他未収収益	8,829,588
差入委託証拠金	323,190,000
流動資産合計	920,266,805,172
資産合計	920,266,805,172
負債の部	
流動負債	
前受金	209,935,000
未払金	6,523,779,832
未払解約金	6,279,766,827
未払利息	73,052
受入担保金	55,619,047,961
流動負債合計	68,632,602,672
負債合計	68,632,602,672
純資産の部	
元本等	
元本	368,020,194,119
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	483,614,008,381
元本等合計	851,634,202,500
純資産合計	851,634,202,500
負債純資産合計	920,266,805,172

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 期首	令和 3 年 9 月 11 日
期首元本額	213,443,134,994 円
期中追加設定元本額	318,405,604,009 円
期中一部解約元本額	163,828,544,884 円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	7,047,990,090 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	956,360,748 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	3,807,418,250 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	3,448,667,185 円
三菱UFJ トピックスオープン (確定拠出年金)	3,451,372,534 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	7,630,792,306 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	38,935,840,980 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	41,455,221,465 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	117,277,655 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	294,369,815 円
ファンド・マネジャー (国内株式)	1,301,046,477 円
eMAXIS TOPIXインデックス	7,368,371,598 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	2,295,305,503 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	84,072,766 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	2,762,981,593 円
コアバランス	222,469 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	681,071,355 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	776,799,720 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	583,867,195 円
eMAXIS Slim 国内株式 (TOPIX)	24,028,304,390 円
国内株式セレクション (ラップ向け)	3,714,364,027 円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	8,957,130,207 円
つみたて日本株式 (TOPIX)	6,685,518,167 円
つみたて8資産均等バランス	4,090,488,604 円
つみたて4資産均等バランス	1,283,716,223 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,718,856 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	4,421,701 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	6,350,024 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	545,932,568 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	464,712,623 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	280,657,077 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	400,384,677 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	1,242,784,048 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	2,177,841,266 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	856,621,566 円
三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)	1,861,349,703 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	306,564,563 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	124,408,421 円
国内株式インデックス・オープン (ラップ向け)	13,772,545,651 円

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	123,198,928円
ラップ向けインデックスf 国内株式	3,455,960,937円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	113,393,265円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	788,115,686円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	521,637,687円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	2,781,909円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	13,574,164,971円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	26,369,862円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	10,394,034円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	273,541,409円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	573,576,043円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	227,423,762円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	238,074,127円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	216,793,758円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	20,539,362円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	124,717,775円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	612,045,369円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	141,470,710円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	175,392,291円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	585,322,963円
eMAXIS 最適化バランス (マイフワード)	498,673,080円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	931,486,248円
三菱UFJ トピックスオープン	985,543,923円
三菱UFJ DCトピックスオープン	8,503,060,947円
三菱UFJ トピックスオープンVA (適格機関投資家限定)	68,452,854円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA (適格機関投資家限定)	6,089,891,741円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	58,818円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	15,497,503円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	5,717,836,399円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	119,638,689円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,775,048,930円
MUAM 日本株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	33,503,696,383円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	272,337,440円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	2,292,221円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	1,272,511円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	280,086,799円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	542,710,564円
MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	6,164,540,698円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	746,142,934円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	248,714,312円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	660,796,608円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	87,324,910円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	1,730,622,838円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	69,161,199円

資家転売制限付)	
MUKAM 日本株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	3,273,845,573円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	673,985,068円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	9,535,540,741円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	23,940,415円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	62,568円
日米コアバランス (FOFs用) (適格機関投資家限定)	144,823,390円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04 (適格機関投資家限定)	128,786,114円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11 (適格機関投資家限定)	128,782,019円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	36,674,220円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	124,887,071円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	36,119,561円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	36,164,688円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	35,754,711円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	36,497,939円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	36,627,078円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07 (適格機関投資家限定)	383,966,830円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	35,352,311円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	35,540,638円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	36,425,084円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	39,840,025円
MUKAM 日米コアバランス (除く米国株) 2022-03 (適格機関投資家限定)	791,015,446円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	41,218,030円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	42,046,572円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	41,187,745円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,244,202,793円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	3,421,449円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	11,943,584円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	5,279,557円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	6,850,298円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	628,493,433円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	121,616,298円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	5,985,888円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	44,323,138円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	3,502,662円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	32,514,796円

三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,609,374,237円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	414,259,437円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	1,697,374,218円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	1,551,398,292円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,385,583,320円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	54,929,319,419円
合計	368,020,194,119円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	53,704,259,930円
3. 受益権の総数	368,020,194,119円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 9 月 11 日 至 令和 4 年 9 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 9 月 12 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式		6,118,962,642
合計		6,118,962,642

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 12 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	7,638,530,000	—	7,890,740,000	252,210,000
合計		7,638,530,000	—	7,890,740,000	252,210,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1口当たり純資産額	2,3141円
(1万口当たり純資産額)	(23,141円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1301	極洋	14,800	3,660.00	54,168,000	
1332	日本水産	422,300	549.00	231,842,700	貸付有価証券 60,200株
1333	マルハニチロ	60,200	2,435.00	146,587,000	貸付有価証券

					8,700株
1375	雪国まいたけ	33,200	1,004.00	33,332,800	貸付有価証券 2,600株
1376	カネコ種苗	12,900	1,580.00	20,382,000	貸付有価証券 1,800株
1377	サカタのタネ	49,300	5,190.00	255,867,000	貸付有価証券 7,200株
1379	ホクト	34,700	1,909.00	66,242,300	貸付有価証券 1,700株
1384	ホクリヨウ	6,200	616.00	3,819,200	貸付有価証券 900株
1514	住石ホールディングス	79,600	255.00	20,298,000	貸付有価証券 13,400株
1515	日鉄鉱業	8,700	6,040.00	52,548,000	
1518	三井松島ホールディングス	19,000	3,510.00	66,690,000	
1605	I N P E X	1,441,700	1,493.00	2,152,458,100	貸付有価証券 340,400株
1662	石油資源開発	53,500	3,775.00	201,962,500	貸付有価証券 4,000株
1663	K&Oエナジーグループ	17,700	1,711.00	30,284,700	貸付有価証券 2,900株
1414	ショーボンドホールディングス	53,100	6,200.00	329,220,000	貸付有価証券 8,600株
1417	ミライト・ワン	146,400	1,556.00	227,798,400	貸付有価証券 12,500株
1419	タマホーム	27,600	2,341.00	64,611,600	貸付有価証券 2,900株
1420	サンヨーホームズ	5,200	694.00	3,608,800	貸付有価証券 900株
1429	日本アクア	18,100	707.00	12,796,700	貸付有価証券 2,400株
1430	ファーストコーポレーション	11,100	746.00	8,280,600	貸付有価証券 1,900株
1433	ベステラ	9,300	1,068.00	9,932,400	貸付有価証券 1,000株
1435	R o b o t H o m e	66,300	188.00	12,464,400	貸付有価証券 12,200株
1446	キャンディル	6,700	595.00	3,986,500	貸付有価証券 1,000株
1712	ダイセキ環境ソリューション	8,700	929.00	8,082,300	貸付有価証券 1,200株
1716	第一カッター興業	10,000	1,276.00	12,760,000	貸付有価証券 1,600株
1719	安藤・間	207,000	901.00	186,507,000	貸付有価証券 6,500株
1720	東急建設	122,100	674.00	82,295,400	
1721	コムシスホールディングス	146,600	2,653.00	388,929,800	
1726	ビーアールホールディングス	57,100	352.00	20,099,200	貸付有価証券

					6,500株
1762	高松コンストラクショングループ	29,000	1,930.00	55,970,000	貸付有価証券 3,800株
1766	東建コーポレーション	12,600	8,500.00	107,100,000	貸付有価証券 1,800株
1768	ソネック	4,700	1,035.00	4,864,500	貸付有価証券 600株
1780	ヤマウラ	19,700	966.00	19,030,200	貸付有価証券 3,600株
1786	オリエンタル白石	152,800	256.00	39,116,800	貸付有価証券 14,400株
1801	大成建設	292,300	4,255.00	1,243,736,500	
1802	大林組	975,200	974.00	949,844,800	貸付有価証券 139,300株
1803	清水建設	901,800	766.00	690,778,800	
1805	飛島建設	28,100	1,076.00	30,235,600	
1808	長谷工コーポレーション	281,500	1,641.00	461,941,500	
1810	松井建設	35,000	592.00	20,720,000	貸付有価証券 1,400株
1811	銭高組	3,800	3,240.00	12,312,000	貸付有価証券 600株
1812	鹿島建設	714,500	1,490.00	1,064,605,000	
1813	不動テトラ	22,300	1,556.00	34,698,800	貸付有価証券 400株
1814	大末建設	11,000	1,545.00	16,995,000	貸付有価証券 1,100株
1815	鉄建建設	21,200	1,806.00	38,287,200	貸付有価証券 3,000株
1820	西松建設	63,600	4,105.00	261,078,000	貸付有価証券 5,600株
1821	三井住友建設	236,800	451.00	106,796,800	
1822	大豊建設	15,300	4,120.00	63,036,000	貸付有価証券 400株
1826	佐田建設	22,600	429.00	9,695,400	貸付有価証券 3,000株
1827	ナカノフドー建設	25,100	303.00	7,605,300	貸付有価証券 3,800株
1833	奥村組	52,300	2,978.00	155,749,400	貸付有価証券 4,500株
1835	東鉄工業	41,300	2,348.00	96,972,400	
1847	イチケン	7,600	1,817.00	13,809,200	
1848	富士ビー・エス	13,500	470.00	6,345,000	貸付有価証券 2,800株
1852	浅沼組	23,500	2,841.00	66,763,500	
1860	戸田建設	402,500	762.00	306,705,000	貸付有価証券 57,600株



1861	熊谷組	51,900	2,635.00	136,756,500	
1866	北野建設	6,400	2,399.00	15,353,600	貸付有価証券 800株
1867	植木組	8,600	1,276.00	10,973,600	
1870	矢作建設工業	41,700	778.00	32,442,600	
1871	ピーエス三菱	34,600	659.00	22,801,400	貸付有価証券 2,700株
1873	日本ハウスホールディングス	54,100	452.00	24,453,200	貸付有価証券 9,500株
1878	大東建託	107,500	14,630.00	1,572,725,000	貸付有価証券 16,700株
1879	新日本建設	44,700	718.00	32,094,600	
1882	東亜道路工業	5,400	5,990.00	32,346,000	
1884	日本道路	9,100	6,210.00	56,511,000	貸付有価証券 1,400株
1885	東亜建設工業	23,400	2,458.00	57,517,200	貸付有価証券 700株
1887	日本国土開発	81,700	612.00	50,000,400	
1888	若築建設	16,200	2,294.00	37,162,800	貸付有価証券 2,500株
1890	東洋建設	117,700	872.00	102,634,400	
1893	五洋建設	386,600	743.00	287,243,800	貸付有価証券 55,200株
1898	世紀東急工業	47,900	775.00	37,122,500	貸付有価証券 6,700株
1899	福田組	10,300	4,900.00	50,470,000	貸付有価証券 1,600株
1911	住友林業	209,200	2,347.00	490,992,400	貸付有価証券 58,000株
1914	日本基礎技術	25,700	515.00	13,235,500	貸付有価証券 5,900株
1921	巴コーポレーション	38,100	428.00	16,306,800	貸付有価証券 6,200株
1925	大和ハウス工業	831,200	3,127.00	2,599,162,400	
1926	ライト工業	57,700	1,929.00	111,303,300	貸付有価証券 8,000株
1928	積水ハウス	996,600	2,534.50	2,525,882,700	貸付有価証券 231,800株
1929	日特建設	21,700	937.00	20,332,900	貸付有価証券 2,100株
1930	北陸電気工事	18,700	754.00	14,099,800	貸付有価証券 2,800株
1934	ユアテック	60,100	759.00	45,615,900	貸付有価証券 7,900株
1938	日本リーテック	20,000	817.00	16,340,000	貸付有価証券 2,900株

1939	四電工	10,100	1,885.00	19,038,500	貸付有価証券 1,600株
1941	中電工	42,300	2,151.00	90,987,300	
1942	関電工	170,700	846.00	144,412,200	
1944	きんでん	213,300	1,523.00	324,855,900	貸付有価証券 12,400株
1945	東京エネシス	31,000	1,023.00	31,713,000	貸付有価証券 3,500株
1946	トーエネック	10,600	3,540.00	37,524,000	貸付有価証券 700株
1949	住友電設	25,900	2,702.00	69,981,800	貸付有価証券 500株
1950	日本電設工業	44,800	1,814.00	81,267,200	
1951	エクシオグループ	145,700	2,181.00	317,771,700	
1952	新日本空調	22,700	1,869.00	42,426,300	貸付有価証券 6,500株
1959	九電工	66,300	2,901.00	192,336,300	
1961	三機工業	68,200	1,696.00	115,667,200	
1963	日揮ホールディングス	296,600	1,969.00	584,005,400	
1964	中外炉工業	9,700	1,614.00	15,655,800	貸付有価証券 1,500株
1967	ヤマト	25,200	790.00	19,908,000	貸付有価証券 4,400株
1968	太平電業	19,000	3,540.00	67,260,000	貸付有価証券 2,000株
1969	高砂熱学工業	80,300	1,665.00	133,699,500	貸付有価証券 9,400株
1972	三晃金属工業	4,100	2,656.00	10,889,600	貸付有価証券 600株
1975	朝日工業社	12,700	1,872.00	23,774,400	貸付有価証券 1,800株
1976	明星工業	52,800	746.00	39,388,800	貸付有価証券 1,600株
1979	大気社	43,800	3,320.00	145,416,000	貸付有価証券 2,900株
1980	ダイダン	19,700	2,292.00	45,152,400	
1982	日比谷総合設備	28,600	1,902.00	54,397,200	貸付有価証券 700株
3267	フィル・カンパニー	4,800	1,228.00	5,894,400	貸付有価証券 800株
5074	テスホールディングス	29,300	1,115.00	32,669,500	貸付有価証券 2,700株
5076	インフロニア・ホールディングス	365,600	1,018.00	372,180,800	貸付有価証券 64,200株
6330	東洋エンジニアリング	44,100	671.00	29,591,100	貸付有価証券 5,800株

6379	レイズネクスト	45,100	1,215.00	54,796,500	貸付有価証券 7,500株
2001	ニッポン	82,000	1,566.00	128,412,000	
2002	日清製粉グループ本社	316,400	1,538.00	486,623,200	貸付有価証券 50,200株
2003	日東富士製粉	4,900	4,715.00	23,103,500	
2004	昭和産業	26,500	2,540.00	67,310,000	
2009	鳥越製粉	24,400	663.00	16,177,200	貸付有価証券 4,000株
2053	中部飼料	34,700	1,078.00	37,406,600	貸付有価証券 5,400株
2060	フィード・ワン	40,000	705.00	28,200,000	貸付有価証券 5,900株
2107	東洋精糖	5,700	885.00	5,044,500	貸付有価証券 800株
2108	日本甜菜製糖	17,500	1,622.00	28,385,000	貸付有価証券 2,300株
2109	DM三井製糖ホールディングス	27,100	1,861.00	50,433,100	
2112	塩水港精糖	40,000	206.00	8,240,000	貸付有価証券 4,800株
2117	日新製糖	15,900	1,779.00	28,286,100	貸付有価証券 2,100株
2201	森永製菓	67,600	3,850.00	260,260,000	貸付有価証券 10,500株
2204	中村屋	6,800	3,120.00	21,216,000	貸付有価証券 1,000株
2206	江崎グリコ	78,300	3,500.00	274,050,000	貸付有価証券 13,200株
2207	名糖産業	12,100	1,650.00	19,965,000	貸付有価証券 1,200株
2209	井村屋グループ	16,300	2,240.00	36,512,000	貸付有価証券 1,900株
2211	不二家	18,800	2,382.00	44,781,600	貸付有価証券 2,500株
2212	山崎製パン	183,200	1,622.00	297,150,400	貸付有価証券 59,300株
2215	第一屋製パン	5,800	460.00	2,668,000	貸付有価証券 800株
2217	モロゾフ	9,900	3,715.00	36,778,500	貸付有価証券 800株
2220	亀田製菓	17,400	4,430.00	77,082,000	貸付有価証券 2,500株
2222	寿スピリッツ	29,100	8,490.00	247,059,000	貸付有価証券 5,800株
2229	カルビー	153,200	2,763.00	423,291,600	貸付有価証券 4,600株
2264	森永乳業	57,000	4,085.00	232,845,000	貸付有価証券 8,300株

2266	六甲バター	20,100	1,439.00	28,923,900	貸付有価証券 3,000株
2267	ヤクルト本社	213,400	8,210.00	1,752,014,000	
2269	明治ホールディングス	185,100	6,530.00	1,208,703,000	貸付有価証券 29,500株
2270	雪印メグミルク	73,600	1,693.00	124,604,800	貸付有価証券 6,500株
2281	プリマハム	42,000	2,075.00	87,150,000	貸付有価証券 10,500株
2282	日本ハム	117,700	3,950.00	464,915,000	貸付有価証券 17,100株
2286	林兼産業	10,200	468.00	4,773,600	貸付有価証券 1,500株
2288	丸大食品	30,300	1,515.00	45,904,500	貸付有価証券 4,800株
2292	S F o o d s	30,200	2,940.00	88,788,000	貸付有価証券 3,600株
2294	柿安本店	11,600	2,287.00	26,529,200	貸付有価証券 2,200株
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	212,800	662.00	140,873,600	貸付有価証券 3,200株
2501	サッポロホールディングス	90,100	3,120.00	281,112,000	貸付有価証券 26,800株
2502	アサヒグループホールディングス	632,500	4,683.00	2,961,997,500	貸付有価証券 192,000株
2503	キリンホールディングス	1,235,300	2,240.50	2,767,689,650	貸付有価証券 215,400株
2531	宝ホールディングス	186,900	1,091.00	203,907,900	貸付有価証券 53,500株
2533	オエノンホールディングス	81,800	289.00	23,640,200	貸付有価証券 11,700株
2540	養命酒製造	9,000	1,809.00	16,281,000	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	214,400	1,405.00	301,232,000	貸付有価証券 31,200株
2587	サントリー食品インターナショナル	192,800	5,170.00	996,776,000	貸付有価証券 46,000株
2590	ダイドーグループホールディングス	17,200	4,695.00	80,754,000	貸付有価証券 3,500株
2593	伊藤園	102,000	6,000.00	612,000,000	貸付有価証券 4,500株
2594	キーコーヒー	30,700	2,121.00	65,114,700	
2597	ユニカフェ	10,100	927.00	9,362,700	貸付有価証券 1,100株
2599	ジャパンフーズ	4,800	1,105.00	5,304,000	
2602	日清オイリオグループ	38,600	3,200.00	123,520,000	
2607	不二製油グループ本社	72,800	2,392.00	174,137,600	貸付有価証券 10,800株
2612	かどや製油	2,900	3,555.00	10,309,500	貸付有価証券

					500株
2613	J-オイルミルズ	31,400	1,576.00	49,486,400	貸付有価証券 1,500株
2801	キッコーマン	201,600	8,740.00	1,761,984,000	貸付有価証券 33,600株
2802	味の素	670,000	3,986.00	2,670,620,000	
2804	ブルドックソース	12,000	1,839.00	22,068,000	貸付有価証券 900株
2809	キューピー	147,100	2,239.00	329,356,900	貸付有価証券 39,700株
2810	ハウス食品グループ本社	104,700	2,974.00	311,377,800	貸付有価証券 900株
2811	カゴメ	127,500	2,990.00	381,225,000	貸付有価証券 28,200株
2812	焼津水産化学工業	13,600	877.00	11,927,200	貸付有価証券 300株
2815	アリアケジャパン	30,700	4,530.00	139,071,000	貸付有価証券 4,100株
2818	ピエトロ	4,400	1,781.00	7,836,400	貸付有価証券 200株
2819	エバラ食品工業	7,300	3,125.00	22,812,500	貸付有価証券 400株
2820	やまみ	2,900	1,408.00	4,083,200	貸付有価証券 200株
2871	ニチレイ	125,400	2,456.00	307,982,400	
2875	東洋水産	149,900	5,780.00	866,422,000	
2882	イトアンドホールディングス	12,700	2,143.00	27,216,100	
2883	大冷	3,700	1,908.00	7,059,600	
2884	ヨシムラ・フード・ホールディングス	17,300	489.00	8,459,700	貸付有価証券 2,400株
2897	日清食品ホールディングス	108,400	9,830.00	1,065,572,000	
2899	永谷園ホールディングス	14,900	2,012.00	29,978,800	貸付有価証券 2,200株
2904	一正蒲鉾	13,000	777.00	10,101,000	貸付有価証券 1,700株
2908	フジッコ	31,200	1,900.00	59,280,000	
2910	ロック・フィールド	33,400	1,507.00	50,333,800	貸付有価証券 7,700株
2914	日本たばこ産業	1,802,100	2,394.00	4,314,227,400	貸付有価証券 484,200株
2915	ケンコーマヨネーズ	17,100	1,533.00	26,214,300	貸付有価証券 2,000株
2918	わらべや日洋ホールディングス	20,200	2,246.00	45,369,200	貸付有価証券 4,700株
2922	なとり	18,800	2,065.00	38,822,000	
2924	イフジ産業	5,900	904.00	5,333,600	

2929	ファーマフーズ	42,300	1,373.00	58,077,900	貸付有価証券 6,500株
2931	ユーグレナ	176,300	970.00	171,011,000	貸付有価証券 22,300株
2933	紀文食品	26,100	988.00	25,786,800	貸付有価証券 2,800株
2935	ピククルスホールディングス	16,000	1,100.00	17,600,000	
4404	ミヨシ油脂	10,700	996.00	10,657,200	貸付有価証券 1,700株
4526	理研ビタミン	23,700	1,748.00	41,427,600	
3001	片倉工業	25,600	2,011.00	51,481,600	
3002	グンゼ	19,000	3,905.00	74,195,000	
3101	東洋紡	129,600	1,109.00	143,726,400	
3103	ユニチカ	90,100	273.00	24,597,300	貸付有価証券 12,700株
3104	富士紡ホールディングス	13,400	3,545.00	47,503,000	
3106	倉敷紡績	22,900	2,164.00	49,555,600	
3109	シキボウ	17,200	891.00	15,325,200	貸付有価証券 2,300株
3201	日本毛織	80,900	1,075.00	86,967,500	貸付有価証券 14,300株
3202	ダイトウボウ	53,300	87.00	4,637,100	貸付有価証券 7,000株
3204	トーア紡コーポレーション	12,100	350.00	4,235,000	貸付有価証券 1,600株
3205	ダイドーリミテッド	47,000	151.00	7,097,000	貸付有価証券 5,700株
3302	帝国繊維	31,400	1,626.00	51,056,400	貸付有価証券 4,900株
3401	帝人	288,100	1,473.00	424,371,300	
3402	東レ	2,035,400	795.00	1,618,143,000	貸付有価証券 261,100株
3501	住江織物	5,600	1,750.00	9,800,000	貸付有価証券 1,700株
3512	日本フェルト	18,600	416.00	7,737,600	貸付有価証券 2,500株
3513	イチカワ	3,900	1,384.00	5,397,600	
3524	日東製網	3,500	1,348.00	4,718,000	貸付有価証券 500株
3529	アツギ	23,400	406.00	9,500,400	貸付有価証券 5,200株
3551	ダイニック	10,600	614.00	6,508,400	貸付有価証券 1,600株
3569	セーレン	60,500	2,122.00	128,381,000	
3571	ソトー	12,000	732.00	8,784,000	貸付有価証券 1,700株

3577	東海染工	3,800	1,122.00	4,263,600	
3580	小松マテーレ	49,300	842.00	41,510,600	貸付有価証券 7,100株
3591	ワコールホールディングス	67,100	2,258.00	151,511,800	貸付有価証券 1,800株
3593	ホギメディカル	40,800	3,490.00	142,392,000	貸付有価証券 7,200株
3607	クラウドディアホールディングス	7,100	282.00	2,002,200	貸付有価証券 1,500株
3608	T S Iホールディングス	99,600	417.00	41,533,200	貸付有価証券 14,600株
3611	マツオカコーポレーション	9,400	1,034.00	9,719,600	貸付有価証券 1,200株
3612	ワールド	42,900	1,402.00	60,145,800	貸付有価証券 2,300株
8011	三陽商会	14,400	967.00	13,924,800	貸付有価証券 2,400株
8013	ナイガイ	11,100	271.00	3,008,100	貸付有価証券 2,800株
8016	オンワードホールディングス	180,600	293.00	52,915,800	貸付有価証券 26,100株
8029	ルックホールディングス	8,900	2,116.00	18,832,400	貸付有価証券 1,400株
8107	キムラタン	188,400	22.00	4,144,800	貸付有価証券 22,500株
8111	ゴールドウイン	54,300	7,940.00	431,142,000	貸付有価証券 4,100株
8114	デサント	56,000	3,600.00	201,600,000	貸付有価証券 11,600株
8118	キング	15,500	422.00	6,541,000	貸付有価証券 2,100株
8127	ヤマトインターナショナル	24,400	267.00	6,514,800	貸付有価証券 4,900株
3708	特種東海製紙	17,000	3,135.00	53,295,000	
3861	王子ホールディングス	1,265,500	558.00	706,149,000	
3863	日本製紙	133,000	883.00	117,439,000	貸付有価証券 38,500株
3864	三菱製紙	41,900	300.00	12,570,000	貸付有価証券 5,000株
3865	北越コーポレーション	195,500	754.00	147,407,000	貸付有価証券 1,900株
3877	中越パルプ工業	12,500	961.00	12,012,500	貸付有価証券 1,800株
3878	巴川製紙所	9,700	823.00	7,983,100	貸付有価証券 1,300株
3880	大王製紙	140,600	1,231.00	173,078,600	
3896	阿波製紙	7,400	315.00	2,331,000	貸付有価証券 1,100株

3941	レンゴー	253,600	844.00	214,038,400	
3946	トーモク	16,100	1,525.00	24,552,500	貸付有価証券 2,200株
3950	ザ・パック	20,700	2,315.00	47,920,500	貸付有価証券 3,300株
2930	北の達人コーポレーション	117,300	260.00	30,498,000	貸付有価証券 20,400株
3405	クラレ	442,700	1,075.00	475,902,500	貸付有価証券 65,900株
3407	旭化成	2,028,900	1,046.00	2,122,229,400	
3553	共和レザー	17,800	550.00	9,790,000	貸付有価証券 2,400株
4004	昭和電工	269,100	2,179.00	586,368,900	貸付有価証券 30,900株
4005	住友化学	2,237,300	553.00	1,237,226,900	
4008	住友精化	13,100	3,330.00	43,623,000	
4021	日産化学	147,600	7,170.00	1,058,292,000	
4022	ラサ工業	11,600	2,473.00	28,686,800	
4023	クレハ	23,800	9,670.00	230,146,000	貸付有価証券 1,700株
4025	多木化学	10,800	5,110.00	55,188,000	貸付有価証券 1,300株
4027	テイカ	18,700	1,298.00	24,272,600	貸付有価証券 3,200株
4028	石原産業	58,800	1,073.00	63,092,400	貸付有価証券 7,800株
4031	片倉コープアグリ	7,400	1,231.00	9,109,400	貸付有価証券 1,100株
4041	日本曹達	35,900	4,570.00	164,063,000	
4042	東ソー	405,600	1,844.00	747,926,400	
4043	トクヤマ	97,400	1,893.00	184,378,200	
4044	セントラル硝子	49,100	3,460.00	169,886,000	
4045	東亜合成	143,200	1,132.00	162,102,400	貸付有価証券 34,800株
4046	大阪ソーダ	25,000	3,895.00	97,375,000	貸付有価証券 6,400株
4047	関東電化工業	59,800	1,025.00	61,295,000	貸付有価証券 10,300株
4061	デンカ	110,500	3,380.00	373,490,000	貸付有価証券 4,200株
4063	信越化学工業	519,800	16,715.00	8,688,457,000	貸付有価証券 35,400株
4064	日本カーバイド工業	11,700	1,264.00	14,788,800	貸付有価証券 2,700株
4078	堺化学工業	21,200	1,981.00	41,997,200	貸付有価証券 2,800株



4082	第一稀元素化学工業	27,900	1,435.00	40,036,500	貸付有価証券 1,900株
4088	エア・ウォーター	262,800	1,766.00	464,104,800	
4091	日本酸素ホールディングス	270,200	2,569.00	694,143,800	
4092	日本化学工業	9,300	2,083.00	19,371,900	
4093	東邦アセチレン	6,600	1,162.00	7,669,200	貸付有価証券 600株
4095	日本パーカライズニング	137,900	990.00	136,521,000	
4097	高圧ガス工業	46,200	681.00	31,462,200	貸付有価証券 6,900株
4098	チタン工業	3,800	1,610.00	6,118,000	貸付有価証券 500株
4099	四国化成工業	37,900	1,296.00	49,118,400	貸付有価証券 900株
4100	戸田工業	7,000	2,844.00	19,908,000	貸付有価証券 1,000株
4109	ステラ ケミファ	16,500	2,745.00	45,292,500	
4112	保土谷化学工業	8,700	3,295.00	28,666,500	貸付有価証券 1,600株
4114	日本触媒	46,700	5,720.00	267,124,000	
4116	大日精化工業	23,200	1,805.00	41,876,000	貸付有価証券 2,200株
4118	カネカ	70,700	4,005.00	283,153,500	
4182	三菱瓦斯化学	254,200	2,110.00	536,362,000	
4183	三井化学	255,300	3,155.00	805,471,500	
4185	J S R	305,600	3,155.00	964,168,000	
4186	東京応化工業	48,700	6,780.00	330,186,000	貸付有価証券 7,400株
4187	大阪有機化学工業	21,000	2,384.00	50,064,000	貸付有価証券 4,000株
4188	三菱ケミカルグループ	2,035,800	734.20	1,494,684,360	
4189	KHネオケム	46,300	2,677.00	123,945,100	貸付有価証券 7,600株
4202	ダイセル	440,900	914.00	402,982,600	
4203	住友ベークライト	46,400	4,590.00	212,976,000	
4204	積水化学工業	626,500	1,937.00	1,213,530,500	
4205	日本ゼオン	238,600	1,431.00	341,436,600	貸付有価証券 39,100株
4206	アイカ工業	77,300	3,230.00	249,679,000	貸付有価証券 16,800株
4208	U B E	154,600	2,081.00	321,722,600	貸付有価証券 21,900株
4212	積水樹脂	45,000	1,769.00	79,605,000	貸付有価証券 6,600株

4215	タキロンシーアイ	71,000	542.00	38,482,000	
4216	旭有機材	18,500	2,410.00	44,585,000	貸付有価証券 1,000株
4218	ニチバン	17,200	1,700.00	29,240,000	貸付有価証券 1,000株
4220	リケンテクノス	66,700	534.00	35,617,800	貸付有価証券 15,900株
4221	大倉工業	12,900	1,801.00	23,232,900	貸付有価証券 2,000株
4228	積水化成成品工業	39,100	414.00	16,187,400	貸付有価証券 8,800株
4229	群栄化学工業	6,500	2,461.00	15,996,500	貸付有価証券 1,000株
4231	タイガースポリマー	15,700	427.00	6,703,900	貸付有価証券 2,200株
4238	ミライアル	10,500	2,047.00	21,493,500	貸付有価証券 1,500株
4245	ダイキアクシス	11,400	676.00	7,706,400	貸付有価証券 1,500株
4246	ダイキョーニシカワ	69,100	597.00	41,252,700	貸付有価証券 2,400株
4248	竹本容器	10,400	758.00	7,883,200	貸付有価証券 1,600株
4249	森六ホールディングス	15,900	1,780.00	28,302,000	
4251	恵和	9,000	4,305.00	38,745,000	貸付有価証券 1,200株
4272	日本化薬	230,400	1,226.00	282,470,400	貸付有価証券 10,600株
4275	カーリットホールディングス	27,500	665.00	18,287,500	
4362	日本精化	21,100	1,952.00	41,187,200	貸付有価証券 3,500株
4368	扶桑化学工業	25,800	3,475.00	89,655,000	
4369	トリケミカル研究所	33,800	2,362.00	79,835,600	貸付有価証券 4,000株
4401	ADEKA	129,500	2,397.00	310,411,500	貸付有価証券 20,000株
4403	日油	94,700	5,400.00	511,380,000	
4406	新日本理化	46,500	244.00	11,346,000	貸付有価証券 7,200株
4410	ハリマ化成グループ	21,700	934.00	20,267,800	貸付有価証券 3,600株
4452	花王	691,400	6,114.00	4,227,219,600	貸付有価証券 12,700株
4461	第一工業製薬	11,100	2,156.00	23,931,600	
4462	石原ケミカル	15,300	1,297.00	19,844,100	貸付有価証券 2,200株
4463	日華化学	12,400	890.00	11,036,000	貸付有価証券

					1,500株
4465	ニイタカ	6,200	2,387.00	14,799,400	貸付有価証券 700株
4471	三洋化成工業	19,600	4,625.00	90,650,000	貸付有価証券 2,600株
4531	有機合成薬品工業	22,800	335.00	7,638,000	貸付有価証券 4,600株
4611	大日本塗料	37,100	736.00	27,305,600	貸付有価証券 2,500株
4612	日本ペイントホールディングス	1,232,300	1,107.00	1,364,156,100	貸付有価証券 169,400株
4613	関西ペイント	283,400	2,194.00	621,779,600	貸付有価証券 69,300株
4615	神東塗料	25,800	143.00	3,689,400	貸付有価証券 3,400株
4617	中国塗料	70,900	877.00	62,179,300	貸付有価証券 4,100株
4619	日本特殊塗料	19,600	963.00	18,874,800	
4620	藤倉化成	40,800	463.00	18,890,400	貸付有価証券 9,800株
4626	太陽ホールディングス	48,300	2,711.00	130,941,300	
4631	D I C	108,800	2,553.00	277,766,400	貸付有価証券 18,300株
4633	サカティンクス	62,000	991.00	61,442,000	貸付有価証券 13,700株
4634	東洋インキSCホールディングス	54,500	1,940.00	105,730,000	貸付有価証券 12,000株
4636	T & K TOKA	26,500	1,045.00	27,692,500	貸付有価証券 3,300株
4901	富士フイルムホールディングス	588,500	7,161.00	4,214,248,500	貸付有価証券 84,700株
4911	資生堂	582,200	5,140.00	2,992,508,000	貸付有価証券 120,900株
4912	ライオン	334,600	1,645.00	550,417,000	貸付有価証券 55,600株
4914	高砂香料工業	18,900	2,861.00	54,072,900	貸付有価証券 2,800株
4917	マンダム	65,200	1,540.00	100,408,000	
4919	ミルボン	41,300	6,370.00	263,081,000	貸付有価証券 5,700株
4921	ファンケル	135,500	2,923.00	396,066,500	
4922	コーセー	56,700	14,110.00	800,037,000	貸付有価証券 14,600株
4923	コタ	23,300	1,577.00	36,744,100	
4926	シーボン	4,300	1,662.00	7,146,600	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	142,900	1,566.00	223,781,400	貸付有価証券 18,900株

4928	ノエビアホールディングス	24,900	5,770.00	143,673,000	貸付有価証券 3,800株
4929	アジュバンホールディングス	7,500	962.00	7,215,000	貸付有価証券 1,100株
4931	新日本製薬	15,900	1,642.00	26,107,800	貸付有価証券 1,300株
4951	エステー	21,500	1,553.00	33,389,500	
4955	アグロ カネショウ	11,100	1,328.00	14,740,800	貸付有価証券 1,700株
4956	コニシ	50,800	1,651.00	83,870,800	貸付有価証券 11,200株
4958	長谷川香料	57,700	3,085.00	178,004,500	貸付有価証券 9,200株
4963	星光PMC	15,800	570.00	9,006,000	貸付有価証券 2,500株
4967	小林製薬	85,300	8,380.00	714,814,000	貸付有価証券 12,400株
4968	荒川化学工業	23,600	1,042.00	24,591,200	貸付有価証券 4,000株
4971	メック	23,000	2,499.00	57,477,000	貸付有価証券 4,800株
4973	日本高純度化学	7,900	2,385.00	18,841,500	
4974	タカラバイオ	87,600	1,902.00	166,615,200	
4975	JCU	34,400	3,200.00	110,080,000	
4977	新田ゼラチン	19,100	898.00	17,151,800	貸付有価証券 2,800株
4979	OATアグリオ	12,700	1,925.00	24,447,500	貸付有価証券 1,600株
4980	デクセリアルズ	87,200	4,125.00	359,700,000	
4985	アース製薬	25,200	5,460.00	137,592,000	貸付有価証券 3,300株
4992	北興化学工業	28,100	998.00	28,043,800	貸付有価証券 2,400株
4994	大成ラミック	8,800	2,948.00	25,942,400	
4996	クミアイ化学工業	110,800	1,020.00	113,016,000	貸付有価証券 17,500株
4997	日本農薬	59,700	841.00	50,207,700	貸付有価証券 7,900株
5142	アキレス	21,400	1,345.00	28,783,000	貸付有価証券 3,100株
5208	有沢製作所	45,500	1,354.00	61,607,000	貸付有価証券 2,500株
6988	日東電工	202,400	9,230.00	1,868,152,000	
7874	レック	39,700	788.00	31,283,600	
7888	三光合成	38,300	464.00	17,771,200	貸付有価証券 5,100株

7908	きもと	51,300	261.00	13,389,300	貸付有価証券 7,500株
7917	藤森工業	26,000	3,585.00	93,210,000	
7925	前澤化成工業	19,600	1,313.00	25,734,800	貸付有価証券 2,800株
7931	未来工業	12,000	1,515.00	18,180,000	
7940	ウェーブロックホールディングス	12,700	622.00	7,899,400	貸付有価証券 1,900株
7942	J S P	19,600	1,454.00	28,498,400	
7947	エフピコ	61,500	3,405.00	209,407,500	貸付有価証券 9,800株
7958	天馬	26,300	2,250.00	59,175,000	貸付有価証券 800株
7970	信越ポリマー	60,100	1,347.00	80,954,700	
7971	東リ	76,400	204.00	15,585,600	貸付有価証券 11,000株
7988	ニフコ	111,800	3,180.00	355,524,000	
7995	バルカー	27,200	2,711.00	73,739,200	貸付有価証券 3,600株
8113	ユニ・チャーム	580,900	4,812.00	2,795,290,800	貸付有価証券 88,700株
9385	ショーエイコーポレーション	9,000	583.00	5,247,000	貸付有価証券 500株
4151	協和キリン	336,800	3,300.00	1,111,440,000	貸付有価証券 82,700株
4502	武田薬品工業	2,632,000	3,894.00	10,249,008,000	
4503	アステラス製薬	2,863,000	2,026.50	5,801,869,500	
4506	住友ファーマ	206,800	1,059.00	219,001,200	
4507	塩野義製薬	388,700	7,050.00	2,740,335,000	貸付有価証券 19,600株
4512	わかもと製薬	32,600	242.00	7,889,200	貸付有価証券 5,200株
4516	日本新薬	73,000	7,590.00	554,070,000	
4519	中外製薬	872,800	3,664.00	3,197,939,200	貸付有価証券 281,900株
4521	科研製薬	47,800	3,895.00	186,181,000	貸付有価証券 4,300株
4523	エーザイ	370,000	5,983.00	2,213,710,000	
4527	ロート製薬	159,600	4,435.00	707,826,000	
4528	小野薬品工業	645,500	3,385.00	2,185,017,500	
4530	久光製薬	70,800	3,505.00	248,154,000	貸付有価証券 13,100株
4534	持田製薬	37,600	3,445.00	129,532,000	
4536	参天製薬	583,200	1,023.00	596,613,600	

4538	扶桑薬品工業	10,800	2,022.00	21,837,600	貸付有価証券 1,600株
4539	日本ケミファ	3,500	1,890.00	6,615,000	貸付有価証券 600株
4540	ツムラ	95,800	3,130.00	299,854,000	
4541	日医工	96,500	450.00	43,425,000	貸付有価証券 18,100株
4547	キッセイ薬品工業	48,500	2,541.00	123,238,500	貸付有価証券 8,200株
4548	生化学工業	59,100	893.00	52,776,300	貸付有価証券 8,600株
4549	栄研化学	49,800	1,856.00	92,428,800	
4550	日水製薬	3,400	1,710.00	5,814,000	
4551	鳥居薬品	15,000	2,861.00	42,915,000	貸付有価証券 2,700株
4552	J C R ファーマ	94,400	2,204.00	208,057,600	
4553	東和薬品	48,200	2,219.00	106,955,800	貸付有価証券 3,600株
4554	富士製薬工業	18,000	1,022.00	18,396,000	貸付有価証券 500株
4559	ゼリア新薬工業	49,700	2,102.00	104,469,400	貸付有価証券 4,800株
4568	第一三共	2,429,100	4,309.00	10,466,991,900	
4569	キョーリン製薬ホールディングス	60,500	1,777.00	107,508,500	
4574	大幸薬品	50,500	606.00	30,603,000	貸付有価証券 200株
4577	ダイト	21,000	2,668.00	56,028,000	貸付有価証券 2,600株
4578	大塚ホールディングス	638,000	4,643.00	2,962,234,000	貸付有価証券 180,900株
4581	大正製薬ホールディングス	62,000	5,210.00	323,020,000	貸付有価証券 4,900株
4587	ペプチドリーム	135,200	1,701.00	229,975,200	貸付有価証券 22,400株
4886	あすか製薬ホールディングス	31,800	1,189.00	37,810,200	貸付有価証券 5,100株
4887	サワイグループホールディングス	64,200	4,025.00	258,405,000	
3315	日本コークス工業	282,900	98.00	27,724,200	貸付有価証券 17,900株
5011	ニチレキ	36,200	1,345.00	48,689,000	貸付有価証券 500株
5013	ユシロ化学工業	15,900	876.00	13,928,400	貸付有価証券 1,800株
5015	ビーピー・カストロール	11,900	1,104.00	13,137,600	貸付有価証券 1,600株
5017	富士石油	73,200	337.00	24,668,400	

5018	MORESCO	11,100	1,132.00	12,565,200	貸付有価証券 1,600株
5019	出光興産	340,600	3,445.00	1,173,367,000	
5020	Eneosホールディングス	5,037,600	511.70	2,577,739,920	
5021	コスモエネルギーホールディングス	132,200	3,975.00	525,495,000	
5101	横浜ゴム	158,600	2,377.00	376,992,200	貸付有価証券 25,600株
5105	TOYO TIRE	160,200	1,703.00	272,820,600	貸付有価証券 37,900株
5108	ブリヂストン	890,400	5,226.00	4,653,230,400	貸付有価証券 231,200株
5110	住友ゴム工業	273,500	1,223.00	334,490,500	貸付有価証券 39,800株
5121	藤倉コンポジット	26,800	965.00	25,862,000	
5122	オカモト	15,500	3,850.00	59,675,000	
5185	フコク	14,600	1,002.00	14,629,200	
5186	ニッタ	31,500	2,992.00	94,248,000	貸付有価証券 1,300株
5191	住友理工	64,900	585.00	37,966,500	貸付有価証券 1,200株
5192	三ツ星ベルト	40,700	3,290.00	133,903,000	
5195	バンドー化学	54,000	1,050.00	56,700,000	貸付有価証券 7,800株
3110	日東紡績	41,500	2,587.00	107,360,500	
5201	AGC	283,800	4,870.00	1,382,106,000	貸付有価証券 62,600株
5202	日本板硝子	151,400	587.00	88,871,800	貸付有価証券 32,900株
5204	石塚硝子	5,300	1,604.00	8,501,200	貸付有価証券 800株
5210	日本山村硝子	11,600	617.00	7,157,200	貸付有価証券 1,900株
5214	日本電気硝子	113,800	2,663.00	303,049,400	貸付有価証券 17,800株
5218	オハラ	13,200	1,555.00	20,526,000	貸付有価証券 1,700株
5232	住友大阪セメント	50,000	3,535.00	176,750,000	貸付有価証券 12,200株
5233	太平洋セメント	190,200	2,141.00	407,218,200	貸付有価証券 28,000株
5262	日本ヒューム	27,500	669.00	18,397,500	貸付有価証券 4,400株
5269	日本コンクリート工業	60,100	273.00	16,407,300	貸付有価証券 9,500株
5273	三谷セキサン	13,600	3,810.00	51,816,000	貸付有価証券 2,100株

5288	アジアパイルホールディングス	47,500	513.00	24,367,500	貸付有価証券 2,700株
5301	東海カーボン	233,900	1,023.00	239,279,700	貸付有価証券 38,500株
5302	日本カーボン	16,000	4,075.00	65,200,000	貸付有価証券 2,300株
5310	東洋炭素	17,500	3,435.00	60,112,500	貸付有価証券 2,600株
5331	ノリタケカンパニーリミテド	17,000	4,160.00	70,720,000	貸付有価証券 1,400株
5332	TOTO	202,400	4,915.00	994,796,000	貸付有価証券 15,000株
5333	日本碍子	329,800	2,012.00	663,557,600	貸付有価証券 54,000株
5334	日本特殊陶業	233,500	2,976.00	694,896,000	
5337	ダントーホールディングス	21,800	349.00	7,608,200	貸付有価証券 3,300株
5344	MARUWA	11,600	17,490.00	202,884,000	貸付有価証券 1,700株
5351	品川リフラクトリーズ	7,800	4,020.00	31,356,000	
5352	黒崎播磨	5,700	5,010.00	28,557,000	
5357	ヨータイ	21,300	1,437.00	30,608,100	貸付有価証券 3,500株
5363	東京窯業	33,100	273.00	9,036,300	貸付有価証券 6,200株
5367	ニッカトー	13,900	455.00	6,324,500	貸付有価証券 2,000株
5384	フジミインコーポレーテッド	26,900	6,540.00	175,926,000	
5388	クニミネ工業	10,500	826.00	8,673,000	貸付有価証券 1,800株
5391	エーアンドエーマテリアル	5,700	868.00	4,947,600	貸付有価証券 800株
5393	ニチアス	70,500	2,396.00	168,918,000	貸付有価証券 6,800株
7943	ニチハ	42,700	2,859.00	122,079,300	貸付有価証券 4,200株
5401	日本製鉄	1,383,200	2,288.00	3,164,761,600	
5406	神戸製鋼所	576,900	647.00	373,254,300	
5408	中山製鋼所	45,900	612.00	28,090,800	
5410	合同製鐵	16,000	1,837.00	29,392,000	
5411	J F Eホールディングス	766,600	1,490.00	1,142,234,000	
5423	東京製鐵	96,700	1,314.00	127,063,800	
5440	共英製鋼	32,700	1,513.00	49,475,100	
5444	大和工業	54,100	4,795.00	259,409,500	貸付有価証券 4,900株



5445	東京鐵鋼	13,600	1,355.00	18,428,000	
5449	大阪製鐵	17,600	1,241.00	21,841,600	貸付有価証券 2,400株
5451	淀川製鋼所	36,200	2,527.00	91,477,400	貸付有価証券 700株
5463	丸一鋼管	96,100	2,979.00	286,281,900	貸付有価証券 14,300株
5464	モリ工業	8,100	2,731.00	22,121,100	貸付有価証券 300株
5471	大同特殊鋼	45,200	3,865.00	174,698,000	貸付有価証券 7,200株
5476	日本高周波鋼業	12,200	336.00	4,099,200	貸付有価証券 1,600株
5480	日本冶金工業	22,600	2,885.00	65,201,000	
5481	山陽特殊製鋼	28,300	2,091.00	59,175,300	
5482	愛知製鋼	18,600	2,130.00	39,618,000	貸付有価証券 2,500株
5486	日立金属	356,700	2,120.00	756,204,000	
5491	日本金属	8,400	1,023.00	8,593,200	貸付有価証券 1,000株
5541	大平洋金属	20,400	2,411.00	49,184,400	貸付有価証券 5,000株
5563	新日本電工	183,300	362.00	66,354,600	貸付有価証券 28,200株
5602	栗本鐵工所	13,600	1,645.00	22,372,000	貸付有価証券 2,200株
5603	虹技	4,200	941.00	3,952,200	貸付有価証券 600株
5612	日本鑄鉄管	3,400	979.00	3,328,600	貸付有価証券 500株
5632	三菱製鋼	21,200	1,025.00	21,730,000	貸付有価証券 3,200株
5658	日亜鋼業	37,700	246.00	9,274,200	貸付有価証券 6,400株
5659	日本精線	5,200	4,655.00	24,206,000	貸付有価証券 700株
5698	エンビプロ・ホールディングス	21,900	896.00	19,622,400	貸付有価証券 4,600株
6319	シンニッタン	40,000	221.00	8,840,000	貸付有価証券 6,900株
7305	新家工業	6,900	1,696.00	11,702,400	貸付有価証券 1,000株
5702	大紀アルミニウム工業所	40,800	1,362.00	55,569,600	
5703	日本軽金属ホールディングス	83,800	1,625.00	136,175,000	貸付有価証券 11,100株
5706	三井金属鉱業	89,400	3,225.00	288,315,000	
5707	東邦亜鉛	16,900	2,515.00	42,503,500	貸付有価証券

					2,200株
5711	三菱マテリアル	191,400	2,057.00	393,709,800	
5713	住友金属鉱山	362,800	4,422.00	1,604,301,600	
5714	DOWAホールディングス	77,300	5,500.00	425,150,000	貸付有価証券 11,100株
5715	古河機械金属	50,500	1,272.00	64,236,000	貸付有価証券 9,200株
5721	エス・サイエンス	147,200	26.00	3,827,200	貸付有価証券 19,300株
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	38,300	3,390.00	129,837,000	
5727	東邦チタニウム	59,300	2,474.00	146,708,200	貸付有価証券 7,100株
5741	UACJ	45,200	2,499.00	112,954,800	
5757	CKサンエツ	6,200	4,105.00	25,451,000	貸付有価証券 100株
5801	古河電気工業	95,500	2,495.00	238,272,500	貸付有価証券 13,600株
5802	住友電気工業	1,155,600	1,640.00	1,895,184,000	
5803	フジクラ	369,100	987.00	364,301,700	
5805	昭和電線ホールディングス	28,800	1,854.00	53,395,200	
5807	東京特殊電線	4,200	2,253.00	9,462,600	貸付有価証券 600株
5809	タツタ電線	58,400	467.00	27,272,800	貸付有価証券 7,000株
5819	カナレ電気	4,900	1,483.00	7,266,700	
5821	平河ヒューテック	18,300	1,131.00	20,697,300	貸付有価証券 1,600株
5851	リョービ	30,500	1,340.00	40,870,000	貸付有価証券 5,400株
5852	アーレスティ	35,200	401.00	14,115,200	貸付有価証券 5,700株
5857	アサヒホールディングス	132,600	2,143.00	284,161,800	貸付有価証券 7,800株
3421	稲葉製作所	16,800	1,345.00	22,596,000	貸付有価証券 2,500株
3431	宮地エンジニアリンググループ	9,400	3,250.00	30,550,000	
3433	トーカロ	85,400	1,296.00	110,678,400	貸付有価証券 12,100株
3434	アルファC o	11,700	945.00	11,056,500	貸付有価証券 1,600株
3436	SUMCO	546,100	1,954.00	1,067,079,400	貸付有価証券 52,400株
3443	川田テクノロジーズ	6,200	3,790.00	23,498,000	貸付有価証券 500株
3445	RS Technologies	9,400	6,770.00	63,638,000	貸付有価証券 1,300株

3446	ジェイテックコーポレーション	4,300	1,689.00	7,262,700	貸付有価証券 500株
3447	信和	20,500	811.00	16,625,500	貸付有価証券 1,900株
5901	東洋製罐グループホールディングス	168,700	1,788.00	301,635,600	
5902	ホッカンホールディングス	15,400	1,336.00	20,574,400	貸付有価証券 2,400株
5909	コロナ	16,000	840.00	13,440,000	貸付有価証券 2,400株
5911	横河ブリッジホールディングス	47,400	1,975.00	93,615,000	貸付有価証券 8,200株
5915	駒井ハルテック	5,200	1,678.00	8,725,600	貸付有価証券 1,000株
5923	高田機工	2,800	2,411.00	6,750,800	
5929	三和ホールディングス	312,200	1,392.00	434,582,400	
5930	文化シャッター	97,600	1,068.00	104,236,800	
5932	三協立山	39,400	625.00	24,625,000	
5933	アルインコ	21,900	907.00	19,863,300	貸付有価証券 2,400株
5936	東洋シャッター	7,300	545.00	3,978,500	貸付有価証券 1,000株
5938	L I X I L	521,200	2,380.00	1,240,456,000	
5942	日本フィルコン	20,700	482.00	9,977,400	貸付有価証券 3,300株
5943	ノーリツ	42,200	1,559.00	65,789,800	貸付有価証券 8,700株
5946	長府製作所	29,900	2,036.00	60,876,400	貸付有価証券 4,500株
5947	リンナイ	57,200	10,740.00	614,328,000	
5951	ダイニチ工業	15,900	662.00	10,525,800	貸付有価証券 2,400株
5957	日東精工	41,600	532.00	22,131,200	貸付有価証券 9,400株
5958	三洋工業	4,000	1,704.00	6,816,000	
5959	岡部	46,100	672.00	30,979,200	貸付有価証券 8,900株
5970	ジーテクト	36,500	1,400.00	51,100,000	
5975	東プレ	50,500	1,255.00	63,377,500	貸付有価証券 13,400株
5976	高周波熱錬	51,000	695.00	35,445,000	貸付有価証券 12,800株
5981	東京製綱	20,300	976.00	19,812,800	
5985	サンコール	28,300	738.00	20,885,400	
5986	モリテック スチール	25,800	285.00	7,353,000	貸付有価証券 3,400株

5988	パイオラックス	43,500	1,982.00	86,217,000	
5989	エイチワン	29,500	609.00	17,965,500	
5991	日本発條	279,100	962.00	268,494,200	貸付有価証券 46,800株
5992	中央発條	15,900	703.00	11,177,700	
5998	アドバネクス	4,300	1,234.00	5,306,200	貸付有価証券 600株
7989	立川ブラインド工業	13,000	1,045.00	13,585,000	貸付有価証券 1,900株
8155	三益半導体工業	25,800	2,122.00	54,747,600	貸付有価証券 5,200株
1909	日本ドライケミカル	7,500	1,570.00	11,775,000	
5631	日本製鋼所	85,100	3,125.00	265,937,500	
6005	三浦工業	130,300	2,961.00	385,818,300	
6013	タクマ	94,900	1,357.00	128,779,300	貸付有価証券 14,900株
6101	ツガミ	67,600	1,235.00	83,486,000	
6103	オークマ	31,600	5,310.00	167,796,000	貸付有価証券 3,400株
6104	芝浦機械	37,400	3,060.00	114,444,000	
6113	アマダ	522,700	1,110.00	580,197,000	貸付有価証券 27,300株
6118	アイダエンジニアリング	72,200	849.00	61,297,800	貸付有価証券 11,800株
6121	滝澤鉄工所	9,600	1,143.00	10,972,800	貸付有価証券 1,400株
6134	F U J I	132,200	2,051.00	271,142,200	
6135	牧野フライス製作所	33,600	4,510.00	151,536,000	貸付有価証券 4,400株
6136	オーエスジー	134,100	1,961.00	262,970,100	貸付有価証券 16,000株
6138	ダイジェット工業	3,400	875.00	2,975,000	
6140	旭ダイヤモンド工業	81,100	774.00	62,771,400	
6141	DMG森精機	170,200	1,782.00	303,296,400	貸付有価証券 27,700株
6143	ソディック	78,100	813.00	63,495,300	貸付有価証券 12,100株
6146	ディスコ	48,800	34,900.00	1,703,120,000	貸付有価証券 3,100株
6151	日東工器	15,900	1,645.00	26,155,500	貸付有価証券 2,400株
6157	日進工具	26,000	1,126.00	29,276,000	貸付有価証券 2,600株
6165	パンチ工業	28,300	440.00	12,452,000	貸付有価証券 3,900株

6167	富士ダイス	16,600	621.00	10,308,600	貸付有価証券 1,900株
6203	豊和工業	17,000	833.00	14,161,000	貸付有価証券 2,400株
6205	ニデックオーケーケー	12,500	1,150.00	14,375,000	貸付有価証券 1,800株
6208	石川製作所	8,600	1,391.00	11,962,600	貸付有価証券 1,000株
6210	東洋機械金属	21,500	578.00	12,427,000	貸付有価証券 3,100株
6217	津田駒工業	5,700	498.00	2,838,600	
6218	エンシュウ	7,300	786.00	5,737,800	貸付有価証券 1,000株
6222	島精機製作所	48,400	2,204.00	106,673,600	貸付有価証券 7,000株
6235	オプトラン	41,500	2,365.00	98,147,500	貸付有価証券 8,000株
6236	NCホールディングス	9,300	1,988.00	18,488,400	貸付有価証券 1,300株
6237	イワキポンプ	21,000	1,403.00	29,463,000	貸付有価証券 1,500株
6238	フリーー	29,400	1,035.00	30,429,000	
6240	ヤマシンフィルタ	52,000	333.00	17,316,000	
6247	日阪製作所	34,000	851.00	28,934,000	貸付有価証券 1,800株
6250	やまびこ	45,900	1,167.00	53,565,300	貸付有価証券 8,500株
6254	野村マイクロ・サイエンス	10,600	3,730.00	39,538,000	貸付有価証券 1,000株
6258	平田機工	14,500	4,670.00	67,715,000	
6262	ペガサスマシン製造	33,600	919.00	30,878,400	貸付有価証券 2,200株
6264	マルマエ	13,600	2,034.00	27,662,400	貸付有価証券 2,500株
6266	タツモ	15,400	1,443.00	22,222,200	
6268	ナブテスコ	176,200	3,355.00	591,151,000	貸付有価証券 25,800株
6269	三井海洋開発	35,200	1,477.00	51,990,400	貸付有価証券 7,100株
6272	レオン自動機	35,400	1,234.00	43,683,600	貸付有価証券 4,300株
6273	SMC	98,100	68,590.00	6,728,679,000	
6277	ホソカワミクロン	21,500	2,620.00	56,330,000	
6278	ユニオンツール	12,300	3,605.00	44,341,500	貸付有価証券 3,400株
6282	オイレス工業	42,800	1,524.00	65,227,200	

6284	日精エー・エス・ビー機械	12,800	4,140.00	52,992,000	貸付有価証券 1,500株
6287	サトーホールディングス	43,600	1,912.00	83,363,200	
6289	技研製作所	29,300	3,480.00	101,964,000	貸付有価証券 3,800株
6291	日本エアータック	14,200	1,075.00	15,265,000	貸付有価証券 1,300株
6292	カワタ	9,700	908.00	8,807,600	貸付有価証券 1,300株
6293	日精樹脂工業	20,800	959.00	19,947,200	貸付有価証券 3,600株
6294	オカダアイヨン	10,500	1,470.00	15,435,000	貸付有価証券 1,400株
6298	ワイエイシイホールディングス	13,200	1,452.00	19,166,400	貸付有価証券 1,900株
6301	小松製作所	1,517,700	2,895.00	4,393,741,500	
6302	住友重機械工業	178,900	2,939.00	525,787,100	
6305	日立建機	134,200	2,933.00	393,608,600	
6306	日工	41,600	638.00	26,540,800	
6309	巴工業	12,000	2,549.00	30,588,000	貸付有価証券 1,900株
6310	井関農機	26,300	1,254.00	32,980,200	貸付有価証券 4,200株
6315	TOWA	28,600	1,887.00	53,968,200	貸付有価証券 4,400株
6316	丸山製作所	5,200	1,576.00	8,195,200	貸付有価証券 1,000株
6317	北川鉄工所	13,000	1,351.00	17,563,000	貸付有価証券 1,300株
6323	ローツェ	16,500	8,750.00	144,375,000	貸付有価証券 2,700株
6325	タカキタ	10,200	546.00	5,569,200	貸付有価証券 2,300株
6326	クボタ	1,497,400	2,203.00	3,298,772,200	貸付有価証券 271,100株
6328	荏原実業	14,000	2,188.00	30,632,000	貸付有価証券 2,100株
6331	三菱化工機	9,900	2,231.00	22,086,900	貸付有価証券 1,500株
6332	月島機械	52,200	905.00	47,241,000	貸付有価証券 100株
6333	帝国電機製作所	21,300	1,993.00	42,450,900	
6335	東京機械製作所	13,600	720.00	9,792,000	
6339	新東工業	62,400	718.00	44,803,200	貸付有価証券 8,100株
6340	澁谷工業	26,300	2,462.00	64,750,600	貸付有価証券 3,800株

6345	アイチ コーポレーション	47,700	829.00	39,543,300	貸付有価証券 5,000株
6349	小森コーポレーション	76,900	754.00	57,982,600	貸付有価証券 8,400株
6351	鶴見製作所	23,600	2,330.00	54,988,000	貸付有価証券 2,400株
6355	住友精密工業	5,000	2,600.00	13,000,000	貸付有価証券 600株
6356	日本ギア工業	11,900	369.00	4,391,100	貸付有価証券 1,300株
6358	酒井重工業	5,400	3,030.00	16,362,000	貸付有価証券 700株
6361	荏原製作所	114,900	5,330.00	612,417,000	貸付有価証券 28,600株
6362	石井鐵工所	3,900	2,786.00	10,865,400	
6363	西島製作所	27,200	1,401.00	38,107,200	
6364	北越工業	28,200	1,017.00	28,679,400	貸付有価証券 900株
6367	ダイキン工業	365,700	24,885.00	9,100,444,500	貸付有価証券 56,600株
6368	オルガノ	9,600	9,030.00	86,688,000	
6369	トーヨーカネツ	11,600	2,541.00	29,475,600	
6370	栗田工業	169,100	5,510.00	931,741,000	貸付有価証券 23,900株
6371	椿本チエイン	43,800	3,260.00	142,788,000	貸付有価証券 6,300株
6373	大同工業	13,600	722.00	9,819,200	貸付有価証券 2,100株
6378	木村化工機	25,700	755.00	19,403,500	貸付有価証券 2,100株
6381	アネスト岩田	52,100	932.00	48,557,200	貸付有価証券 200株
6383	ダイフク	158,000	7,990.00	1,262,420,000	貸付有価証券 10,100株
6387	サムコ	9,200	3,350.00	30,820,000	
6390	加藤製作所	15,900	761.00	12,099,900	貸付有価証券 3,700株
6393	油研工業	5,200	1,820.00	9,464,000	貸付有価証券 800株
6395	タダノ	161,600	930.00	150,288,000	貸付有価証券 21,300株
6406	フジテック	102,800	2,961.00	304,390,800	貸付有価証券 13,100株
6407	CKD	84,700	1,915.00	162,200,500	貸付有価証券 13,100株
6409	キトー	26,300	2,709.00	71,246,700	貸付有価証券 5,600株

6412	平和	93,400	2,152.00	200,996,800	
6413	理想科学工業	28,100	2,492.00	70,025,200	貸付有価証券 3,900株
6417	SANKYO	69,000	4,080.00	281,520,000	貸付有価証券 9,900株
6418	日本金銭機械	33,900	675.00	22,882,500	貸付有価証券 6,000株
6419	マースグループホールディングス	21,300	1,604.00	34,165,200	
6420	フクシマガリレイ	20,600	3,660.00	75,396,000	
6428	オーイズミ	11,700	405.00	4,738,500	貸付有価証券 1,900株
6430	ダイコク電機	15,400	1,299.00	20,004,600	貸付有価証券 200株
6432	竹内製作所	50,900	2,738.00	139,364,200	貸付有価証券 7,400株
6436	アマノ	87,700	2,569.00	225,301,300	貸付有価証券 1,500株
6440	JUKI	43,500	714.00	31,059,000	貸付有価証券 11,400株
6444	サンデン	46,400	280.00	12,992,000	貸付有価証券 8,400株
6445	ジャノメ	28,400	692.00	19,652,800	貸付有価証券 6,600株
6454	マックス	39,500	2,039.00	80,540,500	貸付有価証券 7,400株
6457	グローリー	79,400	2,278.00	180,873,200	貸付有価証券 12,300株
6458	新晃工業	31,100	1,582.00	49,200,200	貸付有価証券 4,100株
6459	大和冷機工業	43,000	1,116.00	47,988,000	貸付有価証券 6,400株
6460	セガサミーホールディングス	301,000	2,036.00	612,836,000	貸付有価証券 37,000株
6461	日本ピストンリング	12,200	1,272.00	15,518,400	貸付有価証券 2,000株
6462	リケン	12,200	2,428.00	29,621,600	貸付有価証券 2,000株
6463	T P R	36,500	1,293.00	47,194,500	
6464	ツバキ・ナカシマ	69,200	1,198.00	82,901,600	貸付有価証券 9,000株
6465	ホシザキ	180,700	4,055.00	732,738,500	貸付有価証券 26,000株
6470	大豊工業	27,300	708.00	19,328,400	貸付有価証券 3,600株
6471	日本精工	573,100	778.00	445,871,800	
6472	NTN	608,900	282.00	171,709,800	
6473	ジェイテクト	285,500	1,042.00	297,491,000	



6474	不二越	20,700	3,825.00	79,177,500	貸付有価証券 3,900株
6480	日本トムソン	76,400	570.00	43,548,000	貸付有価証券 3,700株
6481	T H K	162,000	2,794.00	452,628,000	貸付有価証券 25,800株
6482	ユーシン精機	25,900	713.00	18,466,700	貸付有価証券 3,500株
6485	前澤給装工業	21,500	907.00	19,500,500	
6486	イーグル工業	36,200	1,224.00	44,308,800	
6489	前澤工業	20,000	632.00	12,640,000	貸付有価証券 3,000株
6490	日本ピラー工業	28,600	2,580.00	73,788,000	
6498	キッツ	103,400	816.00	84,374,400	貸付有価証券 20,200株
6586	マキタ	378,500	3,208.00	1,214,228,000	
7003	三井E&Sホールディングス	126,600	420.00	53,172,000	貸付有価証券 16,000株
7004	日立造船	265,400	887.00	235,409,800	貸付有価証券 15,500株
7011	三菱重工業	491,000	5,210.00	2,558,110,000	
7013	I H I	209,100	3,760.00	786,216,000	
7022	サノヤスホールディングス	38,000	124.00	4,712,000	貸付有価証券 5,400株
7718	スター精密	54,200	1,829.00	99,131,800	貸付有価証券 6,900株
3105	日清紡ホールディングス	228,600	1,116.00	255,117,600	貸付有価証券 29,500株
4062	イビデン	161,100	4,580.00	737,838,000	
4902	コニカミノルタ	679,400	491.00	333,585,400	
6448	ブラザー工業	381,700	2,632.00	1,004,634,400	貸付有価証券 54,200株
6479	ミネベアミツミ	532,800	2,457.00	1,309,089,600	
6501	日立製作所	1,610,600	7,007.00	11,285,474,200	
6502	東芝	585,400	5,047.00	2,954,513,800	
6503	三菱電機	3,125,300	1,390.00	4,344,167,000	貸付有価証券 251,400株
6504	富士電機	186,300	5,990.00	1,115,937,000	
6505	東洋電機製造	11,100	892.00	9,901,200	貸付有価証券 1,700株
6506	安川電機	332,700	4,720.00	1,570,344,000	貸付有価証券 109,700株
6507	シンフォニアテクノロジー	34,100	1,489.00	50,774,900	貸付有価証券 4,800株
6508	明電舎	47,300	2,048.00	96,870,400	

6513	オリジン	7,700	1,471.00	11,326,700	貸付有価証券 1,200株
6516	山洋電気	12,100	5,340.00	64,614,000	貸付有価証券 700株
6517	デンヨー	23,800	1,573.00	37,437,400	貸付有価証券 3,800株
6523	PHCホールディングス	51,800	1,597.00	82,724,600	
6588	東芝テック	35,900	4,165.00	149,523,500	
6590	芝浦メカトロニクス	5,900	11,320.00	66,788,000	貸付有価証券 400株
6592	マブチモーター	69,700	4,030.00	280,891,000	貸付有価証券 10,700株
6594	日本電産	743,900	9,444.00	7,025,391,600	
6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,800	496.00	5,852,800	貸付有価証券 2,500株
6616	トレックス・セミコンダクター	14,400	2,974.00	42,825,600	貸付有価証券 2,500株
6617	東光高岳	18,600	1,932.00	35,935,200	貸付有価証券 1,100株
6619	ダブル・スコープ	91,700	2,919.00	267,672,300	貸付有価証券 7,600株
6622	ダイヘン	31,000	4,085.00	126,635,000	貸付有価証券 4,800株
6630	ヤーマン	54,600	1,455.00	79,443,000	貸付有価証券 6,400株
6632	JVCケンウッド	272,800	203.00	55,378,400	
6638	ミマキエンジニアリング	30,000	708.00	21,240,000	
6640	IPEX	15,600	1,373.00	21,418,800	貸付有価証券 2,600株
6641	日新電機	78,500	1,439.00	112,961,500	貸付有価証券 6,000株
6644	大崎電気工業	56,300	526.00	29,613,800	貸付有価証券 4,000株
6645	オムロン	278,800	7,378.00	2,056,986,400	貸付有価証券 24,500株
6651	日東工業	42,100	2,635.00	110,933,500	貸付有価証券 6,500株
6652	IDEC	41,500	2,988.00	124,002,000	貸付有価証券 6,500株
6653	正興電機製作所	11,800	1,087.00	12,826,600	
6654	不二電機工業	6,200	1,123.00	6,962,600	
6674	ジーエス・ユアサコーポレーション	100,600	2,540.00	255,524,000	貸付有価証券 14,800株
6675	サクサホールディングス	7,800	1,279.00	9,976,200	貸付有価証券 1,000株
6676	メルコホールディングス	9,300	3,285.00	30,550,500	

6678	テクノメディカ	7,500	1,638.00	12,285,000	
6699	ダイヤモンドエレクトリックホールディング	9,300	1,330.00	12,369,000	貸付有価証券 700株
6701	日本電気	397,100	5,090.00	2,021,239,000	
6702	富士通	301,300	16,660.00	5,019,658,000	
6703	沖電気工業	126,900	747.00	94,794,300	貸付有価証券 22,100株
6704	岩崎通信機	13,600	756.00	10,281,600	貸付有価証券 3,600株
6706	電気興業	16,100	2,402.00	38,672,200	貸付有価証券 3,700株
6707	サンケン電気	28,700	4,900.00	140,630,000	
6715	ナカヨ	5,500	1,072.00	5,896,000	貸付有価証券 800株
6718	アイホン	15,200	2,072.00	31,494,400	
6723	ルネサスエレクトロニクス	1,827,900	1,347.00	2,462,181,300	貸付有価証券 210,900株
6724	セイコーエプソン	373,900	2,164.00	809,119,600	
6727	ワコム	256,600	797.00	204,510,200	貸付有価証券 38,100株
6728	アルバック	66,700	5,860.00	390,862,000	貸付有価証券 8,800株
6730	アクセル	12,800	956.00	12,236,800	貸付有価証券 2,800株
6737	E I Z O	22,900	3,845.00	88,050,500	貸付有価証券 1,500株
6740	ジャパンディスプレイ	1,143,500	57.00	65,179,500	貸付有価証券 126,800株
6741	日本信号	71,100	947.00	67,331,700	貸付有価証券 14,700株
6742	京三製作所	65,300	430.00	28,079,000	貸付有価証券 15,300株
6744	能美防災	37,900	1,629.00	61,739,100	
6745	ホーチキ	21,000	1,368.00	28,728,000	貸付有価証券 3,200株
6748	星和電機	12,400	454.00	5,629,600	貸付有価証券 2,200株
6750	エレコム	76,700	1,652.00	126,708,400	貸付有価証券 9,600株
6752	パナソニック ホールディングス	3,571,400	1,151.00	4,110,681,400	
6753	シャープ	318,100	979.00	311,419,900	貸付有価証券 49,800株
6754	アンリツ	211,900	1,655.00	350,694,500	
6755	富士通ゼネラル	90,900	2,920.00	265,428,000	
6758	ソニーグループ	2,097,800	10,760.00	22,572,328,000	

6762	TDK	485,000	5,090.00	2,468,650,000	貸付有価証券 20,300株
6763	帝国通信工業	14,800	1,454.00	21,519,200	貸付有価証券 600株
6768	タムラ製作所	120,500	721.00	86,880,500	
6770	アルプスアルパイン	273,600	1,264.00	345,830,400	貸付有価証券 68,100株
6771	池上通信機	9,800	596.00	5,840,800	貸付有価証券 1,400株
6779	日本電波工業	33,500	1,609.00	53,901,500	
6785	鈴木	16,500	884.00	14,586,000	貸付有価証券 2,400株
6787	メイコー	36,200	3,020.00	109,324,000	
6788	日本トリム	6,300	2,345.00	14,773,500	貸付有価証券 600株
6789	ローランド ディー. ジー.	15,800	3,270.00	51,666,000	貸付有価証券 3,400株
6794	フォスター電機	31,200	786.00	24,523,200	
6798	SMK	7,500	2,482.00	18,615,000	貸付有価証券 1,900株
6800	ヨコオ	22,300	2,176.00	48,524,800	貸付有価証券 2,900株
6803	ティアック	51,100	118.00	6,029,800	貸付有価証券 3,200株
6804	ホシデン	74,000	1,611.00	119,214,000	
6806	ヒロセ電機	46,400	20,550.00	953,520,000	
6807	日本航空電子工業	67,200	2,455.00	164,976,000	
6809	TOA	35,900	805.00	28,899,500	貸付有価証券 4,800株
6810	マクセル	61,000	1,467.00	89,487,000	貸付有価証券 9,500株
6814	古野電気	39,800	1,147.00	45,650,600	貸付有価証券 8,500株
6815	ユニデンホールディングス	3,100	4,095.00	12,694,500	
6817	スミダコーポレーション	25,700	1,056.00	27,139,200	貸付有価証券 3,400株
6820	アイコム	10,800	2,602.00	28,101,600	
6823	リオン	11,500	2,092.00	24,058,000	
6826	本多通信工業	26,000	703.00	18,278,000	貸付有価証券 5,400株
6841	横河電機	307,200	2,473.00	759,705,600	
6844	新電元工業	11,800	3,745.00	44,191,000	貸付有価証券 1,600株
6845	アズビル	194,200	4,070.00	790,394,000	貸付有価証券 14,100株

6848	東亜ディーケーケー	16,500	848.00	13,992,000	貸付有価証券 2,200株
6849	日本光電工業	128,400	3,205.00	411,522,000	
6850	チノー	10,600	1,653.00	17,521,800	貸付有価証券 1,500株
6853	共和電業	29,200	341.00	9,957,200	貸付有価証券 4,600株
6855	日本電子材料	15,700	1,553.00	24,382,100	
6856	堀場製作所	61,900	6,400.00	396,160,000	貸付有価証券 8,800株
6857	アドバンテスト	248,900	7,900.00	1,966,310,000	貸付有価証券 12,200株
6858	小野測器	11,400	414.00	4,719,600	貸付有価証券 1,800株
6859	エスベック	24,700	1,833.00	45,275,100	貸付有価証券 3,900株
6861	キーエンス	303,400	54,990.00	16,683,966,000	
6866	日置電機	14,600	6,690.00	97,674,000	貸付有価証券 3,100株
6869	シスメックス	239,800	8,396.00	2,013,360,800	
6871	日本マイクロニクス	45,800	1,420.00	65,036,000	貸付有価証券 9,100株
6875	メガチップス	29,700	2,624.00	77,932,800	貸付有価証券 5,300株
6877	OBARA GROUP	13,000	3,430.00	44,590,000	貸付有価証券 3,700株
6901	澤藤電機	4,000	1,223.00	4,892,000	貸付有価証券 600株
6904	原田工業	15,800	778.00	12,292,400	貸付有価証券 2,500株
6905	コーセル	37,100	919.00	34,094,900	貸付有価証券 4,600株
6908	イリソ電子工業	28,100	4,135.00	116,193,500	貸付有価証券 1,400株
6914	オプテックスグループ	51,000	2,157.00	110,007,000	貸付有価証券 7,300株
6915	千代田インテグレ	11,300	2,213.00	25,006,900	貸付有価証券 2,000株
6920	レーザーテック	137,200	19,025.00	2,610,230,000	貸付有価証券 18,000株
6923	スタンレー電気	215,800	2,595.00	560,001,000	貸付有価証券 31,200株
6924	岩崎電気	10,600	2,569.00	27,231,400	貸付有価証券 1,700株
6925	ウシオ電機	158,400	1,706.00	270,230,400	貸付有価証券 25,700株
6926	岡谷電機産業	23,800	247.00	5,878,600	貸付有価証券 3,500株

6927	ヘリオス テクノ ホールディング	28,500	376.00	10,716,000	貸付有価証券 4,100株
6928	エノモト	9,300	1,530.00	14,229,000	貸付有価証券 1,300株
6929	日本セラミック	28,300	2,658.00	75,221,400	貸付有価証券 4,500株
6932	遠藤照明	15,400	782.00	12,042,800	貸付有価証券 2,200株
6937	古河電池	23,900	1,192.00	28,488,800	貸付有価証券 4,200株
6938	双信電機	16,000	431.00	6,896,000	貸付有価証券 3,100株
6941	山一電機	21,800	2,085.00	45,453,000	貸付有価証券 200株
6947	函研	21,800	3,660.00	79,788,000	
6951	日本電子	64,300	5,830.00	374,869,000	
6952	カシオ計算機	207,100	1,355.00	280,620,500	
6954	ファナック	293,900	23,180.00	6,812,602,000	貸付有価証券 19,600株
6958	日本シイエムケイ	59,000	474.00	27,966,000	貸付有価証券 4,500株
6961	エンプラス	8,300	4,610.00	38,263,000	貸付有価証券 1,600株
6962	大真空	41,400	985.00	40,779,000	
6963	ローム	139,200	11,090.00	1,543,728,000	
6965	浜松ホトニクス	223,100	6,330.00	1,412,223,000	
6966	三井ハイテック	28,700	8,650.00	248,255,000	貸付有価証券 4,900株
6967	新光電気工業	98,400	3,880.00	381,792,000	
6971	京セラ	471,100	8,086.00	3,809,314,600	
6976	太陽誘電	148,900	4,300.00	640,270,000	
6981	村田製作所	913,400	7,623.00	6,962,848,200	貸付有価証券 130,500株
6986	双葉電子工業	57,300	655.00	37,531,500	
6989	北陸電気工業	12,500	1,105.00	13,812,500	貸付有価証券 1,800株
6996	ニチコン	89,200	1,546.00	137,903,200	
6997	日本ケミコン	31,700	1,959.00	62,100,300	貸付有価証券 3,300株
6999	K O A	46,300	2,474.00	114,546,200	貸付有価証券 1,400株
7244	市光工業	40,000	391.00	15,640,000	貸付有価証券 5,500株
7276	小糸製作所	167,200	4,870.00	814,264,000	
7280	ミツバ	52,100	434.00	22,611,400	貸付有価証券

					8,200株
7735	S C R E E Nホールディングス	52,800	9,360.00	494,208,000	
7739	キャノン電子	30,700	1,636.00	50,225,200	貸付有価証券 4,600株
7751	キャノン	1,525,300	3,337.00	5,089,926,100	貸付有価証券 355,400株
7752	リコー	796,800	1,124.00	895,603,200	
7965	象印マホービン	83,000	1,602.00	132,966,000	貸付有価証券 19,000株
7999	M U T O Hホールディングス	4,200	1,925.00	8,085,000	貸付有価証券 600株
8035	東京エレクトロン	212,500	43,450.00	9,233,125,000	貸付有価証券 15,900株
3116	トヨタ紡織	117,100	2,057.00	240,874,700	
3526	芦森工業	6,300	1,039.00	6,545,700	貸付有価証券 900株
5949	ユニプレス	54,900	970.00	53,253,000	貸付有価証券 10,100株
6201	豊田自動織機	237,100	7,800.00	1,849,380,000	
6455	モリタホールディングス	53,700	1,314.00	70,561,800	
6584	三櫻工業	46,300	757.00	35,049,100	
6902	デンソー	655,400	7,365.00	4,827,021,000	貸付有価証券 46,600株
6995	東海理化電機製作所	88,200	1,522.00	134,240,400	貸付有価証券 11,700株
7012	川崎重工業	227,000	2,582.00	586,114,000	
7014	名村造船所	86,400	648.00	55,987,200	貸付有価証券 14,200株
7102	日本車輛製造	10,700	2,137.00	22,865,900	貸付有価証券 200株
7105	三菱ロジスネクスト	44,400	836.00	37,118,400	
7122	近畿車輛	5,000	1,002.00	5,010,000	貸付有価証券 700株
7201	日産自動車	3,949,300	552.90	2,183,567,970	
7202	いすゞ自動車	969,900	1,791.00	1,737,090,900	貸付有価証券 54,500株
7203	トヨタ自動車	15,265,800	2,070.00	31,600,206,000	
7205	日野自動車	418,200	650.00	271,830,000	貸付有価証券 55,300株
7211	三菱自動車工業	1,239,500	627.00	777,166,500	貸付有価証券 163,900株
7212	エフテック	21,400	529.00	11,320,600	貸付有価証券 3,100株
7213	レシップホールディングス	13,300	530.00	7,049,000	貸付有価証券 1,600株

7214	GMB	6,000	731.00	4,386,000	貸付有価証券 200株
7215	ファルテック	5,900	600.00	3,540,000	貸付有価証券 700株
7220	武蔵精密工業	74,700	1,719.00	128,409,300	貸付有価証券 9,900株
7222	日産車体	49,000	805.00	39,445,000	貸付有価証券 12,500株
7224	新明和工業	87,300	1,069.00	93,323,700	
7226	極東開発工業	53,300	1,392.00	74,193,600	
7231	トピー工業	25,000	1,418.00	35,450,000	貸付有価証券 3,600株
7236	ティラド	9,100	2,778.00	25,279,800	
7238	曙ブレーキ工業	183,800	175.00	32,165,000	貸付有価証券 41,300株
7239	タチエス	55,000	1,221.00	67,155,000	貸付有価証券 2,900株
7240	NOK	126,000	1,270.00	160,020,000	貸付有価証券 30,500株
7241	フタバ産業	74,500	352.00	26,224,000	
7242	KYB	29,400	3,495.00	102,753,000	貸付有価証券 2,700株
7245	大同メタル工業	64,200	521.00	33,448,200	貸付有価証券 12,500株
7246	プレス工業	150,000	442.00	66,300,000	貸付有価証券 12,500株
7247	ミクニ	38,900	331.00	12,875,900	貸付有価証券 5,600株
7250	太平洋工業	63,700	1,136.00	72,363,200	貸付有価証券 200株
7256	河西工業	41,100	234.00	9,617,400	貸付有価証券 6,000株
7259	アイシン	245,100	4,180.00	1,024,518,000	
7261	マツダ	985,300	1,236.00	1,217,830,800	
7266	今仙電機製作所	22,000	568.00	12,496,000	貸付有価証券 4,100株
7267	本田技研工業	2,448,300	3,714.00	9,092,986,200	
7269	スズキ	663,800	5,043.00	3,347,543,400	貸付有価証券 39,400株
7270	SUBARU	879,600	2,652.50	2,333,139,000	
7271	安永	13,500	723.00	9,760,500	貸付有価証券 2,100株
7272	ヤマハ発動機	436,900	2,925.00	1,277,932,500	貸付有価証券 96,300株
7277	TBK	33,700	313.00	10,548,100	貸付有価証券 5,200株



7278	エクセディ	50,500	1,804.00	91,102,000	貸付有価証券 500株
7282	豊田合成	94,600	2,424.00	229,310,400	貸付有価証券 8,200株
7283	愛三工業	52,500	739.00	38,797,500	
7284	盟和産業	4,700	990.00	4,653,000	貸付有価証券 700株
7291	日本プラスト	24,200	460.00	11,132,000	貸付有価証券 3,500株
7294	ヨロズ	26,000	885.00	23,010,000	貸付有価証券 4,100株
7296	エフ・シー・シー	54,700	1,454.00	79,533,800	
7309	シマノ	113,700	25,270.00	2,873,199,000	貸付有価証券 16,600株
7313	テイ・エス テック	141,400	1,563.00	221,008,200	貸付有価証券 27,700株
7408	ジャムコ	19,600	1,514.00	29,674,400	貸付有価証券 3,000株
4543	テルモ	947,600	4,640.00	4,396,864,000	貸付有価証券 181,600株
5187	クリエートメディック	10,000	916.00	9,160,000	貸付有価証券 1,300株
6376	日機装	69,500	1,030.00	71,585,000	貸付有価証券 13,300株
7600	日本エム・ディ・エム	19,300	1,281.00	24,723,300	貸付有価証券 2,000株
7701	島津製作所	400,200	4,130.00	1,652,826,000	
7702	JMS	25,700	569.00	14,623,300	貸付有価証券 1,600株
7709	クボテック	7,200	243.00	1,749,600	貸付有価証券 1,100株
7715	長野計器	22,200	1,082.00	24,020,400	貸付有価証券 3,200株
7717	ブイ・テクノロジー	14,600	2,929.00	42,763,400	
7721	東京計器	21,300	1,273.00	27,114,900	貸付有価証券 2,900株
7723	愛知時計電機	12,000	1,436.00	17,232,000	
7725	インターアクション	16,800	1,706.00	28,660,800	貸付有価証券 2,400株
7727	オーバル	29,900	468.00	13,993,200	貸付有価証券 4,000株
7729	東京精密	52,300	4,695.00	245,548,500	
7730	マニー	122,300	1,804.00	220,629,200	貸付有価証券 17,600株
7731	ニコン	472,000	1,512.00	713,664,000	貸付有価証券 21,800株
7732	トプコン	157,500	1,940.00	305,550,000	

7733	オリンパス	1,604,300	3,177.00	5,096,861,100	貸付有価証券 334,600株
7734	理研計器	22,100	4,605.00	101,770,500	貸付有価証券 3,900株
7740	タムロン	20,800	3,140.00	65,312,000	貸付有価証券 4,800株
7741	HOYA	646,500	15,260.00	9,865,590,000	
7743	シード	15,600	555.00	8,658,000	貸付有価証券 1,900株
7744	ノーリツ鋼機	26,300	2,650.00	69,695,000	貸付有価証券 3,000株
7745	A&Dホロンホールディングス	37,600	937.00	35,231,200	
7747	朝日インテック	367,100	2,522.00	925,826,200	貸付有価証券 45,900株
7762	シチズン時計	305,700	631.00	192,896,700	
7769	リズム	10,500	1,454.00	15,267,000	貸付有価証券 1,400株
7775	大研医器	26,500	485.00	12,852,500	貸付有価証券 3,100株
7780	メニコン	103,300	3,330.00	343,989,000	貸付有価証券 17,400株
7782	シンシア	2,900	437.00	1,267,300	
7979	松風	11,200	2,319.00	25,972,800	
8050	セイコーホールディングス	47,400	2,964.00	140,493,600	
8086	ニプロ	231,700	1,161.00	269,003,700	
7811	中本パックス	9,300	1,577.00	14,666,100	貸付有価証券 1,100株
7816	スノーピーク	47,600	2,203.00	104,862,800	貸付有価証券 5,000株
7817	パラマウントベッドホールディングス	64,200	2,671.00	171,478,200	貸付有価証券 9,400株
7818	トランザクション	21,400	1,054.00	22,555,600	
7819	粧美堂	8,400	427.00	3,586,800	貸付有価証券 200株
7820	ニホンフラッシュ	26,100	1,022.00	26,674,200	貸付有価証券 4,200株
7821	前田工織	30,200	3,410.00	102,982,000	貸付有価証券 6,900株
7822	永大産業	36,500	248.00	9,052,000	貸付有価証券 5,800株
7823	アートネイチャー	28,600	735.00	21,021,000	貸付有価証券 4,700株
7832	バンダイナムコホールディングス	277,000	10,300.00	2,853,100,000	貸付有価証券 27,800株
7833	アイフィスジャパン	8,500	606.00	5,151,000	貸付有価証券 1,100株

7838	共立印刷	45,900	134.00	6,150,600	
7839	SHOEI	29,300	5,570.00	163,201,000	貸付有価証券 1,200株
7840	フランスベッドホールディングス	43,000	955.00	41,065,000	貸付有価証券 1,800株
7846	パイロットコーポレーション	43,500	5,410.00	235,335,000	貸付有価証券 7,700株
7856	萩原工業	18,600	1,083.00	20,143,800	貸付有価証券 3,300株
7864	フジシールインターナショナル	68,800	1,564.00	107,603,200	
7867	タカラトミー	138,300	1,339.00	185,183,700	貸付有価証券 19,800株
7868	広済堂ホールディングス	20,800	1,280.00	26,624,000	貸付有価証券 3,100株
7872	エステールホールディングス	7,100	627.00	4,451,700	
7885	タカノ	11,400	752.00	8,572,800	
7893	プロネクサス	25,900	971.00	25,148,900	貸付有価証券 1,000株
7897	ホクシン	23,600	150.00	3,540,000	貸付有価証券 4,600株
7898	ウッドワン	10,200	1,125.00	11,475,000	貸付有価証券 1,400株
7905	大建工業	16,900	1,958.00	33,090,200	
7911	凸版印刷	436,300	2,297.00	1,002,181,100	
7912	大日本印刷	362,800	3,065.00	1,111,982,000	
7914	共同印刷	8,700	2,496.00	21,715,200	貸付有価証券 300株
7915	NISSHA	52,900	1,897.00	100,351,300	貸付有価証券 9,100株
7916	光村印刷	2,600	1,232.00	3,203,200	貸付有価証券 400株
7921	TAKARA & COMPANY	19,100	2,126.00	40,606,600	
7936	アシックス	256,600	2,601.00	667,416,600	貸付有価証券 36,500株
7937	ツツミ	8,400	2,027.00	17,026,800	貸付有価証券 1,500株
7944	ローランド	20,400	4,005.00	81,702,000	貸付有価証券 3,300株
7949	小松ウオール工業	10,200	1,908.00	19,461,600	貸付有価証券 1,400株
7951	ヤマハ	194,700	5,390.00	1,049,433,000	貸付有価証券 23,300株
7952	河合楽器製作所	8,400	2,781.00	23,360,400	
7955	クリナップ	31,100	616.00	19,157,600	貸付有価証券 4,100株
7956	ビジョン	177,100	2,201.00	389,797,100	貸付有価証券

					26,800株
7961	兼松サステック	2,200	1,645.00	3,619,000	
7962	キングジム	24,500	917.00	22,466,500	貸付有価証券 3,600株
7966	リンテック	63,800	2,356.00	150,312,800	貸付有価証券 10,600株
7972	イトーキ	57,000	425.00	24,225,000	貸付有価証券 9,400株
7974	任天堂	189,000	58,960.00	11,143,440,000	
7976	三菱鉛筆	40,100	1,415.00	56,741,500	貸付有価証券 10,900株
7981	タカラスタンダード	53,800	1,356.00	72,952,800	貸付有価証券 3,500株
7984	コクヨ	133,800	1,840.00	246,192,000	貸付有価証券 21,000株
7987	ナカバヤシ	26,900	515.00	13,853,500	貸付有価証券 4,300株
7990	グローブライド	25,000	2,543.00	63,575,000	貸付有価証券 4,000株
7994	オカムラ	94,200	1,359.00	128,017,800	貸付有価証券 15,400株
8022	美津濃	27,600	2,731.00	75,375,600	
9501	東京電力ホールディングス	2,506,100	501.00	1,255,556,100	貸付有価証券 353,400株
9502	中部電力	945,700	1,411.00	1,334,382,700	貸付有価証券 57,700株
9503	関西電力	1,171,200	1,336.00	1,564,723,200	
9504	中国電力	483,000	833.00	402,339,000	貸付有価証券 17,900株
9505	北陸電力	284,300	508.00	144,424,400	貸付有価証券 60,000株
9506	東北電力	732,000	711.00	520,452,000	貸付有価証券 110,300株
9507	四国電力	278,300	812.00	225,979,600	
9508	九州電力	640,900	833.00	533,869,700	
9509	北海道電力	291,000	510.00	148,410,000	
9511	沖縄電力	71,000	1,124.00	79,804,000	貸付有価証券 13,800株
9513	電源開発	247,400	2,128.00	526,467,200	
9514	エフオン	20,200	730.00	14,746,000	貸付有価証券 2,100株
9517	イーレックス	43,100	2,977.00	128,308,700	
9519	レノバ	65,700	3,705.00	243,418,500	貸付有価証券 10,500株
9531	東京瓦斯	596,000	2,589.00	1,543,044,000	貸付有価証券 85,200株

9532	大阪瓦斯	563,200	2,306.00	1,298,739,200	貸付有価証券 85,500株
9533	東邦瓦斯	131,300	3,075.00	403,747,500	
9534	北海道瓦斯	16,600	1,663.00	27,605,800	
9535	広島ガス	58,500	331.00	19,363,500	
9536	西部ガスホールディングス	31,900	1,822.00	58,121,800	
9543	静岡ガス	63,400	1,053.00	66,760,200	貸付有価証券 12,600株
9551	メタウォーター	34,800	2,054.00	71,479,200	
2384	SBSホールディングス	24,800	2,899.00	71,895,200	貸付有価証券 3,800株
9001	東武鉄道	305,400	3,360.00	1,026,144,000	貸付有価証券 15,100株
9003	相鉄ホールディングス	99,500	2,358.00	234,621,000	貸付有価証券 14,200株
9005	東急	779,600	1,690.00	1,317,524,000	
9006	京浜急行電鉄	372,700	1,423.00	530,352,100	
9007	小田急電鉄	421,400	1,886.00	794,760,400	
9008	京王電鉄	147,000	5,470.00	804,090,000	貸付有価証券 23,100株
9009	京成電鉄	203,468	3,930.00	799,629,240	貸付有価証券 6,700株
9010	富士急行	34,200	4,225.00	144,495,000	貸付有価証券 6,000株
9020	東日本旅客鉄道	510,800	7,215.00	3,685,422,000	貸付有価証券 34,800株
9021	西日本旅客鉄道	355,200	5,527.00	1,963,190,400	
9022	東海旅客鉄道	235,600	16,650.00	3,922,740,000	貸付有価証券 15,700株
9024	西武ホールディングス	403,500	1,439.00	580,636,500	
9025	鴻池運輸	47,400	1,382.00	65,506,800	貸付有価証券 7,100株
9031	西日本鉄道	80,400	2,859.00	229,863,600	貸付有価証券 12,300株
9037	ハマキョウレックス	21,700	3,320.00	72,044,000	貸付有価証券 1,000株
9039	サカイ引越センター	15,400	4,820.00	74,228,000	貸付有価証券 1,000株
9041	近鉄グループホールディングス	297,300	4,715.00	1,401,769,500	貸付有価証券 41,900株
9042	阪急阪神ホールディングス	370,100	4,300.00	1,591,430,000	
9044	南海電気鉄道	132,600	2,829.00	375,125,400	
9045	京阪ホールディングス	123,600	3,585.00	443,106,000	貸付有価証券 18,700株
9046	神戸電鉄	7,500	3,385.00	25,387,500	

9048	名古屋鉄道	306,800	2,155.00	661,154,000	貸付有価証券 31,800株
9052	山陽電気鉄道	22,600	2,202.00	49,765,200	貸付有価証券 600株
9055	アルプス物流	22,100	1,120.00	24,752,000	
9064	ヤマトホールディングス	434,400	2,191.00	951,770,400	貸付有価証券 73,500株
9065	山九	77,000	4,360.00	335,720,000	貸付有価証券 8,600株
9067	丸運	15,100	224.00	3,382,400	貸付有価証券 2,400株
9068	丸全昭和運輸	21,400	3,160.00	67,624,000	
9069	センコーグループホールディングス	147,000	985.00	144,795,000	貸付有価証券 12,000株
9070	トナミホールディングス	6,100	3,750.00	22,875,000	貸付有価証券 1,000株
9072	ニッコンホールディングス	95,700	2,430.00	232,551,000	貸付有価証券 15,000株
9074	日本石油輸送	3,500	2,406.00	8,421,000	
9075	福山通運	40,600	3,165.00	128,499,000	貸付有価証券 7,400株
9076	セイノーホールディングス	172,700	1,154.00	199,295,800	貸付有価証券 27,600株
9078	エスライン	8,700	805.00	7,003,500	貸付有価証券 1,300株
9081	神奈川中央交通	7,900	3,685.00	29,111,500	
9086	日立物流	61,200	8,800.00	538,560,000	貸付有価証券 7,800株
9090	丸和運輸機関	53,600	1,567.00	83,991,200	貸付有価証券 8,800株
9099	C&Fロジホールディングス	26,700	1,214.00	32,413,800	貸付有価証券 4,200株
9142	九州旅客鉄道	212,600	3,010.00	639,926,000	貸付有価証券 33,000株
9143	S Gホールディングス	532,600	2,187.00	1,164,796,200	
9147	NIPPON EXPRESSホール ディン	103,600	7,610.00	788,396,000	貸付有価証券 14,900株
9101	日本郵船	265,200	10,000.00	2,652,000,000	貸付有価証券 31,500株
9104	商船三井	489,100	3,385.00	1,655,603,500	
9107	川崎汽船	97,700	8,060.00	787,462,000	
9110	NSユニテッド海運	15,000	4,460.00	66,900,000	貸付有価証券 1,300株
9115	明治海運	29,900	778.00	23,262,200	貸付有価証券 8,700株
9119	飯野海運	124,500	756.00	94,122,000	

9130	共栄タンカー	5,600	900.00	5,040,000	貸付有価証券 800株
9308	乾汽船	19,000	1,899.00	36,081,000	貸付有価証券 2,500株
9201	日本航空	681,700	2,600.00	1,772,420,000	貸付有価証券 76,800株
9202	A N Aホールディングス	755,300	2,702.00	2,040,820,600	貸付有価証券 155,100株
9232	パスコ	6,000	1,314.00	7,884,000	貸付有価証券 800株
9058	トランコム	8,900	7,960.00	70,844,000	貸付有価証券 1,100株
9066	日新	23,200	1,929.00	44,752,800	貸付有価証券 1,500株
9301	三菱倉庫	76,700	3,740.00	286,858,000	貸付有価証券 18,600株
9302	三井倉庫ホールディングス	31,000	3,395.00	105,245,000	
9303	住友倉庫	93,100	2,192.00	204,075,200	貸付有価証券 2,100株
9304	澁澤倉庫	15,800	2,097.00	33,132,600	貸付有価証券 800株
9306	東陽倉庫	45,000	277.00	12,465,000	貸付有価証券 7,600株
9310	日本トランスシティ	55,800	509.00	28,402,200	貸付有価証券 9,200株
9312	ケイヒン	5,400	1,410.00	7,614,000	貸付有価証券 800株
9319	中央倉庫	16,400	943.00	15,465,200	貸付有価証券 2,600株
9322	川西倉庫	5,800	1,042.00	6,043,600	
9324	安田倉庫	21,300	925.00	19,702,500	貸付有価証券 3,300株
9325	ファイズホールディングス	6,800	1,022.00	6,949,600	貸付有価証券 1,200株
9351	東洋埠頭	8,900	1,229.00	10,938,100	貸付有価証券 1,300株
9364	上組	150,600	2,778.00	418,366,800	
9366	サンリツ	8,100	688.00	5,572,800	貸付有価証券 500株
9368	キムラユニティー	16,500	819.00	13,513,500	貸付有価証券 2,200株
9369	キューソー流通システム	18,500	1,347.00	24,919,500	貸付有価証券 2,200株
9380	東海運	18,000	277.00	4,986,000	貸付有価証券 2,400株
9381	エーアイテイナー	19,900	1,544.00	30,725,600	貸付有価証券 3,000株
9384	内外トランスライン	10,000	2,315.00	23,150,000	貸付有価証券 1,500株

9386	日本コンセプト	8,700	1,794.00	15,607,800	貸付有価証券 1,300株
1973	NEC ネットエスアイ	108,700	1,706.00	185,442,200	貸付有価証券 8,400株
2307	クロスキャット	17,700	1,509.00	26,709,300	貸付有価証券 2,200株
2317	システナ	468,800	440.00	206,272,000	
2326	デジタルアーツ	17,600	6,730.00	118,448,000	貸付有価証券 1,000株
2327	日鉄ソリューションズ	57,100	3,730.00	212,983,000	貸付有価証券 1,600株
2335	キューブシステム	16,600	1,030.00	17,098,000	貸付有価証券 3,300株
2352	WOW WORLD	4,600	854.00	3,928,400	貸付有価証券 800株
2359	コア	13,900	1,452.00	20,182,800	貸付有価証券 1,900株
2477	手間いらず	4,700	4,930.00	23,171,000	貸付有価証券 800株
3031	ラクーンホールディングス	27,900	1,258.00	35,098,200	貸付有価証券 2,100株
3040	ソリトンシステムズ	14,400	1,169.00	16,833,600	貸付有価証券 1,900株
3371	ソフトクリエイティブホールディングス	14,300	3,610.00	51,623,000	貸付有価証券 1,900株
3626	T I S	287,200	4,285.00	1,230,652,000	貸付有価証券 21,300株
3627	J N Sホールディングス	15,200	399.00	6,064,800	貸付有価証券 1,700株
3632	グリー	149,500	930.00	139,035,000	貸付有価証券 22,800株
3633	GMOペパボ	4,000	1,865.00	7,460,000	貸付有価証券 700株
3635	コーエーテクモホールディングス	104,800	4,690.00	491,512,000	貸付有価証券 11,500株
3636	三菱総合研究所	13,700	4,475.00	61,307,500	
3639	ボルテージ	8,800	310.00	2,728,000	貸付有価証券 800株
3640	電算	3,600	1,970.00	7,092,000	貸付有価証券 500株
3648	A G S	13,000	695.00	9,035,000	貸付有価証券 2,400株
3649	ファインデックス	22,100	618.00	13,657,800	貸付有価証券 3,700株
3655	ブレインパッド	27,800	1,061.00	29,495,800	貸付有価証券 2,400株
3656	K L a b	52,400	432.00	22,636,800	貸付有価証券 10,600株
3657	ポールトゥウィンホールディングス	47,600	950.00	45,220,000	貸付有価証券



					5,300株
3659	ネクソン	750,200	2,828.00	2,121,565,600	貸付有価証券 172,700株
3660	アイスタイル	84,800	556.00	47,148,800	貸付有価証券 11,100株
3661	エムアップホールディングス	37,900	1,817.00	68,864,300	
3662	エイチーム	20,600	871.00	17,942,600	貸付有価証券 3,000株
3665	エニグモ	35,500	538.00	19,099,000	貸付有価証券 5,500株
3666	テクノスジャパン	25,500	456.00	11,628,000	貸付有価証券 3,400株
3667	e n i s h	23,300	418.00	9,739,400	貸付有価証券 1,900株
3668	コロブラ	108,100	707.00	76,426,700	
3672	オルトプラス	23,500	313.00	7,355,500	貸付有価証券 2,400株
3673	ブロードリーフ	162,800	536.00	87,260,800	貸付有価証券 21,500株
3675	クロス・マーケティンググループ	12,500	916.00	11,450,000	
3676	デジタルハーツホールディングス	14,900	1,778.00	26,492,200	貸付有価証券 1,300株
3677	システム情報	24,600	1,000.00	24,600,000	貸付有価証券 2,900株
3678	メディアドゥ	11,200	2,072.00	23,206,400	
3679	じげん	92,900	343.00	31,864,700	
3681	ブイキューブ	33,400	1,201.00	40,113,400	貸付有価証券 2,700株
3682	エンカレッジ・テクノロジー	7,200	520.00	3,744,000	貸付有価証券 700株
3683	サイバーリンクス	9,900	1,131.00	11,196,900	貸付有価証券 1,400株
3686	ディー・エル・イー	22,000	380.00	8,360,000	貸付有価証券 3,000株
3687	フィックスターズ	31,500	1,170.00	36,855,000	
3688	CARTA HOLDINGS	13,400	1,784.00	23,905,600	貸付有価証券 2,100株
3694	オプティム	22,900	912.00	20,884,800	貸付有価証券 3,000株
3696	セレス	11,100	1,080.00	11,988,000	
3697	SHIFT	20,400	20,720.00	422,688,000	貸付有価証券 1,700株
3738	ティーガイア	29,100	1,682.00	48,946,200	貸付有価証券 3,100株
3741	セック	4,800	2,257.00	10,833,600	貸付有価証券 600株

3762	テクマトリックス	55,500	1,690.00	93,795,000	
3763	プロシップ	10,900	1,449.00	15,794,100	貸付有価証券 1,200株
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	85,300	2,274.00	193,972,200	貸付有価証券 15,000株
3769	GMOペイメントゲートウェイ	63,700	11,210.00	714,077,000	
3770	ザッパラス	11,400	317.00	3,613,800	貸付有価証券 2,200株
3771	システムリサーチ	9,600	1,942.00	18,643,200	貸付有価証券 800株
3774	インターネットイニシアティブ	87,500	4,855.00	424,812,500	
3778	さくらインターネット	35,200	556.00	19,571,200	貸付有価証券 4,700株
3784	ヴィンクス	9,200	1,580.00	14,536,000	貸付有価証券 1,200株
3788	GMOグローバルサイン・ホールディングス	8,500	5,290.00	44,965,000	貸付有価証券 200株
3817	SRAホールディングス	15,800	3,095.00	48,901,000	貸付有価証券 2,300株
3826	システムインテグレータ	10,400	448.00	4,659,200	貸付有価証券 1,400株
3834	朝日ネット	29,900	623.00	18,627,700	
3835	eBASE	39,200	546.00	21,403,200	貸付有価証券 5,200株
3836	アバント	35,200	1,456.00	51,251,200	貸付有価証券 3,700株
3837	アドソル日進	11,700	1,533.00	17,936,100	貸付有価証券 1,500株
3839	ODKソリューションズ	6,800	611.00	4,154,800	
3843	フリービット	17,000	902.00	15,334,000	貸付有価証券 2,600株
3844	コムチュア	36,900	2,308.00	85,165,200	貸付有価証券 4,900株
3852	サイバーコム	5,000	1,355.00	6,775,000	貸付有価証券 800株
3853	アステリア	23,600	841.00	19,847,600	貸付有価証券 2,600株
3854	アイル	15,600	1,733.00	27,034,800	貸付有価証券 2,200株
3901	マークライنز	15,100	2,369.00	35,771,900	貸付有価証券 2,100株
3902	メディカル・データ・ビジョン	41,600	1,073.00	44,636,800	
3903	gumi	45,500	946.00	43,043,000	貸付有価証券 5,500株
3909	ショーケース	7,100	402.00	2,854,200	貸付有価証券 1,000株
3912	モバイルファクトリー	6,500	960.00	6,240,000	貸付有価証券

					1,000株
3915	テラスカイ	12,000	2,026.00	24,312,000	貸付有価証券 3,700株
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	14,500	1,578.00	22,881,000	
3918	P C Iホールディングス	12,900	954.00	12,306,600	貸付有価証券 1,800株
3919	パイプドHD	1,700	2,797.00	4,754,900	
3920	アイビーシー	4,800	483.00	2,318,400	貸付有価証券 800株
3921	ネオジャパン	9,300	1,103.00	10,257,900	貸付有価証券 800株
3922	P R T I M E S	7,000	2,485.00	17,395,000	貸付有価証券 1,000株
3923	ラクス	150,700	1,653.00	249,107,100	貸付有価証券 14,000株
3924	ランドコンピュータ	7,500	874.00	6,555,000	貸付有価証券 900株
3925	ダブルスタンダード	9,900	2,569.00	25,433,100	
3926	オープンドア	19,500	2,039.00	39,760,500	貸付有価証券 2,200株
3928	マイネット	10,000	505.00	5,050,000	貸付有価証券 1,400株
3932	アカツキ	14,700	2,302.00	33,839,400	
3934	ベネフィットジャパン	2,500	1,564.00	3,910,000	貸付有価証券 300株
3937	U b i c o mホールディングス	8,600	2,470.00	21,242,000	貸付有価証券 1,000株
3939	カナミックネットワーク	40,000	555.00	22,200,000	貸付有価証券 4,800株
3940	ノムラシステムコーポレーション	28,900	132.00	3,814,800	貸付有価証券 5,600株
3962	チェンジ	68,300	1,862.00	127,174,600	貸付有価証券 6,600株
3963	シンクロ・フード	16,800	443.00	7,442,400	貸付有価証券 1,800株
3964	オークネット	14,500	2,240.00	32,480,000	貸付有価証券 2,700株
3965	キャピタル・アセット・プランニング	5,900	705.00	4,159,500	貸付有価証券 900株
3968	セグエグループ	8,500	708.00	6,018,000	貸付有価証券 600株
3969	エイトレッド	4,700	1,830.00	8,601,000	貸付有価証券 500株
3978	マクロミル	63,100	1,188.00	74,962,800	貸付有価証券 7,700株
3981	ビーグリー	5,200	1,392.00	7,238,400	貸付有価証券 800株

3983	オロ	8,400	1,617.00	13,582,800	貸付有価証券 1,100株
3984	ユーザーローカル	10,000	1,556.00	15,560,000	貸付有価証券 1,400株
3985	テモナ	5,900	321.00	1,893,900	貸付有価証券 1,000株
3992	ニーズウェル	9,500	645.00	6,127,500	貸付有価証券 500株
3994	マネーフォワード	67,100	3,565.00	239,211,500	貸付有価証券 7,100株
3996	サインポスト	10,600	898.00	9,518,800	貸付有価証券 700株
4072	電算システムホールディングス	13,500	2,387.00	32,224,500	貸付有価証券 1,700株
4284	ソルクシーズ	25,100	373.00	9,362,300	貸付有価証券 3,800株
4295	フェイス	8,600	568.00	4,884,800	貸付有価証券 1,500株
4298	プロトコーポレーション	34,900	1,097.00	38,285,300	貸付有価証券 3,900株
4299	ハイマックス	8,700	1,364.00	11,866,800	貸付有価証券 1,200株
4307	野村総合研究所	571,400	3,710.00	2,119,894,000	
4312	サイバネットシステム	23,300	1,005.00	23,416,500	貸付有価証券 6,500株
4320	C Eホールディングス	15,900	503.00	7,997,700	貸付有価証券 3,500株
4323	日本システム技術	5,800	2,793.00	16,199,400	貸付有価証券 600株
4326	インテージホールディングス	37,800	1,732.00	65,469,600	貸付有価証券 5,400株
4333	東邦システムサイエンス	8,600	1,008.00	8,668,800	貸付有価証券 1,200株
4344	ソースネクスト	141,700	314.00	44,493,800	貸付有価証券 24,400株
4348	インフォコム	35,900	1,962.00	70,435,800	貸付有価証券 4,800株
4373	シンプレクス・ホールディングス	52,200	2,095.00	109,359,000	貸付有価証券 4,700株
4382	HEROZ	9,400	999.00	9,390,600	貸付有価証券 1,100株
4384	ラクスル	39,300	2,375.00	93,337,500	貸付有価証券 3,200株
4385	メルカリ	125,300	2,240.00	280,672,000	貸付有価証券 1,100株
4390	I P S	9,000	3,170.00	28,530,000	貸付有価証券 800株
4392	F I G	35,800	413.00	14,785,400	貸付有価証券 4,700株

4396	システムサポート	11,900	1,471.00	17,504,900	貸付有価証券 800株
4420	イーソル	17,800	627.00	11,160,600	貸付有価証券 3,300株
4423	アルテリア・ネットワークス	31,200	1,300.00	40,560,000	貸付有価証券 5,700株
4430	東海ソフト	5,100	933.00	4,758,300	貸付有価証券 700株
4432	ウイングアーク1st	25,000	1,882.00	47,050,000	
4433	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	7,400	1,718.00	12,713,200	貸付有価証券 800株
4434	サーバーワークス	5,600	2,538.00	14,212,800	貸付有価証券 500株
4439	東名	2,300	1,075.00	2,472,500	貸付有価証券 400株
4440	ヴィッツ	3,000	1,036.00	3,108,000	貸付有価証券 400株
4441	トビラシステムズ	7,700	1,046.00	8,054,200	貸付有価証券 900株
4443	S a n s a n	103,900	1,390.00	144,421,000	貸付有価証券 23,600株
4446	L i n k - U	5,900	849.00	5,009,100	貸付有価証券 1,100株
4449	ギフティ	30,000	2,309.00	69,270,000	貸付有価証券 1,800株
4481	ベース	4,700	6,820.00	32,054,000	貸付有価証券 800株
4483	J M D C	41,600	5,980.00	248,768,000	貸付有価証券 2,700株
4662	フォーカスシステムズ	20,300	1,010.00	20,503,000	貸付有価証券 2,700株
4674	クレスコ	23,900	1,793.00	42,852,700	貸付有価証券 300株
4676	フジ・メディア・ホールディングス	292,200	1,104.00	322,588,800	
4684	オービック	103,600	20,850.00	2,160,060,000	貸付有価証券 8,700株
4686	ジャストシステム	46,700	3,400.00	158,780,000	
4687	T D C ソフト	26,100	1,183.00	30,876,300	貸付有価証券 3,800株
4689	Zホールディングス	4,739,000	415.40	1,968,580,600	貸付有価証券 112,200株
4704	トレンドマイクロ	161,000	8,730.00	1,405,530,000	貸付有価証券 35,000株
4709	I Dホールディングス	20,700	886.00	18,340,200	貸付有価証券 500株
4716	日本オラクル	53,300	8,370.00	446,121,000	貸付有価証券 8,800株
4719	アルファシステムズ	8,800	4,355.00	38,324,000	貸付有価証券 2,400株

4722	フューチャー	69,400	1,701.00	118,049,400	貸付有価証券 9,400株
4725	CAC Holdings	17,100	1,439.00	24,606,900	貸付有価証券 2,600株
4726	S Bテクノロジー	14,200	2,494.00	35,414,800	貸付有価証券 1,600株
4728	トーセ	8,100	804.00	6,512,400	貸付有価証券 1,100株
4733	オービックビジネスコンサルタント	31,400	5,040.00	158,256,000	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	149,700	3,510.00	525,447,000	貸付有価証券 19,800株
4743	アイティフォー	39,800	778.00	30,964,400	貸付有価証券 5,200株
4746	東計電算	3,900	6,190.00	24,141,000	貸付有価証券 600株
4762	エックスネット	5,200	1,000.00	5,200,000	
4768	大塚商会	158,000	4,645.00	733,910,000	貸付有価証券 23,500株
4776	サイボウズ	38,400	1,457.00	55,948,800	貸付有価証券 5,100株
4812	電通国際情報サービス	33,900	4,645.00	157,465,500	貸付有価証券 5,400株
4813	ACCESS	37,100	734.00	27,231,400	貸付有価証券 4,100株
4819	デジタルガレージ	54,400	3,810.00	207,264,000	貸付有価証券 3,400株
4820	EMシステムズ	46,500	902.00	41,943,000	貸付有価証券 6,200株
4825	ウェザーニューズ	9,900	7,990.00	79,101,000	貸付有価証券 1,500株
4826	C I J	25,500	779.00	19,864,500	貸付有価証券 3,800株
4828	ビジネスエンジニアリング	7,500	2,284.00	17,130,000	貸付有価証券 1,100株
4829	日本エンタープライズ	32,100	163.00	5,232,300	貸付有価証券 4,400株
4839	WOWOW	13,500	1,359.00	18,346,500	貸付有価証券 1,800株
4845	スカラ	27,600	712.00	19,651,200	貸付有価証券 3,100株
4847	インテリジェント ウェイブ	16,400	888.00	14,563,200	貸付有価証券 2,300株
6879	IMAGICA GROUP	23,300	958.00	22,321,400	
7518	ネットワンシステムズ	121,200	3,015.00	365,418,000	
7527	システムソフト	97,000	107.00	10,379,000	貸付有価証券 14,500株
7595	アルゴグラフィックス	25,600	3,985.00	102,016,000	
7844	マーベラス	51,700	675.00	34,897,500	貸付有価証券

					6,700株
7860	エイバックス	56,700	1,620.00	91,854,000	
8056	B I P R O G Y	102,600	3,145.00	322,677,000	
8096	兼松エレクトロニクス	17,900	4,245.00	75,985,500	貸付有価証券 1,000株
8157	都築電気	14,700	1,351.00	19,859,700	貸付有価証券 2,000株
9401	T B Sホールディングス	160,600	1,624.00	260,814,400	貸付有価証券 11,200株
9404	日本テレビホールディングス	274,300	1,174.00	322,028,200	貸付有価証券 4,000株
9405	朝日放送グループホールディングス	26,100	644.00	16,808,400	
9409	テレビ朝日ホールディングス	79,000	1,439.00	113,681,000	貸付有価証券 15,800株
9412	スカパーJ S A Tホールディングス	278,300	558.00	155,291,400	貸付有価証券 24,900株
9413	テレビ東京ホールディングス	20,100	1,968.00	39,556,800	
9414	日本B S放送	11,100	925.00	10,267,500	貸付有価証券 1,500株
9416	ビジョン	36,600	1,426.00	52,191,600	貸付有価証券 4,900株
9417	スマートバリュー	7,500	485.00	3,637,500	貸付有価証券 1,300株
9418	USEN-NEXT HOLDING S	25,000	2,044.00	51,100,000	貸付有価証券 1,600株
9419	ワイヤレスゲート	13,400	294.00	3,939,600	貸付有価証券 2,000株
9422	コネクシオ	23,300	1,274.00	29,684,200	貸付有価証券 1,800株
9424	日本通信	273,300	231.00	63,132,300	貸付有価証券 33,800株
9428	クロップス	6,000	941.00	5,646,000	貸付有価証券 800株
9432	日本電信電話	3,683,100	3,962.00	14,592,442,200	
9433	K D D I	2,395,600	4,428.00	10,607,716,800	貸付有価証券 157,500株
9434	ソフトバンク	4,977,000	1,520.00	7,565,040,000	
9435	光通信	37,900	17,650.00	668,935,000	貸付有価証券 4,000株
9438	エムティーアイ	25,500	507.00	12,928,500	貸付有価証券 5,100株
9449	GMOインターネットグループ	103,600	2,709.00	280,652,400	
9450	ファイバーゲート	15,000	948.00	14,220,000	貸付有価証券 1,400株
9466	アイドママーケティングコミュニケー ション	7,000	292.00	2,044,000	貸付有価証券 1,300株
9468	K A D O K A W A	176,900	2,974.00	526,100,600	貸付有価証券

					19,400株
9470	学研ホールディングス	46,400	976.00	45,286,400	
9474	ゼンリン	53,600	940.00	50,384,000	貸付有価証券 4,600株
9475	昭文社ホールディングス	13,200	309.00	4,078,800	貸付有価証券 2,000株
9479	インプレスホールディングス	27,200	216.00	5,875,200	貸付有価証券 3,600株
9600	アイネット	15,200	1,331.00	20,231,200	
9601	松竹	18,800	11,970.00	225,036,000	貸付有価証券 2,900株
9602	東宝	193,900	5,370.00	1,041,243,000	貸付有価証券 26,100株
9605	東映	9,200	18,020.00	165,784,000	貸付有価証券 1,600株
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	874,900	2,041.00	1,785,670,900	貸付有価証券 14,800株
9629	ピー・シー・エー	19,200	1,070.00	20,544,000	貸付有価証券 1,800株
9658	ビジネスブレイン太田昭和	10,900	1,543.00	16,818,700	貸付有価証券 1,600株
9682	D T S	61,200	3,645.00	223,074,000	貸付有価証券 9,700株
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	152,900	6,250.00	955,625,000	
9692	シーイーシー	35,200	1,456.00	51,251,200	貸付有価証券 4,700株
9697	カプコン	304,800	3,750.00	1,143,000,000	
9702	アイ・エス・ビー	14,200	1,272.00	18,062,400	貸付有価証券 1,600株
9717	ジャステック	17,100	1,213.00	20,742,300	貸付有価証券 2,700株
9719	S C S K	227,500	2,333.00	530,757,500	
9739	N S W	12,400	2,258.00	27,999,200	
9742	アイネス	28,200	1,574.00	44,386,800	貸付有価証券 4,900株
9746	T K C	50,000	3,600.00	180,000,000	貸付有価証券 7,200株
9749	富士ソフト	31,500	8,610.00	271,215,000	貸付有価証券 5,500株
9759	N S D	102,900	2,563.00	263,732,700	貸付有価証券 9,800株
9766	コナミグループ	119,400	7,350.00	877,590,000	貸付有価証券 25,300株
9790	福井コンピュータホールディングス	15,100	3,625.00	54,737,500	
9889	J B C Cホールディングス	22,200	1,888.00	41,913,600	貸付有価証券 2,200株



9928	ミロク情報サービス	28,900	1,558.00	45,026,200	貸付有価証券 3,800株
9984	ソフトバンクグループ	1,970,400	5,637.00	11,107,144,800	貸付有価証券 470,800株
2676	高千穂交易	11,600	2,229.00	25,856,400	貸付有価証券 1,700株
2689	オルバヘルスケアホールディングス	5,400	1,486.00	8,024,400	
2692	伊藤忠食品	6,600	5,070.00	33,462,000	
2715	エレマテック	26,400	1,377.00	36,352,800	
2733	あらた	24,400	4,260.00	103,944,000	貸付有価証券 3,500株
2737	トーメンデバイス	5,000	5,740.00	28,700,000	貸付有価証券 600株
2760	東京エレクトロン デバイス	9,800	5,870.00	57,526,000	
2767	フィールズ	28,900	1,531.00	44,245,900	
2768	双日	338,300	2,364.00	799,741,200	
2784	アルフレッサ ホールディングス	342,100	1,697.00	580,543,700	貸付有価証券 64,800株
2874	横浜冷凍	80,100	923.00	73,932,300	
3004	神栄	4,800	801.00	3,844,800	貸付有価証券 600株
3023	ラサ商事	15,000	986.00	14,790,000	貸付有価証券 2,300株
3036	アルコニックス	41,900	1,389.00	58,199,100	貸付有価証券 4,600株
3038	神戸物産	227,600	3,460.00	787,496,000	貸付有価証券 30,000株
3054	ハイパー	6,100	438.00	2,671,800	貸付有価証券 1,100株
3076	あい ホールディングス	47,100	2,213.00	104,232,300	貸付有価証券 6,200株
3079	ディーブイエックス	11,200	897.00	10,046,400	貸付有価証券 1,600株
3107	ダイワボウホールディングス	140,200	1,999.00	280,259,800	
3132	マクニカホールディングス	78,600	2,921.00	229,590,600	貸付有価証券 10,500株
3139	ラクト・ジャパン	11,300	2,310.00	26,103,000	貸付有価証券 1,600株
3150	グリムス	14,700	1,788.00	26,283,600	貸付有価証券 1,400株
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	52,500	668.00	35,070,000	
3153	八洲電機	23,800	1,022.00	24,323,600	貸付有価証券 1,000株
3154	メディアスホールディングス	18,800	731.00	13,742,800	貸付有価証券 2,500株

3156	レスターホールディングス	31,300	2,035.00	63,695,500	
3157	ジューテックホールディングス	6,400	1,096.00	7,014,400	貸付有価証券 1,000株
3160	大光	14,000	708.00	9,912,000	貸付有価証券 1,800株
3166	OCHIホールディングス	7,400	1,230.00	9,102,000	貸付有価証券 1,300株
3167	TOKAIホールディングス	159,700	889.00	141,973,300	貸付有価証券 23,000株
3168	黒谷	8,900	575.00	5,117,500	貸付有価証券 1,400株
3173	Cominix	5,700	721.00	4,109,700	貸付有価証券 100株
3176	三洋貿易	30,200	1,073.00	32,404,600	貸付有価証券 4,400株
3180	ビューティガレージ	5,300	2,739.00	14,516,700	貸付有価証券 700株
3183	ウイン・パートナーズ	23,800	971.00	23,109,800	貸付有価証券 3,200株
3321	ミタチ産業	8,300	781.00	6,482,300	貸付有価証券 1,300株
3360	シップヘルスケアホールディングス	95,100	2,700.00	256,770,000	貸付有価証券 14,200株
3388	明治電機工業	9,900	1,056.00	10,454,400	貸付有価証券 1,300株
3392	デリカフーズホールディングス	12,800	524.00	6,707,200	貸付有価証券 600株
3393	スターティアホールディングス	7,500	1,019.00	7,642,500	貸付有価証券 1,200株
3543	コメダホールディングス	72,000	2,290.00	164,880,000	貸付有価証券 9,500株
3559	ピーバンドットコム	4,600	511.00	2,350,600	貸付有価証券 800株
3565	アセンテック	11,300	645.00	7,288,500	貸付有価証券 600株
5009	富士興産	8,200	1,202.00	9,856,400	貸付有価証券 1,400株
6973	協栄産業	3,300	1,504.00	4,963,200	貸付有価証券 700株
7128	フルサト・マルカホールディングス	29,200	3,320.00	96,944,000	貸付有価証券 4,400株
7130	ヤマエグループホールディングス	18,500	1,663.00	30,765,500	
7414	小野建	29,500	1,485.00	43,807,500	
7417	南陽	6,200	1,877.00	11,637,400	貸付有価証券 1,000株
7420	佐鳥電機	20,500	1,263.00	25,891,500	貸付有価証券 3,200株
7427	エコートレーディング	6,900	546.00	3,767,400	

7433	伯東	19,200	3,625.00	69,600,000	
7438	コンドーテック	24,700	1,030.00	25,441,000	貸付有価証券 3,400株
7442	中山福	17,300	308.00	5,328,400	貸付有価証券 2,500株
7447	ナガイレーベン	39,800	1,979.00	78,764,200	貸付有価証券 6,300株
7451	三菱食品	31,700	3,335.00	105,719,500	貸付有価証券 6,900株
7456	松田産業	24,000	2,364.00	56,736,000	貸付有価証券 3,200株
7458	第一興商	62,600	4,030.00	252,278,000	貸付有価証券 6,500株
7459	メディパルホールディングス	305,100	1,885.00	575,113,500	
7466	S P K	13,000	1,420.00	18,460,000	
7467	萩原電気ホールディングス	11,300	2,280.00	25,764,000	貸付有価証券 1,600株
7476	アズワン	47,300	6,570.00	310,761,000	貸付有価証券 5,800株
7480	スズデン	10,300	2,085.00	21,475,500	貸付有価証券 2,100株
7481	尾家産業	7,700	866.00	6,668,200	貸付有価証券 1,600株
7482	シモジマ	20,200	1,088.00	21,977,600	貸付有価証券 2,700株
7483	ドウシシャ	31,100	1,508.00	46,898,800	
7487	小津産業	7,200	1,751.00	12,607,200	貸付有価証券 400株
7504	高速	17,400	1,532.00	26,656,800	貸付有価証券 2,600株
7510	たけびし	11,200	1,528.00	17,113,600	貸付有価証券 2,200株
7525	リックス	6,700	2,065.00	13,835,500	貸付有価証券 1,000株
7537	丸文	26,200	809.00	21,195,800	貸付有価証券 3,900株
7552	ハピネット	25,000	1,604.00	40,100,000	
7570	橋本総業ホールディングス	5,800	2,004.00	11,623,200	貸付有価証券 900株
7575	日本ライフライン	94,800	1,017.00	96,411,600	
7590	タカショー	25,600	683.00	17,484,800	
7599	I D O M	100,000	876.00	87,600,000	貸付有価証券 17,200株
7607	進和	19,500	2,205.00	42,997,500	貸付有価証券 2,600株
7608	エスケイジャパン	7,900	590.00	4,661,000	貸付有価証券 1,000株

7609	ダイトロン	11,600	2,145.00	24,882,000	貸付有価証券 1,900株
7613	シークス	41,900	1,145.00	47,975,500	貸付有価証券 5,500株
7619	田中商事	10,100	568.00	5,736,800	貸付有価証券 1,300株
7628	オーハシテクニカ	16,200	1,400.00	22,680,000	貸付有価証券 2,500株
7637	白銅	10,600	2,654.00	28,132,400	貸付有価証券 2,200株
7673	ダイコー通産	3,900	1,124.00	4,383,600	貸付有価証券 500株
8001	伊藤忠商事	1,977,300	3,833.00	7,578,990,900	
8002	丸紅	2,857,100	1,413.50	4,038,510,850	
8007	高島	4,700	2,555.00	12,008,500	貸付有価証券 700株
8012	長瀬産業	150,800	2,066.00	311,552,800	
8014	蝶理	18,400	2,048.00	37,683,200	貸付有価証券 400株
8015	豊田通商	294,500	5,070.00	1,493,115,000	
8018	三共生興	42,200	475.00	20,045,000	
8020	兼松	114,200	1,517.00	173,241,400	
8025	ツカモトコーポレーション	5,500	1,041.00	5,725,500	貸付有価証券 300株
8031	三井物産	2,390,600	3,247.00	7,762,278,200	
8032	日本紙パルプ商事	15,600	4,425.00	69,030,000	
8037	カメイ	35,200	1,139.00	40,092,800	
8038	東都水産	1,700	4,955.00	8,423,500	貸付有価証券 400株
8041	OUGホールディングス	4,800	2,911.00	13,972,800	
8043	スターゼン	22,300	2,079.00	46,361,700	貸付有価証券 3,000株
8051	山善	118,900	937.00	111,409,300	貸付有価証券 11,200株
8052	椿本興業	5,400	3,770.00	20,358,000	貸付有価証券 800株
8053	住友商事	1,951,600	1,966.00	3,836,845,600	
8057	内田洋行	13,000	4,405.00	57,265,000	貸付有価証券 1,900株
8058	三菱商事	2,162,500	4,416.00	9,549,600,000	
8059	第一実業	12,700	3,845.00	48,831,500	貸付有価証券 3,500株
8060	キヤノンマーケティングジャパン	68,100	3,225.00	219,622,500	貸付有価証券 15,300株
8061	西華産業	14,100	1,641.00	23,138,100	

8065	佐藤商事	22,700	1,178.00	26,740,600	
8068	菱洋エレクトロ	19,500	2,357.00	45,961,500	貸付有価証券 3,600株
8070	東京産業	26,800	798.00	21,386,400	貸付有価証券 4,000株
8074	ユアサ商事	26,500	3,635.00	96,327,500	貸付有価証券 4,200株
8075	神鋼商事	7,400	4,180.00	30,932,000	貸付有価証券 1,100株
8077	トルク	17,500	230.00	4,025,000	貸付有価証券 2,600株
8078	阪和興業	57,200	3,680.00	210,496,000	
8079	正栄食品工業	19,600	3,980.00	78,008,000	貸付有価証券 1,700株
8081	カナデン	26,800	1,073.00	28,756,400	貸付有価証券 3,600株
8084	菱電商事	26,100	1,629.00	42,516,900	貸付有価証券 3,200株
8088	岩谷産業	73,100	5,530.00	404,243,000	
8089	ナイス	10,100	1,576.00	15,917,600	
8091	ニチモウ	3,900	2,560.00	9,984,000	貸付有価証券 200株
8093	極東貿易	18,900	1,346.00	25,439,400	貸付有価証券 1,600株
8095	アステナホールディングス	50,900	452.00	23,006,800	貸付有価証券 9,700株
8097	三愛オブリ	73,800	1,106.00	81,622,800	貸付有価証券 10,800株
8098	稲畑産業	66,000	2,451.00	161,766,000	
8101	G S I クレオス	15,800	1,533.00	24,221,400	貸付有価証券 2,200株
8103	明和産業	30,400	796.00	24,198,400	貸付有価証券 7,100株
8104	クワザワホールディングス	11,700	429.00	5,019,300	貸付有価証券 1,600株
8125	ワキタ	59,500	1,138.00	67,711,000	貸付有価証券 9,300株
8129	東邦ホールディングス	89,500	1,867.00	167,096,500	
8130	サンゲツ	80,000	1,669.00	133,520,000	
8131	ミツウロコグループホールディングス	37,800	1,023.00	38,669,400	貸付有価証券 6,400株
8132	シナネンホールディングス	10,900	3,760.00	40,984,000	貸付有価証券 700株
8133	伊藤忠エネクス	72,900	1,072.00	78,148,800	
8136	サンリオ	92,600	3,675.00	340,305,000	
8137	サンワテクノス	16,700	1,400.00	23,380,000	

8140	リョーサン	33,800	2,312.00	78,145,600	貸付有価証券 4,800株
8141	新光商事	43,500	981.00	42,673,500	貸付有価証券 3,600株
8142	トーヨー	12,600	1,505.00	18,963,000	貸付有価証券 1,900株
8150	三信電気	13,500	1,767.00	23,854,500	
8151	東陽テクニカ	32,500	1,313.00	42,672,500	
8153	モスフードサービス	43,300	3,100.00	134,230,000	貸付有価証券 5,700株
8154	加賀電子	26,900	4,230.00	113,787,000	貸付有価証券 4,400株
8158	ソーダニッカ	26,300	608.00	15,990,400	貸付有価証券 3,700株
8159	立花エレテック	21,500	1,659.00	35,668,500	貸付有価証券 500株
8275	フォーバル	11,500	996.00	11,454,000	貸付有価証券 1,900株
8283	PALTAC	46,300	4,165.00	192,839,500	
8285	三谷産業	51,400	310.00	15,934,000	貸付有価証券 5,700株
8835	太平洋興発	12,100	710.00	8,591,000	貸付有価証券 1,700株
9260	西本Wismettacホールディングス	7,500	3,715.00	27,862,500	貸付有価証券 800株
9265	ヤマシタヘルスケアホールディングス	2,900	1,575.00	4,567,500	貸付有価証券 300株
9273	コア商事ホールディングス	20,600	648.00	13,348,800	
9274	国際紙パルプ商事	60,900	756.00	46,040,400	
9305	ヤマタネ	14,200	1,617.00	22,961,400	
9763	丸紅建材リース	2,900	1,837.00	5,327,300	貸付有価証券 400株
9810	日鉄物産	20,200	5,430.00	109,686,000	貸付有価証券 3,100株
9824	泉州電業	7,400	5,540.00	40,996,000	貸付有価証券 1,300株
9830	トラスコ中山	61,800	1,991.00	123,043,800	貸付有価証券 9,000株
9832	オートバックスセブン	102,400	1,436.00	147,046,400	
9837	モリト	21,600	710.00	15,336,000	貸付有価証券 3,200株
9869	加藤産業	35,700	3,480.00	124,236,000	
9872	北恵	7,300	740.00	5,402,000	貸付有価証券 800株
9880	イノテック	19,900	1,355.00	26,964,500	貸付有価証券 2,600株

9882	イエローハット	51,900	1,850.00	96,015,000	
9896	J Kホールディングス	23,200	1,050.00	24,360,000	貸付有価証券 1,800株
9902	日伝	22,400	1,826.00	40,902,400	貸付有価証券 4,000株
9930	北沢産業	17,300	222.00	3,840,600	
9932	杉本商事	15,400	1,908.00	29,383,200	貸付有価証券 2,400株
9934	因幡電機産業	82,100	2,779.00	228,155,900	貸付有価証券 12,400株
9960	東テク	9,800	3,510.00	34,398,000	貸付有価証券 1,400株
9962	ミスミグループ本社	414,100	3,460.00	1,432,786,000	
9972	アルテック	18,100	327.00	5,918,700	貸付有価証券 3,000株
9982	タキヒヨー	8,900	778.00	6,924,200	貸付有価証券 1,900株
9986	蔵王産業	6,400	1,802.00	11,532,800	
9987	スズケン	118,200	3,305.00	390,651,000	
9991	ジェコス	22,700	820.00	18,614,000	貸付有価証券 3,000株
9995	グローセル	35,700	428.00	15,279,600	貸付有価証券 4,300株
2651	ローソン	73,000	4,775.00	348,575,000	貸付有価証券 13,100株
2659	サンエー	22,400	4,225.00	94,640,000	貸付有価証券 3,600株
2664	カワチ薬品	25,600	2,083.00	53,324,800	
2670	エービーシー・マート	51,500	6,230.00	320,845,000	貸付有価証券 6,800株
2674	ハードオフコーポレーション	14,500	1,378.00	19,981,000	貸付有価証券 1,700株
2678	アスクル	71,000	1,842.00	130,782,000	貸付有価証券 9,200株
2681	ゲオホールディングス	39,700	1,735.00	68,879,500	
2685	アダストリア	35,500	2,191.00	77,780,500	貸付有価証券 6,000株
2686	ジーフット	19,900	305.00	6,069,500	貸付有価証券 3,900株
2687	シー・ヴィ・エス・ベイエリア	4,700	392.00	1,842,400	貸付有価証券 800株
2695	くら寿司	34,400	3,005.00	103,372,000	貸付有価証券 4,600株
2698	キャンドウ	10,500	2,184.00	22,932,000	
2722	アイケイ	10,400	445.00	4,628,000	貸付有価証券 1,300株

2726	パルグループホールディングス	28,900	2,459.00	71,065,100	貸付有価証券 4,400株
2730	エディオン	151,400	1,183.00	179,106,200	貸付有価証券 18,400株
2734	サーラコーポレーション	61,800	827.00	51,108,600	貸付有価証券 100株
2735	ワッツ	15,900	686.00	10,907,400	貸付有価証券 1,900株
2742	ハローズ	15,000	2,992.00	44,880,000	貸付有価証券 1,600株
2752	フジオフードグループ本社	24,500	1,319.00	32,315,500	貸付有価証券 3,800株
2753	あみやき亭	7,800	2,908.00	22,682,400	
2764	ひらまつ	69,900	184.00	12,861,600	貸付有価証券 8,600株
2791	大黒天物産	10,500	5,820.00	61,110,000	貸付有価証券 500株
2792	ハニーズホールディングス	26,100	1,236.00	32,259,600	
2796	ファーマライズホールディングス	7,000	656.00	4,592,000	貸付有価証券 1,000株
3028	アルペン	24,300	2,141.00	52,026,300	貸付有価証券 5,700株
3030	ハブ	10,700	566.00	6,056,200	貸付有価証券 1,300株
3034	クオールホールディングス	40,400	1,234.00	49,853,600	貸付有価証券 2,000株
3046	ジinzホールディングス	17,500	4,560.00	79,800,000	貸付有価証券 2,300株
3048	ビックカメラ	195,600	1,139.00	222,788,400	貸付有価証券 51,100株
3050	DCMホールディングス	195,900	1,037.00	203,148,300	貸付有価証券 24,400株
3053	ペッパーフードサービス	61,500	242.00	14,883,000	貸付有価証券 7,000株
3064	Monotaro	417,000	2,449.00	1,021,233,000	貸付有価証券 78,100株
3067	東京一番フーズ	7,400	596.00	4,410,400	貸付有価証券 1,100株
3073	DDホールディングス	17,300	599.00	10,362,700	貸付有価証券 2,500株
3082	きちりホールディングス	8,800	344.00	3,027,200	貸付有価証券 1,200株
3085	アークランドサービスホールディングス	24,100	2,072.00	49,935,200	貸付有価証券 2,700株
3086	J. フロント リテイリング	365,700	1,218.00	445,422,600	貸付有価証券 52,300株
3087	ドトール・日レスホールディングス	52,200	1,658.00	86,547,600	貸付有価証券 7,000株
3088	マツキヨココカラ&カンパニー	193,200	5,730.00	1,107,036,000	



3091	ブロンコビリー	15,700	2,410.00	37,837,000	
3092	Z O Z O	226,800	3,055.00	692,874,000	
3093	トレジャー・ファクトリー	9,700	1,868.00	18,119,600	
3097	物語コーポレーション	16,300	7,120.00	116,056,000	貸付有価証券 2,200株
3099	三越伊勢丹ホールディングス	495,000	1,247.00	617,265,000	
3134	H a m e e	11,800	1,059.00	12,496,200	貸付有価証券 1,300株
3135	マーケットエンタープライズ	3,300	902.00	2,976,600	貸付有価証券 400株
3141	ウエルシアホールディングス	174,400	2,994.00	522,153,600	貸付有価証券 25,800株
3148	クリエイトSDホールディングス	48,600	3,130.00	152,118,000	貸付有価証券 5,800株
3159	丸善CHIホールディングス	38,500	354.00	13,629,000	貸付有価証券 5,100株
3169	ミサワ	6,700	603.00	4,040,100	貸付有価証券 900株
3172	ティーライフ	4,400	1,268.00	5,579,200	貸付有価証券 600株
3175	エー・ピーホールディングス	6,400	448.00	2,867,200	貸付有価証券 800株
3178	チムニー	10,100	1,238.00	12,503,800	貸付有価証券 1,300株
3179	シュッピン	27,100	1,308.00	35,446,800	
3182	オイシックス・ラ・大地	47,400	1,770.00	83,898,000	貸付有価証券 5,800株
3186	ネクステージ	67,100	3,290.00	220,759,000	貸付有価証券 8,500株
3191	ジョイフル本田	94,600	1,763.00	166,779,800	貸付有価証券 12,800株
3193	鳥貴族ホールディングス	10,900	2,036.00	22,192,400	貸付有価証券 1,400株
3196	ホットランド	22,400	1,312.00	29,388,800	貸付有価証券 2,900株
3197	すかいらくホールディングス	402,100	1,524.00	612,800,400	
3198	S F Pホールディングス	16,100	1,687.00	27,160,700	
3199	綿半ホールディングス	22,700	1,410.00	32,007,000	
3221	ヨシックスホールディングス	6,400	2,150.00	13,760,000	貸付有価証券 700株
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ ホール	95,800	1,063.00	101,835,400	貸付有価証券 16,800株
3319	ゴルフダイジェスト・オンライン	13,300	2,044.00	27,185,200	
3328	B E E N O S	16,600	2,402.00	39,873,200	貸付有価証券 1,500株
3333	あさひ	27,300	1,323.00	36,117,900	貸付有価証券

					5,000株
3341	日本調剤	20,000	1,268.00	25,360,000	
3349	コスモス薬品	33,300	14,500.00	482,850,000	貸付有価証券 3,800株
3361	トーエル	14,400	785.00	11,304,000	貸付有価証券 2,100株
3382	セブン&アイ・ホールディングス	1,105,900	6,023.00	6,660,835,700	貸付有価証券 340,400株
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	221,300	903.00	199,833,900	
3391	ツルハホールディングス	72,000	7,950.00	572,400,000	貸付有価証券 9,500株
3395	サンマルクホールディングス	26,000	1,602.00	41,652,000	
3396	フェリシモ	7,300	1,040.00	7,592,000	貸付有価証券 1,000株
3397	トリドールホールディングス	82,100	3,090.00	253,689,000	貸付有価証券 18,000株
3415	TOKYO BASE	30,300	343.00	10,392,900	貸付有価証券 3,900株
3538	ウイルプラスホールディングス	6,200	1,095.00	6,789,000	貸付有価証券 700株
3539	JMホールディングス	25,000	1,590.00	39,750,000	貸付有価証券 3,000株
3544	サツドラホールディングス	14,800	651.00	9,634,800	
3546	アレンザホールディングス	22,000	998.00	21,956,000	
3547	串カツ田中ホールディングス	7,800	1,780.00	13,884,000	
3548	パロックジャパンリミテッド	22,900	793.00	18,159,700	貸付有価証券 3,000株
3549	クスリのアオキホールディングス	29,500	6,330.00	186,735,000	貸付有価証券 4,400株
3561	力の源ホールディングス	17,400	779.00	13,554,600	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	168,900	2,340.00	395,226,000	
4350	メディカルシステムネットワーク	28,700	426.00	12,226,200	貸付有価証券 4,300株
7127	一家ホールディングス	6,900	706.00	4,871,400	貸付有価証券 1,000株
7135	藤久ホールディングス	10,200	598.00	6,099,600	貸付有価証券 200株
7416	はるやまホールディングス	15,400	416.00	6,406,400	貸付有価証券 2,100株
7419	ノジマ	53,300	2,750.00	146,575,000	貸付有価証券 7,700株
7421	カップ・クリエイト	46,200	1,418.00	65,511,600	貸付有価証券 7,000株
7445	ライトオン	24,600	692.00	17,023,200	
7453	良品計画	379,500	1,297.00	492,211,500	貸付有価証券

					89,200株
7455	バリミキホールディングス	40,800	250.00	10,200,000	貸付有価証券 4,700株
7463	アドヴァングループ	28,000	854.00	23,912,000	貸付有価証券 8,400株
7475	アルビス	9,600	2,308.00	22,156,800	貸付有価証券 1,600株
7494	コナカ	35,600	350.00	12,460,000	貸付有価証券 5,100株
7506	ハウス オブ ローゼ	4,000	1,623.00	6,492,000	
7508	G-7ホールディングス	36,600	1,465.00	53,619,000	
7512	イオン北海道	43,500	1,150.00	50,025,000	貸付有価証券 5,200株
7513	コジマ	56,700	619.00	35,097,300	
7514	ヒマラヤ	10,200	955.00	9,741,000	貸付有価証券 1,500株
7516	コーナン商事	46,900	3,350.00	157,115,000	貸付有価証券 6,200株
7520	エコス	10,900	1,830.00	19,947,000	
7522	ワタミ	39,900	915.00	36,508,500	貸付有価証券 7,500株
7524	マルシェ	10,700	457.00	4,889,900	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	659,600	2,605.00	1,718,258,000	貸付有価証券 104,500株
7545	西松屋チェーン	65,100	1,565.00	101,881,500	貸付有価証券 9,600株
7550	ゼンショーホールディングス	161,000	3,565.00	573,965,000	貸付有価証券 6,500株
7554	幸楽苑ホールディングス	19,200	1,020.00	19,584,000	貸付有価証券 2,700株
7561	ハークスレイ	13,800	507.00	6,996,600	貸付有価証券 2,000株
7581	サイゼリヤ	48,900	2,565.00	125,428,500	貸付有価証券 7,200株
7593	V Tホールディングス	124,100	494.00	61,305,400	貸付有価証券 5,900株
7596	魚力	9,100	2,205.00	20,065,500	
7601	ポプラ	6,900	148.00	1,021,200	貸付有価証券 1,900株
7605	フジ・コーポレーション	16,600	1,267.00	21,032,200	貸付有価証券 2,400株
7606	ユナイテッドアローズ	34,600	1,883.00	65,151,800	
7611	ハイデイ日高	47,600	2,031.00	96,675,600	貸付有価証券 6,300株
7615	YU-WA Creation Holdi	19,300	205.00	3,956,500	貸付有価証券 2,700株
7616	コロワイド	135,500	1,884.00	255,282,000	貸付有価証券

					24,000株
7618	ピーシーデポコーポレーション	38,300	276.00	10,570,800	
7630	壱番屋	23,200	4,445.00	103,124,000	貸付有価証券 3,100株
7640	トップカルチャー	10,600	215.00	2,279,000	貸付有価証券 1,600株
7646	P L A N T	7,600	675.00	5,130,000	貸付有価証券 1,100株
7649	スギホールディングス	65,800	6,000.00	394,800,000	貸付有価証券 14,300株
7679	薬王堂ホールディングス	16,400	2,315.00	37,966,000	貸付有価証券 1,900株
7918	ヴィア・ホールディングス	43,300	140.00	6,062,000	貸付有価証券 6,600株
8005	スクロール	50,800	748.00	37,998,400	
8008	ヨンドシーホールディングス	27,800	1,801.00	50,067,800	貸付有価証券 4,400株
8160	木曾路	44,500	2,137.00	95,096,500	貸付有価証券 500株
8163	S R Sホールディングス	48,200	867.00	41,789,400	貸付有価証券 7,100株
8165	千趣会	54,100	392.00	21,207,200	貸付有価証券 7,800株
8166	タカキュー	21,400	86.00	1,840,400	貸付有価証券 3,300株
8167	リテールパートナーズ	43,600	1,065.00	46,434,000	貸付有価証券 5,900株
8168	ケーヨー	61,000	896.00	54,656,000	貸付有価証券 15,000株
8173	上新電機	32,000	1,887.00	60,384,000	貸付有価証券 5,100株
8174	日本瓦斯	157,600	2,161.00	340,573,600	
8179	ロイヤルホールディングス	56,100	2,146.00	120,390,600	貸付有価証券 7,600株
8181	東天紅	2,400	851.00	2,042,400	貸付有価証券 300株
8182	いなげや	32,700	1,207.00	39,468,900	貸付有価証券 5,400株
8185	チヨダ	28,100	791.00	22,227,100	貸付有価証券 8,200株
8194	ライフコーポレーション	25,700	2,683.00	68,953,100	貸付有価証券 3,300株
8200	リンガーハット	37,900	2,149.00	81,447,100	貸付有価証券 5,400株
8203	M r M a x H D	41,200	630.00	25,956,000	貸付有価証券 6,000株
8207	テンアライド	32,900	307.00	10,100,300	貸付有価証券 6,200株

8214	AOKIホールディングス	63,800	739.00	47,148,200	貸付有価証券 3,800株
8217	オークワ	47,000	930.00	43,710,000	貸付有価証券 6,800株
8218	コメリ	50,900	2,635.00	134,121,500	貸付有価証券 6,700株
8219	青山商事	62,900	1,003.00	63,088,700	
8227	しまむら	38,400	12,560.00	482,304,000	貸付有価証券 5,100株
8230	はせがわ	17,400	394.00	6,855,600	
8233	高島屋	221,800	1,707.00	378,612,600	貸付有価証券 43,400株
8237	松屋	55,400	1,036.00	57,394,400	貸付有価証券 8,800株
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	143,200	1,148.00	164,393,600	
8244	近鉄百貨店	9,500	2,336.00	22,192,000	貸付有価証券 2,400株
8252	丸井グループ	238,600	2,554.00	609,384,400	
8255	アクシアル リテイリング	21,900	3,365.00	73,693,500	貸付有価証券 3,200株
8260	井筒屋	15,500	389.00	6,029,500	貸付有価証券 2,300株
8267	イオン	1,087,800	2,687.50	2,923,462,500	貸付有価証券 258,300株
8273	イズミ	52,200	3,020.00	157,644,000	貸付有価証券 8,900株
8276	平和堂	49,200	2,025.00	99,630,000	貸付有価証券 8,900株
8278	フジ	72,200	1,939.00	139,995,800	貸付有価証券 8,600株
8279	ヤオコー	37,400	6,620.00	247,588,000	貸付有価証券 2,600株
8281	ゼビオホールディングス	44,800	986.00	44,172,800	貸付有価証券 3,100株
8282	ケーズホールディングス	280,700	1,243.00	348,910,100	
8289	Olympicグループ	14,600	589.00	8,599,400	貸付有価証券 2,200株
8291	日産東京販売ホールディングス	48,500	294.00	14,259,000	貸付有価証券 6,400株
9262	シルバーライフ	6,700	1,422.00	9,527,400	貸付有価証券 1,000株
9267	Genky Drug Stores	14,500	3,660.00	53,070,000	貸付有価証券 2,100株
9275	ナルミヤ・インターナショナル	7,400	857.00	6,341,800	貸付有価証券 1,000株
9278	ブックオフグループホールディングス	19,200	1,044.00	20,044,800	貸付有価証券 3,400株
9279	ギフトホールディングス	6,200	3,085.00	19,127,000	貸付有価証券

					700株
9627	アインホールディングス	40,500	6,600.00	267,300,000	貸付有価証券 9,300株
9828	元気寿司	9,200	2,912.00	26,790,400	貸付有価証券 1,600株
9831	ヤマダホールディングス	1,166,700	484.00	564,682,800	貸付有価証券 141,400株
9842	アークランズ	51,600	1,493.00	77,038,800	貸付有価証券 6,800株
9843	ニトリホールディングス	130,900	13,000.00	1,701,700,000	
9850	グルメ杵屋	26,200	1,035.00	27,117,000	貸付有価証券 3,100株
9854	愛眼	24,100	180.00	4,338,000	貸付有価証券 3,500株
9856	ケーユーホールディングス	17,200	1,232.00	21,190,400	貸付有価証券 2,300株
9861	吉野家ホールディングス	115,100	2,314.00	266,341,400	貸付有価証券 15,000株
9887	松屋フーズホールディングス	15,900	3,755.00	59,704,500	貸付有価証券 1,900株
9900	サガミホールディングス	47,300	1,224.00	57,895,200	貸付有価証券 5,800株
9919	関西フードマーケット	26,600	1,189.00	31,627,400	貸付有価証券 3,600株
9936	王将フードサービス	21,800	6,330.00	137,994,000	貸付有価証券 3,200株
9945	プレナス	36,900	1,914.00	70,626,600	貸付有価証券 7,900株
9946	ミニストップ	24,400	1,415.00	34,526,000	貸付有価証券 4,800株
9948	アークス	58,400	2,046.00	119,486,400	貸付有価証券 10,500株
9956	パローホールディングス	67,400	1,764.00	118,893,600	貸付有価証券 5,800株
9974	バルク	14,600	5,510.00	80,446,000	貸付有価証券 2,200株
9979	大庄	17,600	1,120.00	19,712,000	貸付有価証券 3,800株
9983	ファーストリテイリング	44,100	85,190.00	3,756,879,000	貸付有価証券 8,000株
9989	サンドラッグ	124,100	3,485.00	432,488,500	
9990	サックスパーホールディングス	31,000	650.00	20,150,000	貸付有価証券 3,700株
9993	ヤマザワ	6,800	1,290.00	8,772,000	貸付有価証券 1,000株
9994	やまや	6,800	2,590.00	17,612,000	
9997	バルーナ	70,800	732.00	51,825,600	貸付有価証券 9,400株

7150	島根銀行	10,500	463.00	4,861,500	貸付有価証券 900株
7161	じもとホールディングス	21,800	506.00	11,030,800	貸付有価証券 2,900株
7167	めぶきフィナンシャルグループ	1,358,700	273.00	370,925,100	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	38,200	2,267.00	86,599,400	貸付有価証券 5,900株
7180	九州フィナンシャルグループ	578,100	374.00	216,209,400	貸付有価証券 87,500株
7182	ゆうちょ銀行	779,700	1,029.00	802,311,300	貸付有価証券 169,600株
7184	富山第一銀行	73,500	427.00	31,384,500	貸付有価証券 10,400株
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,634,900	452.00	738,974,800	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	173,400	744.00	129,009,600	
7322	三十三フィナンシャルグループ	26,500	1,470.00	38,955,000	貸付有価証券 4,000株
7327	第四北越フィナンシャルグループ	46,600	2,632.00	122,651,200	貸付有価証券 8,300株
7337	ひろぎんホールディングス	422,200	614.00	259,230,800	貸付有価証券 64,400株
7350	おきなわフィナンシャルグループ	27,900	2,150.00	59,985,000	貸付有価証券 5,400株
7380	十六フィナンシャルグループ	38,400	2,470.00	94,848,000	貸付有価証券 5,500株
7381	北國フィナンシャルホールディングス	27,300	4,710.00	128,583,000	貸付有価証券 4,500株
7384	プロクレアホールディングス	33,500	2,159.00	72,326,500	貸付有価証券 4,600株
8303	新生銀行	215,400	1,948.00	419,599,200	貸付有価証券 10,900株
8304	あおぞら銀行	184,500	2,694.00	497,043,000	貸付有価証券 26,000株
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	19,332,300	725.30	14,021,717,190	
8308	りそなホールディングス	3,494,700	530.00	1,852,191,000	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	546,200	4,312.00	2,355,214,400	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	2,143,200	4,326.00	9,271,483,200	
8331	千葉銀行	932,700	754.00	703,255,800	貸付有価証券 150,200株
8334	群馬銀行	531,300	392.00	208,269,600	
8336	武蔵野銀行	42,200	1,702.00	71,824,400	貸付有価証券 800株
8337	千葉興業銀行	71,200	265.00	18,868,000	貸付有価証券 12,200株
8338	筑波銀行	128,700	190.00	24,453,000	貸付有価証券

					18,200株
8341	七十七銀行	87,700	1,792.00	157,158,400	貸付有価証券 6,500株
8343	秋田銀行	19,800	1,654.00	32,749,200	
8344	山形銀行	30,400	943.00	28,667,200	貸付有価証券 2,200株
8345	岩手銀行	20,200	1,850.00	37,370,000	貸付有価証券 2,100株
8346	東邦銀行	236,300	208.00	49,150,400	貸付有価証券 26,000株
8349	東北銀行	14,800	974.00	14,415,200	貸付有価証券 2,100株
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	238,500	2,505.00	597,442,500	貸付有価証券 36,900株
8355	静岡銀行	680,600	816.00	555,369,600	貸付有価証券 108,100株
8358	スルガ銀行	289,600	375.00	108,600,000	貸付有価証券 44,700株
8359	八十二銀行	612,700	478.00	292,870,600	貸付有価証券 105,400株
8360	山梨中央銀行	33,200	1,156.00	38,379,200	貸付有価証券 5,100株
8361	大垣共立銀行	56,500	1,722.00	97,293,000	貸付有価証券 8,700株
8362	福井銀行	26,400	1,406.00	37,118,400	貸付有価証券 3,800株
8364	清水銀行	11,800	1,470.00	17,346,000	貸付有価証券 1,400株
8365	富山銀行	5,100	1,709.00	8,715,900	貸付有価証券 1,000株
8366	滋賀銀行	53,800	2,531.00	136,167,800	
8367	南都銀行	44,600	1,973.00	87,995,800	貸付有価証券 7,200株
8368	百五銀行	277,400	317.00	87,935,800	貸付有価証券 39,300株
8369	京都銀行	102,500	5,430.00	556,575,000	貸付有価証券 12,400株
8370	紀陽銀行	98,000	1,535.00	150,430,000	貸付有価証券 15,400株
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	187,400	844.00	158,165,600	
8381	山陰合同銀行	183,600	694.00	127,418,400	貸付有価証券 25,900株
8382	中国銀行	232,400	937.00	217,758,800	貸付有価証券 37,600株
8383	鳥取銀行	10,500	1,115.00	11,707,500	貸付有価証券 200株
8385	伊予銀行	370,300	644.00	238,473,200	貸付有価証券 62,100株



8386	百十四銀行	30,400	1,631.00	49,582,400	貸付有価証券 2,800株
8387	四国銀行	43,500	851.00	37,018,500	貸付有価証券 2,200株
8388	阿波銀行	43,800	1,887.00	82,650,600	貸付有価証券 7,100株
8392	大分銀行	17,700	1,878.00	33,240,600	貸付有価証券 2,500株
8393	宮崎銀行	17,900	2,204.00	39,451,600	
8395	佐賀銀行	17,400	1,544.00	26,865,600	貸付有価証券 2,600株
8399	琉球銀行	71,700	780.00	55,926,000	
8410	セブン銀行	980,900	262.00	256,995,800	
8411	みずほフィナンシャルグループ	3,959,900	1,637.00	6,482,356,300	
8416	高知銀行	10,400	657.00	6,832,800	貸付有価証券 1,600株
8418	山口フィナンシャルグループ	329,800	778.00	256,584,400	貸付有価証券 54,500株
8521	長野銀行	10,100	1,246.00	12,584,600	貸付有価証券 1,400株
8522	名古屋銀行	20,200	3,100.00	62,620,000	
8524	北洋銀行	414,900	228.00	94,597,200	
8527	愛知銀行	10,200	5,650.00	57,630,000	
8530	中京銀行	10,200	1,844.00	18,808,800	貸付有価証券 1,800株
8537	大光銀行	9,800	1,356.00	13,288,800	貸付有価証券 1,500株
8541	愛媛銀行	43,000	860.00	36,980,000	貸付有価証券 1,600株
8542	トマト銀行	10,000	1,033.00	10,330,000	貸付有価証券 1,700株
8544	京葉銀行	137,800	493.00	67,935,400	貸付有価証券 31,600株
8550	栃木銀行	148,100	282.00	41,764,200	貸付有価証券 6,300株
8551	北日本銀行	9,600	1,740.00	16,704,000	貸付有価証券 2,400株
8558	東和銀行	54,100	530.00	28,673,000	貸付有価証券 7,700株
8562	福島銀行	34,900	213.00	7,433,700	貸付有価証券 6,300株
8563	大東銀行	14,500	630.00	9,135,000	貸付有価証券 3,300株
8600	トモニホールディングス	238,300	316.00	75,302,800	貸付有価証券 33,800株
8713	フィデアホールディングス	30,200	1,317.00	39,773,400	

8714	池田泉州ホールディングス	350,600	213.00	74,677,800	
7148	F P G	111,100	1,342.00	149,096,200	貸付有価証券 800株
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	22,400	1,389.00	31,113,600	貸付有価証券 1,700株
7347	マーキュリアホールディングス	17,800	645.00	11,481,000	貸付有価証券 1,500株
8473	S B Iホールディングス	408,000	2,727.00	1,112,616,000	
8518	日本アジア投資	26,000	241.00	6,266,000	貸付有価証券 3,700株
8595	ジャフコグループ	114,300	2,199.00	251,345,700	貸付有価証券 17,100株
8601	大和証券グループ本社	2,121,100	620.90	1,316,990,990	
8604	野村ホールディングス	5,042,700	507.70	2,560,178,790	
8609	岡三証券グループ	238,100	335.00	79,763,500	貸付有価証券 53,200株
8613	丸三証券	98,100	475.00	46,597,500	貸付有価証券 13,000株
8614	東洋証券	99,900	255.00	25,474,500	貸付有価証券 22,600株
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	325,100	379.00	123,212,900	貸付有価証券 74,100株
8617	光世証券	6,900	438.00	3,022,200	貸付有価証券 1,500株
8622	水戸証券	80,800	260.00	21,008,000	貸付有価証券 7,900株
8624	いちよし証券	54,600	644.00	35,162,400	
8628	松井証券	161,700	804.00	130,006,800	貸付有価証券 24,800株
8698	マネックスグループ	278,100	506.00	140,718,600	
8706	極東証券	37,500	695.00	26,062,500	貸付有価証券 5,900株
8707	岩井コスモホールディングス	31,200	1,253.00	39,093,600	貸付有価証券 1,900株
8708	アイザワ証券グループ	44,500	660.00	29,370,000	貸付有価証券 3,000株
8732	マネーパートナーズグループ	35,100	257.00	9,020,700	貸付有価証券 4,600株
8739	スパークス・グループ	152,500	311.00	47,427,500	貸付有価証券 25,300株
8742	小林洋行	11,700	220.00	2,574,000	貸付有価証券 1,300株
7181	かんぽ生命保険	332,400	2,203.00	732,277,200	
8630	S O M P Oホールディングス	469,900	6,110.00	2,871,089,000	
8715	アニコムホールディングス	101,400	642.00	65,098,800	貸付有価証券 19,200株

8725	MS & ADインシュアランスグループ ホール	678,900	4,162.00	2,825,581,800	
8750	第一生命ホールディングス	1,608,400	2,419.00	3,890,719,600	貸付有価証券 247,100株
8766	東京海上ホールディングス	919,100	7,762.00	7,134,054,200	
8795	T & Dホールディングス	734,800	1,505.00	1,105,874,000	
8798	アドバンスクリエイト	15,800	1,076.00	17,000,800	貸付有価証券 2,000株
7164	全国保証	78,800	4,750.00	374,300,000	貸付有価証券 5,000株
7183	あんしん保証	13,100	263.00	3,445,300	貸付有価証券 1,600株
7187	ジェイリース	11,100	2,738.00	30,391,800	貸付有価証券 600株
7191	イントラスト	13,900	611.00	8,492,900	貸付有価証券 2,200株
7192	日本モーゲージサービス	18,300	908.00	16,616,400	貸付有価証券 1,800株
7196	C a s a	11,600	836.00	9,697,600	貸付有価証券 1,600株
7198	アルヒ	48,800	1,022.00	49,873,600	貸付有価証券 3,600株
7199	プレミアグループ	50,100	1,937.00	97,043,700	貸付有価証券 7,200株
7383	ネットプロテクションズホールディングス	100,300	508.00	50,952,400	
8253	クレディセゾン	192,800	1,786.00	344,340,800	貸付有価証券 30,600株
8424	芙蓉総合リース	28,300	8,190.00	231,777,000	貸付有価証券 800株
8425	みずほリース	40,800	3,320.00	135,456,000	貸付有価証券 6,800株
8439	東京センチュリー	51,200	4,910.00	251,392,000	貸付有価証券 7,800株
8511	日本証券金融	129,700	836.00	108,429,200	貸付有価証券 19,200株
8515	アイフル	554,200	396.00	219,463,200	貸付有価証券 66,600株
8566	リコーリース	29,200	3,615.00	105,558,000	貸付有価証券 1,100株
8570	イオンフィナンシャルサービス	179,700	1,507.00	270,807,900	貸付有価証券 26,800株
8572	アコム	651,500	328.00	213,692,000	貸付有価証券 5,200株
8584	ジャックス	32,800	3,845.00	126,116,000	
8585	オリエントコーポレーション	893,500	120.00	107,220,000	貸付有価証券 118,100株
8591	オリックス	1,962,300	2,331.50	4,575,102,450	

8593	三菱HCキャピタル	1,067,600	681.00	727,035,600	
8596	九州リースサービス	14,200	609.00	8,647,800	貸付有価証券 2,200株
8697	日本取引所グループ	769,400	2,095.00	1,611,893,000	
8771	イー・ギャランティ	49,100	2,328.00	114,304,800	貸付有価証券 5,800株
8772	アサックス	17,100	595.00	10,174,500	貸付有価証券 3,100株
8793	NECキャピタルソリューション	13,400	2,132.00	28,568,800	
2337	いちご	367,800	310.00	114,018,000	貸付有価証券 55,500株
2353	日本駐車場開発	326,000	185.00	60,310,000	貸付有価証券 47,900株
2975	スター・マイカ・ホールディングス	14,000	1,552.00	21,728,000	貸付有価証券 2,300株
2980	SREホールディングス	8,400	3,390.00	28,476,000	貸付有価証券 1,000株
2982	ADワークスグループ	73,600	156.00	11,481,600	貸付有価証券 8,000株
3003	ヒューリック	638,700	1,090.00	696,183,000	貸付有価証券 93,200株
3228	三栄建築設計	13,200	1,647.00	21,740,400	貸付有価証券 1,700株
3231	野村不動産ホールディングス	171,000	3,600.00	615,600,000	
3232	三重交通グループホールディングス	66,900	488.00	32,647,200	貸付有価証券 1,600株
3244	サムティ	43,500	2,263.00	98,440,500	貸付有価証券 6,200株
3245	ディア・ライフ	41,000	633.00	25,953,000	貸付有価証券 1,200株
3246	コーセーアールイー	9,700	629.00	6,101,300	貸付有価証券 1,300株
3252	地主	20,900	2,000.00	41,800,000	貸付有価証券 2,700株
3254	プレゼンスコーポレーション	36,000	1,637.00	58,932,000	貸付有価証券 13,700株
3271	THEグローバル社	17,700	206.00	3,646,200	貸付有価証券 2,200株
3275	ハウスコム	5,700	954.00	5,437,800	貸付有価証券 600株
3276	JPMC	13,800	1,005.00	13,869,000	貸付有価証券 2,100株
3277	サンセイランディック	8,800	826.00	7,268,800	貸付有価証券 1,300株
3280	エストラスト	3,800	549.00	2,086,200	貸付有価証券 600株
3284	フージャースホールディングス	42,200	818.00	34,519,600	

3288	オープンハウスグループ	105,000	5,410.00	568,050,000	
3289	東急不動産ホールディングス	898,100	781.00	701,416,100	
3291	飯田グループホールディングス	269,800	2,166.00	584,386,800	
3294	イーグランド	4,600	1,693.00	7,787,800	貸付有価証券 700株
3299	ムゲンエステート	20,300	482.00	9,784,600	貸付有価証券 3,000株
3452	ビーロット	20,800	561.00	11,668,800	貸付有価証券 2,000株
3454	ファーストブラザーズ	6,000	847.00	5,082,000	貸付有価証券 1,000株
3457	A n d D oホールディングス	16,300	866.00	14,115,800	貸付有価証券 2,800株
3458	シーアールイー	12,500	1,783.00	22,287,500	貸付有価証券 1,100株
3464	プロパティエージェント	3,800	1,500.00	5,700,000	貸付有価証券 700株
3465	ケイアイスター不動産	14,800	4,980.00	73,704,000	貸付有価証券 1,300株
3467	アグレ都市デザイン	5,400	1,494.00	8,067,600	貸付有価証券 700株
3475	グッドコムアセット	12,700	1,373.00	17,437,100	貸付有価証券 2,000株
3480	ジェイ・エス・ビー	6,700	3,590.00	24,053,000	貸付有価証券 1,000株
3482	ロードスターキャピタル	11,700	1,817.00	21,258,900	
3484	テンポイノベーション	9,200	919.00	8,454,800	貸付有価証券 1,400株
3486	グローバル・リンク・マネジメント	5,800	942.00	5,463,600	貸付有価証券 700株
3489	フェイスネットワーク	4,100	1,406.00	5,764,600	貸付有価証券 400株
4666	パーク24	213,400	2,000.00	426,800,000	貸付有価証券 23,400株
4809	バラカ	9,600	1,960.00	18,816,000	貸付有価証券 1,100株
6620	宮越ホールディングス	12,500	946.00	11,825,000	貸付有価証券 2,300株
8801	三井不動産	1,288,800	2,915.00	3,756,852,000	
8802	三菱地所	1,880,700	1,955.00	3,676,768,500	貸付有価証券 88,300株
8803	平和不動産	52,500	4,035.00	211,837,500	
8804	東京建物	261,000	2,142.00	559,062,000	貸付有価証券 47,700株
8818	京阪神ビルディング	43,200	1,287.00	55,598,400	
8830	住友不動産	594,000	3,552.00	2,109,888,000	

8841	テーオーシー	49,500	754.00	37,323,000	貸付有価証券 5,700株
8842	東京楽天地	4,700	4,060.00	19,082,000	貸付有価証券 1,100株
8848	レオパレス21	342,500	344.00	117,820,000	貸付有価証券 38,100株
8850	スターツコーポレーション	44,900	2,707.00	121,544,300	貸付有価証券 5,900株
8860	フジ住宅	38,300	657.00	25,163,100	
8864	空港施設	33,000	556.00	18,348,000	貸付有価証券 4,400株
8869	明和地所	15,500	619.00	9,594,500	貸付有価証券 2,400株
8871	ゴールドクレスト	26,000	1,768.00	45,968,000	
8877	エスリード	12,900	1,738.00	22,420,200	貸付有価証券 1,700株
8881	日神グループホールディングス	53,700	433.00	23,252,100	貸付有価証券 6,500株
8892	日本エスコン	61,500	799.00	49,138,500	貸付有価証券 7,900株
8897	タカラレーベン	138,400	390.00	53,976,000	
8904	AVANTIA	15,500	805.00	12,477,500	貸付有価証券 3,500株
8905	イオンモール	165,600	1,668.00	276,220,800	貸付有価証券 21,900株
8908	毎日コムネット	11,200	630.00	7,056,000	貸付有価証券 1,000株
8917	ファースト住建	12,300	1,098.00	13,505,400	貸付有価証券 1,900株
8918	ランド	1,797,700	11.00	19,774,700	貸付有価証券 234,800株
8919	カチタス	81,800	3,590.00	293,662,000	貸付有価証券 10,800株
8923	トーセイ	45,600	1,437.00	65,527,200	貸付有価証券 6,000株
8928	穴吹興産	7,200	2,066.00	14,875,200	貸付有価証券 1,000株
8934	サンフロンティア不動産	45,600	1,185.00	54,036,000	貸付有価証券 4,100株
8935	FJネクストホールディングス	32,400	1,038.00	33,631,200	
8940	インテリックス	7,400	560.00	4,144,000	貸付有価証券 1,800株
8944	ランドビジネス	11,100	235.00	2,608,500	
8945	サンネクスタグループ	10,000	968.00	9,680,000	貸付有価証券 1,700株
8999	グランディハウス	22,400	559.00	12,521,600	貸付有価証券 3,400株
9706	日本空港ビルデング	106,500	6,180.00	658,170,000	貸付有価証券

					13,900株
1717	明豊ファシリティワークス	14,600	679.00	9,913,400	貸付有価証券 1,900株
1954	日本工営	20,400	3,865.00	78,846,000	
2120	L I F U L L	97,700	174.00	16,999,800	貸付有価証券 21,200株
2121	ミクシィ	73,200	2,444.00	178,900,800	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	25,800	2,022.00	52,167,600	貸付有価証券 4,100株
2127	日本M&Aセンターホールディングス	524,900	1,757.00	922,249,300	
2130	メンバーズ	8,300	2,660.00	22,078,000	貸付有価証券 1,000株
2139	中広	5,100	402.00	2,050,200	貸付有価証券 500株
2146	UTグループ	46,200	2,764.00	127,696,800	貸付有価証券 2,200株
2148	アイティメディア	15,200	1,689.00	25,672,800	貸付有価証券 1,300株
2153	E・Jホールディングス	18,400	1,325.00	24,380,000	貸付有価証券 1,000株
2154	夢真ビーネックスグループ	104,400	1,695.00	176,958,000	貸付有価証券 4,600株
2157	コシダカホールディングス	85,600	874.00	74,814,400	貸付有価証券 10,400株
2163	アルトナー	7,700	994.00	7,653,800	貸付有価証券 1,000株
2168	パソナグループ	34,700	2,006.00	69,608,200	貸付有価証券 5,300株
2169	CDS	7,900	1,705.00	13,469,500	貸付有価証券 1,100株
2170	リンクアンドモチベーション	82,300	699.00	57,527,700	貸付有価証券 14,300株
2175	エス・エム・エス	108,700	3,020.00	328,274,000	
2180	サニーサイドアップグループ	11,100	619.00	6,870,900	貸付有価証券 1,400株
2181	パーソルホールディングス	319,900	2,830.00	905,317,000	
2183	リニカル	18,000	749.00	13,482,000	貸付有価証券 2,100株
2193	クックパッド	78,200	214.00	16,734,800	貸付有価証券 14,800株
2196	エスクリ	14,300	372.00	5,319,600	貸付有価証券 1,800株
2198	アイ・ケイ・ケイホールディングス	15,600	623.00	9,718,800	貸付有価証券 2,100株
2301	学情	12,900	1,215.00	15,673,500	貸付有価証券 1,500株
2305	スタジオアリス	14,300	2,195.00	31,388,500	貸付有価証券 3,700株

2309	シミックホールディングス	15,700	1,657.00	26,014,900	貸付有価証券 1,000株
2311	エプロ	6,800	642.00	4,365,600	貸付有価証券 1,100株
2325	N J S	6,300	1,963.00	12,366,900	貸付有価証券 900株
2331	総合警備保障	116,700	3,625.00	423,037,500	
2371	カカクコム	234,800	2,601.00	610,714,800	貸付有価証券 13,500株
2372	アイロムグループ	11,500	2,582.00	29,693,000	
2374	セントケア・ホールディング	20,800	828.00	17,222,400	貸付有価証券 1,300株
2376	サイネックス	5,400	598.00	3,229,200	貸付有価証券 500株
2378	ルネサンス	22,200	985.00	21,867,000	貸付有価証券 3,600株
2379	ディップ	56,300	3,465.00	195,079,500	貸付有価証券 8,500株
2389	デジタルホールディングス	22,300	1,267.00	28,254,100	貸付有価証券 3,500株
2395	新日本科学	39,000	2,967.00	115,713,000	
2410	キャリアデザインセンター	6,600	1,622.00	10,705,200	貸付有価証券 1,100株
2412	ベネフィット・ワン	115,900	2,124.00	246,171,600	
2413	エムスリー	564,700	4,603.00	2,599,314,100	貸付有価証券 31,200株
2418	ツカダ・グローバルホールディング	20,400	349.00	7,119,600	貸付有価証券 2,700株
2424	プラス	4,200	1,112.00	4,670,400	貸付有価証券 500株
2427	アウトソーシング	170,200	1,229.00	209,175,800	貸付有価証券 24,200株
2428	ウェルネット	28,200	600.00	16,920,000	貸付有価証券 5,600株
2429	ワールドホールディングス	12,800	2,685.00	34,368,000	貸付有価証券 1,900株
2432	ディー・エヌ・エー	121,800	1,907.00	232,272,600	貸付有価証券 20,900株
2433	博報堂D Yホールディングス	405,000	1,232.00	498,960,000	貸付有価証券 58,900株
2440	ぐるなび	46,700	463.00	21,622,100	貸付有価証券 7,300株
2445	タカミヤ	38,700	419.00	16,215,300	貸付有価証券 4,500株
2453	ジャパンベストレスキューシステム	18,000	735.00	13,230,000	貸付有価証券 2,900株
2461	ファンコミュニケーションズ	56,000	419.00	23,464,000	貸付有価証券 15,600株



2462	ライク	10,600	2,183.00	23,139,800	
2464	ビジネス・ブレイクスルー	11,900	406.00	4,831,400	貸付有価証券 1,700株
2471	エスプール	82,100	1,060.00	87,026,000	貸付有価証券 9,900株
2475	WDBホールディングス	14,600	2,650.00	38,690,000	貸付有価証券 1,900株
2485	ティア	18,600	442.00	8,221,200	貸付有価証券 2,500株
2487	CDG	3,400	1,266.00	4,304,400	
2489	アドウェイズ	39,300	748.00	29,396,400	貸付有価証券 7,400株
2491	バリューコマース	21,500	2,469.00	53,083,500	貸付有価証券 2,400株
2492	インフォマート	296,700	443.00	131,438,100	貸付有価証券 46,400株
2749	J Pホールディングス	82,200	271.00	22,276,200	
3521	エコナックホールディングス	55,000	91.00	5,005,000	貸付有価証券 7,600株
4286	CLホールディングス	7,900	879.00	6,944,100	貸付有価証券 1,100株
4290	プレステージ・インターナショナル	120,000	706.00	84,720,000	貸付有価証券 15,800株
4301	アミューズ	17,400	1,936.00	33,686,400	貸付有価証券 2,300株
4310	ドリームインキュベータ	9,800	1,945.00	19,061,000	貸付有価証券 1,800株
4318	クイック	19,900	1,866.00	37,133,400	
4319	TAC	17,300	210.00	3,633,000	貸付有価証券 2,500株
4324	電通グループ	299,800	4,355.00	1,305,629,000	貸付有価証券 45,300株
4331	テイクアンドギヴ・ニーズ	14,900	1,725.00	25,702,500	貸付有価証券 2,900株
4337	びあ	9,600	3,375.00	32,400,000	貸付有価証券 1,200株
4343	イオンファンタジー	12,300	3,570.00	43,911,000	貸付有価証券 2,800株
4345	シーティーエス	36,100	742.00	26,786,200	貸付有価証券 4,800株
4346	ネクシィーズグループ	9,800	591.00	5,791,800	貸付有価証券 1,500株
4544	H. U. グループホールディングス	83,600	2,761.00	230,819,600	貸付有価証券 4,600株
4641	アルプス技研	24,900	1,843.00	45,890,700	貸付有価証券 3,800株
4651	サニックス	55,900	275.00	15,372,500	貸付有価証券 7,600株

4653	ダイオーズ	6,300	1,498.00	9,437,400	
4658	日本空調サービス	33,500	768.00	25,728,000	
4661	オリエンタルランド	340,300	20,170.00	6,863,851,000	
4665	ダスキン	68,900	2,845.00	196,020,500	貸付有価証券 800株
4668	明光ネットワークジャパン	37,600	602.00	22,635,200	貸付有価証券 7,600株
4671	ファルコホールディングス	14,100	1,818.00	25,633,800	貸付有価証券 3,000株
4678	秀英予備校	7,000	446.00	3,122,000	
4679	田谷	5,800	557.00	3,230,600	貸付有価証券 200株
4680	ラウンドワン	89,300	2,108.00	188,244,400	貸付有価証券 2,900株
4681	リゾートトラスト	135,400	2,277.00	308,305,800	貸付有価証券 19,300株
4694	ビー・エム・エル	40,700	3,475.00	141,432,500	
4708	りらいあコミュニケーションズ	47,200	1,009.00	47,624,800	
4714	リソー教育	146,200	322.00	47,076,400	貸付有価証券 19,400株
4718	早稲田アカデミー	17,800	1,099.00	19,562,200	貸付有価証券 1,400株
4732	ユー・エス・エス	358,300	2,440.00	874,252,000	貸付有価証券 47,600株
4745	東京個別指導学院	28,200	564.00	15,904,800	貸付有価証券 1,500株
4751	サイバーエージェント	683,800	1,346.00	920,394,800	貸付有価証券 18,500株
4755	楽天グループ	1,320,600	678.00	895,366,800	貸付有価証券 303,600株
4763	クリーク・アンド・リバー社	16,700	2,557.00	42,701,900	貸付有価証券 2,200株
4765	モーニングスター	55,900	491.00	27,446,900	
4767	テー・オー・ダブリュー	61,100	310.00	18,941,000	貸付有価証券 10,800株
4792	山田コンサルティンググループ	16,500	1,256.00	20,724,000	貸付有価証券 1,900株
4801	セントラルスポーツ	11,900	2,505.00	29,809,500	貸付有価証券 1,500株
4848	フルキャストホールディングス	27,300	2,563.00	69,969,900	貸付有価証券 4,400株
4849	エン・ジャパン	56,900	2,423.00	137,868,700	貸付有価証券 2,500株
5261	リゾルホールディングス	3,500	4,350.00	15,225,000	
6028	テクノプロ・ホールディングス	191,600	3,060.00	586,296,000	貸付有価証券 25,500株

6029	アトラグループ	7,100	190.00	1,349,000	貸付有価証券 1,000株
6032	インターワークス	9,200	392.00	3,606,400	
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	14,800	2,296.00	33,980,800	
6036	Ke e P e r 技研	20,600	4,300.00	88,580,000	貸付有価証券 3,200株
6037	ファーストロジック	4,900	830.00	4,067,000	貸付有価証券 1,000株
6044	三機サービス	5,600	946.00	5,297,600	貸付有価証券 900株
6047	G u n o s y	17,600	815.00	14,344,000	貸付有価証券 1,800株
6048	デザインワン・ジャパン	9,500	176.00	1,672,000	貸付有価証券 800株
6050	イー・ガーディアン	10,800	3,035.00	32,778,000	
6054	リブセンス	14,600	297.00	4,336,200	貸付有価証券 3,700株
6055	ジャパンマテリアル	98,400	1,957.00	192,568,800	貸付有価証券 12,900株
6058	ベクトル	44,900	1,159.00	52,039,100	貸付有価証券 5,300株
6059	ウチヤマホールディングス	15,700	309.00	4,851,300	貸付有価証券 2,100株
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	23,800	1,156.00	27,512,800	貸付有価証券 3,300株
6070	キャリアリンク	11,800	2,346.00	27,682,800	
6071	I B J	17,500	964.00	16,870,000	
6073	アサンテ	14,100	1,619.00	22,827,900	貸付有価証券 1,700株
6078	バリューHR	24,900	1,457.00	36,279,300	貸付有価証券 3,200株
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	26,400	3,470.00	91,608,000	貸付有価証券 3,000株
6082	ライドオンエクスプレスホールディングス	12,400	1,141.00	14,148,400	貸付有価証券 2,000株
6083	E R I ホールディングス	9,000	1,078.00	9,702,000	貸付有価証券 1,300株
6087	アビスト	5,000	2,987.00	14,935,000	貸付有価証券 600株
6088	シグマクス・ホールディングス	38,500	1,239.00	47,701,500	
6089	ウィルグループ	23,800	1,417.00	33,724,600	貸付有価証券 2,800株
6093	エスクロー・エージェンツ・ジャパン	33,300	164.00	5,461,200	貸付有価証券 5,800株
6095	メドピア	22,500	1,540.00	34,650,000	貸付有価証券 2,000株
6096	レアジョブ	6,000	772.00	4,632,000	貸付有価証券

					300株
6098	リクルートホールディングス	2,292,200	4,654.00	10,667,898,800	貸付有価証券 53,100株
6099	エラン	37,800	1,101.00	41,617,800	貸付有価証券 6,600株
6171	土木管理総合試験所	13,300	315.00	4,189,500	貸付有価証券 1,900株
6175	ネットマーケティング	15,600	898.00	14,008,800	貸付有価証券 1,500株
6178	日本郵政	3,495,900	985.10	3,443,811,090	
6183	バルシステム24ホールディングス	46,000	1,440.00	66,240,000	貸付有価証券 11,200株
6184	鎌倉新書	36,500	736.00	26,864,000	貸付有価証券 5,200株
6185	SMN	7,200	539.00	3,880,800	貸付有価証券 700株
6186	一蔵	4,000	452.00	1,808,000	貸付有価証券 500株
6189	グローバルキッズCOMPANY	4,900	673.00	3,297,700	貸付有価証券 600株
6191	エアトリ	18,400	2,898.00	53,323,200	貸付有価証券 1,900株
6194	アトラエ	22,400	1,607.00	35,996,800	貸付有価証券 2,200株
6196	ストライク	14,100	4,060.00	57,246,000	貸付有価証券 1,600株
6197	ソラスト	78,700	894.00	70,357,800	
6199	セラク	10,200	1,109.00	11,311,800	貸付有価証券 1,300株
6200	インソース	35,400	2,910.00	103,014,000	貸付有価証券 2,400株
6532	ベйкаレント・コンサルティング	22,600	41,900.00	946,940,000	貸付有価証券 2,600株
6533	Orchestra Holdings	6,100	2,706.00	16,506,600	貸付有価証券 800株
6535	アイモバイル	14,800	1,335.00	19,758,000	貸付有価証券 1,300株
6538	キャリアインデックス	10,900	420.00	4,578,000	貸付有価証券 1,700株
6539	MS-Japan	13,000	814.00	10,582,000	貸付有価証券 2,100株
6540	船場	5,400	746.00	4,028,400	貸付有価証券 700株
6544	ジャパンエレベーターサービスホールディング	101,500	1,971.00	200,056,500	貸付有価証券 8,400株
6546	フルテック	4,500	1,159.00	5,215,500	
6547	グリーンズ	12,100	793.00	9,595,300	貸付有価証券 1,600株

6551	ツナググループ・ホールディングス	9,000	318.00	2,862,000	貸付有価証券 500株
6552	GameWith	9,500	387.00	3,676,500	貸付有価証券 900株
6555	MS&Consulting	4,600	621.00	2,856,600	貸付有価証券 600株
6556	ウェルビー	21,000	786.00	16,506,000	
6560	エル・ティー・エス	3,600	3,300.00	11,880,000	貸付有価証券 600株
6564	ミダックホールディングス	14,400	3,650.00	52,560,000	
6569	日総工産	25,000	586.00	14,650,000	貸付有価証券 4,800株
6571	キュービーネットホールディングス	14,800	1,408.00	20,838,400	貸付有価証券 2,600株
6572	RPAホールディングス	45,100	311.00	14,026,100	貸付有価証券 3,500株
7030	スプリックス	10,900	988.00	10,769,200	貸付有価証券 2,000株
7033	マネジメントソリューションズ	15,700	2,990.00	46,943,000	貸付有価証券 2,100株
7034	プロレド・パートナーズ	7,000	545.00	3,815,000	貸付有価証券 900株
7035	and factory	9,200	373.00	3,431,600	貸付有価証券 1,400株
7037	テノ.ホールディングス	3,900	569.00	2,219,100	貸付有価証券 600株
7038	フロンティア・マネジメント	9,500	1,288.00	12,236,000	貸付有価証券 1,200株
7044	ピアラ	5,200	765.00	3,978,000	貸付有価証券 700株
7059	コプロ・ホールディングス	6,200	903.00	5,598,600	貸付有価証券 600株
7060	ギークス	5,500	895.00	4,922,500	貸付有価証券 800株
7085	カーブスホールディングス	87,800	854.00	74,981,200	貸付有価証券 11,900株
7088	フォーラムエンジニアリング	19,400	929.00	18,022,600	貸付有価証券 2,200株
7092	Fast Fitness Japan	5,800	1,584.00	9,187,200	
7354	ダイレクトマーケティングミックス	32,500	1,753.00	56,972,500	貸付有価証券 4,800株
7358	ポピンズ	4,200	1,766.00	7,417,200	貸付有価証券 1,000株
7366	LITALICO	25,900	2,886.00	74,747,400	
8769	アドバンテッジリスクマネジメント	16,200	483.00	7,824,600	貸付有価証券 2,100株
8876	リログループ	175,000	2,319.00	405,825,000	貸付有価証券 33,100株

8920	東祥	23,900	1,199.00	28,656,100	貸付有価証券 1,500株
9216	ビーウィズ	8,500	1,406.00	11,951,000	
9247	TREホールディングス	60,200	1,737.00	104,567,400	
9248	人・夢・技術グループ	12,700	2,692.00	34,188,400	
9603	エイチ・アイ・エス	74,700	2,111.00	157,691,700	貸付有価証券 12,000株
9612	ラックランド	8,900	2,869.00	25,534,100	貸付有価証券 800株
9616	共立メンテナンス	57,100	5,880.00	335,748,000	貸付有価証券 11,100株
9619	イチネンホールディングス	32,800	1,290.00	42,312,000	貸付有価証券 4,700株
9621	建設技術研究所	14,700	2,984.00	43,864,800	貸付有価証券 2,600株
9622	スペース	20,700	863.00	17,864,100	貸付有価証券 2,800株
9628	燦ホールディングス	13,900	1,866.00	25,937,400	貸付有価証券 1,900株
9632	スバル興業	1,900	9,160.00	17,404,000	貸付有価証券 300株
9633	東京テアトル	11,700	1,213.00	14,192,100	貸付有価証券 1,600株
9644	タナベ経営	12,300	627.00	7,712,100	
9663	ナガワ	8,900	7,760.00	69,064,000	貸付有価証券 1,600株
9672	東京都競馬	23,900	4,275.00	102,172,500	貸付有価証券 2,700株
9675	常磐興産	11,000	1,270.00	13,970,000	貸付有価証券 1,700株
9678	カナモト	52,400	2,113.00	110,721,200	貸付有価証券 6,900株
9699	西尾レントオール	26,600	2,907.00	77,326,200	貸付有価証券 6,100株
9704	アゴーラ ホスピタリティー グループ	175,700	23.00	4,041,100	貸付有価証券 27,100株
9715	トランス・コスモス	40,600	3,815.00	154,889,000	貸付有価証券 5,800株
9716	乃村工藝社	137,100	961.00	131,753,100	貸付有価証券 26,800株
9722	藤田観光	12,700	2,763.00	35,090,100	貸付有価証券 1,800株
9726	KNT-CTホールディングス	19,900	1,699.00	33,810,100	貸付有価証券 2,600株
9728	日本管財	34,300	2,666.00	91,443,800	
9729	トーカイ	25,300	1,868.00	47,260,400	貸付有価証券 4,100株
9731	白洋舎	3,000	1,341.00	4,023,000	貸付有価証券

					500 株
9735	セコム	315,300	8,788.00	2,770,856,400	貸付有価証券 20,500 株
9740	セントラル警備保障	15,400	2,370.00	36,498,000	貸付有価証券 2,100 株
9743	丹青社	60,400	798.00	48,199,200	貸付有価証券 11,100 株
9744	メイテック	113,900	2,391.00	272,334,900	
9755	応用地質	27,700	1,917.00	53,100,900	貸付有価証券 5,400 株
9757	船井総研ホールディングス	60,000	2,456.00	147,360,000	貸付有価証券 8,700 株
9760	進学会ホールディングス	10,400	315.00	3,276,000	貸付有価証券 1,600 株
9765	オオバ	20,000	714.00	14,280,000	貸付有価証券 3,300 株
9768	いであ	7,000	1,711.00	11,977,000	貸付有価証券 800 株
9769	学究社	10,300	1,646.00	16,953,800	
9783	ベネッセホールディングス	106,600	2,140.00	228,124,000	貸付有価証券 13,800 株
9787	イオンディライト	36,900	2,850.00	105,165,000	貸付有価証券 5,200 株
9788	ナック	15,200	935.00	14,212,000	貸付有価証券 2,400 株
9793	ダイセキ	58,300	4,485.00	261,475,500	貸付有価証券 8,500 株
9795	ステップ	11,700	1,861.00	21,773,700	貸付有価証券 700 株
合 計		343,598,468		848,156,558,800	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月12日現在]

資産の部

流動資産	
預金	55,550,848,020
コール・ローン	6,967,757,054
株式	1,786,952,860,564
投資証券	45,633,851,185
派生商品評価勘定	659,153,514
未収入金	94,028,402
未収配当金	3,099,576,901
差入委託証拠金	17,511,412,909
流動資産合計	1,916,469,488,549
資産合計	
資産合計	1,916,469,488,549
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,639,629,137
未払解約金	669,336,302
未払利息	7,156
流動負債合計	2,308,972,595
負債合計	2,308,972,595
純資産の部	
元本等	
元本	388,343,838,702
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,525,816,677,252
元本等合計	1,914,160,515,954
純資産合計	1,914,160,515,954
負債純資産合計	1,916,469,488,549

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月12日現在]
1. 期首	令和3年9月11日
期首元本額	268,713,296,134 円
期中追加設定元本額	232,369,141,715 円
期中一部解約元本額	112,738,599,147 円



## 元本の内訳※

三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	219,288,903 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	955,695,870 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	840,186,150 円
MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	3,053,176,622 円
MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信	2,954,624,104 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	1,749,701,922 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	9,773,223,348 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	10,099,567,497 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	55,539,827 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	140,837,401 円
ファンド・マネジャー (海外株式)	2,971,327 円
eMAXIS 先進国株式インデックス	13,177,169,309 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	1,108,040,642 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	239,311,932 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	1,682,837,716 円
コアバランス	119,405 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	139,524,655 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	183,890,197 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	139,705,733 円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	77,081,062,160 円
海外株式セレクション (ラップ向け)	2,022,878,136 円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	4,295,367,634 円
つみたて先進国株式	17,556,808,186 円
つみたて8資産均等バランス	1,973,127,251 円
つみたて4資産均等バランス	617,161,143 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,684,669 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,814,510 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	3,845,750 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	128,417,302 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	110,797,325 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	65,005,277 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	48,772,259 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	363,330,729 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	753,983,951 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (除く日本)	31,655,631,348 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	411,186,253 円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)	2,483,321,285 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	118,683,930,497 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	74,836,053 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	34,097,781 円
先進国株式インデックスファンド (ラップ向け)	106,636,079 円
つみたて全世界株式	110,036,926 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	29,827,273 円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	3,322,946,584 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	2,982,091 円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	6,423,465,556 円

ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	10,604,545円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	26,908,769,816円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,985,112,133円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	292,743,902円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	83,239,990円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	102,835,760円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	367,905,328円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	292,502,204円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	565,934,438円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)	1,762,369,887円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機関投資家限定)	14,764円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	9,468,401円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	4,542,862,226円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)	57,198,519円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	845,748,239円
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11,656,928,967円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	600,256円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	666,407,606円
MUAM 全世界株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	5,488,872,510円
アドバンスト・バランスI(FOFs用)(適格機関投資家限定)	10,457,821円
アドバンスト・バランスII(FOFs用)(適格機関投資家限定)	64,872,362円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	408,478,917円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	53,186,649円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	2,254,266,118円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	433,764,174円
マルチアセット運用戦略ファンド(適格機関投資家限定)	27,390円
外国株式インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	2,200,153,450円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,530,299,934円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	819,952円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	2,847,370円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	1,445,567円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	2,045,912円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	30,027,308円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	1,421,563円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	10,563,425円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	1,647,818円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	15,679,769円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,454,897,957円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	99,035,204円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	407,416,390円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	428,898,433円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	412,099,160円
合計	388,343,838,702円
2. 受益権の総数	388,343,838,702口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 9 月 11 日 至 令和 4 年 9 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	40,507,267,852
投資証券	705,387,624
合計	41,212,655,476

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 12 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	81,043,681,955	—	80,099,364,766	△944,317,189
	合計	81,043,681,955	—	80,099,364,766	△944,317,189

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[令和 4 年 9 月 12 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	4,708,533,000	—	4,676,939,075	△31,593,925
	カナダドル	218,207,150	—	217,333,529	△873,621
	オーストラリアドル	126,537,552	—	126,674,928	137,376
	イギリスポンド	258,334,900	—	258,076,137	△258,763
	スイスフラン	177,735,935	—	177,873,718	137,783
	香港ドル	110,511,262	—	109,404,562	△1,106,700
	シンガポールドル	22,449,690	—	22,357,863	△91,827
	スウェーデンクローネ	57,749,577	—	57,707,225	△42,352
	ノルウェークローネ	12,917,632	—	12,946,304	28,672
	デンマーククローネ	44,803,274	—	44,597,348	△205,926
	ユーロ	506,000,478	—	503,681,103	△2,319,375
	売建				
	アメリカドル	823,384,800	—	823,354,240	30,560
	カナダドル	42,781,440	—	42,782,220	△780
	オーストラリア	127,445,136	—	127,447,744	△2,608

	ドル				
	イギリスポンド	38,808,595	—	38,808,268	327
	スイスフラン	30,365,196	—	30,364,726	470
	香港ドル	13,078,250	—	13,077,172	1,078
	ユーロ	99,526,900	—	99,525,723	1,177
	合計	7,419,170,767	—	7,382,951,885	△36,158,434

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月12日現在]
1口当たり純資産額	4.9290円
(1万口当たり純資産額)	(49,290円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	92,069	38.09	3,506,908.21	
	BAKER HUGHES CO	253,841	25.25	6,409,485.25	
	CHENIERE ENERGY INC	61,273	161.25	9,880,271.25	
	CHEVRON CORP	492,617	159.97	78,803,941.49	
	CONOCOPHILLIPS	343,212	111.97	38,429,447.64	
	COTERRA ENERGY INC	206,605	29.77	6,150,630.85	
	DEVON ENERGY CORP	161,728	68.51	11,079,985.28	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	43,238	135.02	5,837,994.76	
	EOG RESOURCES INC	155,218	123.36	19,147,692.48	
	EQT CORP	91,182	48.35	4,408,649.70	

EXXON MOBIL CORP	1, 110, 783	96.50	107, 190, 559.50
HALLIBURTON CO	237, 514	29.66	7, 044, 665.24
HESS CORP	74, 479	122.47	9, 121, 443.13
KINDER MORGAN INC	539, 451	18.31	9, 877, 347.81
MARATHON OIL CORP	186, 042	26.35	4, 902, 206.70
MARATHON PETROLEUM CORP	143, 007	100.01	14, 302, 130.07
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	246, 837	65.61	16, 194, 975.57
ONEOK INC	118, 646	62.49	7, 414, 188.54
PHILLIPS 66	127, 441	88.03	11, 218, 631.23
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	61, 118	239.62	14, 645, 095.16
SCHLUMBERGER LTD	374, 212	39.65	14, 837, 505.80
TARGA RESOURCES CORP	56, 964	71.86	4, 093, 433.04
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1, 700	1, 822.80	3, 098, 760.00
VALERO ENERGY CORP	108, 843	113.32	12, 334, 088.76
WILLIAMS COS INC	322, 335	32.77	10, 562, 917.95
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	58, 470	256.97	15, 025, 035.90
ALBEMARLE CORP	29, 742	300.37	8, 933, 604.54
ALCOA CORP	43, 716	52.62	2, 300, 335.92
AMCOR PLC	406, 251	12.29	4, 992, 824.79
AVERY DENNISON CORP	20, 392	191.05	3, 895, 891.60
BALL CORP	85, 941	59.33	5, 098, 879.53
CELANESE CORP	28, 123	115.29	3, 242, 300.67
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	56, 971	103.68	5, 906, 753.28
CLEVELAND-CLIFFS INC	124, 241	18.73	2, 327, 033.93
CORTEVA INC	192, 564	62.52	12, 039, 101.28
CROWN HOLDINGS INC	32, 322	98.73	3, 191, 151.06
DOW INC	194, 739	50.51	9, 836, 266.89
DUPONT DE NEMOURS INC	136, 207	58.39	7, 953, 126.73
EASTMAN CHEMICAL CO	35, 250	93.65	3, 301, 162.50
ECOLAB INC	68, 207	172.64	11, 775, 256.48
FMC CORP	32, 570	112.70	3, 670, 639.00
FREEMPORT-MCMORAN INC	389, 431	32.17	12, 527, 995.27
INTERNATIONAL PAPER CO	88, 514	41.72	3, 692, 804.08
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	67, 735	114.49	7, 754, 980.15
LINDE PLC	132, 392	287.03	38, 000, 475.76
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70, 236	84.13	5, 908, 954.68

MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,759	356.30	5,971,231.70
MOSAIC CO/THE	95,335	56.24	5,361,640.40
NEWMONT CORP	210,914	43.17	9,105,157.38
NUCOR CORP	72,106	143.56	10,351,537.36
PACKAGING CORP OF AMERICA	24,259	139.58	3,386,071.22
PPG INDUSTRIES INC	62,642	128.11	8,025,066.62
RPM INTERNATIONAL INC	35,580	95.83	3,409,631.40
SEALED AIR CORP	41,102	55.31	2,273,351.62
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	65,375	240.35	15,712,881.25
STEEL DYNAMICS INC	47,078	86.52	4,073,188.56
VULCAN MATERIALS CO	35,810	171.81	6,152,516.10
WESTLAKE CORP	9,056	100.22	907,592.32
WESTROCK CO	69,803	40.81	2,848,660.43
3M CO	150,092	123.10	18,476,325.20
AERCAP HOLDINGS NV	37,853	47.10	1,782,876.30
ALLEGION PLC	22,461	99.63	2,237,789.43
AMETEK INC	61,586	125.78	7,746,287.08
BOEING CO/THE	149,083	157.52	23,483,554.16
CARLISLE COS INC	13,500	308.73	4,167,855.00
CARRIER GLOBAL CORP	227,964	42.17	9,613,241.88
CATERPILLAR INC	141,171	189.49	26,750,492.79
CUMMINS INC	38,081	218.47	8,319,556.07
DEERE & CO	76,814	372.25	28,594,011.50
DOVER CORP	36,562	129.47	4,733,682.14
EATON CORP PLC	105,110	145.71	15,315,578.10
EMERSON ELECTRIC CO	156,032	84.71	13,217,470.72
FASTENAL CO	153,360	51.20	7,852,032.00
FORTIVE CORP	86,619	66.02	5,718,586.38
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	38,725	64.69	2,505,120.25
GENERAC HOLDINGS INC	16,113	238.00	3,834,894.00
GENERAL DYNAMICS CORP	62,208	231.61	14,407,994.88
GENERAL ELECTRIC CO	290,393	74.04	21,500,697.72
HEICO CORP	9,664	157.06	1,517,827.84
HEICO CORP-CLASS A	19,653	126.50	2,486,104.50
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	180,077	191.69	34,518,960.13
HOWMET AEROSPACE INC	102,324	36.41	3,725,616.84

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,743	235.30	2,292,527.90
IDEX CORP	20,742	210.04	4,356,649.68
ILLINOIS TOOL WORKS	82,291	206.51	16,993,914.41
INGERSOLL-RAND INC	104,451	50.23	5,246,573.73
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	43,600	55.61	2,424,596.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	180,556	58.15	10,499,331.40
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	51,474	236.14	12,155,070.36
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,451	258.21	2,440,342.71
LOCKHEED MARTIN CORP	63,290	421.53	26,678,633.70
MASCO CORP	59,841	52.28	3,128,487.48
NORDSON CORP	13,049	234.28	3,057,119.72
NORTHROP GRUMMAN CORP	39,238	491.41	19,281,945.58
OTIS WORLDWIDE CORP	112,710	73.40	8,272,914.00
OWENS CORNING	25,278	87.53	2,212,583.34
PACCAR INC	92,250	88.48	8,162,280.00
PARKER HANNIFIN CORP	34,073	278.99	9,506,026.27
PENTAIR PLC	43,947	47.12	2,070,782.64
PLUG POWER INC	141,939	29.92	4,246,814.88
QUANTA SERVICES INC	36,991	146.76	5,428,799.16
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	392,960	88.04	34,596,198.40
ROCKWELL AUTOMATION INC	31,225	255.38	7,974,240.50
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	37,891	41.92	1,588,390.72
SMITH (A. O.) CORP	33,632	56.29	1,893,145.28
SNAP-ON INC	14,612	223.43	3,264,759.16
STANLEY BLACK & DECKER INC	44,255	89.50	3,960,822.50
TEXTRON INC	55,773	65.89	3,674,882.97
TRANE TECHNOLOGIES PLC	62,334	163.83	10,212,179.22
TRANSDIGM GROUP INC	14,010	619.92	8,685,079.20
UNITED RENTALS INC	18,307	311.14	5,696,039.98
WABTEC CORP	44,906	91.23	4,096,774.38
WW GRAINGER INC	11,873	572.74	6,800,142.02
XYLEM INC	47,511	96.87	4,602,390.57
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,017	97.51	3,219,487.67
CINTAS CORP	24,645	431.35	10,630,620.75
CLARIVATE PLC	68,250	12.31	840,157.50
COPART INC	54,317	116.11	6,306,746.87



COSTAR GROUP INC	105,731	78.42	8,291,425.02
EQUIFAX INC	32,752	197.16	6,457,384.32
JACOBS SOLUTIONS INC	33,946	125.04	4,244,607.84
LEIDOS HOLDINGS INC	34,742	95.69	3,324,461.98
REPUBLIC SERVICES INC	58,972	147.71	8,710,754.12
ROBERT HALF INTL INC	27,424	80.47	2,206,809.28
ROLLINS INC	55,465	36.12	2,003,395.80
TRANSUNION	49,796	76.83	3,825,826.68
VERISK ANALYTICS INC	42,849	192.04	8,228,721.96
WASTE CONNECTIONS INC	68,591	146.40	10,041,722.40
WASTE MANAGEMENT INC	109,148	173.40	18,926,263.20
AMERCO	2,336	546.73	1,277,161.28
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	31,813	114.29	3,635,907.77
CSX CORP	578,825	32.63	18,887,059.75
DELTA AIR LINES INC	42,210	32.66	1,378,578.60
EXPEDITORS INTL WASH INC	43,665	103.44	4,516,707.60
FEDEX CORP	64,596	209.07	13,505,085.72
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	237,326	3.15	747,576.90
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	21,082	174.06	3,669,532.92
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	41,449	50.90	2,109,754.10
LYFT INC-A	77,282	18.11	1,399,577.02
NORFOLK SOUTHERN CORP	63,461	249.85	15,855,730.85
OLD DOMINION FREIGHT LINE	26,216	268.79	7,046,598.64
SOUTHWEST AIRLINES CO	38,892	38.37	1,492,286.04
UBER TECHNOLOGIES INC	390,216	31.78	12,401,064.48
UNION PACIFIC CORP	167,591	231.88	38,861,001.08
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	192,813	198.69	38,310,014.97
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	19,700	32.06	631,582.00
APTIV PLC	69,634	96.74	6,736,393.16
BORGWARNER INC	68,292	38.57	2,634,022.44
FORD MOTOR CO	1,040,313	15.42	16,041,626.46
GENERAL MOTORS CO	365,739	41.29	15,101,363.31
LEAR CORP	17,306	140.69	2,434,781.14
LUCID GROUP INC	108,300	15.08	1,633,164.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	88,300	37.55	3,315,665.00
TESLA INC	697,416	299.68	209,001,626.88

DR HORTON INC	87,250	73.33	6,398,042.50
GARMIN LTD	39,860	90.84	3,620,882.40
HASBRO INC	35,268	81.45	2,872,578.60
LENNAR CORP-A	68,070	79.82	5,433,347.40
LULULEMON ATHLETICA INC	31,322	348.65	10,920,415.30
MOHAWK INDUSTRIES INC	12,415	113.67	1,411,213.05
NEWELL BRANDS INC	98,791	18.16	1,794,044.56
NIKE INC -CL B	336,033	110.97	37,289,582.01
NVR INC	870	4,263.82	3,709,523.40
PULTEGROUP INC	69,042	41.77	2,883,884.34
VF CORP	86,205	43.36	3,737,848.80
WHIRLPOOL CORP	16,596	160.21	2,658,845.16
AIRBNB INC-CLASS A	99,786	123.48	12,321,575.28
ARAMARK	62,712	37.68	2,362,988.16
BOOKING HOLDINGS INC	10,603	1,981.03	21,004,861.09
CAESARS ENTERTAINMENT INC	58,738	48.33	2,838,807.54
CARNIVAL CORP	276,337	10.40	2,873,904.80
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	7,466	1,723.32	12,866,307.12
DARDEN RESTAURANTS INC	32,684	131.04	4,282,911.36
DOMINO'S PIZZA INC	9,842	367.12	3,613,195.04
EXPEDIA GROUP INC	39,507	109.17	4,312,979.19
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	74,385	135.91	10,109,665.35
LAS VEGAS SANDS CORP	90,483	38.17	3,453,736.11
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	73,569	162.36	11,944,662.84
MCDONALD'S CORP	195,148	259.52	50,644,808.96
MGM RESORTS INTERNATIONAL	91,154	35.06	3,195,859.24
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	54,909	47.24	2,593,901.16
STARBUCKS CORP	302,680	88.69	26,844,689.20
VAIL RESORTS INC	10,965	234.99	2,576,665.35
WYNN RESORTS LTD	28,208	62.78	1,770,898.24
YUM! BRANDS INC	75,730	116.09	8,791,495.70
ACTIVISION BLIZZARD INC	205,490	78.51	16,133,019.90
ALPHABET INC-CL A	1,927,720	110.65	213,302,218.00
ALPHABET INC-CL C	1,152,080	111.78	128,779,502.40
AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	136,748	9.72	1,329,190.56
AMC ENTERTAINMENT-PFD EQ UT	136,748	5.53	756,216.44

CABLE ONE INC	1,419	1,098.21	1,558,359.99
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	32,012	405.91	12,993,990.92
COMCAST CORP-CLASS A	1,191,560	35.43	42,216,970.80
DISH NETWORK CORP-A	57,866	19.33	1,118,549.78
ELECTRONIC ARTS INC	72,037	128.93	9,287,730.41
FOX CORP - CLASS A	81,297	34.52	2,806,372.44
FOX CORP - CLASS B	35,796	31.97	1,144,398.12
IAC INC	21,966	69.01	1,515,873.66
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	104,541	28.55	2,984,645.55
LIBERTY BROADBAND-C	37,365	98.93	3,696,519.45
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	22,942	42.57	976,640.94
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	41,179	42.33	1,743,107.07
LIBERTY MEDIA COR-LIBERTY-C	51,625	65.47	3,379,888.75
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	45,657	93.12	4,251,579.84
MATCH GROUP INC	71,910	62.25	4,476,397.50
META PLATFORMS INC-CLASS A	607,987	169.15	102,841,001.05
NETFLIX INC	117,348	233.57	27,408,972.36
NEWS CORP - CLASS A	109,126	17.47	1,906,431.22
OMNICOM GROUP	52,842	70.41	3,720,605.22
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	154,043	23.66	3,644,657.38
PINTEREST INC- CLASS A	146,888	25.55	3,752,988.40
ROBLOX CORP -CLASS A	93,500	45.53	4,257,055.00
ROKU INC	31,401	71.55	2,246,741.55
SEA LTD-ADR	96,204	63.47	6,106,067.88
SIRIUS XM HOLDINGS INC	173,279	6.27	1,086,459.33
SNAP INC - A	269,807	12.65	3,413,058.55
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	43,289	127.78	5,531,468.42
TWITTER INC	174,667	42.19	7,369,200.73
WALT DISNEY CO/THE	479,682	115.18	55,249,772.76
WARNER BROS DISCOVERY INC	593,808	13.03	7,737,318.24
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	72,445	45.21	3,275,238.45
ADVANCE AUTO PARTS INC	16,074	180.65	2,903,768.10
AMAZON.COM INC	2,417,032	133.27	322,117,854.64
AUTOZONE INC	5,098	2,199.08	11,210,909.84
BATH & BODY WORKS INC	70,761	39.65	2,805,673.65
BEST BUY CO INC	58,309	76.24	4,445,478.16

BURLINGTON STORES INC	16,965	149.74	2,540,339.10
CARMAX INC	43,509	91.00	3,959,319.00
CHEWY INC - CLASS A	20,927	35.98	752,953.46
DOLLAR GENERAL CORP	59,341	247.26	14,672,655.66
DOLLAR TREE INC	57,719	144.45	8,337,509.55
DOORDASH INC - A	50,586	64.31	3,253,185.66
EBAY INC	149,959	45.10	6,763,150.90
ETSY INC	34,050	110.42	3,759,801.00
GENUINE PARTS CO	37,703	162.80	6,138,048.40
HOME DEPOT INC	270,407	299.77	81,059,906.39
LKQ CORP	72,726	53.65	3,901,749.90
LOWE'S COS INC	167,301	205.65	34,405,450.65
MERCADOLIBRE INC	12,139	970.99	11,786,847.61
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	17,711	721.02	12,769,985.22
POOL CORP	10,564	355.96	3,760,361.44
ROSS STORES INC	94,224	93.51	8,810,886.24
TARGET CORP	121,764	173.65	21,144,318.60
TJX COMPANIES INC	306,942	66.62	20,448,476.04
TRACTOR SUPPLY COMPANY	30,053	200.92	6,038,248.76
ULTA BEAUTY INC	14,307	442.90	6,336,570.30
WAYFAIR INC- CLASS A	16,269	51.97	845,499.93
COSTCO WHOLESALE CORP	116,724	536.58	62,631,763.92
KROGER CO	185,763	51.94	9,648,530.22
SYSCO CORP	133,780	83.89	11,222,804.20
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	194,388	36.24	7,044,621.12
WALMART INC	401,183	136.84	54,897,881.72
ALTRIA GROUP INC	478,964	45.57	21,826,389.48
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	149,344	91.47	13,660,495.68
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	78,300	73.48	5,753,484.00
BUNGE LTD	40,305	96.89	3,905,151.45
CAMPBELL SOUP CO	59,715	47.93	2,862,139.95
COCA-COLA CO/THE	1,082,600	62.32	67,467,632.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	50,652	49.70	2,517,404.40
CONAGRA BRANDS INC	132,856	34.37	4,566,260.72
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,345	246.70	10,693,211.50
GENERAL MILLS INC	160,943	75.91	12,217,183.13

HERSHEY CO/THE	38,758	226.25	8,768,997.50
HORMEL FOODS CORP	75,667	46.86	3,545,755.62
JM SMUCKER CO/THE	28,702	139.44	4,002,206.88
KELLOGG CO	66,816	72.06	4,814,760.96
KEURIG DR PEPPER INC	207,702	38.69	8,035,990.38
KRAFT HEINZ CO/THE	195,909	36.46	7,142,842.14
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	67,564	79.89	5,397,687.96
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	46,434	52.17	2,422,461.78
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	364,650	61.33	22,363,984.50
MONSTER BEVERAGE CORP	101,396	92.43	9,372,032.28
PEPSICO INC	363,192	173.22	62,912,118.24
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	407,646	97.06	39,566,120.76
TYSON FOODS INC-CL A	78,122	75.57	5,903,679.54
CHURCH & DWIGHT CO INC	65,782	81.56	5,365,179.92
CLOROX COMPANY	31,818	148.16	4,714,154.88
COLGATE-PALMOLIVE CO	210,226	78.03	16,403,934.78
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	61,158	252.90	15,466,858.20
KIMBERLY-CLARK CORP	89,410	126.84	11,340,764.40
PROCTER & GAMBLE CO/THE	634,843	139.96	88,852,626.28
ABBOTT LABORATORIES	463,929	108.48	50,327,017.92
ABIOMED INC	11,891	282.28	3,356,591.48
ALIGN TECHNOLOGY INC	20,171	263.11	5,307,191.81
AMERISOURCEBERGEN CORP	42,116	147.27	6,202,423.32
BAXTER INTERNATIONAL INC	129,414	59.53	7,704,015.42
BECTON DICKINSON AND CO	75,178	262.85	19,760,537.30
BOSTON SCIENTIFIC CORP	376,804	42.94	16,179,963.76
CARDINAL HEALTH INC	71,891	69.89	5,024,461.99
CENTENE CORP	153,986	91.99	14,165,172.14
CIGNA CORP	84,505	292.84	24,746,444.20
COOPER COS INC/THE	12,841	314.70	4,041,062.70
CVS HEALTH CORP	345,075	102.15	35,249,411.25
DAVITA INC	16,659	92.62	1,542,956.58
DENTSPLY SIRONA INC	51,832	33.96	1,760,214.72
DEXCOM INC	103,668	92.89	9,629,720.52
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	164,829	97.25	16,029,620.25
ELEVANCE HEALTH INC	63,460	493.60	31,323,856.00

HCA HEALTHCARE INC	62,237	219.70	13,673,468.90
HENRY SCHEIN INC	35,917	74.30	2,668,633.10
HOLOGIC INC	66,971	69.16	4,631,714.36
HUMANA INC	33,292	478.50	15,930,222.00
IDEXX LABORATORIES INC	22,479	374.13	8,410,068.27
INSULET CORP	17,628	268.91	4,740,345.48
INTUITIVE SURGICAL INC	94,618	221.32	20,940,855.76
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	23,729	238.32	5,655,095.28
MASIMO CORP	13,519	156.25	2,112,343.75
MCKESSON CORP	39,559	366.21	14,486,901.39
MEDTRONIC PLC	353,292	89.73	31,700,891.16
MOLINA HEALTHCARE INC	15,261	348.23	5,314,338.03
NOVOCURE LTD	25,982	88.89	2,309,539.98
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,297	130.00	4,068,610.00
RESMED INC	38,917	236.03	9,185,579.51
STERIS PLC	26,892	210.30	5,655,387.60
STRYKER CORP	89,468	230.00	20,577,640.00
TELADOC HEALTH INC	41,844	33.46	1,400,100.24
TELEFLEX INC	11,656	242.15	2,822,500.40
UNITEDHEALTH GROUP INC	247,376	524.34	129,709,131.84
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	17,045	103.01	1,755,805.45
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	37,037	179.19	6,636,660.03
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,483	114.50	6,123,803.50
ABBVIE INC	465,460	141.42	65,825,353.20
AGILENT TECHNOLOGIES INC	79,861	137.63	10,991,269.43
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	32,867	223.27	7,338,215.09
AMGEN INC	140,821	247.69	34,879,953.49
AVANTOR INC	155,653	25.83	4,020,516.99
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,927	509.38	3,019,095.26
BIO-TECHNE CORP	10,724	346.78	3,718,868.72
BIOGEN INC	39,106	211.84	8,284,215.04
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,612	92.93	4,610,443.16
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	564,008	70.16	39,570,801.28
CATALENT INC	43,721	95.97	4,195,904.37
CHARLES RIVER LABORATORIES	13,852	218.24	3,023,060.48
DANAHER CORP	182,895	290.42	53,116,365.90

ELANCO ANIMAL HEALTH INC	113,886	15.00	1,708,290.00
ELI LILLY & CO	213,163	317.70	67,721,885.10
EXACT SCIENCES CORP	47,032	40.65	1,911,850.80
GILEAD SCIENCES INC	329,656	65.28	21,519,943.68
HORIZON THERAPEUTICS PLC	54,102	66.09	3,575,601.18
ILLUMINA INC	41,724	210.35	8,776,643.40
INCYTE CORP	48,805	72.20	3,523,721.00
IQVIA HOLDINGS INC	50,431	223.17	11,254,686.27
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,237	152.66	2,326,080.42
JOHNSON & JOHNSON	695,161	165.71	115,195,129.31
MERCK & CO. INC.	665,365	87.34	58,112,979.10
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	6,068	1,300.95	7,894,164.60
MODERNA INC	90,587	142.28	12,888,718.36
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,326	106.51	2,590,962.26
PERKINELMER INC	32,350	141.62	4,581,407.00
PFIZER INC	1,480,696	47.84	70,836,496.64
REGENERON PHARMACEUTICALS	28,133	724.32	20,377,294.56
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	91,588	43.63	3,995,984.44
SEAGEN INC	36,886	155.47	5,734,666.42
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,131	9.17	2,513,781.27
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	103,013	569.40	58,655,602.20
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	67,229	292.11	19,638,263.19
VIATRIS INC	299,768	9.88	2,961,707.84
WATERS CORP	15,588	312.28	4,867,820.64
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,136	313.51	6,312,837.36
ZOETIS INC	124,465	164.31	20,450,844.15
BANK OF AMERICA CORP	1,911,335	34.94	66,782,044.90
CITIGROUP INC	511,400	50.67	25,912,638.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	133,915	38.32	5,131,622.80
FIFTH THIRD BANCORP	182,823	35.74	6,534,094.02
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	3,206	846.25	2,713,077.50
FIRST REPUBLIC BANK/CA	46,912	155.92	7,314,519.04
HUNTINGTON BANCSHARES INC	373,590	14.14	5,282,562.60
JPMORGAN CHASE & CO	776,745	119.17	92,564,701.65
KEYCORP	235,516	18.66	4,394,728.56
M & T BANK CORP	47,736	187.61	8,955,750.96

PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	109,802	164.34	18,044,860.68
REGIONS FINANCIAL CORP	252,063	22.21	5,598,319.23
SIGNATURE BANK	16,625	183.76	3,055,010.00
SVB FINANCIAL GROUP	15,115	422.97	6,393,191.55
TRUIST FINANCIAL CORP	348,938	48.48	16,916,514.24
US BANCORP	371,265	47.58	17,664,788.70
WEBSTER FINANCIAL CORP	48,300	48.55	2,344,965.00
WELLS FARGO & CO	1,003,993	45.33	45,511,002.69
ALLY FINANCIAL INC	80,905	33.87	2,740,252.35
AMERICAN EXPRESS CO	169,652	158.44	26,879,662.88
AMERIPRISE FINANCIAL INC	29,449	286.61	8,440,377.89
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	424,392	6.65	2,822,206.80
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	101,926	58.11	5,922,919.86
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	203,761	44.14	8,994,010.54
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	339,295	285.77	96,960,332.15
BLACKROCK INC	40,012	695.46	27,826,745.52
BLACKSTONE INC	184,793	99.67	18,418,318.31
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	101,409	108.32	10,984,622.88
CARLYLE GROUP INC/THE	46,998	33.07	1,554,223.86
CBOE GLOBAL MARKETS INC	29,074	123.97	3,604,303.78
CME GROUP INC	94,774	201.32	19,079,901.68
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	28,500	80.87	2,304,795.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	75,798	102.52	7,770,810.96
EQUITABLE HOLDINGS INC	102,159	30.56	3,121,979.04
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,321	453.38	4,679,334.98
FRANKLIN RESOURCES INC	79,623	26.38	2,100,454.74
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	12,000	46.42	557,040.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	90,057	340.10	30,628,385.70
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	148,490	103.40	15,353,866.00
INVESCO LTD	93,982	17.58	1,652,203.56
KKR & CO INC	148,223	51.50	7,633,484.50
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,975	231.26	4,850,678.50
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,774	265.93	2,599,199.82
MOODY'S CORP	44,156	299.54	13,226,488.24
MORGAN STANLEY	345,401	89.46	30,899,573.46
MSCI INC	21,568	491.26	10,595,495.68



NASDAQ INC	86,922	63.26	5,498,685.72
NORTHERN TRUST CORP	53,348	99.10	5,286,786.80
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	49,639	108.42	5,381,860.38
S&P GLOBAL INC	91,693	369.42	33,873,228.06
SCHWAB (CHARLES) CORP	382,151	74.54	28,485,535.54
SEI INVESTMENTS COMPANY	31,872	56.59	1,803,636.48
STATE STREET CORP	98,246	73.00	7,171,958.00
SYNCHRONY FINANCIAL	140,944	33.42	4,710,348.48
T ROWE PRICE GROUP INC	61,570	124.39	7,658,692.30
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	25,266	68.00	1,718,088.00
AFLAC INC	162,213	61.88	10,037,740.44
ALLEGHANY CORP	3,770	841.01	3,170,607.70
ALLSTATE CORP	73,843	126.44	9,336,708.92
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,214	131.93	2,271,043.02
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	215,630	55.04	11,868,275.20
AON PLC-CLASS A	56,384	292.09	16,469,202.56
ARCH CAPITAL GROUP LTD	97,202	46.52	4,521,837.04
ARTHUR J GALLAGHER & CO	55,183	188.42	10,397,580.86
ASSURANT INC	14,703	163.70	2,406,881.10
BROWN & BROWN INC	61,145	65.41	3,999,494.45
CHUBB LTD	111,867	195.00	21,814,065.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	39,371	100.69	3,964,265.99
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,829	222.99	1,299,808.71
EVEREST RE GROUP LTD	10,102	282.69	2,855,734.38
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	65,607	41.77	2,740,404.39
GLOBE LIFE INC	26,487	102.75	2,721,539.25
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	88,130	67.02	5,906,472.60
LINCOLN NATIONAL CORP	44,118	50.81	2,241,635.58
LOEWS CORP	51,190	56.86	2,910,663.40
MARKEL CORP	3,559	1,200.16	4,271,369.44
MARSH & MCLENNAN COS	131,972	166.76	22,007,650.72
METLIFE INC	183,233	67.64	12,393,880.12
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	66,392	78.29	5,197,829.68
PROGRESSIVE CORP	154,322	128.68	19,858,154.96
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	96,268	98.48	9,480,472.64
TRAVELERS COS INC/THE	63,811	164.15	10,474,575.65

WILLIS TOWERS WATSON PLC	29,695	213.80	6,348,791.00
WR BERKLEY CORP	53,359	67.63	3,608,669.17
CBRE GROUP INC - A	89,100	81.17	7,232,247.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	271,100	4.78	1,295,858.00
ZILLOW GROUP INC - C	39,739	37.88	1,505,512.01
ACCENTURE PLC-CL A	167,463	290.55	48,656,374.65
ADOBE INC	124,269	394.78	49,058,915.82
AFFIRM HOLDINGS INC	52,787	26.25	1,385,658.75
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	43,501	91.69	3,988,606.69
ANSYS INC	22,426	258.80	5,803,848.80
APPLOVIN CORP-CLASS A	28,300	27.73	784,759.00
AUTODESK INC	58,405	211.68	12,363,170.40
AUTOMATIC DATA PROCESSING	110,408	244.30	26,972,674.40
AVALARA INC	22,505	91.99	2,070,234.95
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	50,800	38.47	1,954,276.00
BILL.COM HOLDINGS INC	25,447	167.39	4,259,573.33
BLACK KNIGHT INC	39,574	67.74	2,680,742.76
BLOCK INC	138,793	74.29	10,310,931.97
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	30,061	172.41	5,182,817.01
CADENCE DESIGN SYS INC	73,500	174.68	12,838,980.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	39,980	63.57	2,541,528.60
CHECK POINT SOFTWARE TECH	26,281	121.67	3,197,609.27
CITRIX SYSTEMS INC	33,417	103.68	3,464,674.56
CLOUDFLARE INC - CLASS A	68,335	65.83	4,498,493.05
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	134,667	65.51	8,822,035.17
COUPA SOFTWARE INC	16,876	70.19	1,184,526.44
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	52,683	190.86	10,055,077.38
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,976	153.50	1,684,816.00
DATADOG INC - CLASS A	65,473	100.54	6,582,655.42
DOCUSIGN INC	52,691	64.04	3,374,331.64
DROPBOX INC-CLASS A	81,861	22.75	1,862,337.75
DYNATRACE INC	47,932	40.73	1,952,270.36
EPAM SYSTEMS INC	14,721	432.44	6,365,949.24
FAIR ISAAC CORP	6,918	451.77	3,125,344.86
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	161,028	91.48	14,730,841.44
FISERV INC	163,625	106.46	17,419,517.50

FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	20,740	220.46	4,572,340.40
FORTINET INC	180,936	53.59	9,696,360.24
GARTNER INC	21,186	306.14	6,485,882.04
GLOBAL PAYMENTS INC	74,806	132.63	9,921,519.78
GODADDY INC - CLASS A	44,370	78.05	3,463,078.50
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	19,911	69.48	1,383,416.28
HUBSPOT INC	11,888	332.50	3,952,760.00
INTL BUSINESS MACHINES CORP	236,677	129.19	30,576,301.63
INTUIT INC	70,895	450.03	31,904,876.85
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,604	200.22	3,925,112.88
MASTERCARD INC - A	229,611	335.85	77,114,854.35
MICROSOFT CORP	1,875,605	264.46	496,022,498.30
MONGODB INC	18,713	268.64	5,027,060.32
NORTONLIFELOCK INC	146,511	22.73	3,330,195.03
OKTA INC	39,173	64.70	2,534,493.10
ORACLE CORP	421,956	75.91	32,030,679.96
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	417,668	7.79	3,253,633.72
PALO ALTO NETWORKS INC	26,145	564.77	14,765,911.65
PAYCHEX INC	85,617	126.83	10,858,804.11
PAYCOM SOFTWARE INC	13,165	370.17	4,873,288.05
PAYPAL HOLDINGS INC	292,498	96.23	28,147,082.54
PTC INC	29,466	119.97	3,535,036.02
RINGCENTRAL INC-CLASS A	23,504	45.62	1,072,252.48
ROPER TECHNOLOGIES INC	27,948	410.16	11,463,151.68
SALESFORCE INC	264,182	162.59	42,953,351.38
SERVICENOW INC	52,881	470.03	24,855,656.43
SNOWFLAKE INC-CLASS A	57,353	188.19	10,793,261.07
SPLUNK INC	43,073	94.45	4,068,244.85
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,024	57.30	3,611,275.20
SYNOPSYS INC	40,445	340.18	13,758,580.10
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	118,173	66.88	7,903,410.24
TWILIO INC - A	44,801	72.19	3,234,184.19
TYLER TECHNOLOGIES INC	10,835	385.19	4,173,533.65
UNITY SOFTWARE INC	45,519	41.30	1,879,934.70
VERISIGN INC	25,973	190.56	4,949,414.88
VISA INC-CLASS A SHARES	436,247	205.20	89,517,884.40

VMWARE INC-CLASS A	55,598	118.12	6,567,235.76
WESTERN UNION CO	104,323	14.91	1,555,455.93
WIX.COM LTD	11,770	70.70	832,139.00
WORKDAY INC-CLASS A	52,594	169.96	8,938,876.24
ZENDESK INC	31,999	76.56	2,449,843.44
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	63,140	82.62	5,216,626.80
ZSCALER INC	21,849	188.00	4,107,612.00
AMPHENOL CORP-CL A	158,353	75.90	12,018,992.70
APPLE INC	4,270,778	157.37	672,092,333.86
ARISTA NETWORKS INC	65,882	124.41	8,196,379.62
ARROW ELECTRONICS INC	18,289	104.25	1,906,628.25
CDW CORP/DE	34,310	175.57	6,023,806.70
CISCO SYSTEMS INC	1,094,399	45.77	50,090,642.23
COGNEX CORP	47,976	45.18	2,167,555.68
CORNING INC	204,831	33.64	6,890,514.84
DELL TECHNOLOGIES -C	72,510	39.79	2,885,172.90
F5 INC	14,949	160.20	2,394,829.80
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	340,079	13.43	4,567,260.97
HP INC	279,622	28.26	7,902,117.72
JUNIPER NETWORKS INC	77,736	29.04	2,257,453.44
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	49,177	172.36	8,476,147.72
MOTOROLA SOLUTIONS INC	44,532	250.22	11,142,797.04
NETAPP INC	59,787	72.45	4,331,568.15
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	54,434	68.83	3,746,692.22
TE CONNECTIVITY LTD	86,341	129.04	11,141,442.64
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11,935	387.65	4,626,602.75
TRIMBLE INC	66,056	63.08	4,166,812.48
WESTERN DIGITAL CORP	82,089	43.80	3,595,498.20
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,465	307.84	4,145,065.60
AT&T INC	1,880,632	17.03	32,027,162.96
LIBERTY GLOBAL PLC- C	82,999	20.69	1,717,249.31
LIBERTY GLOBAL PLC-A	34,462	19.59	675,110.58
LUMEN TECHNOLOGIES INC	226,522	9.97	2,258,424.34
T-MOBILE US INC	164,788	145.70	24,009,611.60
VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,104,490	42.24	46,653,657.60
AES CORP	168,992	27.43	4,635,450.56

ALLIANT ENERGY CORP	64,433	63.07	4,063,789.31
AMEREN CORPORATION	68,803	95.61	6,578,254.83
AMERICAN ELECTRIC POWER	138,750	104.71	14,528,512.50
AMERICAN WATER WORKS CO INC	48,681	154.90	7,540,686.90
ATMOS ENERGY CORP	37,063	118.09	4,376,769.67
CENTERPOINT ENERGY INC	169,468	32.85	5,567,023.80
CMS ENERGY CORP	78,574	69.85	5,488,393.90
CONSOLIDATED EDISON INC	90,546	100.85	9,131,564.10
CONSTELLATION ENERGY	81,876	87.51	7,164,968.76
DOMINION ENERGY INC	212,917	83.16	17,706,177.72
DTE ENERGY COMPANY	51,859	135.50	7,026,894.50
DUKE ENERGY CORP	201,645	109.88	22,156,752.60
EDISON INTERNATIONAL	97,874	69.10	6,763,093.40
ENTERGY CORP	54,206	119.94	6,501,467.64
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,190	47.81	3,164,543.90
EVERGY INC	64,969	70.15	4,557,575.35
EVERSOURCE ENERGY	91,758	91.63	8,407,785.54
EXELON CORP	258,236	45.84	11,837,538.24
FIRSTENERGY CORP	144,996	41.51	6,018,783.96
NEXTERA ENERGY INC	516,339	89.90	46,418,876.10
NISOURCE INC	107,363	30.46	3,270,276.98
NRG ENERGY INC	64,043	43.29	2,772,421.47
P G & E CORP	392,505	12.89	5,059,389.45
PPL CORP	196,083	29.85	5,853,077.55
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	129,315	68.00	8,793,420.00
SEMPRA ENERGY	83,284	173.76	14,471,427.84
SOUTHERN CO/THE	277,512	79.52	22,067,754.24
UGI CORP	51,639	39.71	2,050,584.69
VISTRA CORP	119,343	25.25	3,013,410.75
WEC ENERGY GROUP INC	83,995	106.44	8,940,427.80
XCEL ENERGY INC	144,170	76.98	11,098,206.60
ADVANCED MICRO DEVICES	431,224	85.45	36,848,090.80
ANALOG DEVICES INC	137,563	154.18	21,209,463.34
APPLIED MATERIALS INC	227,504	96.51	21,956,411.04
BROADCOM INC	106,362	522.40	55,563,508.80
ENPHASE ENERGY INC	35,591	305.70	10,880,168.70

	ENTEGRIS INC	37,466	103.31	3,870,612.46	
	INTEL CORP	1,071,567	31.46	33,711,497.82	
	KLA CORP	39,760	358.67	14,260,719.20	
	LAM RESEARCH CORP	36,723	450.78	16,553,993.94	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	224,040	49.74	11,143,749.60	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	148,009	66.96	9,910,682.64	
	MICRON TECHNOLOGY INC	295,538	57.44	16,975,702.72	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	11,118	447.20	4,971,969.60	
	NVIDIA CORP	661,310	143.87	95,142,669.70	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	69,537	168.14	11,691,951.18	
	ON SEMICONDUCTOR	111,935	71.67	8,022,381.45	
	QORVO INC	28,774	93.53	2,691,232.22	
	QUALCOMM INC	296,674	132.05	39,175,801.70	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	41,966	102.64	4,307,390.24	
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	14,883	313.00	4,658,379.00	
	TERADYNE INC	43,695	88.84	3,881,863.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	242,532	170.74	41,409,913.68	
	アメリカドル 小計	90,255,665		9,318,060,925.17 (1,330,805,461,332)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	192,700	18.15	3,497,505.00	
	CAMECO CORP	94,400	39.36	3,715,584.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	312,100	71.90	22,439,990.00	
	CENOVUS ENERGY INC	376,600	24.00	9,038,400.00	
	ENBRIDGE INC	530,500	54.47	28,896,335.00	
	IMPERIAL OIL LTD	57,000	63.10	3,596,700.00	
	KEYERA CORP	56,500	30.90	1,745,850.00	
	PARKLAND CORP	37,300	32.11	1,197,703.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	141,132	46.78	6,602,154.96	
	SUNCOR ENERGY INC	380,800	41.24	15,704,192.00	
	TC ENERGY CORP	259,200	63.26	16,396,992.00	
	TOURMALINE OIL CORP	81,100	77.79	6,308,769.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	124,740	57.41	7,161,323.40	
	BARRICK GOLD CORP	478,100	20.73	9,911,013.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,500	69.04	2,934,200.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	154,800	23.82	3,687,336.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	51,400	164.04	8,431,656.00	

IVANHOE MINES LTD-CL A	142,900	9.13	1,304,677.00
KINROSS GOLD CORP	284,300	4.62	1,313,466.00
LUNDIN MINING CORP	154,200	7.20	1,110,240.00
NUTRIEN LTD	147,459	123.80	18,255,424.20
PAN AMERICAN SILVER CORP	50,100	20.68	1,036,068.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	131,300	44.98	5,905,874.00
WEST FRASER TIMBER CO LTD	18,200	111.18	2,023,476.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	119,100	43.06	5,128,446.00
CAE INC	74,900	24.53	1,837,297.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,400	104.77	2,346,848.00
WSP GLOBAL INC	29,300	165.14	4,838,602.00
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	51,900	39.65	2,057,835.00
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	27,000	89.23	2,409,210.00
THOMSON REUTERS CORP	44,732	147.30	6,589,023.60
AIR CANADA	34,500	18.81	648,945.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	157,000	158.88	24,944,160.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	246,100	102.00	25,102,200.00
TFI INTERNATIONAL INC	22,900	136.20	3,118,980.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	74,300	75.53	5,611,879.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	9,100	92.50	841,750.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	57,100	41.51	2,370,221.00
RESTAURANT BRANDS INTERN	79,810	79.27	6,326,538.70
QUEBECOR INC -CL B	39,300	27.89	1,096,077.00
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	130,800	34.42	4,502,136.00
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	15,700	160.51	2,520,007.00
DOLLARAMA INC	72,900	80.59	5,875,011.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	217,900	59.42	12,947,618.00
EMPIRE CO LTD 'A'	41,700	37.88	1,579,596.00
LOBLAW COMPANIES LTD	41,500	117.46	4,874,590.00
METRO INC/CN	67,000	72.18	4,836,060.00
WESTON (GEORGE) LTD	18,511	153.00	2,832,183.00
SAPUTO INC	61,500	34.70	2,134,050.00
BAUSCH HEALTH COS INC	63,100	9.60	605,760.00
BANK OF MONTREAL	170,000	127.44	21,664,800.00
BANK OF NOVA SCOTIA	319,100	73.33	23,399,603.00
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	238,900	63.80	15,241,820.00

	NATIONAL BANK OF CANADA	86,600	91.58	7,930,828.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	371,300	127.68	47,407,584.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	483,400	88.07	42,573,038.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	372,150	65.47	24,364,660.50	
	IGM FINANCIAL INC	20,700	36.90	763,830.00	
	ONEX CORPORATION	16,300	68.54	1,117,202.00	
	TMX GROUP LTD	16,000	132.31	2,116,960.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	6,200	653.82	4,053,684.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	68,400	32.18	2,201,112.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	26,500	71.80	1,902,700.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	47,300	201.21	9,517,233.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	517,400	23.15	11,977,810.00	
	POWER CORP OF CANADA	151,900	34.59	5,254,221.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	156,400	59.36	9,283,904.00	
	FIRSTSERVICE CORP	10,500	168.78	1,772,190.00	
	BLACKBERRY LTD	121,600	7.86	955,776.00	
	CGI INC	55,400	105.01	5,817,554.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,400	2,033.26	10,979,604.00	
	LIGHTSPEED COMMERCE INC	39,300	26.17	1,028,481.00	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	17,800	41.64	741,192.00	
	OPEN TEXT CORP	77,200	40.08	3,094,176.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	305,900	45.31	13,860,329.00	
	BCE INC	22,600	63.71	1,439,846.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	93,300	54.50	5,084,850.00	
	TELUS CORP	115,100	29.33	3,375,883.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	193,900	17.91	3,472,749.00	
	ALTAGAS LTD	70,200	29.14	2,045,628.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,450	51.88	1,527,866.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	38,000	41.02	1,558,760.00	
	EMERA INC	68,000	62.48	4,248,640.00	
	FORTIS INC	128,100	58.44	7,486,164.00	
	HYDRO ONE LTD	81,500	35.48	2,891,620.00	
	NORTHLAND POWER INC	63,600	44.69	2,842,284.00	
	カナダドル 小計	10,724,784		625,184,533.36 (68,595,247,000)	
オーストラリア	AMPOL LTD	59,251	32.80	1,943,432.80	



ドル	SANTOS LTD	816,847	7.85	6,412,248.95
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	64,847	25.62	1,661,380.14
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	499,998	32.52	16,259,934.96
	BHP GROUP LTD	1,336,468	38.09	50,906,066.12
	BLUESCOPE STEEL LTD	121,636	16.53	2,010,643.08
	EVOLUTION MINING LTD	376,840	2.28	859,195.20
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	458,939	17.81	8,173,703.59
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	111,548	34.05	3,798,209.40
	MINERAL RESOURCES LTD	37,998	71.51	2,717,236.98
	NEWCREST MINING LTD	227,137	17.65	4,008,968.05
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	310,405	7.72	2,396,326.60
	ORICA LTD	114,215	14.68	1,676,676.20
	RIO TINTO LTD	100,484	94.36	9,481,670.24
	SOUTH32 LTD	1,232,744	4.25	5,239,162.00
	REECE LTD	53,600	15.36	823,296.00
	BRAMBLES LTD	403,959	11.84	4,782,874.56
	AURIZON HOLDINGS LTD	438,172	3.72	1,629,999.84
	QANTAS AIRWAYS LTD	240,658	5.24	1,261,047.92
	TRANSURBAN GROUP	821,567	13.84	11,370,487.28
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	163,303	34.64	5,656,815.92
	DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	12,910	60.82	785,186.20
	IDP EDUCATION LTD	45,653	28.16	1,285,588.48
	LOTTERY CORP LTD/THE	542,277	4.36	2,364,327.72
	REA GROUP LTD	16,523	124.05	2,049,678.15
	SEEK LTD	81,745	20.72	1,693,756.40
	WESFARMERS LTD	300,875	47.28	14,225,370.00
	COLES GROUP LTD	350,740	17.24	6,046,757.60
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	350,360	7.35	2,575,146.00
	WOOLWORTHS GROUP LTD	320,092	35.97	11,513,709.24
	TREASURY WINE ESTATES LTD	206,438	13.31	2,747,689.78
	COCHLEAR LTD	20,154	215.00	4,333,110.00
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	46,057	70.15	3,230,898.55
	SONIC HEALTHCARE LTD	122,355	32.55	3,982,655.25
CSL LTD	126,929	298.64	37,906,076.56	
AUST AND NZ BANKING GROUP	786,829	23.02	18,112,803.58	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	449,024	95.53	42,895,262.72	

	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	852,393	29.85	25,443,931.05	
	WESTPAC BANKING CORP	924,084	21.25	19,636,785.00	
	ASX LTD	50,706	74.40	3,772,526.40	
	MACQUARIE GROUP LTD	96,695	177.83	17,195,271.85	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	633,183	4.65	2,944,300.95	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	722,151	3.54	2,556,414.54	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	396,722	12.30	4,879,680.60	
	SUNCORP GROUP LTD	351,047	10.88	3,819,391.36	
	LENLEASE GROUP	163,134	10.17	1,659,072.78	
	COMPUTERSHARE LTD	146,380	24.62	3,603,875.60	
	WISETECH GLOBAL LTD	43,885	60.46	2,653,287.10	
	XERO LTD	33,577	88.41	2,968,542.57	
	TELSTRA CORP LTD	1,030,544	3.92	4,039,732.48	
	APA GROUP	334,288	10.68	3,570,195.84	
	ORIGIN ENERGY LTD	435,777	5.86	2,553,653.22	
	オーストラリアドル 小計	17,984,143		400,114,053.40 (39,111,148,719)	
イギリスポンド	BP PLC	5,126,913	4.50	23,112,123.80	
	SHELL PLC	1,954,357	23.00	44,950,211.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	338,609	29.26	9,909,392.38	
	ANTOFAGASTA PLC	97,854	11.95	1,169,844.57	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	34,786	68.66	2,388,406.76	
	GLENORE PLC	2,631,255	4.88	12,851,049.42	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,850	20.08	820,268.00	
	MONDI PLC	117,505	14.67	1,724,385.87	
	RIO TINTO PLC	297,134	48.60	14,440,712.40	
	ASSTEAD GROUP PLC	118,490	42.92	5,085,590.80	
	BAE SYSTEMS PLC	839,011	7.84	6,581,202.28	
	BUNZL PLC	90,970	28.99	2,637,220.30	
	DCC PLC	23,269	49.38	1,149,023.22	
	FERGUSON PLC	58,093	101.35	5,887,725.55	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	1,211,674	1.27	1,543,066.83	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,269,780	0.78	1,780,415.43	
	SMITHS GROUP PLC	91,485	15.37	1,406,124.45	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	19,121	108.65	2,077,496.65	
	EXPERIAN PLC	244,631	27.30	6,678,426.30	

INTERTEK GROUP PLC	38,833	40.00	1,553,320.00
RELX PLC	506,503	22.91	11,603,983.73
RENTOKIL INITIAL PLC	506,058	5.52	2,796,476.50
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	290,184	4.22	1,225,156.84
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	32,323	35.42	1,144,880.66
BURBERRY GROUP PLC	109,680	17.11	1,877,173.20
PERSIMMON PLC	77,282	15.02	1,160,775.64
TAYLOR WIMPEY PLC	842,559	1.08	912,912.67
COMPASS GROUP PLC	471,153	19.00	8,951,907.00
ENTAIN PLC	139,711	12.18	1,702,378.53
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	50,043	47.93	2,398,560.99
WHITBREAD PLC	51,832	26.02	1,348,668.64
AUTO TRADER GROUP PLC	265,668	6.58	1,749,158.11
INFORMA PLC	411,175	5.60	2,305,869.40
PEARSON PLC	156,686	9.15	1,434,930.38
WPP PLC	281,680	7.71	2,172,316.16
JD SPORTS FASHION PLC	728,558	1.26	918,711.63
KINGFISHER PLC	567,509	2.42	1,373,939.28
NEXT PLC	35,453	58.82	2,085,345.46
OCADO GROUP PLC	164,438	7.56	1,244,466.78
SAINSBURY (J) PLC	469,737	2.02	951,687.16
TESCO PLC	2,013,697	2.39	4,830,859.10
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	98,108	13.55	1,329,363.40
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	572,585	34.89	19,977,490.65
COCA-COLA HBC AG-DI	44,409	19.68	873,969.12
DIAGEO PLC	606,716	37.97	23,037,006.52
IMPERIAL BRANDS PLC	239,965	19.52	4,685,316.62
HALEON PLC	1,356,987	2.61	3,541,736.07
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	188,592	65.68	12,386,722.56
UNILEVER PLC	673,619	39.53	26,628,159.07
SMITH & NEPHEW PLC	218,758	11.04	2,416,182.11
ASTRAZENECA PLC	407,871	105.00	42,826,455.00
GSK PLC	1,068,849	13.48	14,414,497.61
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	54,192	12.85	696,638.16
BARCLAYS PLC	4,444,855	1.68	7,504,693.18
HSBC HOLDINGS PLC	5,332,420	5.25	27,995,205.00

	LLOYDS BANKING GROUP PLC	18,773,250	0.45	8,631,940.35	
	NATWEST GROUP PLC	1,393,255	2.60	3,633,609.04	
	STANDARD CHARTERED PLC	700,145	6.14	4,300,290.59	
	3I GROUP PLC	237,189	11.66	2,766,809.68	
	ABRDN PLC	590,816	1.51	894,200.01	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,621	8.56	707,896.72	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	87,170	80.04	6,977,086.80	
	M&G PLC	725,660	2.04	1,481,072.06	
	SCHRODERS PLC	29,015	26.60	771,799.00	
	ST JAMES' S PLACE PLC	135,736	11.43	1,551,462.48	
	ADMIRAL GROUP PLC	46,669	22.01	1,027,184.69	
	AVIVA PLC	763,104	4.43	3,381,313.82	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,596,056	2.62	4,186,454.88	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	222,425	6.14	1,367,468.90	
	PRUDENTIAL PLC	728,365	9.61	7,002,501.11	
	AVEVA GROUP PLC	26,671	29.44	785,194.24	
	SAGE GROUP PLC/THE	260,928	7.47	1,950,175.87	
	HALMA PLC	104,849	21.57	2,261,592.93	
	BT GROUP PLC	1,866,894	1.40	2,615,518.49	
	VODAFONE GROUP PLC	7,122,892	1.08	7,726,913.24	
	NATIONAL GRID PLC	958,396	10.71	10,264,421.16	
	SEVERN TRENT PLC	70,174	27.63	1,938,907.62	
	SSE PLC	283,505	17.90	5,074,739.50	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	171,891	10.56	1,815,168.96	
	イギリスポンド 小計	76,102,151		473,363,321.08 (78,516,774,067)	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	60,430	18.14	1,096,200.20	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,775	678.00	1,203,450.00	
	GIVAUDAN-REG	2,484	3,099.00	7,697,916.00	
	HOLCIM LTD	148,306	45.43	6,737,541.58	
	SIG GROUP AG	84,800	23.18	1,965,664.00	
	SIKA AG-REG	38,657	224.80	8,690,093.60	
	ABB LTD-REG	433,574	27.38	11,871,256.12	
	GEBERIT AG-REG	9,295	453.70	4,217,141.50	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,216	164.00	1,183,424.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10,424	169.55	1,767,389.20	

	VAT GROUP AG	7,342	241.20	1,770,890.40
	ADECCO GROUP AG-REG	43,353	31.03	1,345,243.59
	SGS SA-REG	1,670	2,241.00	3,742,470.00
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	13,968	219.00	3,058,992.00
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	137,837	107.05	14,755,450.85
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	7,873	225.90	1,778,510.70
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	11,657	42.28	492,857.96
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	875	1,977.00	1,729,875.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	306	10,380.00	3,176,280.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	29	105,600.00	3,062,400.00
	NESTLE SA-REG	739,657	111.62	82,560,514.34
	ALCON INC	132,700	66.16	8,779,432.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	13,981	248.80	3,478,472.80
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	30,228	110.95	3,353,796.60
	BACHEM HOLDING AG	6,885	60.85	418,952.25
	LONZA GROUP AG-REG	19,799	530.20	10,497,429.80
	NOVARTIS AG-REG	575,249	79.36	45,651,760.64
	ROCHE HOLDING AG-BR	7,188	388.80	2,794,694.40
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	184,627	324.25	59,865,304.75
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	697,453	5.18	3,612,806.54
	JULIUS BAER GROUP LTD	59,122	48.69	2,878,650.18
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,155	956.60	5,887,873.00
	UBS GROUP AG-REG	928,585	15.83	14,699,500.55
	BALOISE HOLDING AG - REG	13,536	139.10	1,882,857.60
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	8,005	513.80	4,112,969.00
	SWISS RE AG	77,725	81.38	6,325,260.50
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	39,492	424.60	16,768,303.20
	SWISS PRIME SITE-REG	22,533	82.95	1,869,112.35
	TEMENOS AG - REG	15,481	80.50	1,246,220.50
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	48,153	48.49	2,334,938.97
	SWISSCOM AG-REG	6,661	494.40	3,293,198.40
	スイスフラン 小計	4,655,086		363,655,095.07 (54,130,060,901)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	669,868	47.85	32,053,183.80
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	347,500	96.45	33,516,375.00
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	428,000	14.26	6,103,280.00

	MTR CORP	376,500	40.10	15,097,650.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	352,000	17.40	6,124,800.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	625,000	42.35	26,468,750.00	
	SANDS CHINA LTD	655,600	17.28	11,328,768.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	471,200	14.76	6,954,912.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	424,400	21.40	9,082,160.00	
	WH GROUP LTD	2,099,000	5.20	10,914,800.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,036,000	26.65	27,609,400.00	
	HANG SENG BANK LTD	199,600	121.80	24,311,280.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	321,700	311.00	100,048,700.00	
	AIA GROUP LTD	3,204,600	74.75	239,543,850.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	518,868	53.30	27,655,664.40	
	ESR GROUP LTD	496,800	22.55	11,202,840.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	494,000	13.32	6,580,080.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	415,641	25.40	10,557,281.40	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	362,250	26.25	9,509,062.50	
	SINO LAND CO	913,400	11.64	10,631,976.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	364,000	95.50	34,762,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	145,000	55.25	8,011,250.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	305,600	18.28	5,586,368.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	441,000	37.35	16,471,350.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	891,000	10.46	9,319,860.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	160,500	45.00	7,222,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	428,000	65.60	28,076,800.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	501,500	6.13	3,074,195.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	3,145,348	7.36	23,149,761.28	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	342,500	43.95	15,052,875.00	
	香港ドル 小計	21,136,375		776,021,772.38 (14,115,836,039)	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	398,600	7.40	2,949,640.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	390,400	3.74	1,460,096.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	378,640	5.40	2,044,656.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,914,500	0.77	1,474,165.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	525,000	4.00	2,100,000.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	474,100	33.37	15,820,717.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	887,700	12.15	10,785,555.00	

	UNITED OVERSEAS BANK LTD	303,400	27.33	8,291,922.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	236,500	9.57	2,263,305.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	640,800	3.65	2,338,920.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	118,100	8.42	994,402.00	
	UOL GROUP LTD	104,000	7.09	737,360.00	
	VENTURE CORP LTD	76,900	17.52	1,347,288.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	2,373,160	2.72	6,454,995.20	
	シンガポールドル 小計	8,821,800		59,063,021.20 (6,030,334,464)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	264,685	7.69	2,036,751.07	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	140,716	20.20	2,842,463.20	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	496,619	5.45	2,706,573.55	
	MERCURY NZ LTD	216,705	6.15	1,333,819.27	
	MERIDIAN ENERGY LTD	310,651	4.95	1,537,722.45	
	ニュージーランドドル 小計	1,429,376		10,457,329.54 (912,506,575)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	66,747	352.70	23,541,666.90	
	HOLMEN AB-B SHARES	22,549	442.00	9,966,658.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	157,878	152.10	24,013,243.80	
	ALFA LAVAL AB	78,335	291.90	22,865,986.50	
	ASSA ABLOY AB-B	257,068	220.10	56,580,666.80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	752,708	111.80	84,152,754.40	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	378,913	99.97	37,879,932.61	
	EPIROC AB-A	160,218	167.05	26,764,416.90	
	EPIROC AB-B	107,310	149.65	16,058,941.50	
	HUSQVARNA AB-B SHS	100,182	71.04	7,116,929.28	
	INDUTRADE AB	83,800	204.60	17,145,480.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	35,887	208.00	7,464,496.00	
	LIFCO AB-B SHS	71,700	175.70	12,597,690.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	407,442	110.60	45,063,085.20	
	SANDVIK AB	279,465	165.50	46,251,457.50	
	SKANSKA AB-B SHS	104,733	157.85	16,532,104.05	
	SKF AB-B SHARES	113,171	158.25	17,909,310.75	
	VOLVO AB-A SHS	40,985	176.20	7,221,557.00	
	VOLVO AB-B SHS	415,386	169.16	70,266,695.76	
	SECURITAS AB-B SHS	108,336	88.38	9,574,735.68	

	VOLVO CAR AB-B	142,600	58.92	8,401,992.00	
	ELECTROLUX AB-B	54,636	129.50	7,075,362.00	
	EVOLUTION AB	47,381	890.50	42,192,780.50	
	EMBRACER GROUP AB	170,300	67.50	11,495,250.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	182,789	112.12	20,494,302.68	
	SWEDISH MATCH AB	405,634	108.50	44,011,289.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	160,035	231.50	37,048,102.50	
	GETINGE AB-B SHS	64,924	205.60	13,348,374.40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	40,401	224.90	9,086,184.90	
	NORDEA BANK ABP	881,329	102.08	89,966,064.32	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	418,682	106.90	44,757,105.80	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	370,450	87.82	32,532,919.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	221,019	143.85	31,793,583.15	
	EQT AB	68,671	257.60	17,689,649.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	33,271	236.30	7,861,937.30	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	53,600	234.20	12,553,120.00	
	INVESTOR AB-A SHS	122,200	181.55	22,185,410.00	
	INVESTOR AB-B SHS	495,398	173.32	85,862,381.36	
	KINNEVIK AB - B	54,482	153.85	8,382,055.70	
	LUNDBERGS AB-B SHS	24,225	437.40	10,596,015.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	147,348	59.11	8,709,740.28	
	SAGAX AB-B	47,300	229.50	10,855,350.00	
	ERICSSON LM-B SHS	751,302	79.45	59,690,943.90	
	HEXAGON AB-B SHS	507,808	114.00	57,890,112.00	
	TELE2 AB-B SHS	156,738	106.80	16,739,618.40	
	TELIA CO AB	756,548	35.73	27,031,460.04	
	スウェーデンクローネ 小計	10,121,884		1,297,218,912.46 (17,499,483,129)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	89,078	342.80	30,535,938.40	
	EQUINOR ASA	262,127	356.20	93,369,637.40	
	NORSK HYDRO ASA	374,714	67.42	25,263,217.88	
	YARA INTERNATIONAL ASA	40,074	416.20	16,678,798.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	22,000	327.40	7,202,800.00	
	ADEVINTA ASA	55,857	82.70	4,619,373.90	
	MOWI ASA	109,177	196.85	21,491,492.45	
	ORKLA ASA	202,392	82.06	16,608,287.52	



	SALMAR ASA	14,333	629.50	9,022,623.50	
	DNB BANK ASA	237,780	180.25	42,859,845.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	50,151	203.60	10,210,743.60	
	TELENOR ASA	175,177	105.90	18,551,244.30	
	ノルウェークローネ 小計	1,632,860		296,414,002.75 (4,283,182,339)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	27,638	424.90	11,743,386.20	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	54,563	420.20	22,927,372.60	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,690	1,433.50	2,422,615.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	271,284	182.12	49,406,242.08	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	828	15,680.00	12,983,040.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,324	16,230.00	21,488,520.00	
	DSV A/S	51,874	1,075.00	55,764,550.00	
	PANDORA A/S	26,106	433.90	11,327,393.40	
	CARLSBERG AS-B	25,068	947.80	23,759,450.40	
	COLOPLAST-B	32,807	907.80	29,782,194.60	
	DEMANT A/S	21,128	235.70	4,979,869.60	
	GN STORE NORD A/S	31,620	220.50	6,972,210.00	
	GENMAB A/S	17,816	2,779.00	49,510,664.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	438,180	799.80	350,456,364.00	
	DANSKE BANK A/S	170,723	102.05	17,422,282.15	
	TRYG A/S	95,849	170.15	16,308,707.35	
ORSTED A/S	51,070	727.40	37,148,318.00		
	デンマーククローネ 小計	1,319,568		724,403,179.38 (14,009,957,489)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	169,185	31.75	5,371,623.75	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,200	679.90	4,895,280.00	
	BANK HAPOALIM BM	341,646	33.53	11,455,390.38	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,279	35.13	14,132,061.27	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	326,884	20.28	6,629,207.52	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	36,998	137.40	5,083,525.20	
	AZRIELI GROUP LTD	14,806	278.80	4,127,912.80	
	NICE LTD	17,667	724.00	12,790,908.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	572,400	6.02	3,445,848.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	26,100	156.20	4,076,820.00	
	イスラエルシェケル 小計	1,915,165		72,008,576.92	

				(3,016,396,082)
ユーロ	ENI SPA	650,311	11.68	7,596,933.10
	GALP ENERGIA SGPS SA	112,235	10.37	1,163,876.95
	NESTE OYJ	106,487	47.79	5,089,013.73
	OMV AG	36,303	41.40	1,502,944.20
	REPSOL SA	365,848	13.11	4,796,267.28
	TENARIS SA	134,483	14.03	1,886,796.49
	TOTALENERGIES SE	652,987	49.83	32,541,607.14
	AIR LIQUIDE SA	137,856	122.84	16,934,231.04
	AKZO NOBEL N. V.	46,307	63.70	2,949,755.90
	ARCELORMITTAL	157,243	22.93	3,606,368.20
	ARKEMA	14,240	85.94	1,223,785.60
	BASF SE	245,632	43.48	10,681,307.52
	COVESTRO AG	56,071	31.73	1,779,132.83
	CRH PLC	203,871	36.63	7,467,794.73
	EVONIK INDUSTRIES AG	55,181	19.47	1,074,374.07
	HEIDELBERGCEMENT AG	39,987	46.80	1,871,391.60
	KONINKLIJKE DSM NV	46,855	126.85	5,943,556.75
	OCI NV	24,712	38.04	940,044.48
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	60,469	33.60	2,031,758.40
	SOLVAY SA	20,005	82.58	1,652,012.90
	STORA ENSO OYJ-R SHS	154,344	14.14	2,182,424.16
	SYMRISE AG	34,802	105.05	3,655,950.10
	UMICORE	49,949	31.87	1,591,874.63
	UPM-KYMMENE OYJ	138,038	34.12	4,709,856.56
	VOESTALPINE AG	39,061	20.54	802,312.94
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	64,621	23.01	1,486,929.21
	AIRBUS SE	156,280	96.00	15,002,880.00
	ALSTOM	79,699	21.21	1,690,415.79
	BOUYGUES SA	56,405	29.74	1,677,484.70
	BRENTAG SE	43,173	67.88	2,930,583.24
	CNH INDUSTRIAL NV	267,455	12.36	3,305,743.80
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	134,827	41.49	5,593,972.23
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	122,861	25.15	3,089,954.15
	DASSAULT AVIATION SA	6,763	132.50	896,097.50
	EIFFAGE	24,432	89.18	2,178,845.76

FERROVIAL SA	125,888	25.16	3,167,342.08
GEA GROUP AG	42,462	34.18	1,451,351.16
IMCD NV	15,287	135.85	2,076,738.95
KINGSPAN GROUP PLC	39,132	60.24	2,357,311.68
KION GROUP AG	16,163	34.15	551,966.45
KNORR-BREMSE AG	18,716	48.07	899,678.12
KONE OYJ-B	88,077	40.12	3,533,649.24
LEGRAND SA	69,699	74.96	5,224,637.04
MTU AERO ENGINES AG	14,176	170.65	2,419,134.40
PRYSMIAN SPA	70,118	32.59	2,285,145.62
RATIONAL AG	1,276	494.40	630,854.40
RHEINMETALL AG	10,339	154.35	1,595,824.65
SAFRAN SA	91,509	103.80	9,498,634.20
SCHNEIDER ELECTRIC SE	143,111	126.06	18,040,572.66
SIEMENS AG-REG	201,702	105.00	21,178,710.00
SIEMENS ENERGY AG	103,904	14.00	1,454,656.00
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	63,080	17.95	1,132,286.00
THALES SA	26,504	116.50	3,087,716.00
VINCI SA	141,818	94.30	13,373,437.40
WARTSILA OYJ ABP	111,799	8.13	909,373.06
BUREAU VERITAS SA	78,565	25.03	1,966,481.95
RANDSTAD NV	34,242	47.95	1,641,903.90
TELEPERFORMANCE	14,899	296.20	4,413,083.80
WOLTERS KLUWER	70,236	101.85	7,153,536.60
ADP	7,502	133.90	1,004,517.80
AENA SME SA	20,926	120.15	2,514,258.90
ATLANTIA SPA	118,623	22.84	2,709,349.32
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	179,416	6.28	1,128,167.80
DEUTSCHE POST AG-REG	262,905	36.31	9,546,080.55
GETLINK SE	108,240	17.71	1,917,471.60
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	84,377	73.51	6,202,553.27
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	18,227	70.15	1,278,624.05
CONTINENTAL AG	26,825	57.36	1,538,682.00
FERRARI NV	32,321	195.55	6,320,371.55
MERCEDES-BENZ GROUP AG	213,093	56.37	12,012,052.41
MICHELIN (CGDE)	185,358	24.31	4,506,052.98

PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	39,420	66.84	2,634,832.80
RENAULT SA	45,587	29.37	1,339,118.12
STELLANTIS NV	588,991	13.29	7,828,868.37
VALEO	48,595	19.09	927,921.52
VOLKSWAGEN AG	7,018	184.90	1,297,628.20
VOLKSWAGEN AG-PREF	47,522	146.98	6,984,783.56
ADIDAS AG	46,101	145.36	6,701,241.36
ESSILORLUXOTTICA	76,186	153.10	11,664,076.60
HERMES INTERNATIONAL	8,381	1,309.00	10,970,729.00
KERING	19,804	522.20	10,341,648.80
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	73,068	652.30	47,662,256.40
MONCLER SPA	55,281	45.01	2,488,197.81
PUMA SE	25,641	60.38	1,548,203.58
SEB SA	5,031	70.15	352,924.65
ACCOR SA	40,565	23.97	972,343.05
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	43,451	118.15	5,133,735.65
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	27,020	32.90	888,958.00
SODEXO SA	22,438	81.28	1,823,760.64
BOLLORE SE	192,893	4.79	924,729.04
PUBLICIS GROUPE	63,611	51.56	3,279,783.16
SCOUT24 SE	19,461	59.96	1,166,881.56
UBISOFT ENTERTAINMENT	20,939	36.51	764,482.89
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	190,637	19.57	3,730,766.09
VIVENDI SE	190,423	8.68	1,654,014.17
D'IETTEREN GROUP	5,975	155.70	930,307.50
DELIVERY HERO SE	44,806	49.08	2,199,078.48
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	288,664	21.47	6,197,616.08
JUST EAT TAKEAWAY	38,653	17.49	676,118.27
PROSUS NV	219,566	59.85	13,141,025.10
ZALANDO SE	58,216	22.97	1,337,221.52
CARREFOUR SA	150,323	16.51	2,482,584.34
HELLOFRESH SE	45,738	26.44	1,209,312.72
JERONIMO MARTINS	75,670	22.26	1,684,414.20
KESKO OYJ-B SHS	73,664	21.24	1,564,623.36
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	278,195	27.90	7,761,640.50
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	230,275	49.47	11,391,704.25

DANONE	174,633	51.08	8,920,253.64
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	156,074	9.55	1,491,130.99
HEINEKEN HOLDING NV	24,952	71.45	1,782,820.40
HEINEKEN NV	66,938	91.48	6,123,488.24
JDE PEET'S NV	24,300	30.54	742,122.00
KERRY GROUP PLC-A	43,331	100.40	4,350,432.40
PERNOD RICARD SA	55,668	188.75	10,507,335.00
REMY COINTREAU	6,746	181.70	1,225,748.20
BEIERSDORF AG	26,061	102.30	2,666,040.30
HENKEL AG & CO KGAA	28,270	60.75	1,717,402.50
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	45,340	62.38	2,828,309.20
L'OREAL	63,511	345.30	21,930,348.30
AMPLIFON SPA	28,180	25.92	730,425.60
BIOMERIEUX	9,711	92.06	893,994.66
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	11,510	126.20	1,452,562.00
DIASORIN SPA	6,146	134.60	827,251.60
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	54,354	33.39	1,814,880.06
FRESENIUS SE & CO KGAA	113,953	25.44	2,898,964.32
KONINKLIJKE PHILIPS NV	231,409	17.95	4,153,791.55
SIEMENS HEALTHINEERS AG	75,569	49.86	3,767,870.34
ARGENX SE	15,521	393.40	6,105,961.40
BAYER AG-REG	259,907	52.87	13,741,283.09
EUROFINS SCIENTIFIC	33,636	69.00	2,320,884.00
GRIFOLS SA	82,564	12.47	1,029,573.08
IPSEN	9,843	100.60	990,205.80
MERCK KGAA	33,205	174.40	5,790,952.00
ORION OYJ-CLASS B	26,484	44.95	1,190,455.80
QIAGEN N. V.	64,381	46.42	2,988,566.02
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	32,103	40.63	1,304,344.89
SANOFI	300,143	81.20	24,371,611.60
SARTORIUS AG-VORZUG	6,294	433.30	2,727,190.20
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,350	385.00	2,829,750.00
UCB SA	33,221	71.10	2,362,013.10
ABN AMRO BANK NV-CVA	99,792	10.09	1,007,400.24
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,769,613	4.85	8,586,162.27
BANCO SANTANDER SA	4,591,761	2.53	11,640,114.13

BNP PARIBAS	295,616	48.68	14,390,586.88
CAIXABANK SA	1,218,617	3.32	4,055,557.37
COMMERZBANK AG	259,290	7.53	1,954,528.02
CREDIT AGRICOLE SA	330,765	9.42	3,117,460.12
ERSTE GROUP BANK AG	97,227	24.55	2,386,922.85
FINECOBANK SPA	159,436	11.72	1,869,387.10
ING GROEP NV	1,043,793	9.04	9,439,020.09
INTESA SANPAOLO	4,471,020	1.83	8,196,273.86
KBC GROUP NV	65,145	51.40	3,348,453.00
MEDIOBANCA SPA	181,481	8.28	1,503,025.64
SOCIETE GENERALE SA	208,350	23.73	4,945,187.25
UNICREDIT SPA	572,340	10.37	5,936,310.48
AMUNDI SA	14,529	51.85	753,328.65
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	559,866	8.93	5,000,723.11
DEUTSCHE BOERSE AG	48,946	170.15	8,328,161.90
EURAZEO SE	11,669	58.90	687,304.10
EURONEXT NV	22,771	70.38	1,602,622.98
EXOR NV	29,714	64.44	1,914,770.16
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	26,602	76.76	2,041,969.52
SOFINA	3,472	202.20	702,038.40
WENDEL	9,312	78.75	733,320.00
AEGON NV	420,133	4.58	1,924,209.14
AGEAS	41,152	40.67	1,673,651.84
ALLIANZ SE-REG	107,473	168.62	18,122,097.26
ASSICURAZIONI GENERALI	276,459	14.95	4,133,062.05
AXA SA	514,857	24.88	12,812,216.44
HANNOVER RUECK SE	15,616	158.10	2,468,889.60
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	37,436	255.80	9,576,128.80
NN GROUP NV	80,275	40.82	3,276,825.50
POSTE ITALIANE SPA	144,825	8.21	1,189,013.25
SAMPO OYJ-A SHS	136,476	45.91	6,265,613.16
AROUNDTOWN SA	217,874	2.84	619,415.78
LEG IMMOBILIEN SE	21,715	73.86	1,603,869.90
VONOVIA SE	199,421	26.11	5,206,882.31
ADYEN NV	5,742	1,487.60	8,541,799.20
AMADEUS IT GROUP SA	113,965	52.16	5,944,414.40

BECHTLE AG	16,599	41.87	695,000.13
CAPGEMINI SE	43,786	179.40	7,855,208.40
DASSAULT SYSTEMES SE	171,810	39.27	6,747,837.75
EDENRED	65,104	51.06	3,324,210.24
NEMETSCHEK SE	12,512	58.96	737,707.52
NEXI SPA	117,100	8.49	994,881.60
SAP SE	274,852	86.59	23,799,434.68
WORLDLINE SA	66,294	46.86	3,106,536.84
NOKIA OYJ	1,445,013	5.07	7,326,215.91
CELLNEX TELECOM SA	138,629	38.15	5,288,696.35
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	853,457	19.55	16,685,084.35
ELISA OYJ	35,016	51.12	1,790,017.92
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	71,656	9.43	675,859.39
KONINKLIJKE KPN NV	926,408	3.12	2,894,098.59
ORANGE	543,236	10.10	5,487,770.07
PROXIMUS	45,991	12.17	559,710.47
TELECOM ITALIA SPA	1,943,722	0.19	382,913.23
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	297,838	2.45	730,894.45
TELEFONICA SA	1,439,470	3.92	5,655,677.63
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	30,096	21.89	658,801.44
ACCIONA SA	6,084	199.70	1,214,974.80
E.ON SE	583,806	9.08	5,305,628.92
EDF	142,706	11.99	1,711,044.94
EDP RENOVAVEIS SA	76,529	25.12	1,922,408.48
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	759,625	4.93	3,748,749.37
ELIA GROUP SA/NV	7,849	142.30	1,116,912.70
ENAGAS SA	58,025	17.77	1,031,104.25
ENDESA SA	86,375	17.47	1,509,403.12
ENEL SPA	2,156,329	4.85	10,468,977.29
ENGIE	461,130	12.77	5,891,396.88
FORTUM OYJ	109,087	9.84	1,074,070.60
IBERDROLA SA	1,571,470	10.71	16,830,443.70
NATURGY ENERGY GROUP SA	30,692	27.52	844,643.84
RED ELECTRICA CORPORACION SA	107,402	18.07	1,941,291.15
RWE AG	164,016	41.50	6,806,664.00
SNAM SPA	511,534	4.76	2,437,459.51

	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	355,992	7.10	2,528,967.16	
	UNIPER SE	24,220	5.15	124,854.10	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	169,625	22.69	3,848,791.25	
	VERBUND AG	17,785	92.55	1,646,001.75	
	ASM INTERNATIONAL NV	12,884	287.65	3,706,082.60	
	ASML HOLDING NV	107,060	497.90	53,305,174.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	349,902	25.43	8,898,007.86	
	STMICROELECTRONICS NV	184,306	36.94	6,808,263.64	
	ユーロ 小計	47,966,993		1,084,102,568.51 (155,926,472,428)	
	合 計	294,065,850		1,786,952,860,564 (1,786,952,860,564)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	40,974	6,508,310.16	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	83,598	3,097,305.90	
		AMERICAN TOWER CORP	120,062	31,407,018.58	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	37,173	7,972,121.58	
		BOSTON PROPERTIES INC	40,754	3,496,693.20	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	28,638	3,861,547.92	
		CROWN CASTLE INC	113,919	19,884,561.45	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	75,747	9,426,714.15	
		DUKE REALTY CORP	102,830	6,296,280.90	
		EQUINIX INC	24,005	15,792,649.45	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,002	3,268,945.28	
		EQUITY RESIDENTIAL	95,069	7,341,228.18	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,664	4,636,924.64	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	34,609	6,985,826.65	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	69,100	3,453,618.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	95,771	2,356,924.31	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	137,987	3,775,324.32	
HOST HOTELS & RESORTS INC	194,192	3,542,062.08			



		INVITATION HOMES INC	163,119	6,451,356.45	
		IRON MOUNTAIN INC	76,251	4,211,342.73	
		KIMCO REALTY CORP	168,513	3,708,971.13	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	144,787	2,150,086.95	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	31,111	5,372,869.70	
		PROLOGIS INC	195,133	25,295,090.79	
		PUBLIC STORAGE	41,692	14,140,258.72	
		REALTY INCOME CORP	155,800	10,405,882.00	
		REGENCY CENTERS CORP	40,742	2,537,411.76	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	28,965	9,580,753.05	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	84,792	8,798,865.84	
		SUN COMMUNITIES INC	31,471	4,995,391.83	
		UDR INC	81,494	3,910,082.12	
		VENTAS INC	106,931	5,303,777.60	
		VICI PROPERTIES INC	254,982	8,597,993.04	
		VORNADO REALTY TRUST	45,746	1,267,164.20	
		WELLTOWER INC	124,166	9,634,039.94	
		WEYERHAEUSER CO	189,052	6,544,980.24	
		WP CAREY INC	49,792	4,292,568.32	
アメリカドル合計			3,370,633	280,302,943.16 (40,032,866,342)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	23,300	1,072,033.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	30,800	630,168.00	
カナダドル合計			54,100	1,702,201.00 (186,765,493)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	314,109	2,657,362.14	
		GOODMAN GROUP	430,070	8,192,833.50	
		GPT GROUP	503,454	2,124,575.88	
		MIRVAC GROUP	1,162,900	2,465,348.00	
		SCENTRE GROUP	1,280,066	3,686,590.08	
		STOCKLAND	680,065	2,434,632.70	
		VICINITY CENTRES	995,999	1,967,098.02	
オーストラリアドル合計			5,366,663	23,528,440.32 (2,299,905,041)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	226,495	937,915.79	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	198,733	1,261,954.55	

		SEGRO PLC	325,355	3,027,753.63	
イギリスポンド合計			750,583	5,227,623.97 (867,105,987)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	544,800	33,941,040.00	
香港ドル合計			544,800	33,941,040.00 (617,387,517)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	914,000	2,641,460.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,266,771	2,660,219.10	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,029,700	1,812,272.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	650,700	1,249,344.00	
シンガポールドル合計			3,861,171	8,363,295.10 (853,892,429)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	13,302	728,284.50	
		GECINA SA	12,159	1,119,843.90	
		KLEPIERRE	53,185	1,086,037.70	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,221	1,413,314.32	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	35,405	1,047,279.90	
ユーロ合計			141,272	5,394,760.32 (775,928,376)	
合計				45,633,851,185 (45,633,851,185)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 603 銘柄	97.08%	—	72.62%
	投資証券 37 銘柄	—	2.92%	2.18%
カナダドル	株式 86 銘柄	99.73%	—	3.74%
	投資証券 2 銘柄	—	0.27%	0.01%
オーストラリアドル	株式 52 銘柄	94.45%	—	2.13%
	投資証券 7 銘柄	—	5.55%	0.13%
イギリスポンド	株式 79 銘柄	98.91%	—	4.28%
	投資証券 3 銘柄	—	1.09%	0.05%
スイスフラン	株式 41 銘柄	100.00%	—	2.95%
香港ドル	株式 30 銘柄	95.81%	—	0.77%

	投資証券	1 銘柄	—	4.19%	0.03%
シンガポールドル	株式	14 銘柄	87.60%	—	0.33%
	投資証券	4 銘柄	—	12.40%	0.05%
ニュージーランドドル	株式	5 銘柄	100.00%	—	0.05%
スウェーデンクローネ	株式	46 銘柄	100.00%	—	0.95%
ノルウェークローネ	株式	12 銘柄	100.00%	—	0.23%
デンマーククローネ	株式	17 銘柄	100.00%	—	0.76%
イスラエルシェケル	株式	10 銘柄	100.00%	—	0.16%
ユーロ	株式	223 銘柄	99.50%	—	8.51%
	投資証券	5 銘柄	—	0.50%	0.04%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 日本債券インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月12日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,397,015,663
国債証券	580,399,287,710
地方債証券	38,560,140,639
特殊債券	33,978,541,362
社債券	39,835,820,000
未収入金	199,704,000
未収利息	1,675,335,436
前払金	800,000
前払費用	83,841,565
差入委託証拠金	6,120,000
流動資産合計	697,136,606,375
資産合計	697,136,606,375
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	404,400
未払金	1,827,807,500
未払解約金	276,770,939
未払利息	2,462
流動負債合計	2,104,985,301
負債合計	2,104,985,301
純資産の部	

## 元本等

元本	531,920,504,900
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	163,111,116,174
元本等合計	695,031,621,074
純資産合計	695,031,621,074
負債純資産合計	697,136,606,375

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月12日現在]
1. 期首	令和3年9月11日
期首元本額	246,284,493,865円
期中追加設定元本額	353,647,564,926円
期中一部解約元本額	68,011,553,891円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	6,588,520,279円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	8,470,467,933円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	2,049,613,789円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	52,569,777,371円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	86,621,495,120円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	24,637,644,546円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	197,086,191円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	166,576,080円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド	2,201,952,454円
eMAXIS 国内債券インデックス	6,876,264,232円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	3,646,355,613円
eMAXIS バランス(波乗り型)	83,304,482円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	12,677,953,115円
三菱UFJ 国内債券インデックスファンド(確定拠出年金)	38,441,053,544円
コアバランス	2,334,113円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	5,531,099,242円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	2,227,628,913円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	864,973,327円
eMAXIS Slim 国内債券インデックス	12,947,428,448円
国内債券セレクション(ラップ向け)	7,708,464,554円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	14,243,314,558円
つみたて8資産均等バランス	6,497,764,901円

つみたて4資産均等バランス	2,156,040,499円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	12,866,722円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	7,818,773円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	203,027円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	2,650,147,929円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	899,004,603円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	343,998,371円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	3,907,668,195円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	3,649,646,391円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	1,703,106,888円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	308,205,551円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	774,720,044円
国内債券インデックスファンド (ラップ向け)	2,466,402,306円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	124,201,086円
ラップ向けインデックスf 国内債券	5,096,904,862円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	1,695,373,402円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	1,645,114,812円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	2,007,378円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	389,026円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	119,077,834円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	150,524,199円
eMAXIS 債券バランス (2資産均等型)	68,920,370円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	1,025,420,064円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	1,516,853,656円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	881,745,764円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	1,751,140,334円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	234,068,823円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	29,851,878円
三菱UFJ 日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	7,417,418,166円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	130,853円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	40,506,337円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	9,800,994,267円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	824,329,598円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	4,586,260,857円
MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	132,380,196,993円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	467,314,931円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	11,975,290円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	2,194,183円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	4,375,672,356円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	2,816,677,735円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	4,109,996,768円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	400,691,640円
MUKAM 日本債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	11,761,325,605円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	4,129,355,212円

資家限定)	
マルチアセット運用戦略ファンド(適格機関投資家限定)	4,164,724円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07(適格機関投資家限定)	433,001,995円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09(適格機関投資家限定)	427,996,481円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11(適格機関投資家限定)	428,339,870円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01(適格機関投資家限定)	424,992,445円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03(適格機関投資家限定)	419,477,595円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05(適格機関投資家限定)	420,955,442円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07(適格機関投資家限定)	413,671,752円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09(適格機関投資家限定)	419,355,611円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11(適格機関投資家限定)	418,690,273円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01(適格機関投資家限定)	456,331,563円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03(適格機関投資家限定)	466,347,656円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05(適格機関投資家限定)	473,749,716円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07(適格機関投資家限定)	477,586,919円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	17,186,726円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	29,048,570円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	8,391,618円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	8,084,457円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	25,807,064円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	57,399,459円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	16,026,882円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	47,193,157円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	4,190,154,870円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	2,057,294,924円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	4,109,339,639円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	2,456,290,141円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	1,616,088,968円
合計	531,920,504,900円
2. 受益権の総数	531,920,504,900口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 9 月 11 日 至 令和 4 年 9 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△7,712,672,430
地方債証券	△171,992,474
特殊債券	△199,285,189
社債券	△209,330,000
合計	△8,293,280,093

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

#### 債券関連

[令和 4 年 9 月 12 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	595,240,000	—	594,840,000	△400,000
合計		595,240,000	—	594,840,000	△400,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月12日現在]
1口当たり純資産額	1,3066円
(1万口当たり純資産額)	(13,066円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第429回利付国債(2年)	1,770,000,000	1,772,690,400	
	第430回利付国債(2年)	3,000,000,000	3,004,770,000	
	第431回利付国債(2年)	550,000,000	550,869,000	
	第432回利付国債(2年)	1,600,000,000	1,602,592,000	
	第433回利付国債(2年)	6,750,000,000	6,760,732,500	
	第434回利付国債(2年)	5,300,000,000	5,308,533,000	
	第436回利付国債(2年)	600,000,000	600,978,000	
	第437回利付国債(2年)	1,800,000,000	1,802,934,000	
	第438回利付国債(2年)	1,400,000,000	1,402,268,000	
	第439回利付国債(2年)	1,800,000,000	1,803,042,000	
	第138回利付国債(5年)	6,250,000,000	6,267,437,500	
	第139回利付国債(5年)	2,520,000,000	2,527,635,600	
	第140回利付国債(5年)	3,470,000,000	3,481,659,200	
	第141回利付国債(5年)	5,240,000,000	5,259,597,600	
	第142回利付国債(5年)	310,000,000	311,302,000	
	第143回利付国債(5年)	6,460,000,000	6,489,263,800	
	第144回利付国債(5年)	7,360,000,000	7,396,726,400	
	第145回利付国債(5年)	5,110,000,000	5,136,265,400	



第146回利付国債（5年）	7,060,000,000	7,098,124,000	
第147回利付国債（5年）	40,000,000	40,091,200	
第148回利付国債（5年）	2,730,000,000	2,736,169,800	
第149回利付国債（5年）	7,350,000,000	7,361,760,000	
第150回利付国債（5年）	6,700,000,000	6,704,288,000	
第151回利付国債（5年）	750,000,000	749,655,000	
第152回利付国債（5年）	1,900,000,000	1,906,840,000	
第153回利付国債（5年）	4,760,000,000	4,749,766,000	
第1回利付国債（40年）	675,000,000	858,377,250	
第2回利付国債（40年）	1,035,000,000	1,267,398,900	
第3回利付国債（40年）	718,000,000	882,953,320	
第4回利付国債（40年）	1,218,000,000	1,497,445,740	
第5回利付国債（40年）	1,065,000,000	1,257,541,350	
第6回利付国債（40年）	1,230,000,000	1,417,562,700	
第7回利付国債（40年）	1,390,000,000	1,533,142,200	
第8回利付国債（40年）	1,510,000,000	1,546,270,200	
第9回利付国債（40年）	2,770,000,000	2,085,754,600	
第10回利付国債（40年）	2,370,000,000	2,099,109,000	
第11回利付国債（40年）	1,850,000,000	1,581,065,500	
第12回利付国債（40年）	2,040,000,000	1,558,702,800	
第13回利付国債（40年）	2,320,000,000	1,763,037,600	
第14回利付国債（40年）	2,850,000,000	2,316,024,000	
第15回利付国債（40年）	1,340,000,000	1,190,000,400	
第332回利付国債（10年）	2,920,000,000	2,946,688,800	
第333回利付国債（10年）	3,950,000,000	3,991,949,000	
第334回利付国債（10年）	3,990,000,000	4,038,717,900	
第335回利付国債（10年）	3,890,000,000	3,936,018,700	
第336回利付国債（10年）	2,460,000,000	2,492,693,400	
第337回利付国債（10年）	1,620,000,000	1,634,175,000	
第338回利付国債（10年）	3,330,000,000	3,370,259,700	
第339回利付国債（10年）	4,020,000,000	4,073,506,200	
第340回利付国債（10年）	3,470,000,000	3,519,343,400	
第341回利付国債（10年）	3,320,000,000	3,359,674,000	
第342回利付国債（10年）	3,720,000,000	3,740,943,600	
第343回利付国債（10年）	4,870,000,000	4,898,489,500	
第344回利付国債（10年）	4,620,000,000	4,645,086,600	

第345回利付国債（10年）	6,340,000,000	6,369,734,600	
第346回利付国債（10年）	8,330,000,000	8,361,903,900	
第347回利付国債（10年）	5,700,000,000	5,716,245,000	
第348回利付国債（10年）	5,620,000,000	5,632,645,000	
第349回利付国債（10年）	6,240,000,000	6,249,796,800	
第350回利付国債（10年）	6,640,000,000	6,645,444,800	
第351回利付国債（10年）	5,630,000,000	5,630,000,000	
第352回利付国債（10年）	4,150,000,000	4,147,510,000	
第353回利付国債（10年）	5,450,000,000	5,444,877,000	
第354回利付国債（10年）	5,380,000,000	5,371,284,400	
第355回利付国債（10年）	5,180,000,000	5,166,065,800	
第356回利付国債（10年）	6,630,000,000	6,604,673,400	
第357回利付国債（10年）	6,010,000,000	5,973,339,000	
第358回利付国債（10年）	6,050,000,000	5,998,514,500	
第359回利付国債（10年）	7,370,000,000	7,299,616,500	
第360回利付国債（10年）	5,670,000,000	5,609,727,900	
第361回利付国債（10年）	6,050,000,000	5,978,852,000	
第362回利付国債（10年）	5,210,000,000	5,142,686,800	
第363回利付国債（10年）	14,790,000,000	14,587,081,200	
第364回利付国債（10年）	210,000,000	207,219,600	
第367回利付国債（10年）	7,670,000,000	7,637,019,000	
第1回利付国債（30年）	196,000,000	232,158,080	
第2回利付国債（30年）	268,000,000	311,440,120	
第3回利付国債（30年）	307,000,000	355,641,080	
第4回利付国債（30年）	252,000,000	306,308,520	
第5回利付国債（30年）	238,000,000	277,672,220	
第6回利付国債（30年）	339,000,000	404,996,520	
第7回利付国債（30年）	339,000,000	404,884,650	
第8回利付国債（30年）	302,000,000	347,139,940	
第9回利付国債（30年）	206,000,000	228,458,120	
第10回利付国債（30年）	398,000,000	429,358,420	
第11回利付国債（30年）	237,000,000	270,478,620	
第12回利付国債（30年）	325,000,000	385,138,000	
第13回利付国債（30年）	595,000,000	699,529,600	
第14回利付国債（30年）	683,000,000	834,742,110	
第15回利付国債（30年）	686,000,000	847,896,000	

第16回利付国債(30年)	547,000,000	677,563,430	
第17回利付国債(30年)	577,000,000	709,461,890	
第18回利付国債(30年)	687,000,000	838,071,300	
第19回利付国債(30年)	593,000,000	724,136,020	
第20回利付国債(30年)	655,000,000	817,623,400	
第21回利付国債(30年)	529,000,000	647,882,170	
第22回利付国債(30年)	695,000,000	870,967,050	
第23回利付国債(30年)	194,000,000	243,504,920	
第24回利付国債(30年)	541,000,000	680,074,870	
第25回利付国債(30年)	647,000,000	796,793,440	
第26回利付国債(30年)	1,014,000,000	1,263,606,240	
第27回利付国債(30年)	460,000,000	581,214,600	
第28回利付国債(30年)	1,426,000,000	1,804,160,940	
第29回利付国債(30年)	530,000,000	663,602,400	
第30回利付国債(30年)	1,421,000,000	1,758,871,170	
第31回利付国債(30年)	2,223,000,000	2,717,684,190	
第32回利付国債(30年)	1,309,000,000	1,623,107,640	
第33回利付国債(30年)	1,317,000,000	1,568,362,620	
第34回利付国債(30年)	2,231,000,000	2,730,275,490	
第35回利付国債(30年)	2,029,000,000	2,418,933,220	
第36回利付国債(30年)	1,929,000,000	2,302,242,210	
第37回利付国債(30年)	2,717,000,000	3,194,132,370	
第38回利付国債(30年)	1,590,000,000	1,839,407,400	
第39回利付国債(30年)	1,270,000,000	1,492,199,200	
第40回利付国債(30年)	1,820,000,000	2,103,938,200	
第41回利付国債(30年)	780,000,000	885,853,800	
第42回利付国債(30年)	1,520,000,000	1,725,184,800	
第43回利付国債(30年)	1,400,000,000	1,587,950,000	
第44回利付国債(30年)	1,470,000,000	1,666,200,900	
第45回利付国債(30年)	1,440,000,000	1,573,992,000	
第46回利付国債(30年)	2,000,000,000	2,183,760,000	
第47回利付国債(30年)	1,780,000,000	1,978,042,800	
第48回利付国債(30年)	2,350,000,000	2,511,774,000	
第49回利付国債(30年)	1,500,000,000	1,601,160,000	
第50回利付国債(30年)	2,090,000,000	1,967,337,900	
第51回利付国債(30年)	1,920,000,000	1,601,913,600	

第52回利付国債（30年）	1,850,000,000	1,614,550,500	
第53回利付国債（30年）	1,710,000,000	1,524,311,100	
第54回利付国債（30年）	1,640,000,000	1,527,299,200	
第55回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,597,794,000	
第56回利付国債（30年）	1,820,000,000	1,684,774,000	
第57回利付国債（30年）	1,630,000,000	1,503,577,200	
第58回利付国債（30年）	2,580,000,000	2,371,458,600	
第59回利付国債（30年）	1,590,000,000	1,422,334,500	
第60回利付国債（30年）	1,710,000,000	1,598,764,500	
第61回利付国債（30年）	1,320,000,000	1,171,790,400	
第62回利付国債（30年）	1,370,000,000	1,150,484,900	
第63回利付国債（30年）	2,060,000,000	1,676,860,600	
第64回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,395,109,200	
第65回利付国債（30年）	1,330,000,000	1,079,241,800	
第66回利付国債（30年）	1,010,000,000	819,958,400	
第67回利付国債（30年）	2,860,000,000	2,434,146,000	
第68回利付国債（30年）	2,020,000,000	1,715,485,000	
第69回利付国債（30年）	1,720,000,000	1,500,459,200	
第70回利付国債（30年）	1,960,000,000	1,704,710,000	
第71回利付国債（30年）	1,860,000,000	1,614,498,600	
第72回利付国債（30年）	1,910,000,000	1,654,575,700	
第73回利付国債（30年）	1,950,000,000	1,687,627,500	
第74回利付国債（30年）	2,040,000,000	1,907,420,400	
第75回利付国債（30年）	1,410,000,000	1,416,077,100	
第65回利付国債（20年）	648,000,000	664,627,680	
第66回利付国債（20年）	240,000,000	245,853,600	
第67回利付国債（20年）	80,000,000	82,427,200	
第68回利付国債（20年）	1,041,000,000	1,077,320,490	
第69回利付国債（20年）	120,000,000	124,005,600	
第70回利付国債（20年）	732,000,000	764,259,240	
第71回利付国債（20年）	360,000,000	374,590,800	
第72回利付国債（20年）	1,079,000,000	1,126,681,010	
第73回利付国債（20年）	520,000,000	544,637,600	
第74回利付国債（20年）	698,000,000	732,662,680	
第75回利付国債（20年）	705,000,000	743,725,650	
第76回利付国債（20年）	410,000,000	430,454,900	

第77回利付国債（20年）	370,000,000	389,391,700	
第78回利付国債（20年）	310,000,000	327,022,100	
第79回利付国債（20年）	150,000,000	158,652,000	
第80回利付国債（20年）	585,000,000	620,363,250	
第81回利付国債（20年）	250,000,000	265,655,000	
第82回利付国債（20年）	1,082,000,000	1,153,033,300	
第83回利付国債（20年）	395,000,000	423,009,450	
第84回利付国債（20年）	880,000,000	939,514,400	
第85回利付国債（20年）	520,000,000	559,462,800	
第86回利付国債（20年）	1,047,000,000	1,133,838,180	
第87回利付国債（20年）	420,000,000	453,352,200	
第88回利付国債（20年）	1,264,000,000	1,376,356,960	
第89回利付国債（20年）	340,000,000	368,940,800	
第90回利付国債（20年）	1,270,000,000	1,384,236,500	
第91回利付国債（20年）	548,000,000	599,501,040	
第92回利付国債（20年）	1,282,000,000	1,397,508,200	
第93回利付国債（20年）	190,000,000	207,016,400	
第94回利付国債（20年）	875,000,000	957,311,250	
第95回利付国債（20年）	1,107,000,000	1,226,035,710	
第96回利付国債（20年）	340,000,000	373,323,400	
第97回利付国債（20年）	573,000,000	634,517,280	
第98回利付国債（20年）	610,000,000	672,433,500	
第99回利付国債（20年）	1,480,000,000	1,637,694,000	
第100回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,149,892,000	
第101回利付国債（20年）	723,000,000	815,095,740	
第102回利付国債（20年）	520,000,000	588,744,000	
第103回利付国債（20年）	760,000,000	856,117,200	
第104回利付国債（20年）	610,000,000	680,150,000	
第105回利付国債（20年）	920,000,000	1,029,774,400	
第106回利付国債（20年）	571,000,000	642,546,300	
第107回利付国債（20年）	607,000,000	682,195,160	
第108回利付国債（20年）	1,000,000,000	1,111,430,000	
第109回利付国債（20年）	560,000,000	624,433,600	
第110回利付国債（20年）	876,000,000	988,119,240	
第111回利付国債（20年）	861,000,000	980,549,850	
第112回利付国債（20年）	1,050,000,000	1,188,747,000	

第1 1 3 回利付国債（20年）	922,000,000	1,047,244,480	
第1 1 4 回利付国債（20年）	1,600,000,000	1,821,056,000	
第1 1 5 回利付国債（20年）	944,000,000	1,081,191,520	
第1 1 6 回利付国債（20年）	461,000,000	529,260,270	
第1 1 7 回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,505,684,400	
第1 1 8 回利付国債（20年）	520,000,000	590,907,200	
第1 1 9 回利付国債（20年）	400,000,000	448,432,000	
第1 2 0 回利付国債（20年）	780,000,000	862,524,000	
第1 2 1 回利付国債（20年）	1,299,000,000	1,470,961,620	
第1 2 2 回利付国債（20年）	100,000,000	112,450,000	
第1 2 3 回利付国債（20年）	1,318,000,000	1,517,980,140	
第1 2 4 回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,418,088,800	
第1 2 5 回利付国債（20年）	1,844,000,000	2,145,586,200	
第1 2 6 回利付国債（20年）	200,000,000	229,372,000	
第1 2 7 回利付国債（20年）	440,000,000	500,944,400	
第1 2 8 回利付国債（20年）	1,974,000,000	2,254,386,960	
第1 2 9 回利付国債（20年）	280,000,000	317,368,800	
第1 3 0 回利付国債（20年）	1,862,000,000	2,119,365,640	
第1 3 1 回利付国債（20年）	420,000,000	474,339,600	
第1 3 2 回利付国債（20年）	187,000,000	211,945,800	
第1 3 3 回利付国債（20年）	2,320,000,000	2,650,530,400	
第1 3 4 回利付国債（20年）	4,545,000,000	5,202,116,100	
第1 3 5 回利付国債（20年）	50,000,000	56,764,500	
第1 3 6 回利付国債（20年）	190,000,000	213,938,100	
第1 3 7 回利付国債（20年）	5,542,000,000	6,305,133,400	
第1 3 8 回利付国債（20年）	160,000,000	178,982,400	
第1 3 9 回利付国債（20年）	310,000,000	349,732,700	
第1 4 0 回利付国債（20年）	2,717,000,000	3,094,499,980	
第1 4 1 回利付国債（20年）	1,120,000,000	1,276,195,200	
第1 4 2 回利付国債（20年）	2,460,000,000	2,827,573,200	
第1 4 3 回利付国債（20年）	1,840,000,000	2,079,586,400	
第1 4 4 回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,355,236,300	
第1 4 5 回利付国債（20年）	3,510,000,000	4,005,822,600	
第1 4 6 回利付国債（20年）	2,900,000,000	3,311,858,000	
第1 4 7 回利付国債（20年）	3,060,000,000	3,463,399,800	
第1 4 8 回利付国債（20年）	2,710,000,000	3,038,126,800	

第149回利付国債(20年)	2,950,000,000	3,309,074,000	
第150回利付国債(20年)	3,200,000,000	3,552,704,000	
第151回利付国債(20年)	3,390,000,000	3,683,438,400	
第152回利付国債(20年)	2,840,000,000	3,085,035,200	
第153回利付国債(20年)	3,000,000,000	3,293,940,000	
第154回利付国債(20年)	4,050,000,000	4,393,845,000	
第155回利付国債(20年)	2,810,000,000	2,975,565,200	
第156回利付国債(20年)	2,780,000,000	2,724,094,200	
第157回利付国債(20年)	3,360,000,000	3,195,158,400	
第158回利付国債(20年)	2,840,000,000	2,806,885,600	
第159回利付国債(20年)	2,960,000,000	2,958,046,400	
第160回利付国債(20年)	2,970,000,000	3,001,630,500	
第161回利付国債(20年)	2,780,000,000	2,764,988,000	
第162回利付国債(20年)	3,380,000,000	3,352,284,000	
第163回利付国債(20年)	2,600,000,000	2,571,218,000	
第164回利付国債(20年)	3,390,000,000	3,292,808,700	
第165回利付国債(20年)	2,570,000,000	2,488,171,200	
第166回利付国債(20年)	3,750,000,000	3,733,837,500	
第167回利付国債(20年)	2,570,000,000	2,473,239,500	
第168回利付国債(20年)	2,520,000,000	2,378,149,200	
第169回利付国債(20年)	2,340,000,000	2,163,821,400	
第170回利付国債(20年)	1,660,000,000	1,528,793,600	
第171回利付国債(20年)	2,310,000,000	2,120,279,700	
第172回利付国債(20年)	2,640,000,000	2,456,995,200	
第173回利付国債(20年)	2,800,000,000	2,595,488,000	
第174回利付国債(20年)	3,700,000,000	3,418,430,000	
第175回利付国債(20年)	2,550,000,000	2,391,823,500	
第176回利付国債(20年)	2,960,000,000	2,765,498,400	
第177回利付国債(20年)	2,580,000,000	2,361,499,800	
第178回利付国債(20年)	3,270,000,000	3,042,735,000	
第179回利付国債(20年)	2,800,000,000	2,598,988,000	
第180回利付国債(20年)	2,850,000,000	2,791,090,500	
第181回利付国債(20年)	2,000,000,000	1,991,640,000	
国債証券 合計	569,357,000,000	580,399,287,710	
地方債証券			
第1回東京都公募公債(20年)	20,000,000	20,235,800	
第4回東京都公募公債(20年)	200,000,000	208,852,000	

第5回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,228,000	
第7回東京都公募公債（20年）	100,000,000	106,409,000	
第7回東京都公募公債（30年）	80,000,000	100,171,200	
第10回東京都公募公債（30年）	100,000,000	122,391,000	
第20回東京都公募公債（20年）	80,000,000	90,002,400	
第21回東京都公募公債（20年）	80,000,000	90,759,200	
第28回東京都公募公債（20年）	100,000,000	111,720,000	
第33回東京都公募公債（20年）	100,000,000	93,641,000	
第728回東京都公募公債	900,000,000	907,317,000	
第729回東京都公募公債	200,000,000	202,048,000	
第730回東京都公募公債	100,000,000	100,984,000	
第733回東京都公募公債	700,000,000	706,881,000	
第738回東京都公募公債	100,000,000	100,898,000	
第782回東京都公募公債	100,000,000	100,113,000	
第809回東京都公募公債	100,000,000	98,088,000	
第3回東京都公募公債（20年）	400,000,000	413,612,000	
平成26年度第9回北海道公募公債	100,000,000	101,045,000	
平成26年度第13回北海道公募公債	100,000,000	100,985,000	
平成27年度第5回北海道公募公債	100,000,000	101,517,000	
平成30年度第14回北海道公募公債	100,000,000	99,721,000	
第29回1号宮城県公募公債	300,000,000	302,247,000	
第36回2号宮城県公募公債	342,000,000	336,056,040	
第2回神奈川県公募公債（20年）	680,000,000	710,226,000	
第2回神奈川県公募公債（30年）	180,000,000	231,625,800	
第4回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	126,573,000	
第20回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	562,680,000	
第27回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	109,684,000	
第234回神奈川県公募公債	100,000,000	100,250,000	
第243回神奈川県公募公債	100,000,000	98,363,000	
第256回神奈川県公募公債	350,000,000	346,906,000	
第7回大阪府公募公債（20年）	220,000,000	248,287,600	
第11回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	112,780,000	
第184回大阪府公募公債（5年）	120,000,000	119,710,800	
第378回大阪府公募公債	100,000,000	100,836,000	
第385回大阪府公募公債	200,000,000	202,216,000	
第388回大阪府公募公債	200,000,000	202,060,000	



第391回大阪府公募公債	210,000,000	212,314,200	
第393回大阪府公募公債	110,000,000	111,169,300	
第400回大阪府公募公債	136,000,000	138,010,080	
第415回大阪府公募公債	100,000,000	100,152,000	
第420回大阪府公募公債	100,000,000	100,116,000	
第426回大阪府公募公債	100,000,000	99,932,000	
第435回大阪府公募公債	130,000,000	129,763,400	
第439回大阪府公募公債	100,000,000	99,708,000	
第455回大阪府公募公債	148,000,000	145,537,280	
第460回大阪府公募公債	194,000,000	190,358,620	
第464回大阪府公募公債	800,000,000	780,168,000	
第465回大阪府公募公債	500,000,000	489,395,000	
第467回大阪府公募公債	500,000,000	490,975,000	
第471回大阪府公募公債	497,000,000	483,779,800	
平成26年度第2回京都府公募公債(15年)	200,000,000	210,636,000	
平成26年度第5回京都府公募公債(20年)	100,000,000	110,298,000	
第1回兵庫県公募公債(12年)	100,000,000	101,919,000	
第1回兵庫県公募公債(15年)	300,000,000	318,528,000	
第2回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	332,895,000	
第2回兵庫県公募公債(30年)	90,000,000	110,843,100	
第9回兵庫県公募公債(15年)	500,000,000	525,380,000	
第27回兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	192,914,000	
令和3年度第8回兵庫県公募公債	100,000,000	98,014,000	
第6回静岡県公募公債(15年)	300,000,000	316,044,000	
第11回静岡県公募公債(20年)	550,000,000	614,581,000	
第14回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	112,818,000	
平成25年度第8回静岡県公募公債	159,800,000	161,028,862	
平成26年度第3回静岡県公募公債	800,000,000	808,912,000	
令和2年度第15回静岡県公募公債(5年)	120,000,000	119,830,800	
令和2年度第13回静岡県公募公債(5年)	120,000,000	119,830,800	
令和3年度第7回静岡県公募公債	100,000,000	97,325,000	
平成20年度第8回愛知県公募公債(20年)	200,000,000	222,312,000	
平成21年度第5回愛知県公募公債(20年)	700,000,000	794,080,000	
平成25年度第16回愛知県公募公債	700,000,000	705,551,000	
平成26年度第7回愛知県公募公債	600,000,000	606,366,000	
平成26年度第15回愛知県公募公債	200,000,000	202,042,000	

平成27年度第7回愛知県公募公債	100,000,000	101,473,000	
平成30年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	99,884,000	
平成30年度第8回愛知県公募公債	200,000,000	200,402,000	
令和3年度第18回愛知県公募公債	100,000,000	99,118,000	
平成26年度第7回広島県公募公債	260,000,000	262,826,200	
平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	100,092,000	
平成28年度第1回広島県公募公債(20年)	100,000,000	96,475,000	
平成30年度第4回広島県公募公債	200,000,000	200,350,000	
令和3年度第7回広島県公募公債	100,000,000	98,886,000	
第10回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	112,624,000	
第14回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	222,660,000	
第16回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	107,322,000	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	100,724,000	
平成30年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	99,942,000	
令和2年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	98,526,000	
令和3年度第2回埼玉県公募公債(5年)	110,000,000	109,821,800	
平成19年度第1回福岡県公募公債(30年)	70,000,000	88,360,300	
平成20年度第1回福岡県公募公債(30年)	80,000,000	97,403,200	
平成22年度第2回福岡県公募公債(20年)	800,000,000	915,240,000	
平成25年度第9回福岡県公募公債	100,000,000	100,924,000	
平成26年度第8回福岡県公募公債	200,000,000	201,876,000	
平成26年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	101,123,000	
平成27年度第7回福岡県公募公債	100,000,000	101,374,000	
令和2年度第4回福岡県公募公債	200,000,000	196,722,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	80,000,000	89,400,800	
平成25年度第1回千葉県公募公債	82,500,000	82,789,575	
平成25年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	100,792,000	
平成27年度第3回千葉県公募公債	200,000,000	202,748,000	
平成28年度第3回千葉県公募公債	400,000,000	399,796,000	
平成30年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	99,437,000	
令和元年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	98,703,000	
平成27年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	100,569,000	
令和4年度第1回長野県公募公債	300,000,000	297,795,000	
第2回群馬県公募公債(20年)	100,000,000	114,176,000	
第7回群馬県公募公債(20年)	100,000,000	95,441,000	
平成27年度第1回岐阜県公募公債	300,000,000	304,338,000	

令和2年度第2回岐阜県公募公債（5年）	100,000,000	99,919,000	
平成25年度第1回大分県公募公債	103,250,000	104,034,700	
平成27年度第1回大分県公募公債	203,400,000	206,172,342	
第127回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,749,000	
第128回共同発行市場公募地方債	300,000,000	302,340,000	
第130回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,050,000	
第131回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,937,000	
第132回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,981,000	
第133回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,164,000	
第134回共同発行市場公募地方債	250,000,000	252,750,000	
第135回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,260,000	
第136回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,276,000	
第140回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,090,000	
第142回共同発行市場公募地方債	400,000,000	402,980,000	
第144回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,226,000	
第145回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,983,000	
第151回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,650,000	
第158回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,184,000	
第185回共同発行市場公募地方債	300,000,000	300,426,000	
第193回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,027,000	
第198回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,446,000	
第232回共同発行市場公募地方債	450,000,000	448,888,500	
令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	98,578,000	
平成30年度第1回福島県公募公債	100,000,000	100,206,000	
平成25年度第1回栃木県公募公債	100,000,000	100,777,000	
令和元年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	98,551,000	
令和2年度第2回栃木県公募公債	100,000,000	98,206,000	
平成24年度第2回熊本県公募公債	50,000,000	50,046,500	
令和3年度第1回熊本県公募公債（5年）	200,000,000	199,552,000	
平成25年度第1回浜松市公募公債	161,000,000	162,648,640	
第5回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	113,373,000	
第15回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	114,324,000	
平成26年度第7回大阪市公募公債	100,000,000	101,115,000	
令和3年度第2回大阪市公募公債	100,000,000	98,148,000	
第1回名古屋屋市公募公債（20年）	200,000,000	205,036,000	
第1回名古屋屋市公募公債（30年）	100,000,000	123,179,000	

第9回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	111,341,000	
第9回名古屋市公募公債（30年）	90,000,000	107,438,400	
第28回名古屋市公募公債（5年）	500,000,000	499,425,000	
第491回名古屋市公募公債	400,000,000	406,160,000	
第511回名古屋市公募公債	100,000,000	98,124,000	
第1回京都市公募公債（15年）	100,000,000	103,339,000	
第3回京都市公募公債（20年）	100,000,000	106,674,000	
第5回京都市公募公債（20年）	50,000,000	54,809,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債（20年）	110,000,000	120,277,300	
平成20年度第24回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	222,806,000	
平成22年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	112,070,000	
第5回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	105,923,000	
第7回横浜市公募公債（20年）	450,000,000	479,592,000	
平成27年度第2回横浜市公募公債	200,000,000	202,966,000	
平成27年度第3回横浜市公募公債	400,000,000	405,728,000	
平成27年度第4回横浜市公募公債	300,000,000	304,146,000	
第27回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	111,883,000	
第33回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	95,670,000	
第35回横浜市公募公債（20年）	500,000,000	483,515,000	
第54回横浜市公募公債（5年）	300,000,000	299,757,000	
平成22年度第8回札幌市公募公債（30年）	80,000,000	97,574,400	
平成23年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	113,578,000	
令和元年度第2回札幌市公募公債（5年）	600,000,000	599,838,000	
令和2年度第7回札幌市公募公債	200,000,000	195,984,000	
令和3年度第2回札幌市公募公債（5年）	100,000,000	99,830,000	
第7回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	112,212,000	
第12回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	114,145,000	
第62回川崎市公募公債（5年）	490,000,000	488,902,400	
第17回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	111,003,000	
平成25年度第3回北九州市公募公債	100,000,000	100,924,000	
平成25年度第4回福岡市公募公債	50,000,000	50,373,500	
平成30年度第11回福岡市公募公債（5年）	100,000,000	100,001,000	
平成25年度第2回広島市公募公債	100,000,000	100,915,000	
令和3年度第4回千葉市公募公債	100,000,000	97,977,000	
平成26年度第4回福井県公募公債	100,000,000	101,031,000	
令和2年度第2回徳島県公募公債	100,000,000	98,206,000	

	平成28年度第1回山梨県公募公債	200,000,000	199,830,000	
	平成30年度第1回山梨県公募公債	100,000,000	100,353,000	
	令和2年度第1回山梨県公募公債	700,000,000	687,827,000	
	第96回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	100,000,000	111,938,000	
地方債証券 合計		37,436,950,000	38,560,140,639	
特殊債券	第4回政府保証新関西国際空港債券	104,000,000	105,397,760	
	第6回神奈川県住宅供給公社債券	100,000,000	98,653,000	
	第22回政府保証日本政策投資銀行	20,000,000	20,180,400	
	第26回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	101,070,000	
	第36回日本政策投資銀行債券（財投機関債）	30,000,000	32,878,200	
	第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	135,268,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	140,000,000	151,631,200	
	第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	326,934,000	
	第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	30,000,000	39,983,100	
	第19回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	261,480,000	
	第20回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	219,324,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	110,000,000	141,997,900	
	第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	300,000,000	331,653,000	
	第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	221,514,000	
	第28回道路債券（財投機関債）	100,000,000	124,784,000	
	第33回道路債券（財投機関債）	300,000,000	378,651,000	
	第38回道路債券（財投機関債）	200,000,000	208,906,000	
	第42回道路債券（財投機関債）	200,000,000	210,872,000	
	第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	150,000,000	170,626,500	
	第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	113,001,000	
	第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	122,934,000	
	第109回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,299,000	
	第116回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,682,000	
第118回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,531,000		

第121回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	100,824,000	
第145回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	106,533,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,187,000	
第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	300,000,000	317,694,000	
第153回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	113,294,000	
第158回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	118,079,000	
第160回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	107,612,000	
第162回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,421,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	115,150,000	
第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	208,000,000	209,915,680	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	606,114,000	
第215回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,116,000	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,171,000	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	124,000,000	125,424,760	
第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,109,000	
第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,183,000,000	1,196,083,980	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,077,000	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,316,000	
第247回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	650,000,000	659,054,500	
第249回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	102,366,530	
第251回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,605,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,014,000	
第269回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,864,000	
第1回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	56,583,000	
第4回公営企業債券(30年)(財投機関債)	100,000,000	126,557,000	

第6回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	102,548,000	
第7回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	103,289,000	
第8回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	103,366,000	
第9回公営企業債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	52,315,000	
第11回政府保証地方公共団体金融機構債券（4年）	500,000,000	500,105,000	
第11回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	111,507,000	
第12回公営企業債券（20年）（財投機関債）	300,000,000	314,961,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	114,021,000	
第14回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	91,881,600	
第16回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	80,000,000	89,928,000	
第17回公営企業債券（20年）（財投機関債）	150,000,000	162,193,500	
第23回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	112,158,000	
第24回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	111,361,000	
第27回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	50,000,000	56,742,500	
第44回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	108,035,000	
第46回政府保証地方公共団体金融機構債券	17,000,000	17,059,500	
第48回政府保証地方公共団体金融機構債券	36,000,000	36,151,560	
F54回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	204,690,000	
第54回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	201,718,000	
第55回政府保証地方公共団体金融機構債券	465,000,000	469,194,300	
第58回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	302,982,000	
第59回政府保証地方公共団体金融機構債券	315,000,000	318,408,300	
第60回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	202,316,000	
第61回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,146,000	
第64回政府保証地方公共団体金融機構債券	240,000,000	242,637,600	
第67回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	170,000,000	171,752,700	
第73回政府保証地方公共団体金融機構債券	302,000,000	306,019,620	
第77回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	300,000,000	303,939,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	151,746,000	
第82回政府保証地方公共団体金融機構債券	674,000,000	673,993,260	
第83回政府保証地方公共団体金融機構債券	102,000,000	101,981,640	
F90回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,354,000	

第100回政府保証地方公共団体金融機構債券	225,000,000	224,493,750	
第102回政府保証地方公共団体金融機構債券	131,000,000	131,099,560	
F104回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	103,121,000	
第108回政府保証地方公共団体金融機構債券	223,000,000	222,558,460	
F131回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	70,000,000	76,780,200	
F151回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	105,796,000	
F203回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	208,932,000	
F234回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	111,855,000	
第27回首都高速道路	100,000,000	99,739,000	
第24回阪神高速道路	200,000,000	199,698,000	
第10回日本政策金融公庫（財投機関債）	80,000,000	90,477,600	
第15回日本政策金融公庫（財投機関債）	80,000,000	89,551,200	
第5回本州四国連絡橋債券（財投機関債）	200,000,000	209,676,000	
第16回政府保証民間都市開発債券	90,000,000	90,714,600	
第48回福祉医療機構債券（財投機関債）	400,000,000	400,660,000	
第54回福祉医療機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,772,000	
第4回中部国際空港（財投機関債）	200,000,000	200,492,000	
第232回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	400,984,000	
第1回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	10,218,000	10,303,524	
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,276,000	33,821,393	
第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	10,289,000	10,393,021	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	41,900,000	41,556,001	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	43,627,000	43,240,464	
第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	10,233,000	10,328,269	
第4回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	51,662,000	51,091,134	
第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	10,282,000	10,386,156	
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	10,970,000	11,138,718	
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,226,000	21,448,448	
第8回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	71,623,000	70,568,709	
第9回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	11,783,000	12,094,071	
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,684,000	23,113,634	
第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,061,000	22,315,393	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,358,000	22,586,298	



第3 2回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,964,000	21,117,456	
第3 3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,545,000	22,718,987	
第3 5回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,747,000	21,906,549	
第3 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,350,000	42,405,832	
第3 7回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,645,000	10,749,108	
第3 7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,600,000	43,707,872	
第3 8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,458,000	23,551,030	
第3 9回貸付債権担保住宅金融公庫債券	30,801,000	31,045,867	
第4 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,874,000	45,542,966	
第4 1回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,975,000	11,155,758	
第4 3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,659,000	26,965,812	
第4 4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,840,000	104,236,664	
第4 5回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,611,000	64,714,346	
第4 7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,131,000	19,022,319	
第4 8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,000,000	39,872,640	
第4 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,554,000	40,375,290	
第5 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,210,000	41,963,558	
第5 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,368,000	44,260,578	
第5 2回貸付債権担保住宅金融公庫債券	22,302,000	22,710,349	
第5 2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,468,000	47,439,037	
第5 3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,646,000	49,715,742	
第5 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,852,000	28,008,515	
第5 7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,087,000	28,275,577	
第5 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,586,000	60,186,583	
第6 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,108,000	61,563,937	
第6 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,894,000	62,211,897	
第6 2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,335,000	34,595,063	
第6 3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,358,000	34,482,831	
第6 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	109,575,000	113,419,986	
第7 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,894,000	35,263,995	
第7 4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,174,000	39,900,991	
第7 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,688,000	33,944,853	
第7 7回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	30,000,000	31,876,800	
第7 8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,644,000	34,750,214	
第8 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,622,000	38,866,159	

第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,990,000	41,260,482	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	156,976,000	161,743,361	
第85回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,164,000	83,671,155	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	113,011,000	
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,757,000	44,949,378	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	135,252,000	138,381,731	
第92回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,424,000	48,174,247	
第93回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	212,052,000	
第95回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,391,000	60,529,525	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,609,000	57,468,890	
第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,933,000	59,307,170	
第100回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	227,178,000	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	105,766,000	
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,208,000	62,476,229	
第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	128,116,000	128,197,994	
第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	279,800,000	276,940,444	
第111回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	215,178,000	210,693,690	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	148,792,000	147,911,151	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	518,861,000	516,453,484	
第121回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	130,000,000	157,150,500	
第122回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	228,429,000	226,823,144	
第123回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	113,270,000	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,534,000	75,842,132	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,359,000	77,484,513	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,402,000	76,671,325	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,268,000	157,076,241	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	157,072,000	155,545,260	
第131回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,704,000	77,750,107	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,718,000	77,823,763	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	238,671,000	236,248,489	
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,107,000	79,136,904	
第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,210,000	80,469,364	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	162,762,000	161,538,029	

第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	162,290,000	161,423,371	
第143回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	105,438,000	
第147回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	171,022,000	166,347,968	
第149回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	201,982,000	
第150回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	262,458,000	255,077,681	
第151回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	176,890,000	172,478,363	
第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,368,000	86,642,172	
第160回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,783,000	90,413,597	
第161回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,493,000	
第162回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,366,000	182,283,363	
第164回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,316,000	
第165回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,016,000	91,491,467	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	282,732,000	278,807,679	
第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	189,448,000	186,604,385	
第170回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	190,662,000	187,302,535	
第171回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	192,464,000	188,193,223	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,112,000	93,961,013	
第174回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	180,000,000	190,128,600	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,384,000	95,573,631	
第176回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	195,136,000	190,722,023	
第177回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	195,608,000	192,486,096	
第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,997,000	97,137,566	
第179回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	196,578,000	194,380,257	
第180回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,532,000	97,816,657	
第181回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,800,000	98,035,288	
第182回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	198,800,000	197,509,788	
第183回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	199,726,000	198,863,183	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	198,430,000	
第194回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,835,000	
第203回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	100,358,000	
第6回沖繩振興開発金融公庫債券（財投機関債）	50,000,000	52,737,500	
い第832号商工債券	100,000,000	99,908,000	

	い第843号商工債券	200,000,000	199,940,000	
	い第848号商工債券	100,000,000	99,815,000	
	い第850号商工債券	300,000,000	299,313,000	
	い第852号商工債券	100,000,000	99,723,000	
	い第854号商工債券	500,000,000	498,115,000	
	い第857号商工債券	100,000,000	99,548,000	
	第376回信金中金債	100,000,000	99,735,000	
	第11号商工債券(10年)	300,000,000	303,357,000	
	第256号商工債券(3年)	300,000,000	299,745,000	
	第257号商工債券(3年)	200,000,000	199,802,000	
	第2回信金中金債(10年)	100,000,000	101,241,000	
	第7回国際協力機構債券(財投機関債)	70,000,000	79,349,900	
	第83回東日本高速道路	400,000,000	398,348,000	
	第78回中日本高速道路	300,000,000	299,820,000	
	第29回西日本高速道路	200,000,000	201,122,000	
	第56回西日本高速道路	900,000,000	898,101,000	
	第61回西日本高速道路	400,000,000	398,200,000	
	第72回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,865,000	
特殊債券 合計		32,945,616,000	33,978,541,362	
社債券	第19回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,998,000	
	第26回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,041,000	
	第29回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	199,000,000	
	第35回フランス相互信用連合銀行	500,000,000	492,325,000	
	第6回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	201,374,000	
	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	199,908,000	
	第21回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	300,000,000	300,333,000	
	第25回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	97,961,000	
	第1回サンタンデル銀行(2019)	500,000,000	497,915,000	
	第12回新関西国際空港	100,000,000	104,627,000	
	第27回新関西国際空港	100,000,000	99,528,000	
	第32回成田国際空港	100,000,000	99,098,000	
	第17回ナショナル・オーストラリア銀行	300,000,000	300,168,000	
	第1回国際石油開発帝石	100,000,000	99,956,000	
	第10回明治ホールディングス(サステナビリティ)	200,000,000	198,588,000	
	第16回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,436,000	

第9回サントリーホールディングス	200,000,000	199,580,000	
第5回サントリー食品インターナショナル	200,000,000	199,478,000	
第22回味の素	100,000,000	100,223,000	
第3回 キューピー	100,000,000	99,872,000	
第13回日本たばこ産業	200,000,000	199,228,000	
第6回ヒューリック	400,000,000	399,144,000	
第4回トヨタ紡織	200,000,000	199,974,000	
第9回クラレ	100,000,000	100,204,000	
第16回旭化成	200,000,000	199,758,000	
第42回王子ホールディングス	300,000,000	299,340,000	
第11回イビデン	200,000,000	199,424,000	
第4回野村総合研究所	100,000,000	99,595,000	
第6回花王	200,000,000	200,038,000	
第19回オリエンタルランド	300,000,000	299,673,000	
第6回ヤフー	100,000,000	99,910,000	
第12回ヤフー	500,000,000	495,885,000	
第19回Zホールディングス	400,000,000	396,412,000	
第22回Zホールディングス	200,000,000	200,102,000	
第5回荒川化学工業（サステナビリティ）	100,000,000	99,229,000	
第11回ブリヂストン	500,000,000	499,875,000	
第12回日本電気硝子	100,000,000	99,359,000	
第4回新日本製鐵	200,000,000	200,044,000	
第36回ジェイ エフ イー ホールディングス	400,000,000	399,532,000	
第14回LIXIL	200,000,000	199,762,000	
第1回日本郵政（グリーン）	100,000,000	99,879,000	
第30回ダイキン工業	200,000,000	199,986,000	
第19回日立製作所	100,000,000	99,402,000	
第18回パナソニック	100,000,000	99,973,000	
第22回パナソニック	100,000,000	99,381,000	
第18回デンソー	300,000,000	298,944,000	
第40回三菱重工業	100,000,000	99,877,000	
第18回J A三井リース	100,000,000	99,232,000	
第10回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	99,412,000	
第26回トヨタ自動車（サステナビリティ）	800,000,000	798,312,000	
第1回明治安田生命2018基金	200,000,000	199,884,000	

第1回明治安田生命2019基金	200,000,000	199,362,000	
第63回三井物産	400,000,000	436,668,000	
第51回住友商事	100,000,000	104,506,000	
第1回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	100,824,000	
第3回三菱UFJフィナンシャル・グループ	300,000,000	301,497,000	
第17回三菱UFJフィナンシャル・グループ	500,000,000	494,385,000	
第23回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	229,094,000	
第26回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	208,878,000	
第29回三菱東京UFJ銀行劣後特約付	200,000,000	210,784,000	
第30回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	112,546,000	
第88回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	109,188,000	
第15回みずほフィナンシャルグループ劣後特約付	100,000,000	98,545,000	
第18回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	105,984,000	
第28回芙蓉総合リース	500,000,000	495,250,000	
第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	1,200,000,000	1,198,704,000	
第17回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	299,070,000	
第20回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス(グリーン)	600,000,000	598,092,000	
第34回東京センチュリー	300,000,000	293,886,000	
第65回ホンダファイナンス	300,000,000	299,967,000	
第70回ホンダファイナンス	200,000,000	199,576,000	
第72回ホンダファイナンス	400,000,000	399,136,000	
第95回トヨタファイナンス	500,000,000	499,535,000	
第96回トヨタファイナンス	800,000,000	798,424,000	
第97回トヨタファイナンス	200,000,000	199,724,000	
第31回リコーリース	100,000,000	99,976,000	
第41回リコーリース	500,000,000	495,350,000	
第79回アコム	300,000,000	299,523,000	
第80回アコム	200,000,000	198,994,000	
第81回アコム	100,000,000	98,881,000	
第87回日立キャピタル	300,000,000	299,499,000	
第201回オリックス	500,000,000	495,240,000	
第21回三井住友ファイナンス&リース	300,000,000	300,054,000	
第1回三菱HCキャピタル	900,000,000	896,022,000	
第69回三菱UFJリース	500,000,000	497,510,000	
第24回野村ホールディングス	100,000,000	104,846,000	

第27回野村ホールディングス	100,000,000	104,602,000	
第137回三菱地所	300,000,000	299,637,000	
第12回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100,925,000	
第13回森トラスト総合リート投資法人	200,000,000	199,774,000	
第36回京王電鉄	200,000,000	199,218,000	
第34回東日本旅客鉄道	100,000,000	104,100,000	
第53回東日本旅客鉄道	300,000,000	331,983,000	
第100回東日本旅客鉄道	200,000,000	228,928,000	
第102回東日本旅客鉄道	100,000,000	100,789,000	
第163回東日本旅客鉄道	600,000,000	595,200,000	
第174回東日本旅客鉄道	700,000,000	696,542,000	
第73回西日本旅客鉄道	400,000,000	396,780,000	
第42回東海旅客鉄道	100,000,000	111,892,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	109,903,000	
第2回東京地下鉄	500,000,000	519,000,000	
第28回東京地下鉄	300,000,000	296,994,000	
第50回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	198,366,000	
第58回阪急阪神ホールディングス	200,000,000	198,986,000	
第64回名古屋鉄道	200,000,000	198,656,000	
第8回ニッコンホールディングス	100,000,000	99,947,000	
第1回横浜高速鉄道	300,000,000	302,787,000	
第9回九州旅客鉄道	200,000,000	198,932,000	
第9回ソフトバンク	300,000,000	296,307,000	
第14回ソフトバンク	100,000,000	98,799,000	
第16回ソフトバンク	300,000,000	286,848,000	
第548回東京電力	100,000,000	107,491,000	
第567回東京電力	100,000,000	105,341,000	
第508回関西電力	200,000,000	198,786,000	
第510回関西電力	500,000,000	497,165,000	
第511回関西電力	100,000,000	99,026,000	
第518回関西電力	200,000,000	197,278,000	
第524回関西電力	200,000,000	197,344,000	
第532回関西電力	100,000,000	99,647,000	
第543回関西電力	200,000,000	198,448,000	
第381回中国電力	100,000,000	101,149,000	
第385回中国電力	100,000,000	101,086,000	

第393回中国電力	100,000,000	99,151,000	
第400回中国電力	200,000,000	197,844,000	
第409回中国電力	200,000,000	196,740,000	
第304回北陸電力	100,000,000	100,902,000	
第307回北陸電力	100,000,000	102,385,000	
第322回北陸電力	100,000,000	99,230,000	
第485回東北電力	100,000,000	99,266,000	
第494回東北電力	200,000,000	198,786,000	
第529回東北電力	500,000,000	493,680,000	
第449回九州電力	300,000,000	298,380,000	
第468回九州電力	100,000,000	98,622,000	
第471回九州電力	300,000,000	295,449,000	
第484回九州電力	400,000,000	388,696,000	
第493回九州電力	400,000,000	394,904,000	
第29回沖縄電力	200,000,000	199,310,000	
第50回電源開発	200,000,000	198,678,000	
第57回電源開発	100,000,000	98,365,000	
第59回電源開発	300,000,000	295,296,000	
第64回電源開発	600,000,000	588,276,000	
第67回電源開発	200,000,000	193,198,000	
第6回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,764,000	
第13回東京電力パワーグリッド	300,000,000	296,973,000	
第15回東京電力パワーグリッド	100,000,000	98,024,000	
第16回東京電力パワーグリッド	200,000,000	199,714,000	
第25回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,876,000	
第28回東京電力パワーグリッド	400,000,000	398,856,000	
第31回東京電力パワーグリッド	300,000,000	298,128,000	
第33回東京電力パワーグリッド	200,000,000	199,022,000	
第35回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,934,000	
第38回東京電力パワーグリッド	400,000,000	399,620,000	
第39回東京電力パワーグリッド	400,000,000	397,720,000	
第41回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,600,000	
第44回東京電力パワーグリッド	200,000,000	198,012,000	
第47回東京電力パワーグリッド	200,000,000	191,368,000	
第49回東京電力パワーグリッド	400,000,000	396,168,000	
第1回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	200,000,000	198,616,000	



	第3回東京電力リニューアブルパワー（グリーン）	400,000,000	399,912,000	
	第13回広島ガス	200,000,000	198,084,000	
	第7回ファーストリテイリング	100,000,000	99,916,000	
社債券 合計		39,800,000,000	39,835,820,000	
	合計	679,539,566,000	692,773,789,711	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 外国債券インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

[令和4年9月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,481,620,016
コール・ローン	639,257,372
国債証券	327,284,675,284
派生商品評価勘定	7,693
未収入金	84,804
未収利息	1,758,299,242
前払費用	193,051,571
流動資産合計	332,356,995,982
資産合計	332,356,995,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,236,734
未払金	210,566,865
未払解約金	377,583,988
未払利息	656
流動負債合計	589,388,243
負債合計	589,388,243
純資産の部	
元本等	
元本	138,162,471,246
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	193,605,136,493
元本等合計	331,767,607,739
純資産合計	331,767,607,739
負債純資産合計	332,356,995,982

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 期首	令和 3 年 9 月 11 日
期首元本額	94,069,294,250 円
期中追加設定元本額	65,201,894,243 円
期中一部解約元本額	21,108,717,247 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	274,466,394 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	562,904,984 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	336,512,247 円
三菱UFJ 外国債券オープン	950,317,181 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	2,189,968,554 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	5,756,427,446 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	4,045,080,608 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	559,200,875 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	93,517,461 円
ファンド・マネジャー (海外債券)	1,178,053,590 円
eMAXIS 先進国債券インデックス	5,423,782,734 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	2,208,514,106 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	230,816,066 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	842,514,749 円
コアバランス	1,300,991 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	232,349,995 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	122,859,032 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	71,353,956 円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	22,933,035,702 円
海外債券セレクション (ラップ向け)	4,931,070,804 円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	8,539,537,425 円
つみたて8資産均等バランス	3,923,895,621 円
つみたて4資産均等バランス	1,238,666,274 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,374,346 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	703,697 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	112,474 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	116,664,340 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年	62,068,013 円

金)	
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	31,103,192 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	488,368,322 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	727,621,224 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	838,883,827 円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国債券)	909,930,317 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	32,428,366 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	113,806,566 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	12,916,140 円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,783,493,545 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	1,628,751 円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	11,976,226 円
三菱UFJ 外国債券オープン (確定拠出年金)	2,924,331,426 円
ワールド・インカムオープン	1,111,167,530 円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	14,180,723,495 円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)	432,389,234 円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)	1,772,079,159 円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	589,262,332 円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	449,214,330 円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	193,058,849 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	140,292,588 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	43,388,533 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	16,633,040 円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,367,481,654 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	8,695 円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	14,807,915 円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	2,730,672,385 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	18,846,306 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	1,827,429,121 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,287,720,622 円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	27,697,170,352 円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	517,966,602 円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	3,349,344 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	801,502 円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,562,680,136 円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	70,758,398 円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	114,207,191 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	114,385,679 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	26,628,069 円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,737,204,792 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	112,162,220 円
外国債券インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	5,652,462 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	1,663,444 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	3,768,680 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,430,674 円

インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	835,737円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	11,641,887円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	5,685,944円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	10,688,342円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	6,654,122円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	15,721,955円
外国債券インデックスファンドi（適格機関投資家限定）	111,017,281円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,821,711,548円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	197,892,420円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	540,653,523円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	425,963,928円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	164,441,659円
合計	138,162,471,246円
2. 受益権の総数	138,162,471,246口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 9月 11日 至 令和 4年 9月 12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 9月 12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 9 月 12 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券		△14,843,994,636
合計		△14,843,994,636

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 9 月 12 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	119,330,760	—	118,530,059	△800,701
	カナダドル	6,609,000	—	6,582,540	△26,460
	オーストラリアドル	4,881,850	—	4,887,150	5,300
	イギリスポンド	9,961,500	—	9,951,522	△9,978
	オフショア元	9,500,058	—	9,451,482	△48,576
	ユーロ	76,579,170	—	76,228,151	△351,019
	売建				
	アメリカドル	49,980,000	—	49,978,145	1,855
イギリスポンド	3,316,974	—	3,316,946	28	
ユーロ	43,147,500	—	43,146,990	510	
合計		323,306,812	—	322,072,985	△1,229,041

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月12日現在]
1口当たり純資産額	2.4013円
(1万口当たり純資産額)	(24,013円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230831	3,200,000.00	3,094,500.00	
		0.125 T-NOTE 230915	6,350,000.00	6,133,207.03	
		0.125 T-NOTE 231015	9,200,000.00	8,861,109.37	
		0.125 T-NOTE 231215	8,500,000.00	8,145,390.62	
		0.125 T-NOTE 240115	9,100,000.00	8,691,210.93	
		0.125 T-NOTE 240215	6,800,000.00	6,478,062.50	
		0.25 T-NOTE 231115	6,500,000.00	6,256,250.00	
		0.25 T-NOTE 240315	6,000,000.00	5,708,906.25	
		0.25 T-NOTE 250630	6,650,000.00	6,062,410.15	
		0.25 T-NOTE 250731	5,800,000.00	5,269,843.75	
		0.25 T-NOTE 250930	5,100,000.00	4,609,523.43	
		0.375 T-NOTE 240415	5,300,000.00	5,038,312.50	
		0.375 T-NOTE 240715	7,700,000.00	7,266,875.00	
		0.375 T-NOTE 240815	7,200,000.00	6,776,437.50	
		0.375 T-NOTE 240915	10,000,000.00	9,384,375.00	
		0.375 T-NOTE 250430	4,670,000.00	4,294,210.93	
		0.375 T-NOTE 251130	10,150,000.00	9,158,392.57	
		0.375 T-NOTE 260131	7,700,000.00	6,911,953.12	
		0.375 T-NOTE 270731	3,500,000.00	3,019,843.75	
		0.375 T-NOTE 270930	8,300,000.00	7,119,195.31	
0.5 T-NOTE 250331	2,000,000.00	1,850,000.00			
0.5 T-NOTE 270430	7,780,000.00	6,797,775.00			

0.5 T-NOTE 270531	4,280,000.00	3,729,785.93	
0.5 T-NOTE 270630	4,700,000.00	4,088,632.81	
0.5 T-NOTE 270831	4,950,000.00	4,284,843.75	
0.5 T-NOTE 271031	2,100,000.00	1,808,460.93	
0.625 T-NOTE 241015	7,400,000.00	6,964,093.75	
0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,092,393.75	
0.625 T-NOTE 270331	1,800,000.00	1,585,968.75	
0.625 T-NOTE 271231	9,630,000.00	8,308,884.37	
0.625 T-NOTE 300515	9,190,000.00	7,504,209.37	
0.625 T-NOTE 300815	12,260,000.00	9,955,503.12	
0.75 T-NOTE 241115	6,700,000.00	6,304,804.68	
0.75 T-NOTE 260331	15,950,000.00	14,442,849.60	
0.75 T-NOTE 260430	7,000,000.00	6,328,164.05	
0.75 T-NOTE 260531	8,200,000.00	7,397,296.87	
0.75 T-NOTE 260831	5,500,000.00	4,933,457.02	
0.75 T-NOTE 280131	8,050,000.00	6,983,689.44	
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,510,527.33	
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	8,998,828.12	
0.875 T-NOTE 301115	12,980,000.00	10,736,893.75	
1 T-NOTE 241215	8,000,000.00	7,554,375.00	
1 T-NOTE 280731	4,150,000.00	3,608,878.90	
1.125 T-BOND 400515	3,920,000.00	2,605,268.72	
1.125 T-BOND 400815	6,170,000.00	4,055,328.90	
1.125 T-NOTE 250115	6,000,000.00	5,669,531.25	
1.125 T-NOTE 250228	4,150,000.00	3,909,429.68	
1.125 T-NOTE 261031	5,900,000.00	5,355,863.27	
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,664,794.92	
1.125 T-NOTE 280229	6,200,000.00	5,483,125.00	
1.125 T-NOTE 280831	5,400,000.00	4,721,835.93	
1.125 T-NOTE 310215	12,380,000.00	10,413,707.81	
1.25 T-BOND 500515	7,280,000.00	4,332,737.49	
1.25 T-NOTE 261130	7,300,000.00	6,652,410.15	
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,462,000.00	
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	8,836,843.75	
1.25 T-NOTE 280430	4,050,000.00	3,589,470.69	
1.25 T-NOTE 280531	4,450,000.00	3,939,292.95	

1. 25 T-NOTE 280630	8,480,000.00	7,489,562.50	
1. 25 T-NOTE 280930	8,000,000.00	7,035,312.49	
1. 25 T-NOTE 310815	14,130,000.00	11,880,239.06	
1. 375 T-BOND 401115	6,700,000.00	4,597,875.00	
1. 375 T-BOND 500815	7,900,000.00	4,864,054.68	
1. 375 T-NOTE 230930	6,450,000.00	6,304,875.00	
1. 375 T-NOTE 250131	5,320,000.00	5,051,506.25	
1. 375 T-NOTE 281031	5,400,000.00	4,779,421.87	
1. 375 T-NOTE 281231	7,400,000.00	6,538,593.75	
1. 375 T-NOTE 311115	13,900,000.00	11,761,789.05	
1. 5 T-NOTE 240930	6,000,000.00	5,757,187.50	
1. 5 T-NOTE 241031	4,100,000.00	3,927,031.25	
1. 5 T-NOTE 241130	3,930,000.00	3,757,448.43	
1. 5 T-NOTE 250215	4,500,000.00	4,280,273.43	
1. 5 T-NOTE 260815	8,040,000.00	7,437,628.12	
1. 5 T-NOTE 270131	6,940,000.00	6,376,396.09	
1. 5 T-NOTE 281130	7,650,000.00	6,811,189.44	
1. 5 T-NOTE 300215	6,940,000.00	6,100,151.56	
1. 625 T-BOND 501115	8,170,000.00	5,390,285.15	
1. 625 T-NOTE 231031	5,470,000.00	5,352,694.13	
1. 625 T-NOTE 260215	7,260,000.00	6,801,145.31	
1. 625 T-NOTE 260515	6,970,000.00	6,507,965.23	
1. 625 T-NOTE 261031	2,450,000.00	2,271,226.56	
1. 625 T-NOTE 261130	3,400,000.00	3,151,375.00	
1. 625 T-NOTE 290815	8,450,000.00	7,539,974.60	
1. 625 T-NOTE 310515	12,350,000.00	10,783,093.75	
1. 75 T-BOND 410815	8,530,000.00	6,178,918.75	
1. 75 T-NOTE 240731	5,150,000.00	4,982,222.65	
1. 75 T-NOTE 241231	3,350,000.00	3,216,000.00	
1. 75 T-NOTE 250315	7,200,000.00	6,882,468.74	
1. 75 T-NOTE 261231	4,300,000.00	4,002,191.40	
1. 75 T-NOTE 290131	6,000,000.00	5,417,109.37	
1. 75 T-NOTE 291115	2,900,000.00	2,609,773.42	
1. 875 T-BOND 410215	8,100,000.00	6,066,140.62	
1. 875 T-BOND 510215	9,010,000.00	6,338,675.78	
1. 875 T-BOND 511115	8,230,000.00	5,779,646.08	



1. 875 T-NOTE 270228	7,700,000.00	7,188,371.08	
1. 875 T-NOTE 290228	5,800,000.00	5,278,226.55	
1. 875 T-NOTE 320215	12,300,000.00	10,861,476.56	
2 T-BOND 411115	7,320,000.00	5,540,896.87	
2 T-BOND 500215	6,440,000.00	4,703,715.62	
2 T-BOND 510815	8,850,000.00	6,416,941.40	
2 T-NOTE 240430	3,600,000.00	3,512,531.25	
2 T-NOTE 240531	11,730,000.00	11,426,669.53	
2 T-NOTE 240630	7,000,000.00	6,811,875.00	
2 T-NOTE 250215	8,110,000.00	7,814,111.71	
2 T-NOTE 250815	5,290,000.00	5,054,429.68	
2 T-NOTE 261115	5,400,000.00	5,078,531.24	
2. 125 T-NOTE 231130	3,300,000.00	3,244,570.31	
2. 125 T-NOTE 240229	7,550,000.00	7,395,460.93	
2. 125 T-NOTE 240331	10,160,000.00	9,940,925.00	
2. 125 T-NOTE 240731	3,450,000.00	3,361,324.21	
2. 125 T-NOTE 240930	3,300,000.00	3,207,703.12	
2. 125 T-NOTE 241130	1,900,000.00	1,841,367.18	
2. 125 T-NOTE 250515	7,770,000.00	7,474,982.81	
2. 125 T-NOTE 260531	5,000,000.00	4,751,757.81	
2. 25 T-BOND 410515	7,290,000.00	5,805,232.03	
2. 25 T-BOND 460815	3,930,000.00	2,993,708.20	
2. 25 T-BOND 490815	5,400,000.00	4,186,265.62	
2. 25 T-BOND 520215	7,690,000.00	5,929,110.15	
2. 25 T-NOTE 231231	4,190,000.00	4,120,603.12	
2. 25 T-NOTE 240131	8,750,000.00	8,596,191.40	
2. 25 T-NOTE 240430	7,600,000.00	7,442,656.25	
2. 25 T-NOTE 241031	4,800,000.00	4,671,000.00	
2. 25 T-NOTE 241115	4,950,000.00	4,816,195.31	
2. 25 T-NOTE 241231	2,600,000.00	2,523,421.87	
2. 25 T-NOTE 251115	7,390,000.00	7,089,203.90	
2. 25 T-NOTE 270215	7,890,000.00	7,478,240.62	
2. 25 T-NOTE 270815	4,690,000.00	4,430,950.78	
2. 25 T-NOTE 271115	8,090,000.00	7,621,980.85	
2. 375 T-BOND 420215	5,750,000.00	4,655,253.89	
2. 375 T-BOND 491115	4,800,000.00	3,828,749.99	

2.375 T-BOND 510515	8,990,000.00	7,154,073.42	
2.375 T-NOTE 240229	3,750,000.00	3,686,425.78	
2.375 T-NOTE 240815	6,390,000.00	6,250,717.96	
2.375 T-NOTE 270515	5,710,000.00	5,432,083.58	
2.375 T-NOTE 290331	5,600,000.00	5,243,000.00	
2.375 T-NOTE 290515	5,780,000.00	5,412,428.12	
2.5 T-BOND 450215	3,650,000.00	2,942,242.18	
2.5 T-BOND 460215	3,450,000.00	2,768,220.70	
2.5 T-BOND 460515	3,130,000.00	2,509,868.75	
2.5 T-NOTE 240131	6,400,000.00	6,307,000.00	
2.5 T-NOTE 240515	9,100,000.00	8,943,593.75	
2.5 T-NOTE 240531	6,000,000.00	5,892,656.25	
2.5 T-NOTE 250131	3,350,000.00	3,266,511.71	
2.5 T-NOTE 260228	3,450,000.00	3,327,228.51	
2.5 T-NOTE 270331	5,500,000.00	5,271,621.09	
2.625 T-NOTE 250331	1,960,000.00	1,912,837.50	
2.625 T-NOTE 250415	4,000,000.00	3,902,187.50	
2.625 T-NOTE 251231	2,300,000.00	2,231,898.43	
2.625 T-NOTE 260131	4,800,000.00	4,649,250.00	
2.625 T-NOTE 270531	5,400,000.00	5,202,773.41	
2.625 T-NOTE 290215	6,910,000.00	6,580,425.38	
2.75 T-BOND 420815	1,720,000.00	1,475,975.00	
2.75 T-BOND 421115	2,600,000.00	2,225,843.75	
2.75 T-BOND 470815	4,110,000.00	3,468,454.68	
2.75 T-BOND 471115	3,710,000.00	3,133,210.93	
2.75 T-NOTE 231115	13,040,000.00	12,914,693.75	
2.75 T-NOTE 240215	8,260,000.00	8,165,139.06	
2.75 T-NOTE 250228	3,440,000.00	3,370,393.75	
2.75 T-NOTE 250515	6,400,000.00	6,258,749.99	
2.75 T-NOTE 250630	2,370,000.00	2,315,008.59	
2.75 T-NOTE 250831	8,250,000.00	8,049,873.04	
2.75 T-NOTE 270430	3,800,000.00	3,680,062.50	
2.75 T-NOTE 270731	4,000,000.00	3,871,718.74	
2.75 T-NOTE 280215	8,490,000.00	8,185,885.54	
2.75 T-NOTE 290531	4,600,000.00	4,405,398.42	
2.75 T-NOTE 320815	5,700,000.00	5,427,023.43	

2. 875 T-BOND 430515	3, 430, 000. 00	2, 986, 511. 71	
2. 875 T-BOND 450815	2, 800, 000. 00	2, 415, 000. 00	
2. 875 T-BOND 461115	1, 820, 000. 00	1, 570, 034. 37	
2. 875 T-BOND 490515	5, 750, 000. 00	5, 070, 332. 03	
2. 875 T-BOND 520515	7, 140, 000. 00	6, 354, 600. 00	
2. 875 T-NOTE 230930	4, 150, 000. 00	4, 118, 875. 00	
2. 875 T-NOTE 231031	3, 700, 000. 00	3, 671, 093. 75	
2. 875 T-NOTE 250430	6, 000, 000. 00	5, 883, 281. 25	
2. 875 T-NOTE 250531	4, 230, 000. 00	4, 146, 721. 87	
2. 875 T-NOTE 250615	7, 800, 000. 00	7, 648, 265. 62	
2. 875 T-NOTE 251130	3, 800, 000. 00	3, 716, 875. 00	
2. 875 T-NOTE 280515	7, 490, 000. 00	7, 255, 937. 50	
2. 875 T-NOTE 280815	11, 510, 000. 00	11, 136, 374. 60	
2. 875 T-NOTE 290430	7, 000, 000. 00	6, 757, 187. 50	
2. 875 T-NOTE 320515	11, 580, 000. 00	11, 145, 297. 60	
3 T-BOND 420515	2, 570, 000. 00	2, 308, 382. 03	
3 T-BOND 441115	3, 370, 000. 00	2, 973, 761. 71	
3 T-BOND 450515	1, 790, 000. 00	1, 577, 996. 87	
3 T-BOND 451115	1, 200, 000. 00	1, 058, 625. 00	
3 T-BOND 470215	3, 460, 000. 00	3, 055, 071. 87	
3 T-BOND 470515	2, 790, 000. 00	2, 465, 662. 50	
3 T-BOND 480215	4, 680, 000. 00	4, 157, 887. 50	
3 T-BOND 480815	5, 360, 000. 00	4, 787, 987. 50	
3 T-BOND 490215	5, 790, 000. 00	5, 221, 403. 90	
3 T-BOND 520815	1, 400, 000. 00	1, 281, 656. 24	
3 T-NOTE 240630	4, 100, 000. 00	4, 059, 000. 00	
3 T-NOTE 250715	5, 000, 000. 00	4, 917, 187. 50	
3 T-NOTE 250930	4, 600, 000. 00	4, 519, 679. 68	
3 T-NOTE 251031	8, 300, 000. 00	8, 151, 183. 58	
3. 125 T-BOND 411115	1, 990, 000. 00	1, 830, 022. 65	
3. 125 T-BOND 420215	1, 600, 000. 00	1, 470, 000. 00	
3. 125 T-BOND 430215	2, 150, 000. 00	1, 952, 300. 78	
3. 125 T-BOND 440815	3, 580, 000. 00	3, 230, 670. 31	
3. 125 T-BOND 480515	4, 810, 000. 00	4, 392, 131. 25	
3. 125 T-NOTE 250815	6, 000, 000. 00	5, 919, 960. 93	
3. 125 T-NOTE 270831	2, 300, 000. 00	2, 266, 667. 96	

		3. 125 T-NOTE 281115	7,740,000.00	7,596,084.37	
		3. 25 T-BOND 420515	3,210,000.00	3,001,099.20	
		3. 25 T-NOTE 240831	10,000,000.00	9,939,648.43	
		3. 25 T-NOTE 270630	5,500,000.00	5,444,785.15	
		3. 25 T-NOTE 290630	6,700,000.00	6,621,746.09	
		3. 375 T-BOND 420815	2,800,000.00	2,670,281.25	
		3. 375 T-BOND 440515	2,760,000.00	2,598,604.68	
		3. 375 T-BOND 481115	5,430,000.00	5,218,739.06	
		3. 5 T-BOND 390215	760,000.00	764,334.36	
		3. 625 T-BOND 430815	3,100,000.00	3,046,960.93	
		3. 625 T-BOND 440215	2,490,000.00	2,439,227.34	
		3. 75 T-BOND 410815	1,560,000.00	1,575,234.37	
		3. 75 T-BOND 431115	2,630,000.00	2,631,130.07	
		3. 875 T-BOND 400815	1,610,000.00	1,668,802.73	
		4. 25 T-BOND 390515	2,190,000.00	2,413,020.69	
		4. 25 T-BOND 401115	1,770,000.00	1,924,736.71	
		4. 375 T-BOND 391115	1,930,000.00	2,151,799.21	
		4. 375 T-BOND 400515	1,630,000.00	1,809,554.68	
		4. 375 T-BOND 410515	1,510,000.00	1,667,016.40	
		4. 5 T-BOND 360215	1,000,000.00	1,134,296.87	
		4. 5 T-BOND 380515	730,000.00	829,063.28	
		4. 5 T-BOND 390815	1,630,000.00	1,848,012.50	
		4. 625 T-BOND 400215	1,670,000.00	1,916,846.87	
		4. 75 T-BOND 410215	2,000,000.00	2,320,156.25	
		5 T-BOND 370515	770,000.00	918,225.00	
		5. 25 T-BOND 281115	1,530,000.00	1,679,294.53	
		5. 375 T-BOND 310215	1,010,000.00	1,158,422.65	
		6 T-BOND 260215	1,900,000.00	2,047,398.43	
		6. 125 T-BOND 271115	3,860,000.00	4,330,135.93	
		6. 25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,371,554.68	
		アメリカドル合計	1,311,440,000.00	1,193,902,355.82 (170,513,134,458)	
カナダドル	国債証券	0. 25 CAN GOVT 240401	3,850,000.00	3,656,972.55	
		0. 25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	1,976,440.40	
		0. 5 CAN GOVT 250901	800,000.00	733,230.40	
		0. 5 CAN GOVT 301201	5,400,000.00	4,370,020.20	

		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,746,509.11	
		1.25 CAN GOVT 250301	2,100,000.00	1,986,303.90	
		1.25 CAN GOVT 270301	2,500,000.00	2,292,915.00	
		1.25 CAN GOVT 300601	3,510,000.00	3,058,241.94	
		1.5 CAN GOVT 240901	2,000,000.00	1,921,878.00	
		1.5 CAN GOVT 250401	1,000,000.00	950,133.00	
		1.5 CAN GOVT 260601	3,200,000.00	2,998,124.80	
		1.5 CAN GOVT 310601	4,400,000.00	3,848,504.00	
		1.5 CAN GOVT 311201	2,850,000.00	2,477,163.00	
		1.75 CAN GOVT 531201	3,050,000.00	2,205,573.95	
		2 CAN GOVT 230901	3,000,000.00	2,950,536.00	
		2 CAN GOVT 280601	500,000.00	469,856.00	
		2 CAN GOVT 320601	2,750,000.00	2,489,575.00	
		2 CAN GOVT 511201	4,660,000.00	3,635,112.22	
		2.25 CAN GOVT 240301	2,150,000.00	2,108,040.60	
		2.25 CAN GOVT 250601	3,100,000.00	3,001,829.20	
		2.25 CAN GOVT 290601	2,210,000.00	2,093,623.61	
		2.5 CAN GOVT 240601	2,700,000.00	2,651,408.10	
		2.75 CAN GOVT 481201	1,380,000.00	1,278,868.08	
		2.75 CANADA GOVER 641201	800,000.00	724,146.40	
		3.5 CAN GOVT 451201	1,460,000.00	1,531,721.04	
		4 CAN GOVT 410601	800,000.00	887,988.80	
		5 CAN GOVT 370601	770,000.00	928,803.26	
		5.75 CAN GOVT 290601	1,450,000.00	1,677,290.40	
		5.75 CAN GOVT 330601	1,050,000.00	1,292,978.40	
カナダドル合計			67,570,000.00	61,943,787.36 (6,796,472,349)	
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	1,600,000.00	1,505,698.68	
		0.25 AUST GOVT 251121	3,450,000.00	3,146,073.11	
		0.5 AUST GOVT 260921	1,100,000.00	987,789.41	
		1 AUST GOVT 301221	1,610,000.00	1,322,042.97	
		1 AUST GOVT 311121	3,610,000.00	2,894,335.87	
		1.25 AUST GOVT 320521	3,100,000.00	2,517,724.08	
		1.5 AUST GOVT 310621	2,590,000.00	2,195,738.95	
		1.75 AUST GOVT 321121	2,780,000.00	2,349,981.98	
		1.75 AUST GOVT 510621	2,100,000.00	1,341,963.53	

		2. 25 AUST GOVT 280521	1,250,000.00	1,181,103.05	
		2. 5 AUST GOVT 300521	3,940,000.00	3,684,815.02	
		2. 75 AUST GOVT 271121	2,090,000.00	2,036,322.71	
		2. 75 AUST GOVT 281121	1,630,000.00	1,575,511.07	
		2. 75 AUST GOVT 291121	2,210,000.00	2,114,894.50	
		2. 75 AUST GOVT 350621	1,260,000.00	1,138,305.63	
		2. 75 AUST GOVT 410521	1,370,000.00	1,166,911.28	
		3 AUST GOVT 331121	1,900,000.00	1,793,563.42	
		3 AUST GOVT 470321	1,760,000.00	1,520,266.83	
		3. 25 AUST GOVT 250421	4,760,000.00	4,775,346.71	
		3. 25 AUST GOVT 290421	2,260,000.00	2,241,532.36	
		3. 25 AUST GOVT 390621	1,640,000.00	1,522,632.76	
		3. 75 AUST GOVT 370421	1,300,000.00	1,297,061.96	
		4. 25 AUST GOVT 260421	3,320,000.00	3,438,997.76	
		4. 5 AUST GOVT 330421	2,510,000.00	2,712,868.74	
		4. 75 AUST GOVT 270421	2,050,000.00	2,181,034.77	
		オーストラリアドル合計	57,190,000.00	52,642,517.15 (5,145,806,051)	
イギリス ポンド	国債証券	0. 125 GILT 240131	3,500,000.00	3,359,120.80	
		0. 125 GILT 260130	1,100,000.00	999,083.80	
		0. 125 GILT 280131	1,100,000.00	944,676.70	
		0. 25 GILT 250131	3,600,000.00	3,361,860.00	
		0. 25 GILT 310731	2,660,000.00	2,073,071.00	
		0. 375 GILT 261022	1,900,000.00	1,706,200.00	
		0. 375 GILT 301022	1,690,000.00	1,369,660.50	
		0. 5 GILT 290131	1,250,000.00	1,065,364.10	
		0. 5 GILT 611022	1,700,000.00	667,794.00	
		0. 625 GILT 250607	1,380,000.00	1,296,329.49	
		0. 625 GILT 350731	2,440,000.00	1,731,302.00	
		0. 625 GILT 501022	1,240,000.00	611,098.78	
		0. 875 GILT 291022	2,060,000.00	1,779,943.00	
		0. 875 GILT 330731	1,300,000.00	1,017,887.00	
		0. 875 GILT 460131	1,270,000.00	730,938.34	
		1 GILT 240422	1,700,000.00	1,645,583.00	
		1 GILT 320131	1,300,000.00	1,071,523.03	
		1. 125 GILT 390131	1,610,000.00	1,132,003.88	

1. 125 GILT 731022	1, 250, 000. 00	615, 862. 50	
1. 25 GILT 270722	1, 770, 000. 00	1, 630, 524. 00	
1. 25 GILT 411022	2, 630, 000. 00	1, 801, 941. 87	
1. 25 GILT 510731	1, 470, 000. 00	874, 650. 00	
1. 5 GILT 260722	2, 290, 000. 00	2, 167, 883. 00	
1. 5 GILT 470722	2, 110, 000. 00	1, 398, 740. 10	
1. 5 GILT 530731	700, 000. 00	439, 610. 92	
1. 625 GILT 281022	1, 540, 000. 00	1, 425, 109. 53	
1. 625 GILT 541022	1, 530, 000. 00	989, 128. 06	
1. 625 GILT 711022	1, 530, 000. 00	935, 442. 00	
1. 75 GILT 370907	2, 390, 000. 00	1, 905, 120. 62	
1. 75 GILT 490122	1, 180, 000. 00	822, 932. 00	
1. 75 GILT 570722	2, 130, 000. 00	1, 423, 734. 60	
2 GILT 250907	1, 760, 000. 00	1, 712, 951. 68	
2. 5 GILT 650722	1, 960, 000. 00	1, 616, 608. 00	
2. 75 GILT 240907	1, 900, 000. 00	1, 890, 034. 12	
3. 25 GILT 440122	2, 360, 000. 00	2, 240, 768. 08	
3. 5 GILT 450122	2, 480, 000. 00	2, 443, 945. 76	
3. 5 GILT 680722	1, 700, 000. 00	1, 792, 936. 96	
3. 75 GILT 520722	1, 930, 000. 00	2, 022, 061. 00	
4 GILT 600122	1, 490, 000. 00	1, 694, 562. 10	
4. 25 GILT 271207	2, 320, 000. 00	2, 453, 077. 52	
4. 25 GILT 320607	2, 350, 000. 00	2, 574, 002. 00	
4. 25 GILT 360307	2, 050, 000. 00	2, 231, 756. 69	
4. 25 GILT 390907	1, 450, 000. 00	1, 585, 857. 75	
4. 25 GILT 401207	1, 920, 000. 00	2, 107, 055. 22	
4. 25 GILT 461207	2, 020, 000. 00	2, 232, 880. 52	
4. 25 GILT 491207	1, 510, 000. 00	1, 693, 782. 40	
4. 25 GILT 551207	2, 040, 000. 00	2, 367, 726. 00	
4. 5 GILT 340907	1, 630, 000. 00	1, 822, 224. 92	
4. 5 GILT 421207	2, 250, 000. 00	2, 559, 047. 85	
4. 75 GILT 301207	2, 330, 000. 00	2, 624, 184. 40	
4. 75 GILT 381207	1, 730, 000. 00	2, 004, 786. 62	
5 GILT 250307	2, 070, 000. 00	2, 164, 440. 02	
6 GILT 281207	1, 540, 000. 00	1, 795, 717. 30	
イギリスポンド合計	98, 110, 000. 00	88, 624, 525. 53	

				(14,700,150,049)
シンガポ ールドル	国債証券	1.25 SINGAPORGOVT 261101	700,000.00	654,010.00
		1.625 SINGAPORGOV 310701	450,000.00	400,180.99
		1.875 SINGAPORGOV 500301	700,000.00	539,700.00
		1.875 SINGAPORGOV 511001	950,000.00	726,655.00
		2.125 SINGAPORGOV 260601	1,530,000.00	1,487,925.00
		2.25 SINGAPORGOVT 360801	830,000.00	749,116.50
		2.375 SINGAPORGOV 250601	1,400,000.00	1,380,820.00
		2.375 SINGAPORGOV 390701	380,000.00	343,140.00
		2.625 SINGAPORGOV 280501	800,000.00	785,040.00
		2.625 SINGAPORGOV 320801	700,000.00	673,307.22
		2.75 SINGAPORGOVT 420401	580,000.00	546,928.40
		2.75 SINGAPORGOVT 460301	790,000.00	738,255.00
		2.875 SINGAPORGOV 290701	920,000.00	911,720.00
		2.875SINGAPORGOVT 300901	1,140,000.00	1,125,750.00
		3 SINGAPORGOVT 240901	1,500,000.00	1,502,700.00
		3.375 SINGAPORGOV 330901	780,000.00	800,670.00
3.5 SINGAPORGOVT 270301	760,000.00	776,492.00		
シンガポールドドル合計			14,910,000.00	14,142,410.11 (1,443,940,072)
マレーシ アリンギ ット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	1,800,000.00	1,618,872.30
		3.502MALAYSIAGOV 270531	1,400,000.00	1,384,559.79
		3.733 MALAYSIAGO 280615	2,800,000.00	2,768,664.89
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	3,230,000.00	2,960,139.49
		3.828 MALAYSIAGOV 340705	2,300,000.00	2,206,362.28
		3.844 MALAYSIAGOV 330415	1,400,000.00	1,362,384.66
		3.882 MALAYSIAGOV 250314	1,310,000.00	1,326,610.66
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	2,000,000.00	1,989,749.14
		3.892 MALAYSIAGOV 270315	1,500,000.00	1,510,498.20
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	1,740,000.00	1,750,401.19
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	2,500,000.00	2,521,993.75
		3.906 MALAYSIAGOV 260715	1,400,000.00	1,415,004.92
		3.955 MALAYSIAGOV 250915	3,920,000.00	3,974,541.31
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	2,450,000.00	2,252,754.73
		4.181 MALAYSIAGOV 240715	4,100,000.00	4,166,123.98
		4.232MALAYSIAGOV 310630	3,050,000.00	3,095,561.51



		4. 254 MALAYSIAGOV 350531	2,150,000.00	2,134,033.45	
		4. 392 MALAYSIAGOV 260415	900,000.00	925,025.76	
		4. 498 MALAYSIAGOV 300415	2,240,000.00	2,311,491.84	
		4. 504 MALAYSIAGOV 290430	500,000.00	515,859.40	
		4. 642 MALAYSIAGOV 331107	1,200,000.00	1,248,947.04	
		4. 736 MALAYSIAGOV 460315	1,650,000.00	1,691,296.86	
		4. 762 MALAYSIAGOV 370407	2,940,000.00	3,085,843.11	
		4. 893 MALAYSIAGOV 380608	950,000.00	1,004,358.81	
		4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2,020,000.00	2,122,427.53	
		4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2,200,000.00	2,325,237.42	
マレーシアリングット合計			53,650,000.00	53,668,744.02	(1,703,381,532)
スウェーデン クローネ	国債証券	0. 125 SWD GOVT 310512	7,850,000.00	6,713,376.36	
		0. 75 SWD GOVT 280512	6,900,000.00	6,420,160.20	
		0. 75 SWD GOVT 291112	6,300,000.00	5,761,681.38	
		1 SWD GOVT 261112	10,460,000.00	9,960,589.39	
		1. 5 SWD GOVT 231113	9,940,000.00	9,862,770.77	
		2. 25 SWD GOVT 320601	6,750,000.00	6,964,481.25	
		2. 5 SWD GOVT 250512	8,260,000.00	8,289,493.15	
		3. 5 SWD GOVT 390330	5,470,000.00	6,693,124.82	
スウェーデンクローネ合計			61,930,000.00	60,665,677.32	(818,379,987)
ノルウェー クローネ	国債証券	1. 25 NORWE GOVT 310917	3,500,000.00	2,935,380.00	
		1. 375 NORWE GOVT 300819	7,570,000.00	6,547,944.02	
		1. 5 NORWE GOVT 260219	4,860,000.00	4,571,097.30	
		1. 75 NORWE GOVT 250313	8,950,000.00	8,610,481.75	
		1. 75 NORWE GOVT 270217	4,170,000.00	3,896,899.19	
		1. 75 NORWE GOVT 290906	4,200,000.00	3,789,361.80	
		2 NORWE GOVT 280426	6,200,000.00	5,774,258.40	
		2. 125 NORWE GOVT 320518	3,000,000.00	2,702,700.00	
		3 NORWE GOVT 240314	6,300,000.00	6,280,483.16	
ノルウェークローネ合計			48,750,000.00	45,108,605.62	(651,819,351)
デンマーク クローネ	国債証券	0 DMK GOVT 241115	2,300,000.00	2,227,964.00	
		0 DMK GOVT 311115	7,500,000.00	6,242,313.75	
		0. 25 DMK GOVT 521115	6,300,000.00	3,680,271.00	

		0.5 DMK GOVT 271115	9,050,000.00	8,468,540.21	
		0.5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,564,524.50	
		1.5 DMK GOVT 231115	3,250,000.00	3,264,813.50	
		1.75 DMK GOVT 251115	7,490,000.00	7,527,354.87	
		4.5 DMK GOVT 391115	13,840,000.00	18,442,569.50	
デンマーククローネ合計			60,280,000.00	59,418,351.33 (1,149,150,914)	
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	47,950,000.00	48,339,421.13	
		10 MEXICAN BONOS 361120	11,150,000.00	12,149,575.20	
		5 MEXICAN BONOS 250306	14,000,000.00	12,591,217.52	
		5.5 MEXICAN BONOS 270304	13,000,000.00	11,279,679.32	
		5.75 MEXICAN BONO 260305	57,900,000.00	51,761,979.89	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	40,250,000.00	37,964,809.87	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	39,350,000.00	36,545,290.18	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	11,200,000.00	10,137,822.35	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	27,890,000.00	24,621,591.81	
		8 MEXICAN BONOS 231207	26,430,000.00	25,809,758.99	
		8 MEXICAN BONOS 240905	12,000,000.00	11,635,065.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	29,900,000.00	27,199,339.90	
		8 MEXICAN BONOS 530731	5,000,000.00	4,551,328.80	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	35,050,000.00	34,282,731.31	
8.5 MEXICAN BONOS 381118	25,700,000.00	24,571,979.45			
メキシコペソ合計			396,770,000.00	373,441,590.72 (2,685,045,037)	
イスラエル シェケル	国債証券	0.5 ISRAEL FIXED 250430	4,000,000.00	3,768,200.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	2,800,000.00	2,435,860.00	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	2,400,000.00	1,925,040.00	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	3,080,000.00	3,033,800.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 240331	6,250,000.00	6,443,125.00	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	2,800,000.00	2,983,820.00	
		5.5 ISRAEL FIXED 420131	2,580,000.00	3,464,295.00	
		6.25 ISRAEL FIXED 261030	5,000,000.00	5,901,750.00	
イスラエルシェケル合計			28,910,000.00	29,955,890.00 (1,254,834,258)	
ポーランド ズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	3,000,000.00	2,357,550.00	
		1.25 POLAND 301025	4,090,000.00	2,862,182.00	

		1. 75 POLAND 320425	3,000,000.00	2,087,250.00	
		2. 25 POLAND 241025	4,000,000.00	3,683,056.00	
		2. 5 POLAND 240425	2,600,000.00	2,446,392.00	
		2. 5 POLAND 260725	6,540,000.00	5,681,625.00	
		2. 5 POLAND 270725	5,190,000.00	4,373,613.00	
		2. 75 POLAND 280425	4,760,000.00	4,010,823.60	
		2. 75 POLAND 291025	4,900,000.00	3,980,025.00	
		3. 25 POLAND 250725	7,300,000.00	6,694,830.00	
		4 POLAND 231025	4,300,000.00	4,180,159.00	
		5. 75 POLAND 290425	3,450,000.00	3,383,380.50	
ポーランドズロチ合計			53,130,000.00	45,740,886.10 (1,402,465,882)	
中国元	国債証券	1. 99 CHINA GOVT 250409	20,000,000.00	19,909,000.00	
		2. 18 CHINA GOVT 250825	16,000,000.00	16,002,529.60	
		2. 37 CHINA GOVT 270120	13,000,000.00	12,977,274.57	
		2. 47 CHINA GOVT 240902	13,000,000.00	13,110,435.00	
		2. 48 CHINA GOVT 270415	6,000,000.00	6,025,317.00	
		2. 56 CHINA GOVT 231021	10,000,000.00	10,078,068.00	
		2. 68 CHINA GOVT 300521	16,000,000.00	16,021,505.60	
		2. 69 CHINA GOVT 260812	15,000,000.00	15,192,097.50	
		2. 75 CHINA GOVT 290615	9,000,000.00	9,072,373.50	
		2. 75 CHINA GOVT 320217	4,000,000.00	4,016,089.20	
		2. 76 CHINA GOVT 320515	12,000,000.00	12,112,771.20	
		2. 8 CHINA GOVT 290324	6,000,000.00	6,070,193.40	
		2. 84 CHINA GOVT 240408	15,000,000.00	15,215,596.50	
		2. 85 CHINA GOVT 270604	17,000,000.00	17,362,215.60	
		2. 89 CHINA GOVT 311118	5,000,000.00	5,072,075.00	
		2. 9 CHINA GOVT 260505	6,000,000.00	6,128,779.80	
		2. 91 CHINA GOVT 281014	6,000,000.00	6,112,140.00	
		2. 94 CHINA GOVT 241017	7,000,000.00	7,132,276.20	
		3. 01 CHINA GOVT 280513	9,000,000.00	9,226,790.10	
		3. 02 CHINA GOVT 251022	12,000,000.00	12,297,501.60	
3. 02 CHINA GOVT 310527	14,000,000.00	14,336,931.00			
3. 03 CHINA GOVT 260311	8,000,000.00	8,209,096.80			
3. 12 CHINA GOVT 261205	10,000,000.00	10,303,254.00			
3. 13 CHINA GOVT 291121	7,000,000.00	7,224,746.90			

		3. 25 CHINA GOVT 260606	10,000,000.00	10,353,481.00	
		3. 25 CHINA GOVT 281122	8,000,000.00	8,325,168.00	
		3. 27 CHINA GOVT 301119	13,000,000.00	13,598,117.00	
		3. 28 CHINA GOVT 271203	7,000,000.00	7,294,527.10	
		3. 29 CHINA GOVT 290523	9,000,000.00	9,401,388.30	
		3. 32 CHINA GOVT 520415	6,000,000.00	6,266,245.80	
		3. 39 CHINA GOVT 500316	12,000,000.00	12,534,919.20	
		3. 53 CHINA GOVT 511018	4,000,000.00	4,326,040.00	
		3. 54 CHINA GOVT 280816	4,000,000.00	4,245,062.00	
		3. 57 CHINA GOVT 240622	10,000,000.00	10,294,260.00	
		3. 59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,416,875.20	
		3. 6 CHINA GOVT 250906	12,000,000.00	12,544,857.60	
		3. 61 CHINA GOVT 250607	10,000,000.00	10,425,327.00	
		3. 69 CHINA GOVT 240921	6,000,000.00	6,214,004.40	
		3. 69 CHINA GOVT 280517	18,000,000.00	19,228,284.00	
		3. 72 CHINA GOVT 510412	4,000,000.00	4,436,885.20	
		3. 77 CHINA GOVT 250308	11,000,000.00	11,488,723.40	
		3. 81 CHINA GOVT 500914	8,000,000.00	8,993,696.80	
		3. 86 CHINA GOVT 490722	6,000,000.00	6,777,390.60	
		4. 08 CHINA GOVT 481022	11,000,000.00	12,835,839.50	
中国元合計			432,000,000.00	446,210,150.17 (9,197,149,752)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 250420	800,000.00	767,499.20	
		0 AUSTRIA GOVT 281020	400,000.00	353,906.00	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	1,450,000.00	1,240,399.60	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	1,650,000.00	1,373,121.09	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	720,000.00	454,298.40	
		0 BEL GOVT 271022	500,000.00	454,506.00	
		0 BEL GOVT 311022	1,700,000.00	1,393,843.60	
		0 BUND 260815	4,880,000.00	4,631,466.48	
		0 BUND 271115	2,500,000.00	2,316,812.50	
		0 BUND 281115	1,700,000.00	1,550,794.40	
		0 BUND 290815	2,990,000.00	2,693,287.35	
		0 BUND 300215	2,120,000.00	1,892,869.56	
		0 BUND 300815	4,960,000.00	4,384,828.48	
		0 BUND 310215	1,200,000.00	1,050,918.00	

0 BUND 310815	5,200,000.00	4,507,313.20	
0 BUND 320215	3,180,000.00	2,724,652.62	
0 BUND 350515	3,630,000.00	2,892,021.00	
0 BUND 360515	2,020,000.00	1,576,870.58	
0 BUND 500815	4,390,000.00	2,674,137.77	
0 BUND 500815	960,000.00	586,790.40	
0 BUND 520815	2,060,000.00	1,203,575.60	
0 FINNISH GOVT 240915	850,000.00	828,116.75	
0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	636,578.25	
0 IRISH GOVT 311018	350,000.00	288,151.50	
0 ITALY GOVT 240815	2,500,000.00	2,388,134.57	
0 ITALY GOVT 260401	2,300,000.00	2,075,048.50	
0 ITALY GOVT 260801	1,600,000.00	1,426,750.40	
0 NETH GOVT 240115	2,540,000.00	2,499,995.00	
0 NETH GOVT 270115	1,950,000.00	1,818,063.00	
0 NETH GOVT 290115	500,000.00	446,011.50	
0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,301,050.65	
0 NETH GOVT 380115	1,140,000.00	820,664.34	
0 NETH GOVT 520115	1,690,000.00	911,591.56	
0 O. A. T 240325	6,000,000.00	5,885,808.00	
0 O. A. T 250225	3,200,000.00	3,079,114.65	
0 O. A. T 250325	7,580,000.00	7,290,330.30	
0 O. A. T 260225	4,600,000.00	4,353,159.40	
0 O. A. T 270225	5,700,000.00	5,274,865.50	
0 O. A. T 291125	5,180,000.00	4,506,659.56	
0 O. A. T 301125	6,190,000.00	5,242,942.38	
0 O. A. T 311125	5,500,000.00	4,529,558.00	
0 O. A. T 320525	4,550,000.00	3,680,422.20	
0 OBL 241018	4,400,000.00	4,289,045.20	
0 OBL 250411	1,100,000.00	1,064,752.70	
0 OBL 260410	1,700,000.00	1,622,719.70	
0 OBL 261009	2,900,000.00	2,738,115.21	
0 OBL 270416	1,900,000.00	1,778,202.40	
0 SPAIN GOVT 240531	1,600,000.00	1,559,414.40	
0 SPAIN GOVT 250131	2,930,000.00	2,812,782.42	
0 SPAIN GOVT 250531	5,000,000.00	4,752,895.00	

0 SPAIN GOVT 260131	3,000,000.00	2,809,329.00	
0 SPAIN GOVT 270131	2,800,000.00	2,553,213.60	
0 SPAIN GOVT 280131	2,800,000.00	2,487,738.40	
0.1 BEL GOVT 300622	1,500,000.00	1,294,051.06	
0.1 SPAIN GOVT 310430	2,660,000.00	2,148,035.12	
0.125 FINNISH GOV 310915	270,000.00	225,608.49	
0.125 FINNISH GOV 360415	510,000.00	375,805.74	
0.125 FINNISH GOV 520415	490,000.00	256,172.98	
0.2 IRISH GOVT 270515	500,000.00	464,861.50	
0.2 IRISH GOVT 301018	620,000.00	533,939.04	
0.2 SCHATS 240614	3,800,000.00	3,735,146.92	
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	400,000.00	294,126.00	
0.25 BUND 270215	4,390,000.00	4,178,021.16	
0.25 BUND 280815	3,540,000.00	3,289,187.46	
0.25 BUND 290215	4,600,000.00	4,247,193.80	
0.25 FINNISH GOVT 400915	500,000.00	337,748.50	
0.25 ITALY GOVT 280315	1,700,000.00	1,438,973.50	
0.25 NETH GOVT 250715	1,930,000.00	1,863,972.86	
0.25 NETH GOVT 290715	2,300,000.00	2,072,375.90	
0.25 O.A.T 261125	4,750,000.00	4,471,545.50	
0.35 BEL GOVT 320622	1,650,000.00	1,364,342.58	
0.35 IRISH GOVT 321018	400,000.00	330,410.00	
0.35 ITALY GOVT 250201	3,060,000.00	2,906,143.20	
0.4 BEL GOVT 400622	800,000.00	536,494.40	
0.4 IRISH GOVT 350515	700,000.00	545,951.17	
0.45 ITALY GOVT 290215	1,700,000.00	1,406,923.40	
0.5 AUSTRIA GOVT 270420	1,400,000.00	1,322,685.00	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	1,310,000.00	1,189,749.86	
0.5 BEL GOVT 241022	1,740,000.00	1,707,393.27	
0.5 BUND 250215	5,060,000.00	4,968,930.12	
0.5 BUND 260215	5,820,000.00	5,663,133.54	
0.5 BUND 270815	3,820,000.00	3,652,450.98	
0.5 BUND 280215	3,230,000.00	3,064,116.89	
0.5 FINNISH GOVT 260415	1,670,000.00	1,604,598.45	
0.5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	656,731.60	
0.5 FINNISH GOVT 280915	580,000.00	533,724.70	

0. 5 FINNISH GOVT 290915	720,000.00	649,966.32	
0. 5 FINNISH GOVT 430415	480,000.00	325,140.96	
0. 5 ITALY GOVT 260201	2,450,000.00	2,266,495.00	
0. 5 ITALY GOVT 280715	2,000,000.00	1,699,200.00	
0. 5 NETH GOVT 260715	3,850,000.00	3,695,068.30	
0. 5 NETH GOVT 320715	600,000.00	520,108.80	
0. 5 NETH GOVT 400115	1,840,000.00	1,407,993.76	
0. 5 O. A. T 250525	5,840,000.00	5,676,398.24	
0. 5 O. A. T 260525	5,300,000.00	5,083,309.50	
0. 5 O. A. T 290525	5,900,000.00	5,378,056.50	
0. 5 O. A. T 400525	2,930,000.00	2,057,340.52	
0. 5 O. A. T 440625	1,930,000.00	1,267,392.40	
0. 5 O. A. T 720525	1,250,000.00	551,560.00	
0. 5 SPAIN GOVT 300430	2,580,000.00	2,230,967.28	
0. 5 SPAIN GOVT 311031	3,900,000.00	3,217,531.20	
0. 55 IRISH GOVT 410422	450,000.00	313,126.20	
0. 6 ITALY GOVT 310801	3,100,000.00	2,355,297.85	
0. 6 SPAIN GOVT 291031	2,150,000.00	1,899,202.50	
0. 65 BEL GOVT 710622	740,000.00	340,034.44	
0. 65 ITALY GOVT 231015	4,720,000.00	4,649,318.00	
0. 7 AUSTRIA GOVT 710420	130,000.00	65,215.80	
0. 7 SPAIN GOVT 320430	2,950,000.00	2,440,476.00	
0. 75 AUSTRIA GOVT 261020	1,940,000.00	1,867,601.14	
0. 75 AUSTRIA GOVT 280220	1,510,000.00	1,418,069.69	
0. 75 AUSTRIA GOVT 510320	780,000.00	504,430.80	
0. 75 FINNISH GOVT 310415	820,000.00	733,472.78	
0. 75 NETH GOVT 270715	2,670,000.00	2,559,616.86	
0. 75 NETH GOVT 280715	2,150,000.00	2,034,291.30	
0. 75 O. A. T 280225	1,700,000.00	1,599,785.00	
0. 75 O. A. T 280525	6,950,000.00	6,531,610.00	
0. 75 O. A. T 281125	6,660,000.00	6,218,255.52	
0. 75 O. A. T 520525	3,860,000.00	2,375,478.74	
0. 75 O. A. T 530525	2,730,000.00	1,638,958.23	
0. 8 BEL GOVT 250622	2,970,000.00	2,911,663.26	
0. 8 BEL GOVT 270622	1,930,000.00	1,842,796.81	
0. 8 BEL GOVT 280622	1,750,000.00	1,647,493.75	

0. 8 SPAIN GOVT 270730	2, 500, 000. 00	2, 347, 015. 00	
0. 8 SPAIN GOVT 290730	280, 000. 00	251, 223. 00	
0. 85 ITALY GOVT 270115	2, 310, 000. 00	2, 107, 366. 80	
0. 85 SPAIN GOVT 370730	1, 350, 000. 00	981, 406. 80	
0. 875 FINNISH GOV 250915	630, 000. 00	617, 973. 55	
0. 9 AUSTRIA GOVT 320220	620, 000. 00	546, 561. 00	
0. 9 BEL GOVT 290622	2, 280, 000. 00	2, 126, 017. 92	
0. 9 IRISH GOVT 280515	1, 360, 000. 00	1, 286, 864. 64	
0. 9 ITALY GOVT 310401	2, 830, 000. 00	2, 241, 555. 27	
0. 95 ITALY GOVT 270915	1, 800, 000. 00	1, 616, 146. 20	
0. 95 ITALY GOVT 300801	1, 500, 000. 00	1, 221, 583. 50	
0. 95 ITALY GOVT 311201	2, 050, 000. 00	1, 591, 773. 75	
0. 95 ITALY GOVT 320601	2, 100, 000. 00	1, 605, 586. 50	
0. 95 ITALY GOVT 370301	2, 060, 000. 00	1, 375, 233. 34	
1 BEL GOVT 260622	2, 240, 000. 00	2, 187, 644. 48	
1 BEL GOVT 310622	2, 020, 000. 00	1, 839, 008. 00	
1 BUND 240815	3, 600, 000. 00	3, 589, 401. 13	
1 BUND 250815	4, 740, 000. 00	4, 704, 416. 82	
1 BUND 380515	700, 000. 00	617, 459. 50	
1 IRISH GOVT 260515	1, 640, 000. 00	1, 604, 067. 60	
1 O. A. T 251125	4, 480, 000. 00	4, 398, 683. 52	
1 O. A. T 270525	4, 550, 000. 00	4, 392, 378. 90	
1 SPAIN GOVT 420730	350, 000. 00	238, 548. 45	
1 SPAIN GOVT 501031	2, 380, 000. 00	1, 401, 401. 12	
1. 1 IRISH GOVT 290515	1, 400, 000. 00	1, 324, 198. 40	
1. 1 ITALY GOVT 270401	1, 800, 000. 00	1, 645, 047. 00	
1. 125 FINNISH GOV 340415	860, 000. 00	752, 937. 74	
1. 2 AUSTRIA GOVT 251020	1, 710, 000. 00	1, 690, 057. 98	
1. 2 ITALY GOVT 250815	1, 300, 000. 00	1, 242, 055. 75	
1. 2 SPAIN GOVT 401031	2, 330, 000. 00	1, 684, 876. 59	
1. 25 BEL GOVT 330422	1, 580, 000. 00	1, 424, 889. 82	
1. 25 BUND 480815	3, 600, 000. 00	3, 206, 646. 00	
1. 25 ITALY GOVT 261201	2, 680, 000. 00	2, 497, 985. 12	
1. 25 O. A. T 340525	4, 670, 000. 00	4, 112, 028. 40	
1. 25 O. A. T 360525	5, 300, 000. 00	4, 520, 516. 91	
1. 25 O. A. T 380525	400, 000. 00	329, 857. 20	



1. 25 SPAIN GOVT 301031	3, 230, 000. 00	2, 927, 148. 74	
1. 3 IRISH GOVT 330515	630, 000. 00	570, 127. 32	
1. 3 OBL 271015	600, 000. 00	592, 953. 00	
1. 3 SPAIN GOVT 261031	2, 250, 000. 00	2, 190, 807. 00	
1. 35 IRISH GOVT 310318	1, 070, 000. 00	1, 013, 981. 22	
1. 35 ITALY GOVT 300401	3, 610, 000. 00	3, 075, 634. 69	
1. 375 FINNISH GOV 470415	540, 000. 00	438, 433. 02	
1. 4 BEL GOVT 530622	1, 070, 000. 00	758, 904. 37	
1. 4 SPAIN GOVT 280430	2, 540, 000. 00	2, 431, 801. 08	
1. 4 SPAIN GOVT 280730	3, 000, 000. 00	2, 858, 616. 00	
1. 45 BEL GOVT 370622	720, 000. 00	613, 440. 00	
1. 45 ITALY GOVT 241115	2, 400, 000. 00	2, 350, 285. 39	
1. 45 ITALY GOVT 250515	2, 300, 000. 00	2, 227, 619. 00	
1. 45 ITALY GOVT 360301	1, 540, 000. 00	1, 134, 584. 22	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	2, 730, 000. 00	2, 637, 368. 37	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	2, 560, 000. 00	2, 422, 922. 24	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	750, 000. 00	394, 020. 00	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	1, 150, 000. 00	948, 146. 25	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	460, 000. 00	312, 701. 10	
1. 5 BUND 240515	3, 460, 000. 00	3, 483, 119. 72	
1. 5 IRISH GOVT 500515	920, 000. 00	708, 493. 84	
1. 5 ITALY GOVT 250601	2, 500, 000. 00	2, 425, 842. 50	
1. 5 ITALY GOVT 450430	1, 510, 000. 00	941, 266. 05	
1. 5 O. A. T 310525	6, 400, 000. 00	6, 141, 657. 60	
1. 5 O. A. T 500525	3, 840, 000. 00	2, 985, 446. 40	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	3, 000, 000. 00	2, 922, 327. 00	
1. 6 BEL GOVT 470622	1, 370, 000. 00	1, 086, 236. 01	
1. 6 ITALY GOVT 260601	3, 020, 000. 00	2, 884, 764. 40	
1. 6 SPAIN GOVT 250430	510, 000. 00	508, 163. 49	
1. 65 AUSTRIA GOVT 241021	1, 830, 000. 00	1, 839, 878. 34	
1. 65 ITALY GOVT 301201	2, 870, 000. 00	2, 453, 771. 07	
1. 65 ITALY GOVT 320301	2, 800, 000. 00	2, 319, 175. 60	
1. 7 BEL GOVT 500622	1, 160, 000. 00	918, 643. 76	
1. 7 IRISH GOVT 370515	980, 000. 00	882, 466. 48	
1. 7 ITALY GOVT 510901	2, 060, 000. 00	1, 266, 012. 14	
1. 75 AUSTRIA GOVT 231020	4, 000, 000. 00	4, 030, 580. 00	

1.75 BUND 240215	5,000,000.00	5,054,670.00	
1.75 O.A.T 241125	6,020,000.00	6,056,089.90	
1.75 O.A.T 390625	3,750,000.00	3,354,213.75	
1.75 O.A.T 660525	1,750,000.00	1,383,793.25	
1.8 ITALY GOVT 410301	1,990,000.00	1,402,038.58	
1.85 AUSTRIA GOVT 490523	490,000.00	428,078.70	
1.85 ITALY GOVT 240515	2,370,000.00	2,350,945.20	
1.85 ITALY GOVT 250701	2,400,000.00	2,345,344.80	
1.85 SPAIN GOVT 350730	2,500,000.00	2,196,405.00	
1.9 BEL GOVT 380622	1,110,000.00	999,737.04	
1.9 SPAIN GOVT 521031	950,000.00	686,630.55	
1.95 SPAIN GOVT 260430	3,370,000.00	3,368,705.92	
1.95 SPAIN GOVT 300730	2,590,000.00	2,488,456.46	
2 FINNISH GOVT 240415	1,620,000.00	1,641,405.06	
2 IRISH GOVT 450218	1,220,000.00	1,088,727.39	
2 ITALY GOVT 251201	2,680,000.00	2,616,261.56	
2 ITALY GOVT 280201	3,580,000.00	3,364,269.20	
2 NETH GOVT 240715	2,100,000.00	2,127,770.40	
2 O.A.T 321125	1,150,000.00	1,121,406.40	
2 O.A.T 480525	3,730,000.00	3,285,984.53	
2.05 ITALY GOVT 270801	3,050,000.00	2,897,640.30	
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	1,040,000.00	860,941.12	
2.1 ITALY GOVT 260715	2,350,000.00	2,280,295.47	
2.15 BEL GOVT 660622	910,000.00	783,651.05	
2.15 ITALY GOVT 520901	200,000.00	133,397.80	
2.15 SPAIN GOVT 251031	3,180,000.00	3,212,979.78	
2.2 ITALY GOVT 270601	600,000.00	576,025.80	
2.25 BEL GOVT 570622	780,000.00	693,680.52	
2.25 ITALY GOVT 360901	2,140,000.00	1,738,692.22	
2.25 O.A.T 240525	6,190,000.00	6,288,052.69	
2.35 SPAIN GOVT 330730	2,610,000.00	2,489,861.70	
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	1,160,000.00	1,158,537.24	
2.4 IRISH GOVT 300515	1,640,000.00	1,690,277.48	
2.45 ITALY GOVT 231001	1,550,000.00	1,556,603.00	
2.45 ITALY GOVT 330901	2,470,000.00	2,131,968.15	
2.45 ITALY GOVT 500901	1,990,000.00	1,451,833.35	

2.5 BUND 440704	3,500,000.00	3,932,337.50	
2.5 BUND 460815	3,790,000.00	4,321,157.13	
2.5 ITALY GOVT 241201	2,830,000.00	2,833,381.85	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,330,000.00	2,308,348.12	
2.5 ITALY GOVT 321201	900,000.00	788,964.30	
2.5 NETH GOVT 330115	2,010,000.00	2,098,701.30	
2.5 O. A. T 300525	6,850,000.00	7,129,212.85	
2.55 SPAIN GOVT 321031	1,300,000.00	1,264,880.50	
2.6 BEL GOVT 240622	2,180,000.00	2,226,462.34	
2.625 FINNISH GOV 420704	680,000.00	689,394.20	
2.7 ITALY GOVT 470301	2,260,000.00	1,786,624.92	
2.7 SPAIN GOVT 481031	1,920,000.00	1,741,577.93	
2.75 FINNISH GOVT 280704	730,000.00	765,523.26	
2.75 NETH GOVT 470115	2,390,000.00	2,678,516.02	
2.75 O. A. T 271025	6,690,000.00	6,997,686.48	
2.75 SPAIN GOVT 241031	2,000,000.00	2,048,082.00	
2.8 ITALY GOVT 281201	2,880,000.00	2,790,144.00	
2.8 ITALY GOVT 290615	1,200,000.00	1,147,137.60	
2.8 ITALY GOVT 670301	2,460,000.00	1,860,976.51	
2.9 SPAIN GOVT 461031	2,310,000.00	2,194,098.06	
2.95 ITALY GOVT 380901	1,780,000.00	1,546,221.92	
3 BEL GOVT 340622	930,000.00	977,141.70	
3 ITALY GOVT 290801	2,800,000.00	2,718,290.40	
3.1 ITALY GOVT 400301	1,640,000.00	1,435,208.28	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	840,000.00	938,022.12	
3.25 BUND 420704	2,380,000.00	2,954,053.14	
3.25 ITALY GOVT 380301	840,000.00	754,443.48	
3.25 ITALY GOVT 460901	1,950,000.00	1,706,844.75	
3.25 O. A. T 450525	3,690,000.00	4,070,726.82	
3.35 ITALY GOVT 350301	1,830,000.00	1,701,969.54	
3.4 IRISH GOVT 240318	820,000.00	845,465.10	
3.45 ITALY GOVT 480301	2,070,000.00	1,861,012.80	
3.45 SPAIN GOVT 660730	1,800,000.00	1,769,868.00	
3.5 ITALY GOVT 300301	3,750,000.00	3,744,502.50	
3.5 O. A. T 260425	5,590,000.00	5,954,468.00	
3.75 BEL GOVT 450622	1,320,000.00	1,532,424.96	

3. 75 ITALY GOVT 240901	3, 230, 000. 00	3, 315, 590. 47	
3. 75 NETH GOVT 420115	2, 210, 000. 00	2, 771, 423. 98	
3. 8 AUSTRIA GOVT 620126	560, 000. 00	726, 567. 52	
3. 8 SPAIN GOVT 240430	6, 210, 000. 00	6, 438, 049. 83	
3. 85 ITALY GOVT 490901	1, 640, 000. 00	1, 565, 991. 72	
4 BEL GOVT 320328	1, 140, 000. 00	1, 312, 292. 76	
4 BUND 370104	3, 480, 000. 00	4, 424, 270. 16	
4 FINNISH GOVT 250704	640, 000. 00	685, 739. 84	
4 ITALY GOVT 370201	3, 460, 000. 00	3, 456, 574. 60	
4 NETH GOVT 370115	2, 400, 000. 00	2, 938, 116. 00	
4 O. A. T 381025	3, 190, 000. 00	3, 785, 078. 55	
4 O. A. T 550425	2, 400, 000. 00	3, 084, 513. 60	
4 O. A. T 600425	1, 950, 000. 00	2, 581, 739. 55	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	1, 870, 000. 00	2, 251, 025. 59	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	2, 950, 000. 00	3, 346, 008. 00	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 200, 000. 00	2, 659, 571. 20	
4. 25 BUND 390704	2, 150, 000. 00	2, 893, 110. 95	
4. 4 SPAIN GOVT 231031	3, 300, 000. 00	3, 412, 711. 50	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 290, 000. 00	1, 416, 667. 68	
4. 5 ITALY GOVT 240301	5, 920, 000. 00	6, 117, 230. 72	
4. 5 ITALY GOVT 260301	3, 440, 000. 00	3, 635, 380. 64	
4. 5 O. A. T 410425	4, 640, 000. 00	5, 915, 589. 35	
4. 65 SPAIN GOVT 250730	2, 310, 000. 00	2, 498, 590. 71	
4. 7 SPAIN GOVT 410730	2, 620, 000. 00	3, 190, 151. 30	
4. 75 BUND 280704	1, 790, 000. 00	2, 107, 428. 21	
4. 75 BUND 340704	3, 050, 000. 00	4, 037, 666. 25	
4. 75 BUND 400704	2, 450, 000. 00	3, 523, 455. 25	
4. 75 ITALY GOVT 280901	3, 090, 000. 00	3, 320, 012. 80	
4. 75 ITALY GOVT 440901	2, 220, 000. 00	2, 420, 965. 50	
4. 75 O. A. T 350425	3, 540, 000. 00	4, 414, 953. 48	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 370, 000. 00	1, 523, 596. 18	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	2, 640, 000. 00	3, 273, 114. 50	
5 BEL GOVT 350328	2, 540, 000. 00	3, 204, 763. 72	
5 ITALY GOVT 250301	3, 100, 000. 00	3, 282, 078. 50	
5 ITALY GOVT 340801	3, 000, 000. 00	3, 271, 740. 30	
5 ITALY GOVT 390801	2, 700, 000. 00	3, 010, 143. 60	

	5 ITALY GOVT 400901	2,690,000.00	2,987,877.15	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	2,500,000.00	2,903,682.50	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	1,880,000.00	2,461,747.20	
	5.25 ITALY GOVT 291101	3,610,000.00	4,027,501.55	
	5.4 IRISH GOVT 250313	1,100,000.00	1,204,672.81	
	5.5 BEL GOVT 280328	2,760,000.00	3,292,484.04	
	5.5 BUND 310104	4,400,000.00	5,736,634.64	
	5.5 NETH GOVT 280115	1,480,000.00	1,764,512.24	
	5.5 O.A.T 290425	4,860,000.00	5,929,608.24	
	5.625 BUND 280104	1,790,000.00	2,163,694.72	
	5.75 ITALY GOVT 330201	2,660,000.00	3,064,937.12	
	5.75 O.A.T 321025	4,460,000.00	5,865,555.62	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	2,490,000.00	3,149,962.05	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	2,050,000.00	2,355,093.30	
	6 ITALY GOVT 310501	3,440,000.00	4,026,657.60	
	6 O.A.T 251025	3,490,000.00	3,958,061.35	
	6 SPAIN GOVT 290131	3,100,000.00	3,783,829.00	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,240,000.00	1,497,653.40	
	6.25 BUND 300104	3,150,000.00	4,171,878.58	
	6.5 BUND 270704	2,250,000.00	2,768,233.50	
	6.5 ITALY GOVT 271101	3,950,000.00	4,588,244.95	
	7.25 ITALY GOVT 261101	1,600,000.00	1,874,903.52	
	9 ITALY GOVT 231101	3,350,000.00	3,606,043.85	
ユーロ合計		790,630,000.00	763,560,770.30 (109,822,945,592)	
	合計		327,284,675,284 (327,284,675,284)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 232 銘柄	100.00%	52.10%
カナダドル	国債証券 29 銘柄	100.00%	2.08%
オーストラリアドル	国債証券 25 銘柄	100.00%	1.57%

イギリスポンド	国債証券	53 銘柄	100.00%	4.49%
シンガポールドル	国債証券	17 銘柄	100.00%	0.44%
マレーシアリングgit	国債証券	26 銘柄	100.00%	0.52%
スウェーデンクローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.25%
ノルウェークローネ	国債証券	9 銘柄	100.00%	0.20%
デンマーククローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.35%
メキシコペソ	国債証券	15 銘柄	100.00%	0.82%
イスラエルシェケル	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.38%
ポーランドズロチ	国債証券	12 銘柄	100.00%	0.43%
中国元	国債証券	44 銘柄	100.00%	2.81%
ユーロ	国債証券	325 銘柄	100.00%	33.56%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

マネー・マーケット・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月12日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	367,902,050
現先取引勘定	1,599,999,604
流動資産合計	1,967,901,654
資産合計	1,967,901,654
負債の部	
流動負債	
未払解約金	74
未払利息	377
流動負債合計	451
負債合計	451
純資産の部	
元本等	
元本	1,932,804,244
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	35,096,959
元本等合計	1,967,901,203
純資産合計	1,967,901,203
負債純資産合計	1,967,901,654

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 期首	令和 3 年 9 月 11 日
期首元本額	1,317,611,322 円
期中追加設定元本額	1,827,617,329 円
期中一部解約元本額	1,212,424,407 円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	521,705,982 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,210,674 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	111,354 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	24,765,135 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	282,290 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,074,934 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパ ールファンド>	47,990,153 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシ アルピアコース> (毎月分配型)	669,935 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バス ケット通貨コース> (毎月分配型)	212,322 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	6,895,341 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配 型)	1,378,553 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコ ース> (毎月分配型)	123,415 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円 コース> (毎月分配型)	3,857,128 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米 ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪 ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブ ラジルリアルコース> (毎月分配型)	16,341,949 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資 源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	629,892 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ア ジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	642,729 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーパールファンド>	71,492,172 円

三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	11,006円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	20,635円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	3,307,993円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,156,977円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	3,517,041円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	845,131円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,016,827円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	2,895,129円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	1,528,278円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	215,434円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	490,224円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	175,974円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	125,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	208,430円



三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	69,822,821円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,203円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	2,178,993円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム (毎月決算型)	5,899,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	4,433,586円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (年2回分配型)	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (毎月分配型)	10,787円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (年2回分配型)	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	89,371円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	860,722,166円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287円

米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420 円
テンプレート新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	1,453,944 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	2,474,981 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ /マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	11,293,333 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	9,875,043 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)	6,887,212 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	5,484,593 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756 円
合計	1,932,804,244 円
2. 受益権の総数	1,932,804,244 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 9 月 11 日 至 令和 4 年 9 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィ

ードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 12 日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	14,967,002,240
II 負債総額	5,829,970
III 純資産総額 (I - II)	14,961,172,270
IV 発行済口数	13,236,766,367口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.1303
(10,000口当たり)	(11,303)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,380,626,358
II 負債総額	2,957,283
III 純資産総額 (I - II)	7,377,669,075
IV 発行済口数	6,723,171,938口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0973
(10,000口当たり)	(10,973)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,480,365,156
II 負債総額	4,653,072
III 純資産総額 (I - II)	7,475,712,084
IV 発行済口数	5,913,776,251口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2641
(10,000口当たり)	(12,641)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	4,537,542,175
II 負債総額	2,579,001
III 純資産総額 (I - II)	4,534,963,174
IV 発行済口数	3,909,842,286口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.1599
(10,000口当たり)	(11,599)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	4,653,440,899
II 負債総額	2,098,956
III 純資産総額 (I - II)	4,651,341,943
IV 発行済口数	3,494,190,677口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.3312
(10,000口当たり)	(13,312)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,226,247,075
II 負債総額	1,132,584
III 純資産総額 (I - II)	2,225,114,491
IV 発行済口数	1,866,816,856口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.1919
(10,000口当たり)	(11,919)

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,714,301,426
II 負債総額	2,123,339

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,712,178,087
Ⅳ 発行済口数	1,349,043,962口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2692
（10,000口当たり）	（12,692）

【三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	645,894,545
Ⅱ 負債総額	202,301
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	645,692,244
Ⅳ 発行済口数	556,659,719口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1599
（10,000口当たり）	（11,599）

（参考）

TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

令和4年9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	822,262,087,772
Ⅱ 負債総額	52,183,856,024
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	770,078,231,748
Ⅳ 発行済口数	355,168,025,870口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1682
（10,000口当たり）	（21,682）

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和4年9月30日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	1,757,258,874,801
Ⅱ 負債総額	6,728,847,145
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,750,530,027,656
Ⅳ 発行済口数	391,566,726,966口

V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	4.4706
(10,000口当たり)	(44,706)

日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	704,702,009,342
II 負債総額	3,442,052,483
III 純資産総額 (I - II)	701,259,956,859
IV 発行済口数	539,426,053,006口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.3000
(10,000口当たり)	(13,000)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	324,693,854,527
II 負債総額	251,719,014
III 純資産総額 (I - II)	324,442,135,513
IV 発行済口数	138,873,001,529口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.3363
(10,000口当たり)	(23,363)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,590,040,470
II 負債総額	6,007,839
III 純資産総額 (I - II)	3,584,032,631
IV 発行済口数	3,520,067,951口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.0182
(10,000口当たり)	(10,182)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等



2022年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2) 委託会社の機構

### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

### ・投資運用の意思決定機構

#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### ⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	903	21,413,405
追加型公社債投資信託	16	1,387,262
単位型株式投資信託	93	428,424
単位型公社債投資信託	52	133,498
合 計	1,064	23,362,589

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## (会計方針の変更)

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日



(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

#### 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### （有価証券関係）

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

### 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

### 第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

### 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

### 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。  
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。  
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。  
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### （1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2030年の決算日（第15計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 24%、外国株式 12%、国内債券 59%および外国債券 5%とします。

④ 2030年の決算日の翌日（第16計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。



- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2050年9月9日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。



(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第10計算期間の場合	年10,000分の34の率
第11計算期間から第15計算期間の場合	年10,000分の28の率

第16計算期間以降の場合

年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同

口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を

行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該

当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日



追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2035年の決算日（第18計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 29%、外国株式 14%、国内債券 52%および外国債券 5%とします。

④ 2035年の決算日の翌日（第19計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2055年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお



ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第3計算期間の場合	年10,000分の36の率
第4計算期間から第13計算期間の場合	年10,000分の34の率
第14計算期間から第18計算期間の場合	年10,000分の28の率
第19計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとなります。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した



ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定められます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2040年の決算日（第25計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 37%、外国株式 18%、国内債券 40%および外国債券 5%とします。

④ 2040年の決算日の翌日（第26計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2060年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、



手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行

うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第10計算期間の場合	年10,000分の36の率
第11計算期間から第20計算期間の場合	年10,000分の34の率



第21計算期間から第25計算期間の場合 年10,000分の28の率  
第26計算期間以降の場合 年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め  
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者  
の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別  
の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契  
約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条  
の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則と  
して、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと  
します。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則と  
して、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均  
され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定  
の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満  
期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表さ  
れる預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）  
の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値と  
の差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数  
値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に  
割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満  
期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および  
当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引  
をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国  
為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下  
本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該  
為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金  
額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた  
額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引  
の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあ  
らかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引  
を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日  
までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値  
に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをい  
います。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2045年の決算日（第28計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 39%、外国株式 20%、国内債券 36%および外国債券 5%とします。
- ④ 2045年の決算日の翌日（第29計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2065年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと



2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第13計算期間の場合	年10,000分の36の率
第14計算期間から第23計算期間の場合	年10,000分の34の率
第24計算期間から第28計算期間の場合	年10,000分の28の率
第29計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとなります。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め  
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日



追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2050年の決算日（第35計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 44%、外国株式 22%、国内債券 29%および外国債券 5%とします。

④ 2050年の決算日の翌日（第36計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2070年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行



うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替は委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からそ

の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年9月12日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第20計算期間の場合	年10,000分の36の率
第21計算期間から第30計算期間の場合	年10,000分の34の率

第31計算期間から第35計算期間の場合 年10,000分の28の率  
第36計算期間以降の場合 年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。



- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め  
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者  
の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別  
の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契  
約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条  
の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則と  
して、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと  
します。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則と  
して、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均  
され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定  
の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満  
期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表さ  
れる預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）  
の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値と  
の差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数  
値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に  
割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満  
期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および  
当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引  
をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国  
為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下  
本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該  
為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金  
額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた  
額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引  
の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあ  
らかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引  
を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日  
までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値  
に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2015年12月18日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをい  
います。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2055年の決算日（第38計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げることによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

④ 2055年の決算日の翌日（第39計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2075年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等



エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第23計算期間の場合	年10,000分の36の率
第24計算期間から第33計算期間の場合	年10,000分の34の率
第34計算期間から第38計算期間の場合	年10,000分の28の率
第39計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振



替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め  
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとして、

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2017年12月11日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。
- ② 2060年の決算日（第42計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。
- ③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式 45%、外国株式 23%、国内債券 27%および外国債券 5%とします。
- ④ 2060年の決算日の翌日（第43計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2080年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと



2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2019年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第27計算期間の場合	年10,000分の36の率
第28計算期間から第37計算期間の場合	年10,000分の34の率
第38計算期間から第42計算期間の場合	年10,000分の28の率
第43計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとなります。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振

替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め  
ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2018年12月11日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日



追加型証券投資信託

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

## 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、日本債券インデックスマザーファンド受益証券、外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に実質的な投資を行います。

② 2065年の決算日（第45計算期間終了日）に近づくにしたがい、安定性資産（国内債券および国内短期金融資産）の比率を引き上げるによりリスクを漸減させる運用をめざします。

③ 当初設定時の基本資産配分は、国内株式45%、外国株式23%、国内債券27%および外国債券5%とします。

④ 2065年の決算日の翌日（第46計算期間開始日）以降は、マザーファンドへの投資を通じた各資産への実質的な投資比率を一定にすることを基本とします。

⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託

### 『三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2085年9月10日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づいて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りま。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
  - ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、日本債券インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお



ける他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡したまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2021年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

計算期間	信託報酬率
第1計算期間から第30計算期間の場合	年10,000分の36の率
第31計算期間から第40計算期間の場合	年10,000分の34の率
第41計算期間から第45計算期間の場合	年10,000分の28の率
第46計算期間以降の場合	年10,000分の22の率

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第44条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（償還金の時効）

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るものとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利で

あると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資



信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第3項および第45条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2020年9月30日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信